

第 2 回 定 例 会 会 議 録 目 次

第 1 号（6月6日）（木曜日）

開 会	9
開 議	9
日程第 1 会議録署名議員の指名	9
日程第 2 会期決定の件	9
日程第 3 諸般の報告（議長・監査結果報告）	9
日程第 4 行政報告（市長報告）	9
永山市長報告	9
日程第 5 報告第 2 号 専決処分（伊集院小学校校舎増築建築工事請負変更契約の締結）の報告 について	1 0
永山市長報告	1 0
日程第 6 報告第 3 号 令和 5 年度日置市継続費繰越計算書の報告について	1 0
日程第 7 報告第 4 号 令和 5 年度日置市繰越明許費繰越計算書の報告について	1 0
日程第 8 報告第 5 号 令和 5 年度日置市水道事業会計予算繰越計算書の報告について	1 0
日程第 9 報告第 6 号 令和 5 年度日置市下水道事業会計予算繰越計算書の報告について	1 0
永山市長提案理由説明	1 0
日程第 1 0 同意第 1 号 日置市教育委員会委員の任命につき議会の同意を求めることについて	1 2
永山市長提案理由説明	1 2
日程第 1 1 同意第 2 号 日置市公平委員会委員の選任につき議会の同意を求めることについて	1 2
永山市長提案理由説明	1 2
日程第 1 2 承認第 3 号 専決処分（日置市税条例の一部改正）につき承認を求めることについ て	1 3
日程第 1 3 承認第 4 号 専決処分（日置市国民健康保険税条例の一部改正）につき承認を求め ることについて	1 3
永山市長提案理由説明	1 3
上総務企画部長兼総務課長	1 3
山口初美さん	1 6
日程第 1 4 承認第 5 号 専決処分（令和 5 年度日置市一般会計補正予算（第 1 1 号））につ	

承認を求めることについて	17
永山市長提案理由説明	17
日程第15 議案第38号 財産の取得について	18
日程第16 議案第39号 財産の取得について	18
永山市長提案理由説明	18
福田消防本部消防長	18
黒田澄子さん	19
福田消防本部消防長	20
休憩	20
日程第17 議案第40号 南薩地区衛生管理組合規約の変更について	20
永山市長提案理由説明	21
瀬戸口市民福祉部長兼市民生活課長	21
日程第18 議案第41号 日置市長等の給与等に関する条例の一部改正について	21
日程第19 議案第42号 日置市過疎地域産業開発促進条例の一部改正について	21
日程第20 議案第43号 日置市税条例の一部改正について	22
永山市長提案理由説明	22
上総務企画部長兼総務課長	22
日程第21 議案第44号 日置市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について	24
日程第22 議案第45号 日置市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例及び日置市包括的支援事業の実施に関する基準を定める条例の一部改正について	24
永山市長提案理由説明	24
瀬戸口市民福祉部長兼市民生活課長	24
日程第23 議案第46号 令和6年度日置市一般会計補正予算(第1号)	26
日程第24 議案第47号 令和6年度日置市国民健康保険特別会計補正予算(第1号)	26
日程第25 議案第48号 令和6年度日置市国民宿舎事業特別会計補正予算(第1号)	26
日程第26 議案第49号 令和6年度日置市健康交流館事業特別会計補正予算(第1号)	26
日程第27 議案第50号 令和6年度日置市介護保険特別会計補正予算(第1号)	26
永山市長提案理由説明	26
佐多申至君	28

園田企画課長	2 9
濱崎地域づくり課長	2 9
宇都健康保険課長	2 9
馬場口こども未来課長	3 0
田代社会教育課長	3 0
松岡総括監（観光施設担当）	3 0
休 憩	3 0
黒田澄子さん	3 0
濱崎地域づくり課長	3 1
成田農林水産課長・農業委員会事務局長	3 2
黒田澄子さん	3 2
濱崎地域づくり課長	3 2
成田農林水産課長・農業委員会事務局長	3 2
日程第 2 8 陳情第 6 号 政党機関紙の庁舎内勧誘行為の実態調査を求める陳情	3 3
日程第 2 9 陳情第 7 号 現行の健康保険証の存続に関する陳情書	3 3
散 会	3 3

第 2 号（6 月 1 3 日）（木曜日）

開 議	3 8
日程第 1 一般質問	3 8
山口初美さん	3 8
永山市長	3 9
奥教育長	4 0
山口初美さん	4 0
中鉢学校教育課長	4 0
山口初美さん	4 1
中鉢学校教育課長	4 1
山口初美さん	4 1
瀬戸口市民福祉部長兼市民生活課長	4 2
山口初美さん	4 2
瀬戸口市民福祉部長兼市民生活課長	4 2
山口初美さん	4 2

	瀬戸口市民福祉部長兼市民生活課長	4 2
	山口初美さん	4 2
	瀬戸口市民福祉部長兼市民生活課長	4 2
	山口初美さん	4 3
	瀬戸口市民福祉部長兼市民生活課長	4 3
	山口初美さん	4 3
	永山市長	4 3
	山口初美さん	4 3
	成田農林水産課長・農業委員会事務局長	4 4
	山口初美さん	4 4
	永山市長	4 5
	山口初美さん	4 5
	永山市長	4 5
	長倉浩二君	4 6
休	憩	4 8
	永山市長	4 8
	長倉浩二君	4 9
	濱崎地域づくり課長	4 9
	長倉浩二君	4 9
	濱崎地域づくり課長	4 9
	長倉浩二君	4 9
	有島税務課長	4 9
	長倉浩二君	5 0
	小園財政管財課長	5 0
	長倉浩二君	5 0
	有島税務課長	5 0
	長倉浩二君	5 1
	東総括監兼選挙管理委員会事務局長	5 1
	長倉浩二君	5 1
	田口産業建設部長兼建設課長	5 1
	長倉浩二君	5 1
	田口産業建設部長兼建設課長	5 1

長倉浩二君	5 1
田口産業建設部長兼建設課長	5 2
長倉浩二君	5 2
田口産業建設部長兼建設課長	5 2
長倉浩二君	5 2
田口産業建設部長兼建設課長	5 3
長倉浩二君	5 3
田口産業建設部長兼建設課長	5 3
長倉浩二君	5 3
田口産業建設部長兼建設課長	5 3
漆島政人君	5 3
永山市長	5 5
漆島政人君	5 6
成田農林水産課長・農業委員会事務局長	5 6
漆島政人君	5 7
成田農林水産課長・農業委員会事務局長	5 7
漆島政人君	5 7
成田農林水産課長・農業委員会事務局長	5 7
漆島政人君	5 7
永山市長	5 7
休 憩	5 7
漆島政人君	5 7
永山市長	5 7
漆島政人君	5 8
成田農林水産課長・農業委員会事務局長	5 8
漆島政人君	5 8
永山市長	5 8
漆島政人君	5 9
永山市長	5 9
漆島政人君	5 9
永山市長	6 0
漆島政人君	6 0

成田農林水産課長・農業委員会事務局長	6 1
漆島政人君	6 1
永山市長	6 1
漆島政人君	6 2
成田農林水産課長・農業委員会事務局長	6 2
漆島政人君	6 2
永山市長	6 2
漆島政人君	6 3
永山市長	6 3
漆島政人君	6 3
成田農林水産課長・農業委員会事務局長	6 3
漆島政人君	6 3
永山市長	6 4
漆島政人君	6 4
永山市長	6 5
漆島政人君	6 5
成田農林水産課長・農業委員会事務局長	6 5
漆島政人君	6 5
永山市長	6 6
漆島政人君	6 6
永山市長	6 6
佐多申至君	6 7
永山市長	6 7
佐多申至君	6 8
宮前福祉課長	6 8
佐多申至君	6 8
宮前福祉課長	6 8
佐多申至君	6 8
宮前福祉課長	6 8
佐多申至君	6 8
宮前福祉課長	6 8
佐多申至君	6 9

宮前福祉課長	6 9
佐多申至君	6 9
宮前福祉課長	6 9
佐多申至君	6 9
東総括監兼選挙管理委員会事務局長	6 9
宮前福祉課長	6 9
佐多申至君	7 0
東総括監兼選挙管理委員会事務局長	7 0
佐多申至君	7 0
東総括監兼選挙管理委員会事務局長	7 0
佐多申至君	7 0
東総括監兼選挙管理委員会事務局長	7 0
休 憩	7 0
佐多申至君	7 0
宮前福祉課長	7 1
佐多申至君	7 1
宮前福祉課長	7 1
佐多申至君	7 1
宮前福祉課長	7 1
佐多申至君	7 1
宮前福祉課長	7 1
佐多申至君	7 2
宮前福祉課長	7 2
佐多申至君	7 2
宮前福祉課長	7 2
佐多申至君	7 2
宮前福祉課長	7 2
佐多申至君	7 3
宮前福祉課長	7 3
佐多申至君	7 3
宮前福祉課長	7 3
佐多申至君	7 3

宮前福祉課長	7 3
佐多申至君	7 4
中村清栄君	7 4
永山市長	7 4
中村清栄君	7 5
永山市長	7 5
中村清栄君	7 5
馬場口こども未来課長	7 5
中村清栄君	7 6
馬場口こども未来課長	7 6
中村清栄君	7 6
永山市長	7 6
中村清栄君	7 6
馬場口こども未来課長	7 6
中村清栄君	7 7
馬場口こども未来課長	7 7
中村清栄君	7 7
馬場口こども未来課長	7 7
中村清栄君	7 7
馬場口こども未来課長	7 7
中村清栄君	7 7
馬場口こども未来課長	7 8
中村清栄君	7 8
馬場口こども未来課長	7 8
中村清栄君	7 8
永山市長	7 8
散 会	7 9

第3号（6月14日）（金曜日）

開 議	8 4
日程第1 一般質問	8 4
坂口洋之君	8 4
永山市長	8 5
坂口洋之君	8 7

永山市長	87
坂口洋之君	87
濱崎地域づくり課長	87
坂口洋之君	87
濱崎地域づくり課長	87
坂口洋之君	88
上総務企画部長兼総務課長	88
坂口洋之君	88
濱崎地域づくり課長	89
坂口洋之君	89
濱崎地域づくり課長	89
坂口洋之君	89
濱崎地域づくり課長	89
坂口洋之君	89
濱崎地域づくり課長	89
坂口洋之君	89
濱崎地域づくり課長	89
坂口洋之君	90
濱崎地域づくり課長	90
坂口洋之君	90
濱崎地域づくり課長	90
坂口洋之君	90
永山市長	91
坂口洋之君	91
濱崎地域づくり課長	91
坂口洋之君	91
濱崎地域づくり課長	91
坂口洋之君	91
濱崎地域づくり課長	91
坂口洋之君	91
永山市長	92
坂口洋之君	92

永山市長	9 2
坂口洋之君	9 2
濱崎地域づくり課長	9 3
坂口洋之君	9 3
園田企画課長	9 3
坂口洋之君	9 3
園田企画課長	9 3
坂口洋之君	9 3
園田企画課長	9 4
坂口洋之君	9 4
園田企画課長	9 4
坂口洋之君	9 4
園田企画課長	9 4
坂口洋之君	9 4
園田企画課長	9 4
坂口洋之君	9 5
永山市長	9 5
坂口洋之君	9 5
上村商工観光課長	9 5
坂口洋之君	9 5
上村商工観光課長	9 6
坂口洋之君	9 6
上村商工観光課長	9 6
坂口洋之君	9 6
上村商工観光課長	9 6
坂口洋之君	9 7
上村商工観光課長	9 7
坂口洋之君	9 7
上村商工観光課長	9 7
坂口洋之君	9 7
上村商工観光課長	9 7
坂口洋之君	9 7
永山市長	9 7
休 憩	9 8

黒田澄子さん	98
永山市長	99
奥教育長	100
黒田澄子さん	101
宮前福祉課長	101
黒田澄子さん	102
宮前福祉課長	102
黒田澄子さん	102
宮前福祉課長	102
黒田澄子さん	102
宮前福祉課長	102
黒田澄子さん	102
宮前福祉課長	103
黒田澄子さん	103
宮前福祉課長	103
黒田澄子さん	103
永山市長	104
黒田澄子さん	104
入佐介護保険課長	104
黒田澄子さん	104
入佐介護保険課長	104
黒田澄子さん	104
入佐介護保険課長	105
黒田澄子さん	105
入佐介護保険課長	105
黒田澄子さん	105
瀬戸口市民福祉部長兼市民生活課長	106
黒田澄子さん	106
瀬戸口市民福祉部長兼市民生活課長	106
黒田澄子さん	106
永山市長	107
黒田澄子さん	107

	瀬戸口市民福祉部長兼市民生活課長	1 0 7
	黒田澄子さん	1 0 7
	中鉢学校教育課長	1 0 7
	黒田澄子さん	1 0 7
	中鉢学校教育課長	1 0 8
	黒田澄子さん	1 0 8
	中鉢学校教育課長	1 0 8
	黒田澄子さん	1 0 8
	中鉢学校教育課長	1 0 8
	黒田澄子さん	1 0 9
	中鉢学校教育課長	1 0 9
	黒田澄子さん	1 0 9
	奥教育長	1 1 0
	黒田澄子さん	1 1 0
	奥教育長	1 1 0
休	憩	1 1 0
	富迫克彦君	1 1 0
	永山市長	1 1 1
	奥教育長	1 1 2
	富迫克彦君	1 1 2
	園田企画課長	1 1 3
	富迫克彦君	1 1 3
	園田企画課長	1 1 4
	富迫克彦君	1 1 4
	園田企画課長	1 1 4
	富迫克彦君	1 1 4
	園田企画課長	1 1 5
	富迫克彦君	1 1 5
	馬場口こども未来課長	1 1 5
	富迫克彦君	1 1 5
	馬場口こども未来課長	1 1 5
	富迫克彦君	1 1 6

園田企画課長	1 1 6
富迫克彦君	1 1 6
田代社会教育課長	1 1 6
中鉢学校教育課長	1 1 7
富迫克彦君	1 1 7
中鉢学校教育課長	1 1 7
富迫克彦君	1 1 7
東教育委員会事務局長兼教育総務課長	1 1 8
富迫克彦君	1 1 8
東教育委員会事務局長兼教育総務課長	1 1 8
富迫克彦君	1 1 8
園田企画課長	1 1 9
富迫克彦君	1 1 9
園田企画課長	1 1 9
富迫克彦君	1 1 9
園田企画課長	1 2 0
永山市長	1 2 0
富迫克彦君	1 2 0
休 憩	1 2 1
留盛浩一郎君	1 2 1
永山市長	1 2 1
奥教育長	1 2 2
留盛浩一郎君	1 2 2
福田消防本部消防長	1 2 3
留盛浩一郎君	1 2 3
福田消防本部消防長	1 2 3
留盛浩一郎君	1 2 3
福田消防本部消防長	1 2 3
留盛浩一郎君	1 2 4
福田消防本部消防長	1 2 4
留盛浩一郎君	1 2 4
福田消防本部消防長	1 2 4

留盛浩一郎君	1 2 4
福田消防本部消防長	1 2 4
留盛浩一郎君	1 2 4
永山市長	1 2 5
留盛浩一郎君	1 2 5
福田消防本部消防長	1 2 6
永山市長	1 2 6
留盛浩一郎君	1 2 6
福田消防本部消防長	1 2 6
留盛浩一郎君	1 2 6
福田消防本部消防長	1 2 7
留盛浩一郎君	1 2 7
福田消防本部消防長	1 2 7
留盛浩一郎君	1 2 7
福田消防本部消防長	1 2 7
永山市長	1 2 7
留盛浩一郎君	1 2 8
福田消防本部消防長	1 2 8
留盛浩一郎君	1 2 8
永山市長	1 2 8
留盛浩一郎君	1 2 8
田代社会教育課長	1 2 9
留盛浩一郎君	1 2 9
田代社会教育課長	1 2 9
留盛浩一郎君	1 2 9
田代社会教育課長	1 2 9
留盛浩一郎君	1 2 9
田代社会教育課長	1 2 9
留盛浩一郎君	1 2 9
永山市長	1 2 9
奥教育長	1 2 9
留盛浩一郎君	1 3 0

	田代社会教育課長	1 3 0
	留盛浩一郎君	1 3 0
	田代社会教育課長	1 3 1
	留盛浩一郎君	1 3 1
	永山市長	1 3 1
	奥教育長	1 3 2
休	憩	1 3 2
	是枝みゆきさん	1 3 2
	永山市長	1 3 3
	是枝みゆきさん	1 3 5
	永山市長	1 3 5
	上村商工観光課長	1 3 5
	是枝みゆきさん	1 3 5
	上村商工観光課長	1 3 5
	是枝みゆきさん	1 3 5
	上村商工観光課長	1 3 6
	是枝みゆきさん	1 3 6
	上村商工観光課長	1 3 6
	是枝みゆきさん	1 3 6
	松岡総括監（観光施設担当）	1 3 6
	永山市長	1 3 6
	是枝みゆきさん	1 3 6
	上村商工観光課長	1 3 7
	是枝みゆきさん	1 3 7
	成田農林水産課長・農業委員会事務局長	1 3 7
	是枝みゆきさん	1 3 7
	上村商工観光課長	1 3 8
	是枝みゆきさん	1 3 8
	上村商工観光課長	1 3 8
	是枝みゆきさん	1 3 8
	上村商工観光課長	1 3 8
	是枝みゆきさん	1 3 8

上村商工観光課長	1 3 8
是枝みゆきさん	1 3 8
上村商工観光課長	1 3 9
是枝みゆきさん	1 3 9
永山市長	1 3 9
上村商工観光課長	1 3 9
是枝みゆきさん	1 3 9
上村商工観光課長	1 4 0
是枝みゆきさん	1 4 0
東総括監兼選挙管理委員会事務局長	1 4 0
是枝みゆきさん	1 4 0
東総括監兼選挙管理委員会事務局長	1 4 0
是枝みゆきさん	1 4 0
東総括監兼選挙管理委員会事務局長	1 4 0
是枝みゆきさん	1 4 0
東総括監兼選挙管理委員会事務局長	1 4 1
是枝みゆきさん	1 4 1
東総括監兼選挙管理委員会事務局長	1 4 1
是枝みゆきさん	1 4 1
東総括監兼選挙管理委員会事務局長	1 4 2
永山市長	1 4 2
散 会	1 4 2

第4号（7月1日）（月曜日）

開 議	1 4 6
日程第1 議案第46号 令和6年度日置市一般会計補正予算（第1号）	1 4 6
日程第2 議案第47号 令和6年度日置市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）	1 4 6
日程第3 議案第48号 令和6年度日置市国民宿舎事業特別会計補正予算（第1号）	1 4 6
日程第4 議案第49号 令和6年度日置市健康交流館事業特別会計補正予算（第1号）	1 4 6
日程第5 議案第50号 令和6年度日置市介護保険特別会計補正予算（第1号）	1 4 6
中村予算審査特別委員長報告	1 4 6
山口初美さん	1 5 2

福田晋拓君	1 5 3
漆島政人君	1 5 3
是枝みゆきさん	1 5 5
日程第6 陳情第3号 川内原発20年延長に関する陳情書	1 5 6
日程第7 陳情第6号 政党機関紙の庁舎内勧誘行為の実態調査を求める陳情	1 5 6
重留総務企画常任委員長報告	1 5 6
休 憩	1 5 8
山口初美さん	1 5 8
福元 悟君	1 5 9
坂口洋之君	1 6 0
坂口洋之君	1 6 0
日程第8 陳情第7号 現行の健康保険証の存続に関する陳情書	1 6 1
富迫文教厚生常任委員長報告	1 6 1
山口初美さん	1 6 2
黒田澄子さん	1 6 3
日程第9 議案第51号 令和6年度日置市一般会計補正予算(第2号)	1 6 4
永山市長提案理由説明	1 6 4
日程第10 請願第2号 中等度難聴高齢者の補聴器購入費助成制度の創設を求める請願書	1 6 4
日程第11 陳情第8号 健康保険証の存続を求める陳情について	1 6 4
休 憩	1 6 5
追加日程第1 閉会中の継続審査の申し出について	1 6 5
日程第12 閉会中の継続調査の申し出について	1 6 5
日程第13 所管事務調査結果報告について	1 6 5
日程第14 議員派遣の件について	1 6 5
閉 会	1 6 6
永山市長	1 6 6

令和6年第2回（6月）日置市議会定例会

1. 会期日程

月 日	曜	会 議 別	摘 要
6月 6日	木	本 会 議	議案等上程、質疑、表決、付託
6月 7日	金	休 会	
6月 8日	土	休 会	
6月 9日	日	休 会	
6月10日	月	休 会	
6月11日	火	休 会	
6月12日	水	休 会	
6月13日	木	本 会 議	一般質問
6月14日	金	本 会 議	一般質問
6月15日	土	休 会	
6月16日	日	休 会	
6月17日	月	休 会	
6月18日	火	委 員 会	総務企画・文教厚生・産業建設（条例、補正予算）
6月19日	水	委 員 会	総務企画・文教厚生・産業建設（条例、補正予算）
6月20日	木	委 員 会	予算審査特別委員会予備日
6月21日	金	委 員 会	定例全員協議会、予算審査特別委員会（全体会）
6月22日	土	休 会	
6月23日	日	休 会	
6月24日	月	委 員 会	議会運営委員会・議案等データ配信
6月25日	火	休 会	
6月26日	水	休 会	
6月27日	木	休 会	
6月28日	金	休 会	
6月29日	土	休 会	
6月30日	日	休 会	
7月 1日	月	本 会 議	定例全員協議会、付託事件等審査結果報告、質疑、表決、追加議案上程

2. 付議事件

議案番号	事 件 名
報告第 2 号	専決処分（伊集院小学校校舎増築建築工事請負変更契約の締結）の報告について
報告第 3 号	令和5年度日置市継続費繰越計算書の報告について
報告第 4 号	令和5年度日置市繰越明許費繰越計算書の報告について
報告第 5 号	令和5年度日置市水道事業会計予算繰越計算書の報告について
報告第 6 号	令和5年度日置市下水道事業会計予算繰越計算書の報告について
同意第 1 号	日置市教育委員会委員の任命につき議会の同意を求めることについて
同意第 2 号	日置市公平委員会委員の選任につき議会の同意を求めることについて
承認第 3 号	専決処分（日置市税条例の一部改正）につき承認を求めることについて
承認第 4 号	専決処分（日置市国民健康保険税条例の一部改正）につき承認を求めることについて
承認第 5 号	専決処分（令和5年度日置市一般会計補正予算（第11号））につき承認を求めることについて
議案第38号	財産の取得について
議案第39号	財産の取得について
議案第40号	南薩地区衛生管理組合規約の変更について
議案第41号	日置市長等の給与等に関する条例の一部改正について
議案第42号	日置市過疎地域産業開発促進条例の一部改正について
議案第43号	日置市税条例の一部改正について
議案第44号	日置市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について
議案第45号	日置市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例及び日置市包括的支援事業の実施に関する基準を定める条例の一部改正について
議案第46号	令和6年度日置市一般会計補正予算（第1号）
議案第47号	令和6年度日置市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）
議案第48号	令和6年度日置市国民宿舎事業特別会計補正予算（第1号）
議案第49号	令和6年度日置市健康交流館事業特別会計補正予算（第1号）
議案第50号	令和6年度日置市介護保険特別会計補正予算（第1号）
議案第51号	令和6年度日置市一般会計補正予算（第2号）
請願第 2 号	中等度難聴高齢者の補聴器購入費助成制度の創設を求める請願書
陳情第 3 号	川内原発20年延長に関する陳情書
陳情第 6 号	政党機関紙の庁舎内勧誘行為の実態調査を求める陳情

陳情第 7号 現行の健康保険証の存続に関する陳情書

陳情第 8号 健康保険証の存続を求める陳情について

第 1 号 (6 月 6 日)

議事日程（第1号）

日 程	事 件 名
日程第 1	会議録署名議員の指名
日程第 2	会期決定の件
日程第 3	諸般の報告（議長・監査結果報告）
日程第 4	行政報告（市長報告）
日程第 5	報告第 2号 専決処分（伊集院小学校校舎増築建築工事請負変更契約の締結）の報告について
日程第 6	報告第 3号 令和5年度日置市継続費繰越計算書の報告について
日程第 7	報告第 4号 令和5年度日置市繰越明許費繰越計算書の報告について
日程第 8	報告第 5号 令和5年度日置市水道事業会計予算繰越計算書の報告について
日程第 9	報告第 6号 令和5年度日置市下水道事業会計予算繰越計算書の報告について
日程第10	同意第 1号 日置市教育委員会委員の任命につき議会の同意を求めることについて
日程第11	同意第 2号 日置市公平委員会委員の選任につき議会の同意を求めることについて
日程第12	承認第 3号 専決処分（日置市税条例の一部改正）につき承認を求めることについて
日程第13	承認第 4号 専決処分（日置市国民健康保険税条例の一部改正）につき承認を求めることについて
日程第14	承認第 5号 専決処分（令和5年度日置市一般会計補正予算（第11号））につき承認を求めることについて
日程第15	議案第38号 財産の取得について
日程第16	議案第39号 財産の取得について
日程第17	議案第40号 南薩地区衛生管理組合規約の変更について
日程第18	議案第41号 日置市長等の給与等に関する条例の一部改正について
日程第19	議案第42号 日置市過疎地域産業開発促進条例の一部改正について
日程第20	議案第43号 日置市税条例の一部改正について
日程第21	議案第44号 日置市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について
日程第22	議案第45号 日置市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例及び日置市包括的支援事業の実施に関する基準を定める条例の一部改正について
日程第23	議案第46号 令和6年度日置市一般会計補正予算（第1号）
日程第24	議案第47号 令和6年度日置市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）

- 日程第 25 議案第 48 号 令和 6 年度日置市国民宿舎事業特別会計補正予算（第 1 号）
- 日程第 26 議案第 49 号 令和 6 年度日置市健康交流館事業特別会計補正予算（第 1 号）
- 日程第 27 議案第 50 号 令和 6 年度日置市介護保険特別会計補正予算（第 1 号）
- 日程第 28 陳情第 6 号 政党機関紙の庁舎内勧誘行為の実態調査を求める陳情
- 日程第 29 陳情第 7 号 現行の健康保険証の存続に関する陳情書

本会議（6月6日）（木曜）

出席議員 17名

1番	中村清栄君	2番	欠員
3番	福田晋拓君	4番	長倉浩二君
5番	下園和己君	6番	佐多申至君
7番	是枝みゆきさん	8番	富迫克彦君
9番	重留健朗君	10番	福元悟君
11番	山口政夫君	12番	中村尉司君
14番	黒田澄子さん	16番	山口初美さん
17番	坂口洋之君	18番	漆島政人君
19番	池満涉君	20番	並松安文君

欠席議員 2名

13番	留盛浩一郎君	15番	下御領昭博君
-----	--------	-----	--------

事務局職員出席者

事務局長	山下和彦君	次長兼議事調査係長	諸正一久君
議事調査係	上田橋裕生君		

地方自治法第121条による出席者

市長	永山由高君	副市長	井多原章一君
教育長	奥善一君	総務企画部長兼総務課長	上秀人君
市民福祉部長兼市民生活課長	瀬戸口亮君	産業建設部長兼建設課長	田口悦次君
教育委員会事務局長兼教育総務課長	東正和君	消防本部消防長	福田幸記君
東市来支所長	横枕広幸君	日吉支所長	坂上誠君
吹上支所長	内山良弘君	総括監選挙管理委員会事務局長	東純一君
財政管財課長	小園秀作君	企画課長	園田賢一君
地域づくり課長	濱崎慎一郎君	税務課長	有島春己君
商工観光課長	上村裕文君	福祉課長	宮前美紀さん
健康保険課長	宇都敏君	こども未来課長	馬場口美宗香さん
介護保険課長	入佐好彦君	農林水産課長・農業委員会事務局長	成田郷君
農地整備課長	上勇人君	上下水道課長	神余徹君
学校教育課長	中鉢吉彦君	社会教育課長	田代誠治君

会計管理者兼会計課長
総括監（観光施設担当）

奥田美穂さん
松岡政仁君

監査委員事務局長 山下和彦君

午前10時10分開会

△開 会

○議長（並松安文君）

ただいまから令和6年第2回日置市議会定例会を開会します。

△開 議

○議長（並松安文君）

これより本日の会議を開きます。

△日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（並松安文君）

日程第1、会議録署名議員の指名をします。会議録署名議員は、会議規則第88条の規定によって、重留健朗議員、福元悟議員を指名します。

△日程第2 会期決定の件

○議長（並松安文君）

日程第2、会期決定の件を議題とします。お諮りします。本定例会の会期は、本日から7月1日までの26日間にししたいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（並松安文君）

異議なしと認めます。したがって、会期は本日から7月1日までの26日間と決定しました。

△日程第3 諸般の報告（議長・監査結果報告）

○議長（並松安文君）

日程第3、諸般の報告を行います。議会の報告及び例月現金出納検査結果報告につきましては、お手元に配付いたしました資料のとおりです。

これで諸般の報告を終わります。

△日程第4 行政報告（市長報告）

○議長（並松安文君）

日程第4、行政報告を行います。

市長から行政報告の申出がありました。これを許可します。

〔市長永山由高君登壇〕

○市長（永山由高君）

おはようございます。2月8日からの主な行政執行について、ご報告を申し上げます。

2月10日に川内原子力発電所の重大事故を想定した令和5年度原子力防災訓練を国、県、事業者等と共同で実施しました。本年度は吹上中央公民館に避難退域時検査場所を設置し、住民避難の際の避難退域時検査の実施や安定ヨウ素剤の配布訓練、また鹿児島県原子力防災アプリを活用した広報訓練、避難誘導訓練を実施しました。

次に、2月11日に総合商社小平株式会社の本社開所式が開催されました。東市来地域湯之元を世界に誇れるウェルビーイングタウン化することを目指し、今後も連携を図ってまいります。

次に、2月26日に、インターネット上に設置した「もう一つの日置、ネオ日置」において経済活動及びイベント開催が可能となる「ネオ日置城下町と祭空間」が完成し、ネオ日置大バージョンアップと題してユーチューブでの生配信を行いました。

次に、2月28日に医療機関向け地域公共交通説明会を開催し、乗り合いタクシーを利用して医療機関を受診する仕組みづくりや今後の方向性について意見交換を行いました。

次に、3月13日に新たに1施設、また5月7日に4施設のネーミングライツ・パートナー契約を締結し、事業者代表の方と記者発表を行いました。今後は、愛称を積極的に活用し、定着を図ってまいります。

次に、3月14日に日置市立幼稚園卒園式及び日置市立飯牟礼幼稚園と土橋幼稚園の閉園式がそれぞれ行われましたので出席しまし

た。飯牟礼幼稚園は昭和43年開園来56年、土橋幼稚園は昭和42年開園来57年の歴史に幕を下ろしました。本年度からは日置市立東市来幼稚園に統合されました。

次に、3月18日に、日産自動車株式会社及び鹿児島日産自動車株式会社と電気自動車を活用した脱炭素化及び強靱化に関する連携協定を締結しました。今後、さらなる脱炭素化の推進と災害対策の強化等、地域課題の解決に向けた連携を図ってまいります。

次に、3月24日に関東鹿児島県人会連合会創立50周年記念大会が開催されましたので出席しました。

次に、5月8日から9日まで、佐賀県嬉野市において、第134回九州市長会が開催されましたので出席しました。

このほか、主要な行政執行につきましては報告書に掲載しましたので、ご確認をお願いいたします。

○議長（並松安文君）

これで行政報告を終わります。

△日程第5 報告第2号専決処分（伊集院小学校校舎増築建築工事請負変更契約の締結）の報告について

○議長（並松安文君）

日程第5、報告第2号専決処分（伊集院小学校校舎増築建築工事請負変更契約の締結）の報告についてを議題とします。

本件について、市長の報告を求めます。

〔市長永山由高君登壇〕

○市長（永山由高君）

報告第2号は、専決処分（伊集院小学校校舎増築建築工事請負変更契約の締結）の報告についてであります。

伊集院小学校校舎増築建築工事請負変更契約の締結を地方自治法第180条第1項の規定に基づき専決処分しましたので、同条第

2項の規定により報告するものであります。

以上、ご審議をよろしくお願いいたします。

○議長（並松安文君）

これから、報告第2号について質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（並松安文君）

質疑なしと認めます。

これで報告第2号の報告を終わります。

△日程第6 報告第3号令和5年度日置市継続費繰越計算書の報告について

△日程第7 報告第4号令和5年度日置市繰越明許費繰越計算書の報告について

△日程第8 報告第5号令和5年度日置市水道事業会計予算繰越計算書の報告について

△日程第9 報告第6号令和5年度日置市下水道事業会計予算繰越計算書の報告について

○議長（並松安文君）

日程第6、報告第3号令和5年度日置市継続費繰越計算書の報告についてから日程第9、報告第6号令和5年度日置市下水道事業会計予算繰越計算書の報告についてまでの4件を一括議題とします。

4件について、市長の説明を求めます。

〔市長永山由高君登壇〕

○市長（永山由高君）

報告第3号は、令和5年度日置市継続費繰越計算書の報告についてであります。

令和5年度日置市継続費繰越計算書を地方自治法施行令第145条第1項の規定により報告するものであります。教育費の小学校費で、伊集院小学校校舎増築事業5,195万2,000円を令和6年度へ繰越したものであります。

次に、報告第4号は、令和5年度日置市繰越明許費繰越計算書の報告についてであります。

令和5年度日置市繰越明許費繰越計算書を地方自治法施行令第146条第2項の規定により報告するものであります。

その概要については、令和5年度の国の補正予算に伴う事業などについて所要の手続を行いました。

一般会計の主なものでは、総務費の総務管理費で庁舎管理費2億1,313万円、民生費の社会福祉費で住民税均等割のみ課税世帯臨時支援給付金事業費1億4,861万7,000円、児童福祉費で低所得者の子育て世帯への臨時特別給付金事業費2,274万8,000円、衛生費の保健衛生費で新型コロナウイルスワクチン接種事業費292万3,000円、農林水産業費の農業費で住環境整備事業費8,706万2,000円や農地耕作条件改善事業費2,986万5,000円、商工費の商工費で商工業振興費9,626万8,000円、土木費の道路橋梁費で道整備交付金事業1億4,315万1,000円や通学路交通安全事業費8,398万円、消防費の消防費で消防施設整備費2,294万8,000円、教育費の小学校費で小学校維持補修費473万2,000円、災害復旧費の農林水産施設災害復旧費で現年補助農地農業用施設災害復旧費1億3,059万3,000円など36事業、総額16億3,422万7,000円を令和6年度へ繰越したものであります。

次に、健康交流館事業特別会計の経営費の管理費で、管理事業費1,099万1,000円を令和6年度へ繰越したものであります。

次に、報告第5号は、令和5年度日置市水道事業会計予算繰越計算書の報告についてであります。

令和5年度日置市水道事業会計予算繰越計

算書を地方公営企業法第26条第3項の規定により報告するものであります。

その概要については、道路改良工事の工期延長等により、配水管布設替工事などについて所要の手続を行いました。

水道事業会計の主なものでは、資本的支出の建設改良費で市道カンゾ岩淵線配水管布設替工事（5-1工区）450万円をはじめ21事業、総額4億2,172万円を令和6年度へ繰越したものであります。

次に、報告第6号は、令和5年度日置市下水道事業会計予算繰越計算書の報告についてであります。

令和5年度日置市下水道事業会計予算繰越計算書を地方公営企業法第26条第3項の規定により報告するものであります。

その概要については、国との協議の長期化に伴う汚泥脱水機更新や、国の補正予算に伴う委託業務を年度内に完了することができないことについて所要の手続を行いました。

下水道事業資本的支出の建設改良費で、公共下水道伊集院終末処理場の建設工事委託に関する協定（汚泥脱水機更新）1億7,400万円、下水道事業収益的支出の営業費用で、管渠費（公共下水道管渠ストックマネジメント計画策定に係る点検調査業務委託（5-1工区））2,000万円を令和6年度へ繰越したものであります。

以上4件、ご審議をよろしくお願いいたします。

○議長（並松安文君）

これから、4件について一括して質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（並松安文君）

質疑なしと認めます。

これで、報告第3号から報告第6号までの4件について報告を終わります。

△日程第10 同意第1号日置市教育委員会委員の任命につき議会の同意を求めることについて

○議長（並松安文君）

日程第10、同意第1号日置市教育委員会委員の任命につき議会の同意を求めることについてを議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。

〔市長永山由高君登壇〕

○市長（永山由高君）

同意第1号は、日置市教育委員会委員の任命につき議会の同意を求めることについてであります。

令和6年6月10日をもって任期満了となるため、引き続き後任委員として任命したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項の規定により議会の同意を求めるものであります。

内村友治氏の経歴につきましては別紙資料のとおりとなっております。

以上、ご審議をよろしくお願いいたします。

○議長（並松安文君）

これから、本件について質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（並松安文君）

質疑なしと認めます。

お諮りします。同意第1号は、会議規則第37条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思えます。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（並松安文君）

異議なしと認めます。したがって、同意第1号は委員会付託を省略することに決定しました。

これから、同意第1号について討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（並松安文君）

討論なしと認めます。

これから、同意第1号を採決します。

お諮りします。本件は同意することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（並松安文君）

異議なしと認めます。したがって、同意第1号日置市教育委員会委員の任命につき議会の同意を求めることについては、同意することに決定しました。

△日程第11 同意第2号日置市公平委員会委員の選任につき議会の同意を求めることについて

○議長（並松安文君）

日程第11、同意第2号日置市公平委員会委員の選任につき議会の同意を求めることについてを議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。

〔市長永山由高君登壇〕

○市長（永山由高君）

同意第2号は、日置市公平委員会委員の選任につき議会の同意を求めることについてであります。

令和6年7月31日をもって任期満了となるため、引き続き後任委員として選任したいので、地方公務員法第9条の2第2項の規定により議会の同意を求めるものであります。

村山大輔氏の経歴につきましては別紙資料のとおりとなっております。

以上、ご審議をよろしくお願いいたします。

○議長（並松安文君）

これから、本件について質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（並松安文君）

質疑なしと認めます。

お諮りします。同意第2号は、会議規則第37条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（並松安文君）

異議なしと認めます。したがって、同意第2号は委員会付託を省略することに決定しました。

これから、同意第2号について討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（並松安文君）

討論なしと認めます。

これから、同意第2号を採決します。

お諮りします。本件は同意することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（並松安文君）

異議なしと認めます。したがって、同意第2号日置市公平委員会委員の選任につき議会の同意を求めることについては、同意することに決定しました。

△日程第12 承認第3号専決処分（日置市税条例の一部改正）につき承認を求めることについて

△日程第13 承認第4号専決処分（日置市国民健康保険税条例の一部改正）につき承認を求めることについて

○議長（並松安文君）

日程第12、承認第3号専決処分（日置市税条例の一部改正）につき承認を求めることについて及び日程第13、承認第4号専決処分（日置市国民健康保険税条例の一部改正）につき承認を求めることについての2件を一括議題とします。

2件について、提案理由の説明を求めます。

〔市長永山由高君登壇〕

○市長（永山由高君）

承認第3号は、専決処分（日置市税条例の一部改正）につき承認を求めることについてであります。

地方税法等の一部を改正する法律の一部が令和6年4月1日に施行されたことに伴い、緊急を要したため、日置市税条例の一部を改正したものであります。

次に、承認第4号は、専決処分（日置市国民健康保険税条例の一部改正）につき承認を求めることについてであります。

地方税法施行令の一部を改正する政令の一部が令和6年4月1日に施行されたことに伴い、緊急を要したため、日置市国民健康保険税条例の一部を改正したものであります。

内容につきましては総務企画部長に説明させていただきますので、以上2件、ご審議をよろしくお願いいたします。

○総務企画部長兼総務課長（上 秀人君）

それでは、承認第3号専決処分（日置市税条例の一部改正）につき承認を求めることについて補足説明を申し上げます。

専決処分の理由につきましては、地方税法等の一部を改正する法律が令和6年3月30日に公布され、その一部が同年4月1日に施行されることに伴い、緊急を要したため、同年3月31日付で専決処分により条例の一部を改正したものでございます。

それでは、別紙を御覧いただきたいと思っております。

第18条の4の改正は、納税証明書の交付手数料について、内容が日置市手数料徴収条例の規定と重複することから、削るものでございます。

次に、第51条第2項の改正は、市民税について、減免事由に該当することが明らかであり、かつ、減免する必要があると市長が認めるときは、職権による減免を可能とする規

定を追加するものでございます。

次の同条第3項の規定は、条文整理を行うものでございます。

次に、第71条第2項の改正は、固定資産税について、さきの市民税と同様に、職権による減免を可能とする規定を追加するものでございます。

次に、第73条の2は固定資産課税台帳の閲覧手数料について、第73条の3は固定資産課税台帳の記載事項証明書の交付手数料についての規定で、それぞれの内容が日置市手数料徴収条例の規定と重複することから、これらの条を削るものでございます。

次に、第139条の3第2項の改正は、特別土地保有税について、さきの市民税及び固定資産税と同様に、職権による減免を可能とする規定を追加するものでございます。

次に、附則第7条の4の次に、次の4条を加える改正、これにつきましては、個人市民税に係る1万円の定額減税について規定をするものでございます。

下から2行目の附則第7条の5の規定、定額減税の対象者を前年の合計所得が1,805万円以下である所得割の納税義務者とし、定額減税額は調整控除等の税額控除が適用された後、市民税所得割額から控除するなどの規定をするものでございます。

次のページの中段、附則第7条の6の規定は、令和6年度分の個人市民税の普通徴収に関する特例について規定するものでございます。

内容といたしましては、定額減税の対象者に係る令和6年度分の個人の市民税について、普通徴収の場合は定額減税額を第1期分の普通徴収対象税額から控除し、控除し切れない部分は第2期分以降の普通徴収対象税額から順次控除するものでございます。

次のページ、附則第7条の7の規定でござ

います。民税の特別徴収に関する特例について規定するものでございます。

このページから次の次のページまで続きます第1項及び第2項の規定は、定額減税の対象者に係る公的年金等に係ります所得から特別徴収を開始する年度における徴収方法について、個人の市民税の普通徴収に関する特例と同様に、6月分の普通徴収対象税額から定額減税額を控除し、控除し切れない部分は8月分の以降の普通徴収対象税額、または特別対象税額から順次控除することを規定するものでございます。

次のページの1行目、第3項でござ

います。公的年金等に係る所得からの特別徴収が前年度に実施されている定額減税の対象者に係る令和6年度における徴収方法について、6月分及び8月分の特別徴収対象税額からは定額減税額を控除せず、10月分の特別徴収対象税額から定額減税額を控除し、控除し切れない部分は12月以降の特別徴収対象税額から順次控除することを規定するものでござ

います。次に、同じページの中段、附則第8条の第2項の改正規定でござ

次に、下から11行目の附則第10条の2の改正規定につきましては、まず第21項は、特定事業所内の保育施設に係るわがまち特例について規定したものでございますが、当該特例措置の適用期限の到来に伴い、本規定を削るものでございます。

次のページの1行目、新設する附則第10条の2第14項の規定は、再生可能エネルギー発電に係る特定バイオマス発電について、わがまち特例の割合を7分の6と定めるものでございます。

次に、新設する附則第10条の2の第24項、令和8年3月31日までの間に整備する一定の滞在快適性等向上施設等の用に供する固定資産について、わがまち特例の割合を2分の1と定めるものでございます。

このほか、附則第10条の2では、地方税法の一部改正により生じた項ずれ等について必要な改正を行っております。

次に、附則第10条の3の規定につきましては、新設する第3項は、分譲マンション等の区分所有に係る住宅については、各区分所有者ではなく、マンション管理組合の管理者等から必要書類の提出があり、減額措置の要件に該当すると認められるときは当該減税措置を適用することを規定するものでございます。

このほか、附則第10条の3は、地方税法施行規則の一部改正により生じた項ずれ等について必要な改正を行っております。

次に、下から4行目の附則第11条から次のページの附則第15条までの改正でございます。令和5年度まで講じていました固定資産に係ります負担調整等を令和8年度まで継続するなど、改正するものでございます。

次に、附則第16条の3から次の次のページの第20条の3までの改正、これは定額減税を行う対象となる所得割の額について、必要な読替規定を追加するものでございます。

附則といたしまして、第1条では、施行期日について、この条例を令和6年4月1日から施行することを規定し、第2条では、固定資産税に関する経過措置を規定するものでございます。

次に、承認第4号専決処分（日置市国民健康保険税条例の一部改正）につき承認を求めることについて、補足説明を申し上げます。

専決処分の理由につきましては、地方税法施行令の一部を改正する政令が令和6年3月30日に公布され、その一部が同年4月1日に施行されることに伴い、緊急を要したため、同年3月31日付で専決処分により条例の一部を改正したものでございます。

それでは、別紙のほうをお願いいたします。

第2条第3項は後期高齢者支援金等課税額に関する規定で、課税限度額を22万円から24万円に引き上げるものでございます。

次に、第23条は国民健康保険税の減額に関する規定で、第1項各号列記以外の部分の改正は、先ほど第2条の改正に伴い、後期高齢者支援金等課税額に係る課税限度額を24万円に引き上げるものでございます。

次に、同項第2号及び第3号は低所得者に対する被保険者均等割額及び世帯別平等割額の減額に関する規定で、第2号は、5割軽減の対象となる世帯所得金額の算定において、被保険者等の数に乗すべき金額を29万円から29万5,000円に引き上げ、第3号は、2割軽減の対象となる世帯所得金額の算定において、被保険者等の数に乗すべき金額を53万5,000円から54万5,000円に引き上げるものでございます。

附則といたしまして、第1項は、施行期日について、この条例は令和6年4月1日から施行することを規定し、第2項は、経過措置について、改正後の規定は令和6年度以降の年度の分の国民健康保険税について適用し、令和5年度までの国民健康保険税については

従前の例によることを規定するものでございます。

なお、今回の改正で、後期高齢者支援金等課税額に係る課税限度額の2万円の引上げに伴いまして、45世帯が影響を受けます。減額対象の所得算定に用いる金額の引上げに伴い、5割軽減世帯で18世帯、2割軽減世帯で25世帯が軽減を受ける見込みでございます。

以上、補足説明を終わります。ご審議よろしく申し上げます。

○議長（並松安文君）

これから、2件について一括して質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（並松安文君）

質疑なしと認めます。

お諮りします。承認第3号及び承認第4号は、会議規則第37条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（並松安文君）

異議なしと認めます。したがって、承認第3号及び承認第4号は委員会付託を省略することに決定しました。

これから、承認第3号について討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（並松安文君）

討論なしと認めます。

これから、承認第3号を採決します。

お諮りします。本件は承認することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（並松安文君）

異議なしと認めます。したがって、承認第3号専決処分（日置市税条例の一部改正）につき承認を求めることについては、承認する

ことに決定しました。

これから、承認第4号について討論を行います。

発言通告がありますので、山口初美議員の反対討論の発言を許可します。

○16番（山口初美さん）

私は、承認第4号専決処分（日置市国民健康保険税条例の一部改正）につき承認を求めることについて、反対討論を行います。

（1）の後期高齢者支援金等課税額に係る課税限度額を現行の22万円から24万円に引き上げる、この部分に対しまして、反対をいたします。

今、本当に様々なものの物価が上がりまして、市民の暮らしは以前にも増して本当に厳しくなっています。収入が増えず、切り詰めて、買いたいものも我慢して暮らしている、そういう実態があります。

私は、かねてから、高過ぎる国保税は引下げが必要だと申し上げておりますが、引下げが必要なのに、値上げなどあり得ません。先ほどの説明の中でも、影響を受ける、税金が上がってしまう世帯が45世帯もあるという説明でございました。私は、このようなときに限度額を2万円も引き上げるなど、絶対に認めることはできません。

高過ぎる国保税は引下げが必要です。国庫負担の割合を元に戻すこと、住民負担や自治体や県などの財政負担を軽減することを国に求めたいと思います。

以上、反対討論といたします。

○議長（並松安文君）

ほかに討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（並松安文君）

討論なしと認めます。

これから、承認第4号を採決します。この採決は、起立採決に代わり電子表決により行います。

本件について、承認することに賛成の方は賛成のボタンを、反対の方は反対のボタンを押してください。

〔電子表決〕

○議長（並松安文君）

ボタンの押し忘れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（並松安文君）

押し忘れなしと認めます。

賛成多数。したがって、承認第4号専決処分（日置市国民健康保険税条例の一部改正）につき承認を求めることについては、承認することに決定しました。

△日程第14 承認第5号専決処分（令和5年度日置市一般会計補正予算（第11号））につき承認を求めることについて

○議長（並松安文君）

日程第14、承認第5号専決処分（令和5年度日置市一般会計補正予算（第11号））につき承認を求めることについてを議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。

〔市長永山由高君登壇〕

○市長（永山由高君）

承認第5号は、専決処分（令和5年度日置市一般会計補正予算（第11号））につき承認を求めることについてであります。

専決処分の理由につきましては、地方譲与税、地方消費税交付金、地方特例交付金、地方交付税、分担金及び負担金、国庫支出金、県支出金、繰入金及び市債の確定並びに農林水産業費及び災害復旧費の執行について、緊急を要したことから予算措置したほか、年度内に事業完成が見込めないものに係る繰越明許費の設定や継続費の補正など、所要の予算を編成したものであります。

内容としましては、歳入歳出予算の総額からそれぞれ420万7,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を330億3,206万円とするものであります。

まず、歳入では、地方譲与税につきまして、森林環境譲与税額の確定により、56万5,000円を増額計上いたしました。

地方消費税交付金につきまして、同交付金の交付決定により、1億3,829万7,000円を増額計上いたしました。

地方特例交付金につきまして、新型コロナウイルス感染症対策地方税減収補填特別交付金の交付決定により、137万4,000円を増額計上いたしました。

地方交付税につきまして、特別交付税の交付決定により、3億8,108万5,000円を増額計上いたしました。

分担金及び負担金につきまして、農地災害復旧費分担金の増額により、2万2,000円を増額計上いたしました。

国庫支出金につきまして、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の増額により、3,970万9,000円を増額計上いたしました。

県支出金につきまして、農林水産施設災害復旧事業費県補助金の現年分の減額及び過年分の増額により、1,714万1,000円を減額計上いたしました。

繰入金につきまして、歳入歳出予算の調整に伴う財政調整基金繰入金の減額により、4億6,731万8,000円を減額計上いたしました。

市債につきまして、事業費の確定により、8,080万円を減額計上いたしました。

次に、歳出では、農林水産業費につきまして、森林環境譲与税額の確定に伴う森林環境譲与税活用事業費の増額により、42万6,000円を増額計上いたしました。

災害復旧費につきまして、現年補助農地農

業用施設災害復旧費の事業費確定により、463万3,000円を減額計上いたしました。

以上、ご審議をよろしくお願いいたします。

○議長（並松安文君）

これから、本件について質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（並松安文君）

質疑なしと認めます。

お諮りします。承認第5号は、会議規則第37条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思えます。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（並松安文君）

異議なしと認めます。したがって、承認第5号は委員会付託を省略することに決定しました。

これから、承認第5号について討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（並松安文君）

討論なしと認めます。

これから、承認第5号を採決します。

お諮りします。本件は承認することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（並松安文君）

異議なしと認めます。したがって、承認第5号専決処分（令和5年度日置市一般会計補正予算（第11号））につき承認を求めることについては、承認することに決定しました。

△日程第15 議案第38号財産の取得について

△日程第16 議案第39号財産の取得について

○議長（並松安文君）

日程第15、議案第38号財産の取得につ

いて及び日程第16、議案第39号財産の取得についての2件を一括議題とします。

2件について、提案理由の説明を求めます。

〔市長永山由高君登壇〕

○市長（永山由高君）

議案第38号は、財産の取得についてであります。

日置市消防署の高規格救急自動車及び高度救命処置用資器材・救急用資器材を更新するため、物品売買仮契約を締結したため、地方自治法第96条第1項第8号及び日置市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により提案するものであります。

次に、議案第39号は、財産の取得についてであります。

日置市消防団吹上方面団湯之元分団の消防ポンプ自動車を更新するため、物品売買仮契約を締結したため、地方自治法第96条第1項第8号及び日置市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により提案するものであります。

内容につきましては消防本部消防長に説明させますので、以上2件、ご審議をよろしくお願いいたします。

○消防本部消防長（福田幸記君）

議案第38号につきまして、補足説明を申し上げます。

取得する財産は、消防署で非常用救急車として運用している高規格救急車の更新に伴う車両及び高度救命処置用資器材と救急用資器材になります。

現在稼働中の車両は平成23年12月に登録されたもので、12年5か月が経過し、走行距離が約26万kmとなっております。

議案書により説明申し上げます。

議案第38号財産の取得について、財産を次のとおり取得する。

取得物件が高規格救急自動車及び高度救命

処置用資器材・救急用資器材になります。取得価格は3,499万6,500円。相手は、鹿児島市西千石町1番28号、鹿児島トヨタ自動車株式会社、代表取締役、柳園久志であります。

次のページは入札結果になります。

去る5月21日、指名推薦委員会で決定しました救急車を製作する上で必要な高度管理医療機器等販売業の許可を受けている記載の3者による指名競争入札を実施し、鹿児島トヨタ自動車株式会社が落札いたしました。

次のページの1は外観四面図になります。

今回購入する車両は、オートマチック式4WDで、乗車定員が7人の高規格救急車となっております。

2は高度救命処置用資器材と救急用資器材になります。

(1) 気道確保用資器材一式とは、気道を確保するために必要な気管挿管用のチューブなどの資器材になります。

(2) ビデオ喉頭鏡とは、従来の喉頭鏡にモニター画面がついており、スムーズな気管挿管が可能となる機器です。

(3) 患者監視装置とは、心電図や血圧など傷病者の状態をモニターする機器です。

(4) 半自動除細動器とは、AEDに心電図を解析する機能がついた機器です。

(5) 血中酸素飽和度測定器とは、傷病者の動脈血酸素飽和度と脈拍を測定する機器です。

(6) 輸液用資器材一式とは、救急救命士が静脈路確保を行うために必要な輸液セットになります。

(7) その他、高度救命処置用資器材・救急用資器材とは、上記のほかに救急活動をする上で必要となる観察用資器材、呼吸循環管理用資器材等になります。

5月24日に鹿児島トヨタ自動車株式会社と仮契約を締結し、納入期限は令和6年

12月20日としております。

次に、議案第39号につきまして、補足説明を申し上げます。

取得する財産は、吹上方面団湯之元分団の消防ポンプ自動車になります。

現在稼働中の車両は平成12年3月に購入されており、現在まで24年2か月が経過しております。

議案書により説明申し上げます。

議案第39号財産の所得について、財産を次のとおり取得する。

取得物件が消防ポンプ自動車になります。取得価格は2,398万円。相手方は、鹿児島市花野光ヶ丘1丁目39番7号、有限会社イズミ商事、代表取締役、永田輝枝であります。

次のページは入札結果になります。

去る5月8日、指名推薦委員会で決定しました記載の6者による指名競争入札を実施し、有限会社イズミ商事が落札いたしました。

次のページは外観四面図になります。

今回購入する車両は3t車級の4WDで、マニュアル車になります。車両の型式はCD-I型で、車体の形状は、座席がエンジンの上にあるキャブオーバー型となっており、座席が前後2列のダブルシートで、乗車定員は10名以下となります。

ポンプ性能はA-2級であり、放水量としまして、毎分2,000ℓの放水能力を有するものになります。

なお、仮契約は令和6年5月10日、納入期限を令和7年3月6日としております。

以上、補足説明を終わります。ご審議よろしく申し上げます。

○議長（並松安文君）

これから、2件について一括して質疑を行います。質疑ありませんか。

○14番（黒田澄子さん）

先ほど、全員協議会で説明を受けて、1点、

分からなかった点がございましてお尋ねを
したいと思います。

この入札結果は、1回目が不調で予定価格
に至らなかったということで、今回、価格を
下げた内容が、バックボードを減らしたと消
防長のほうが先ほどおっしゃいました。

このバックボードというのは患者を運ぶも
のですねと言われたんですけど、それに代わる
ものが中に入っているのか、それとも、もう
そもそもバックボードは入っていない。そう
であれば、バックボードがなくても患者さん
を運べる状況でないと、高規格救急車が行っ
たときに使えないんじゃないかなと想像しま
す。

今回廃棄になる分から、そういったものだ
けでも入れて使えるようにして工夫をされる
予定なのか、そこら辺がちょっと、先ほどの、
すいません、全協の説明で分かりませんでした
のでお尋ねをしたいと思います。

○消防本部消防長（福田幸記君）

お答えいたします。

バックボードに代わる搬送用の担架も何種
類かは積載してございます。

また、バックボードについても予備のもの
もございまして、今回、外しても特段支障
がないということで外しました。

以上でございます。

○議長（並松安文君）

ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（並松安文君）

これで質疑を終わります。

お諮りします。議案第38号及び議案第
39号は、会議規則第37条第3項の規定に
より、委員会付託を省略したいと思います。
ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（並松安文君）

異議なしと認めます。したがって、議案第

38号及び議案第39号は委員会付託を省略
することに決定しました。

これから、議案第38号について討論を行
います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（並松安文君）

討論なしと認めます。

これから、議案第38号を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定す
ることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（並松安文君）

異議なしと認めます。したがって、議案第
38号財産の取得については、原案のとおり
可決されました。

これから、議案第39号について討論を行
います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（並松安文君）

討論なしと認めます。

これから、議案第39号を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定す
ることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（並松安文君）

異議なしと認めます。したがって、議案第
39号財産の取得については、原案のとおり
可決されました。

ここでしばらく休憩します。次の会議を
11時20分とします。

午前11時08分休憩

午前11時20分開議

○議長（並松安文君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

△日程第17 議案第40号南薩地区衛
生管理組合規約の変更に
ついて

○議長（並松安文君）

日程第17、議案第40号南薩地区衛生管理組合規約の変更についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

〔市長永山由高君登壇〕

○市長（永山由高君）

議案第40号は、南薩地区衛生管理組合規約の変更についてであります。

南薩地区衛生管理組合が共同処理するごみ処理施設の設置及び管理運営に関する事務に令和6年9月1日から日置市が加入することに伴い、関係市の組合議員数を変更するため、同組合規約を変更することについて関係地方公共団体と協議したいので、地方自治法第286条第1項及び第290条の規定により議会の議決を求めるものであります。

内容につきましては市民福祉部長に説明させていただきますので、ご審議をよろしくお願いいたします。

○市民福祉部長兼市民生活課長（瀬戸口亮君）

それでは、議案第40号南薩地区衛生管理組合規約の変更について、補足説明を申し上げます。

今回の規約の変更は、南薩地区衛生管理組合が共同処理するごみ処理施設の設置及び管理運営に関する事務に日置市が加入し、処理対象人口が変わることに伴い関係市の組合議員数を変更するため、議会の議決を求めるものであります。

別紙を御覧ください。

第1条、組合規約第5条中の改正は、第2号中、日置市の組合議員数を「2人」から「3人」に改め、組合議会の議員の定数を「12人」から「13人」に改めるものであります。

第2条、組合規約第5条中の改正は、第4号中、南九州市の組合議員数を「3人」から「2人」に改め、組合議会の議員の定数を「13人」から「12人」に改めるものであ

ります。

附則といたしまして、この規約中、第1条の規定は令和7年6月1日から、第2条の規定は令和8年1月1日から施行するものであります。

以上で補足説明を終わります。ご審議をよろしくお願いいたします。

○議長（並松安文君）

これから、本案について質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（並松安文君）

質疑なしと認めます。

お諮りします。議案第40号は、会議規則第37条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思っております。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（並松安文君）

異議なしと認めます。したがって、議案第40号は委員会付託を省略することに決定しました。

これから、議案第40号について討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（並松安文君）

討論なしと認めます。

これから、議案第40号を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（並松安文君）

異議なしと認めます。したがって、議案第40号南薩地区衛生管理組合規約の変更については、原案のとおり可決されました。

△日程第18 議案第41号日置市長等の給与等に関する条例の一部改正について

△日程第19 議案第42号日置市過疎

地域産業開発促進条例の
一部改正について

△日程第20 議案第43号日置市税条
例の一部改正について

○議長（並松安文君）

日程第18、議案第41号日置市長等の給与等に関する条例の一部改正についてから日程第20、議案第43号日置市税条例の一部改正についてまでの3件を一括議題とします。

3件について、提案理由の説明を求めます。

〔市長永山由高君登壇〕

○市長（永山由高君）

議案第41号は、日置市長等の給与等に関する条例の一部改正についてであります。

物価高騰により負担が増している市民生活の支援対策に要する財源の確保に寄与するため、市長の給料及び期末手当を減額することについて、条例の一部を改正したいので、地方自治法第96条第1項第1号の規定により提案するものであります。

次に、議案第42号は、日置市過疎地域産業開発促進条例の一部改正についてであります。

過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法第24条の地方税の課税免除又は不均一課税に伴う措置が適用される場合等を定める省令の一部改正に伴い、条例の一部を改正したいので、地方自治法第96条第1項第1号の規定により提案するものであります。

次に、議案第43号は、日置市税条例の一部改正についてであります。

地方税法等の一部改正に伴い、条例の一部を改正したいので、地方自治法第96条第1項第1号の規定により提案するものであります。

内容につきましては総務企画部長に説明させていただきますので、以上3件、ご審議をよろしくお願いたします。

○総務企画部長兼総務課長（上 秀人君）

それでは、議案第41号日置市長等の給与等に関する条例の一部改正について、補足説明を申し上げます。

改正理由といたしましては、物価高騰により負担が増している市民生活の支援対策に要する財源の確保に寄与するため、市長の給料及び期末手当を減額するものでございます。

それでは、別紙をお願いしたいと思います。

改正内容につきましては、附則に第8項として、令和6年7月1日から令和7年5月28日までの11か月間、市長の給料月額を100分の95とする規定を加えるものでございます。減額率は給料月額の5%で、期末手当を含めて、11か月で約62万円の減額となります。

附則としまして、この条例は令和6年7月1日から施行するものでございます。

次に、議案第42号日置市過疎地域産業開発促進条例の一部改正についてでございます。

改正理由といたしましては、国の省令の一部改正に伴い、条例の一部を改正したいので、改正するものでございます。

それでは、別紙のほうをお願いしたいと思います。

改正内容につきましては、第5条は固定資産税の課税免除の対象についての規定でございます。課税免除の対象となる設備の取得期限について、現行の規定では令和6年3月31日までとなっており、この規定を国の省令を引用するように改正するものでございます。

なお、改正後の省令における期限の末日は令和9年3月31日となっております。

次に、第6条は、固定資産税の課税免除の期間及び額についての規定でございますが、本条で規定する「公示日」という文言について、略称規定が削除されるため、これを「法第2条第2項の規定による公示の日」と改めるものでございます。

附則といたしまして、この条例は公布の日から施行し、この条例による改正後の条例の規定を令和6年4月1日に遡及して適用するといたします。

ここ3か年の課税免除の状況でございます。

令和3年度は6社で728万2,100円、令和4年度は2社で50万9,900円、令和5年度は1社で32万2,200円、減収につきましては普通交付税で措置されます。

次に、議案第43号日置市税条例の一部改正についてでございます。

改正理由といたしましては、地方税法の一部改正に伴い、条例の一部を改正するものでございます。

別紙をお願いしたいと思っております。

改正内容につきましては、第34条の7は、寄附金税額控除についての規定でございます。

第1項各号列記以外の部分の改正は、公益信託ニ関スル法律の全部改正による所得税法の一部改正に伴い、新たな公益信託制度における公益信託の信託事務に関連する寄附金を寄附金税額控除の対象とするなど、改正をするものでございます。

次に、同項第2号は、公益信託ニ関スル法律の全部改正に伴い、法律名及び文言について所要の改正をするものでございます。

次に、第56条は、私立学校の一部改正により生じた条項ずれを改正するものでございます。

附則第1条は各号に掲げる規定についてはそれぞれに定める日を施行期日とすること、附則第2条は市民税に関する経過措置について規定するものでございます。

以上で補足説明を終わります。ご審議よろしく申し上げます。

○議長（並松安文君）

これから、3件について一括して質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（並松安文君）

質疑なしと認めます。

お諮りします。議案第41号から議案第43号までの3件は、会議規則第37条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（並松安文君）

異議なしと認めます。したがって、議案第41号から議案第43号までの3件は委員会付託を省略することに決定しました。

これから、議案第41号について討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（並松安文君）

討論なしと認めます。

これから、議案第41号を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（並松安文君）

異議なしと認めます。したがって、議案第41号日置市長等の給与等に関する条例の一部改正については、原案のとおり可決されました。

これから、議案第42号について討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（並松安文君）

討論なしと認めます。

これから、議案第42号を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（並松安文君）

異議なしと認めます。したがって、議案第42号日置市過疎地域産業開発促進条例の一部改正については、原案のとおり可決されました。

これから、議案第43号について討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（並松安文君）

討論なしと認めます。

これから、議案第43号を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（並松安文君）

異議なしと認めます。したがって、議案第43号日置市税条例の一部改正については、原案のとおり可決されました。

△日程第21 議案第44号日置市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について

△日程第22 議案第45号日置市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例及び日置市包括的支援事業の実施に関する基準を定める条例の一部改正について

○議長（並松安文君）

日程第21、議案第44号日置市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について及び日程第22、議案第45号日置市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例及び日置市包括的支援事業の実施に関する基準を定める条例の一部改正についての2件を一括議題とします。

2件について、提案理由の説明を求めます。

〔市長永山由高君登壇〕

○市長（永山由高君）

議案第44号は、日置市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正についてであります。

家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の一部改正に伴い、条例の一部を改正したいので、地方自治法第96条第1項第1号の規定により提案するものであります。

次に、議案第45号は、日置市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例及び日置市包括的支援事業の実施に関する基準を定める条例の一部改正についてであります。

介護保険法施行規則の一部改正に伴い、条例の一部を改正したいので、地方自治法第96条第1項第1号の規定により提案するものであります。

内容につきましては市民福祉部長に説明させていただきますので、以上2件、ご審議をよろしくお願いいたします。

○市民福祉部長兼市民生活課長（瀬戸口亮君）

それでは、議案第44号日置市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について、補足説明を申し上げます。

今回の改正は、家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の一部が改正され、保育所、小規模保育事業所及び事業所内保育事業所における満3歳以上の児童に係る保育士・保育従事者の配置基準が見直されたことに伴い、本市の小規模保育事業所及び事業所内保育事業所の保育士・保育従事者の配置基準を改正するものであります。

それでは、別紙を御覧ください。

第29条は、小規模保育事業A型の保育士の配置基準の改正です。

同条第2項第3号中の改正は、「満3歳以上満4歳に満たない児童おおむね20人につき1人の保育士の配置」を「おおむね15人につき1人の保育士の配置」に、第4号中の改正は、「満4歳以上の児童おおむね30人につき1人の保育士の配置」を「おおむね25人につき1人の保育士の配置」に改正するものであります。

第31条は小規模保育事業B型、第44条は保育所型事業所内保育事業所、第47条は小規模型事業所内保育事業所の保育士の配置基準について、第29条と同様に改正するものであります。

なお、保育所については、都道府県条例で定めることとされているため、本条例の対象施設は、令和6年4月1日開設の小規模保育事業A型である伊集院こおり保育園のみとなります。

附則としまして、当分の間は従前の基準により保育士等の配置を行えることとする経過措置が設けられましたので、遡及せず、公布の日から施行するものであります。

続きまして、議案第45号日置市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例及び日置市包括的支援事業の実施に関する基準を定める条例の一部改正について、補足説明を申し上げます。

今回の改正は、介護保険法施行規則及び指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準の一部を改正する省令が改正されたことに伴い、市町村が条例を定めるに当たって従うべきセンターの職員に係る基準及び当該職員の員数に関する基準を見直すため、条例を改正するものであります。

別紙を御覧ください。

第1条は、日置市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部改正で、第13条第1号中、号の細分に伴う条文整理、第2条は日置市包括的支援事業の実施に関する基準を定める条例の一部改正で、第4条において規定する地域包括支援センターの職員に係る基準及び当該職員の員数を介護保険法施行規則の改正に準じて改正、併せて条文整理を行うものでございます。

附則としまして、本条例は公布の日から施行するものであります。

以上で補足説明を終わります。ご審議をよろしくお願いいたします。

○議長（並松安文君）

これから、2件について一括して質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（並松安文君）

質疑なしと認めます。

お諮りします。議案第44号及び議案第45号の2件は、会議規則第37条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（並松安文君）

異議なしと認めます。したがって、議案第44号及び議案第45号の2件は委員会付託を省略することに決定しました。

これから、議案第44号について討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（並松安文君）

討論なしと認めます。

これから、議案第44号を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（並松安文君）

異議なしと認めます。したがって、議案第44号日置市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正については、原案のとおり可決されました。

これから、議案第45号について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（並松安文君）

討論なしと認めます。

これから、議案第45号を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（並松安文君）

異議なしと認めます。したがって、議案第45号日置市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例及び日置市包括的支援事業の実施に関する基準を定める条例の一部改正については、原案のとおり可決されました。

△日程第23 議案第46号令和6年度日置市一般会計補正予算（第1号）

△日程第24 議案第47号令和6年度日置市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）

△日程第25 議案第48号令和6年度日置市国民宿舎事業特別会計補正予算（第1号）

△日程第26 議案第49号令和6年度日置市健康交流館事業特別会計補正予算（第1号）

△日程第27 議案第50号令和6年度日置市介護保険特別会計補正予算（第1号）

○議長（並松安文君）

日程第23、議案第46号令和6年度日置市一般会計補正予算（第1号）から日程第27、議案第50号令和6年度日置市介護保険特別会計補正予算（第1号）までの5件を一括議題とします。

5件について、提案理由の説明を求めます。

〔市長永山由高君登壇〕

○市長（永山由高君）

議案第46号は、令和6年度日置市一般会計補正予算（第1号）についてであります。

歳入歳出予算の総額にそれぞれ1億305万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を319億2,305万6,000円とするものであります。

今回の補正予算の概要は、人事異動等に伴う人件費の補正、物価高騰の影響を受ける低所得者世帯や定額減税し切れないと見込まれる方を支援する事業、脱炭素の取組を先進的に実施する脱炭素先行地域づくり事業費、市道等の社会基盤整備に係る投資的経費の予算措置など、所要の予算を編成いたしました。

まず、歳入では、市税につきまして、定額減税に伴う個人住民税の減収により1億7,731万3,000円を減額計上いたしました。

地方特例交付金につきまして、定額減税に伴う個人住民税の減収分を全額国費により補填することから、同額を増額計上いたしました。

分担金及び負担金につきまして、かごしまの農業未来創造支援事業費分担金の増額により100万円を増額計上いたしました。

国庫支出金につきまして、民生費国庫負担金で児童手当国庫負担金の増額、国庫補助金の総務費国庫補助金で地域脱炭素移行・再エネ推進交付金や物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金の増額などにより8億5,395万3,000円を増額計上いたしました。

県支出金につきまして、民生費県負担金で児童手当県負担金の減額、県補助金の農林水産業費県補助金で活動火山周辺地域防災営農対策事業費県補助金やかごしまの農業未来創造支援事業費県補助金の増額などにより1,260万7,000円を減額計上いたしました。

繰入金につきまして、歳入歳出予算額の調整による財政調整基金繰入金及び森林環境譲与税基金繰入金の増額により1億9,750万1,000円を増額計上いたしました。

諸収入につきまして、コミュニティ助成事業助成金や新型コロナワクチン接種助成金の増額により6,392万7,000円を増額計上いたしました。

市債につきまして、総務債の湯之元駅バリアフリー化整備事業債の増額や土木債の土地地区画整理事業債の減額などにより330万円を減額計上いたしました。

次に、歳出では、議会費につきまして、人事異動等に伴う人件費の増額などにより334万6,000円を増額計上いたしました。

総務費につきまして、脱炭素先行地域づくり事業費や湯之元駅バリアフリー化設備設計に伴う東市来・湯之元駅管理費の増額などにより1億8,622万9,000円を増額計上いたしました。

民生費につきまして、低所得者支援及び定額減税補足給付事業として、住民税非課税世帯臨時支援給付金事業費や調整給付事業費の増額などにより6億7,627万1,000円を増額計上いたしました。

衛生費につきまして、新型コロナウイルスワクチン定期接種化に伴う感染症予防接種事務費の増額などにより8,388万3,000円を増額計上いたしました。

農林水産業費につきまして、森林環境譲与税活用事業費や吹上漁港整備工事に伴う水産

物供給基盤機能保全事業費の増額などにより9,761万3,000円を増額計上いたしました。

商工費につきまして、国民宿舎事業特別会計の経費減少に伴う繰出金の減額や森林体験交流センター管理費で電気窯購入の増額などにより2,293万8,000円を増額計上いたしました。

土木費につきまして、土地地区画整理事業費の減額や過疎対策事業の増額などにより4,605万4,000円を増額計上いたしました。

消防費につきまして、人事異動等に伴う人件費の減額などにより1,797万1,000円を減額計上いたしました。

教育費につきまして、吹上人工芝サッカー場トイレ建設に伴う体育施設管理運営費の増額や人事異動等に伴う人件費の減額などにより317万5,000円を減額計上いたしました。

災害復旧費につきまして、過年度単独公共土木施設災害復旧費の増額により786万8,000円を増額計上いたしました。

次に、議案第47号は、令和6年度日置市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）についてであります。

歳入歳出予算の総額にそれぞれ5万円を追加し、歳入歳出予算の総額を59億4,592万9,000円とするものであります。

歳入歳出それぞれ会計年度任用職員人件費の増額を計上いたしました。

次に、議案第48号は、令和6年度日置市国民宿舎事業特別会計補正予算（第1号）についてであります。

歳入歳出予算の総額からそれぞれ284万円を減額し、歳入歳出予算の総額を1億9,492万1,000円とするものであります。

歳入では、労働保険料納付金につきまして、雇用保険料の減額などを計上いたしました。

歳出では、総務管理費につきまして、会計年度任用職員人件費の減額及びそれに伴う人材派遣に係る業務委託料の増額を計上いたしました。

次に、議案第49号は、令和6年度日置市健康交流館事業特別会計補正予算（第1号）についてであります。

歳入歳出予算の総額にそれぞれ32万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を9,570万2,000円とするものであります。

歳出では、管理事業費につきまして、会計年度任用職員人件費の増額などを計上いたしました。

次に、議案第50号は、令和6年度日置市介護保険特別会計補正予算（第1号）についてであります。

歳入歳出予算の総額にそれぞれ3,984万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を57億6,302万1,000円とするものであります。

歳入では、前年度介護給付費支払基金交付金の精算見込みに伴う繰越金の増額などを計上いたしました。

歳出では、ペーパーレス化に伴う介護認定審査会費や償還金で給付費負担金の前年度精算に伴う増額などを計上いたしました。

以上5件、ご審議をよろしく願います。

○議長（並松安文君）

次に、議案第46号から議案第50号までの5件について、一括して質疑を行います。

発言通告がありますので、まず、佐多申至議員の発言を許可します。

○6番（佐多申至君）

6項目について質疑いたします。

全員協議会でも説明が一部ありましたが、

市民に向けての説明を求めたいと思います。

まずは、補正予算説明資料14ページ、02款01項07目企画費18節負担金、補助及び交付金において、脱炭素先行地域づくり事業費1億4,291万9,000円が計上されている。事業費の増加に伴う補正とあるが、事業概要と予算根拠の説明を求める。

2、補正予算案説明資料17ページ、02款01項12目地域づくり推進費12節委託料において、ひおきとプロジェクト事業費2,342万が計上されている。ネオ日置とリアル日置「想い」の循環プロジェクト実施に伴う補正予算とあるが、事業概要と予算根拠の説明を求める。

3、予算案説明資料30ページ、04款01項02目予防費12節委託料において、感染予防接種事業費8,976万円が計上されている。新型コロナワクチン定期接種化に伴う補正予算とあるが、同説明資料7ページ、歳入においては、衛生雑入で新型コロナワクチン接種助成金5,644万円が計上されています。誰を対象とし、その差額の財源は何か。また、今後のコロナワクチン接種事業について、事業を継続化する場合、今後の事業概要と財源について説明を求める。

4、補正予算案説明資料32ページ、04款01項05目保健指導費12節委託料において、子ども医療費助成事業費110万円が計上されている。窓口無償化に係るシステム改修に伴う補正予算とあるが、窓口無償化に向けた今後の動きなど説明を求める。

5、補正予算案説明資料61ページ、10款06項02目体育施設費14節工事請負費において、体育施設管理運営費7,000万円が計上されている。吹上人工芝サッカー場トイレ建設工事に伴う補正予算とあるが、計画の段階から専門委員等が幾度も会議を重ね、最終設計及び予算化され、厳しい財源の中、議会でも賛否両論ありながら

承認され建設されたサッカー場である。現在も施設維持管理費等、さらに厳しい財政の中、この時期の多額な予算計上の経緯と根拠の説明を求める。

6、補正予算案説明資料66ページ、国民宿舎事業特別会計01款01項01目総務管理費12節委託料において、総務管理費1,058万5,000円が計上されている。労働派遣業務委託への組替えに伴う補正予算とあるが、予算計上の概要と根拠の説明を求める。

以上です。

○企画課長（園田賢一君）

1問目の脱炭素地域づくり事業について、お答えをいたします。

令和6年度の主な事業の内容としましては、吹上地域における戸建て住宅や事業所、また徳重工業団地、各公共施設、遊休地への太陽光発電設備設置工事を予定しております。

そのほか、本庁舎への蓄電池設置工事や清藤地区の長松川における小水力発電設置工事なども計画しているところでございます。

今回の補正の主な理由でございますが、国からの交付金内示額が当初予算時よりも増額されたため、令和7年度以降に予定していた事業の一部を前倒しする検討を行ったところでございます。

共同提案者との協議をした結果、大田地区の神之川における小水力発電設備の概略設計及び一部工事を本年度に前倒しで行うことになったことなどから、今回増額計上するものでございます。

以上です。

○地域づくり課長（濱崎慎一郎君）

2問目になります。ひおきとプロジェクトの関係です。

本プロジェクトは、現在進めているメタバースの空間であるネオ日置の整備に加えまして、地域通貨アプリ「まちのコイン」の導

入を中心としたものでございます。

メタバース空間だけではなく、リアル、実際の日置市においても法定通貨と連動しない地域通貨を導入することによりまして、楽しみながら日置とつながる仕組みをつくっていきたいと考えており、市内の店舗・企業・各種団体の主体的な取組を引き出し、市内住民や関係人口とのつながりづくりの促進を図ってまいりたいと考えております。

予算の内訳ですけれども、地域通貨の導入に当たって、システム開発費、運用広報費など1,000万円、それから、ネオ日置の空間整備——インフラですね——利用促進費などに1,342万円となっております。

財源につきましてですけれども、国からの2,000万円の交付金、それと、昨年度のガバメントクラウドファンディングによる342万円を充てる見込みとなっております。

以上です。

○健康保険課長（宇都 敏君）

3問目の説明をいたします。

新型コロナワクチン定期接種につきましては、65歳以上の方と60歳から64歳の基礎疾患を有する方を対象に年1回の実施を予定しております。

接種の時期は今年の秋以降とされており、対象者約1万7,000人に対して、昨年度の実績から40%の6,800人が接種すると見込んで予算を計上しております。

歳出につきましては、国の示した接種費用1万5,300円から自己負担額2,100円を差し引いた1万3,200円に見込み人数を乗じて8,976万円としております。

歳入につきましては、8,300円が助成されるため、同人数を乗じて5,644万円としております。

接種費用1万5,300円から助成額8,300円と自己負担額2,100円を差し引いた残り4,900円が市の負担となる見

込みです。

令和7年度以降の新型コロナワクチン接種事業の在り方につきましては、今後、国において検討されることになると考えております。

以上で説明を終わります。

○こども未来課長（馬場口美宗香さん）

4問目の子ども医療費助成事業費の窓口無償化に向けた今後の動きについて説明いたします。

現在、鹿児島県は、住民税非課税世帯の高校生までを対象に現物給付方式、住民税課税世帯の未就学児までを対象に償還払い方式を導入していますが、令和7年4月1日から、住民税課税世帯の未就学児までを対象とした償還払い方式を現物給付方式に改正することに伴うシステム改修費となります。

制度改正に向けて、県から現在スケジュールが示されておりますので、今後、令和6年9月に条例改正、国保連システム改修費負担金等関連経費の補正、令和7年1月から新受給者証の発行交付等の準備を予定しております。

以上です。

○社会教育課長（田代誠治君）

それでは、5問目の吹上人工芝サッカー場トイレ建設についての回答をいたします。

吹上人工芝サッカー場のトイレにつきましては、年間利用者数を約2万9,000人と想定し建設いたしました。しかしながら、令和5年度は利用者数が約5万人で、トイレ不足は深刻な問題であり、利用者からも要望が寄せられております。

今回新設するトイレにつきましては、当初、令和6年度設計、令和7年度に建設工事の計画でありましたが、隣接する旧吹上浜キャンプ村跡地に令和7年度初めに森林体験施設が設置される予定となったことから、その利用者もトイレを利用できるよう建設を前倒しし、今回の補正で予算措置するものでございます。

新設トイレの規模につきましては、同規模の利用者数のある南さつま市のサッカー場のトイレ設置状況を参考に検討しております。

また、工事費の積算につきましては、令和元年度に湯之元球場に設置したトイレを参考にしておりますが、浄化槽を新設することに加え、資材等の物価高騰や人件費の上昇を加味した額となっております。

以上でございます。

○総括監（観光施設担当）（松岡政仁）

それでは、6問目、国民宿舎事業特別会計の労働派遣業務への委託の予算計上につきまして、概要と根拠をご説明いたします。

現在、砂丘荘従業員は、当初予算にて計上していましたが、人員が不足している状況でございます。特に不足している業種としてはホールスタッフとなっておりますが、不足8名分について、派遣人材で対応することといたしました。

補正額は、昨年度の4月から2月までの人材派遣実績延べ1,876人分、日額1人当たり7,480円で1,403万円余りと、当初予算で計上いたしました344万円余りの差額となっております。

以上です。

○議長（並松安文君）

ここでしばらく休憩します。次の会議を1時10分とします。

午後0時08分休憩

午後1時10分開議

○議長（並松安文君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、黒田澄子議員の発言を許可します。

○14番（黒田澄子さん）

それでは、発言通告書を出しておりましたので、2つの事業についてお尋ねをしたいと思っております。

まず、補正予算説明資料の17ページにご

ございます、ひおきとプロジェクト事業費2,342万円のネオ日置とリアル日置「想い」の循環プロジェクトの効果と、それから、本市はこれによって収入を得られるのであろうか。得られるのであれば、その見積額とはどれくらいを想定されているのか。まだ始まるころにありますので、最初からたくさんそういったものはないとは思いますが、そういう予想。それから、実際いつをめどに稼働予定であるのか、お尋ねをいたします。

2点目に、ネオ日置とリアル日置——現実の日置市ですね——をどのようにコラボしてまちのコイン事業が実施されていくのか、想像しにくい部分でございますので、皆さんが分かるような説明を求めたいと思います。これは、ネオ日置上でももちろんですけど、リアルの中でも市民の参加ができるはずでございますが、どのような形で市民参加ができていくのか。皆さんにもぜひ入っていただきたいものだというふうに思いますので、どのようにして市は促していかれるのか、お尋ねをします。

2点目は、補正予算説明資料42ページのほうに、水産業施設管理費の吹上漁港整備工事、内容の詳細をお尋ねしたいと思います。

以上2点、よろしく願いいたします。

○地域づくり課長（濱崎慎一郎君）

まず、1点目でございます。問い1です。ひおきとプロジェクト事業の2,342万円、ネオ日置とリアル日置の「想い」の循環プロジェクトの効果、収入の見積り、それから、いつをめどに稼働予定かという3つに分かれていますと思っております。

本プロジェクトの狙いといたしましては、市民や本市に関わる市外住民などが相互につながることでありまして、まちのコインのやり取りを通じて、特別な体験の提供や困り事の解決につながるよう、環境の構築を目指すものでございます。

まちのコインの稼働時期につきましては、まずリアルの日置のほうですけれども、妙円寺詣りを皮切りに、12月にはネオ日置への稼働を予定しております。

なお、まちのコインでの本市への収入というのは想定はしておりませんが、ひおきとプロジェクトとしての収入につきましては、昨年度末、運用を開始しましたネオ日置城下町での販売手数料、それから日々novaでのVR体験などの利用料、こういったものにより収入確保を図っていきたいと考えているところでございます。

それから、2番目になります。ネオ日置とリアル日置のコラボってどういう事業ですかということですがけれども、具体的な例を挙げたいというふうに思っております。

まず、例えば海に興味のある方が、日置市の海岸清掃を行うことでコインを取得いたします。そのコインは実際の日置市での体験にも活用できますけれども、メタバースの空間であるネオ日置上での様々な体験の中から、本当例えばですけれども、ウミガメパトロールのオンラインイベント。メタバース上の祭り空間があるんですけれども、そこを利用したウミガメパトロールのイベント。例えば、実際にそこに関わる人でしか見れないようなウミガメが上がってきたときの動画を見たりとか、それから写真を見たりとか、そういった特別な体験につながるようなことができないかなというふうに考えております。あくまでも例ですけれども。

いろんなことができないかというのが、関係団体や企業、それから店舗、そういったことが、いろんなアイデアを出していただきたいというふうに考えております。リアルで日置市を楽しんだ都市住民が、帰宅した後でも、ネオ日置でコインを活用してわくわくするような仕掛けを楽しむことで日置市への思いが維持される、このようなことを期待をし

ているところでございます。

それから、市民への参加をどのように促すのかということでございますが、今後、市内で行われる様々なイベント、それから各種会合等がございますので、いろんな場を利用させていただきましてまちのコインを活用したキャンペーンを実施し、実際利用する機会等もつくっていききたいというふうに考えているところでございます。

以上です。

○農林水産課長・農業委員会事務局長（成田郷君）

吹上漁港整備工事の内容についてという質問に対してのお答えいたします。

この工事につきましては、当初、クレーンつきの台船で現場に近づきまして突堤内の空洞を埋めるという方法で工事を予定しておりましたが、実際には水深が浅く、船で近づきことができないことが判明しまして、海上からの工事ではなくて、陸路を使つての工事となったため、増額補正を行うものです。

以上です。

○14番（黒田澄子さん）

ネオ日置、リアル日置の説明を聞いても、ちょっと微妙についていけないかなと思いますけれども。

このコインは、どのようにかして、どっかで獲得をするときに我々は何もお金を払わななくても、いろんな事業の、ネオ日置、メタバース上の中に参加することで頂けたりとか、どうかすると自分たちの町でそれが何かのちょっとした通貨みたいにして何かをもらえたり、ゲットできたり、体験できたりっていうイメージなのではないでしょうか。コインについて、ちょっとよく分かりませんので、もう一度お尋ねをします。

それと、吹上の話、漁港の話でございますけれども、これ、もともとそういうふうに予定していたと言われたんですけど、これは昨

年度からの繰越しになるんですか。ちょっとそこが分からなくて。当初予算には出ておりませんでしたので。

そもそもの工事費が幾ら出ていて、今回新たに変更したのであれば何か修正で出てきているのか、よく分からないんですけど。当初、海上工事だと幾らかかっていたものが、今回新たに陸上工事に変更せざるを得ない事情があるということ、そこは理解できるんですけども、この予算書を見たときにそこがちょっとよく分からないので、突然出てきたので。すいません、繰越しだったのでしょうか。ごめんなさい。

繰越しだったら、海上工事は幾らぐらいの予定で、新たに今回また3,000万円は必要であるという、そこら辺を少し教えて、説明いただければと思います。

○地域づくり課長（濱崎慎一郎君）

まず、まちのコイン、これは株式会社カヤックさんが運営するものでございます。アプリをまず入れる必要がございます。まずはそのアプリを導入していただけないかというような声かけもしていきたいというふうに考えております。

今度は、例えばこういうことをして楽しませたいとか体験をさせたいというような団体、店舗等を募ってまいります。その店舗とか団体は、加盟する申請をしていただきます。そうするとコインを設置できるというか、そういう設置できる仕組みにつながっていくということです。利用者は、そのアプリを入れることでコインをゲットして、おもしろい体験につながっていくようなことになっております。

以上でございます。

○農林水産課長・農業委員会事務局長（成田郷君）

お答えいたします。

この補正の部分につきましては、5年度の

繰越分で1,700万円計上してございます。
それに加えまして3,000万円ということで、合計4,700万円の工事ということになります。

以上です。

○議長（並松安文君）

よろしいですか。ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（並松安文君）

質疑なしと認めます。

お諮りします。議案第46号から議案第50号までの5件については、全議員19人の委員で構成する予算審査特別委員会を設置し、これに付託したいと思っております。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（並松安文君）

異議なしと認めます。したがって、19人の委員で構成する予算審査特別委員会を設置し、これに付託することに決定しました。

この予算審査特別委員会の委員長、副委員長の選任につきましては、事前の全員協議会で次のように互選いただいておりますのでお知らせいたします。

委員長に中村尉司議員、副委員長に重留健朗議員、富迫克彦議員、下園和己議員、以上であります。

△日程第28 陳情第6号政党機関紙の
庁舎内勧誘行為の実態調
査を求める陳情

○議長（並松安文君）

日程第28、陳情第6号政党機関紙の庁舎内勧誘行為の実態調査を求める陳情を議題とします。

本件は総務企画常任委員会に付託します。

△日程第29 陳情第7号現行の健康保
険証の存続に関する陳情

書

○議長（並松安文君）

日程第29、陳情第7号現行の健康保険証の存続に関する陳情書を議題とします。

本件は文教厚生常任委員会に付託します。

△散 会

○議長（並松安文君）

以上で、本日の日程は終了しました。

6月13日は、午前10時から本会議を開きます。

本日は、これで散会します。

午後1時21分散会

第 2 号 (6 月 1 3 日)

議事日程（第2号）

日 程	事 件 名
-----	-------

日程第 1	一般質問（16番、4番、18番、6番、1番）
-------	------------------------

本会議（6月13日）（木曜）

出席議員 18名

1番	中村清栄君	2番	欠員
3番	福田晋拓君	4番	長倉浩二君
5番	下園和己君	6番	佐多申至君
7番	是枝みゆきさん	8番	富迫克彦君
9番	重留健朗君	10番	福元悟君
11番	山口政夫君	12番	中村尉司君
14番	黒田澄子さん	15番	下御領昭博君
16番	山口初美さん	17番	坂口洋之君
18番	漆島政人君	19番	池満涉君
20番	並松安文君		

欠席議員 1名

13番 留盛浩一郎君

事務局職員出席者

事務局長	山下和彦君	次長兼議事調査係長	諸正一久君
議事調査係	上田橋裕生君		

地方自治法第121条による出席者

市長	永山由高君	副市長	井多原章一君
教育長	奥善一君	総務企画部長兼総務課長	上秀人君
市民福祉部長兼市民生活課長	瀬戸口亮君	産業建設部長兼建設課長	田口悦次君
教育委員会事務局長兼教育総務課長	東正和君	消防本部消防長	福田幸記君
東市来支所長	横枕広幸君	日吉支所長	坂上誠君
吹上支所長	内山良弘君	総括兼選挙管理委員会事務局長	東純一君
財政管財課長	小園秀作君	企画課長	園田賢一君
地域づくり課長	濱崎慎一郎君	税務課長	有島春己君
商工観光課長	上村裕文君	福祉課長	宮前美紀さん
健康保険課長	宇都敏君	こども未来課長	馬場口美宗香さん
介護保険課長	入佐好彦君	農林水産課長・農業委員会事務局長	成田郷君
農地整備課長	上勇人君	上下水道課長	神余徹君

学校教育課長 中 鉢 吉 彦 君
会計管理者兼会計課長 奥 田 美 穂さん
総括監 (観光施設担当) 松 岡 政 仁 君

社会教育課長 田 代 誠 治 君
監査委員事務局長 山 下 和 彦 君

午前10時00分開議

△開 議

○議長（並松安文君）

ただいまから本日の会議を開きます。

△日程第1 一般質問

○議長（並松安文君）

これから、日程第1、一般質問を行います。

その前に、本会議場での質問、質疑は、議席番号を言ってから行っていただきたいと思
います。

まず、16番、山口初美議員の質問を許可
します。

〔16番山口初美さん登壇〕

○16番（山口初美さん）

おはようございます。私は日本共産党を代
表して一般質問を行います。

まず、私に寄せられた市民の皆さんからの
声を市政に届け、その願い実現のために、今
回は5つの点について質問を通告してありま
す。通告に従いまして、質問させていただきます。

まず初めに、1問目は、児童生徒の健康診
断について伺います。

現在、日置市内の小中学校で行われている
健康診断はいつ頃、どのように行われている
のか。また、当日欠席などで健診を受診でき
なかった児童生徒は、その後、健康診断を受
けられる仕組みがあるのか伺います。

あるならそれを活用すべきですし、もしな
いのなら、市の責任で仕組みをつくり、全て
の子どもたちが健康診断を受けられるよう
にするべきだと考えます。

2問目は、離婚後の共同親権の導入で、D
Vや虐待被害の当事者をどう守るか、伺いま
す。

離婚後共同親権が2026年までに導入さ
れる見通しですが、DVや虐待などの被害を
受けて離婚した当事者からは、不安の声が寄

せられています。

当事者たちからは、うまくいかなかったか
ら離婚したので、連絡を取り合ったりとか、
会って話をしたりするとか、とてもできない
状態だというような声が寄せられております。

このような当事者の人権や安全、または平
穩無事な生活、心の安定などを守ることが、
行政にも求められていると考えますが、どの
ように取り組んでいかれるかをお尋ねいたし
ます。

3問目は、脱原発についてです。ゼロカー
ボンシティを目指して、本市としても力を入
れて取り組んでおられることを、私は高く評
価しております。地球温暖化にストップをか
けると同時に、危険な原発を一日も早くなく
し、自然な再生可能なエネルギーへの転換を
進めるためにも大切であり、大変意味のある
ことと私も考えております。

脱炭素のための小水力や太陽光などによる
エネルギー関連事業の進捗状況を、お示しく
ださい。

しかし、今でも電力会社や国においては、
まだこれからも原発に頼ろうとしています。
原発を優先し、太陽光発電などでつくられた
電気のほうを、度々出力制御していることは
とても残念です。私たちの願いとは、かけ離
れているように考えます。

原発をまだこれからも推進しようとしてい
る国や電力会社などは、原発はCO₂を排出
しないクリーンなエネルギーであると宣伝を
していますが、市長の見解はどうかを、
聞かせていただきたいと思います。

次に4問目は、種子法廃止後の現状につい
て伺います。2018年に種子法が廃止され
て以降、市としてどのように市の種子を守る
取組をされてこられたのかを伺います。

米、麦、大豆などの種子について、企業や
個人任せになっているのであれば、それでい
いのかなと、とても心配です。種子は地域の

共有の財産であり、これを守り安定的に供給できるようにすることが、自治体には求められていると考えます。現状はどうなっているかをお聞きいたします。

5 問目は、吹上浜沖洋上風力発電について。鹿児島県は、今回も国への情報提供をしないと、昨年と同様に、しないということを発表しました。しかしこの計画自体がなくなったわけではありませんので、今後、日置市として、この吹上浜沖洋上風力発電計画にどのように関わっていかれるのか、お聞かせていただきたいと思います。

また、鹿児島県からは、今後の進め方などについて、何か示されているのかどうかお尋ねして、1 回目の質問といたします。

〔市長永山由高君登壇〕

○市長（永山由高君）

おはようございます。それでは、回答してまいります。質問事項の1 目については、教育長より回答いたします。

質問事項2 目、離婚後共同親権の導入についてのその1、離婚当事者の人権や安全について回答します。

離婚したひとり親家庭の生活の安定と子どもの健やかな成長のためには、養育費の確保や安全・安心な形での親子交流の実施は、非常に重要でありますので、離婚届の受領の申出があった場合、法務省が作成したパンフレットをお渡しし、親権、養育費、親子交流について、情報提供を行っています。

その中で、家庭内暴力や虐待が疑われる場合は、関係各課と情報共有するとともに、支援措置などを検討し、安全確保に努めています。

質問事項3、脱原発についてのその1、ゼロカーボンシティに向けた取組の進捗状況につき回答します。

令和5年3月に、2050年カーボンニュートラルに向けた考え方や主要な取組、

テーマを整理した日置市2050脱炭素ビジョンを作成し、また昨年度は、脱炭素先行地域にも選定をされたところです。

今年度からは、本格的に、交付金を活用した太陽光発電設備や小水力発電設備の設置工事などに入ることとなっていますので、今後とも、共同提案者等と連携、協力をしながら、計画的に事業を進めてまいりたいと考えております。

なお、脱炭素先行地域づくり事業での進捗状況は、令和5年度繰越事業も合わせ、交付金ベースで4.9%となっています。

その2、原発につき回答します。原子力発電につきまして、運転時の二酸化炭素の排出量から、クリーンエネルギーであるとの声があることは承知していますが、東日本大震災における福島原子力発電所の事故の経験を重く受け止め、脱原発という国民的な世論をしっかりと踏まえた姿勢を示し続ける必要があると考えています。

質問事項の4 目、種子法廃止後の現状についてのその1、市の種子を守る取組について回答します。

種子法においては、県に優良な種子の保存を求める規定がありましたが、その廃止に伴い、県としては主要農作物、これは稲、麦、大豆及びサトウキビでございますが、この優良な種苗の将来にわたる安定的な生産及び供給を図ることを目的とした、鹿児島県主要農作物の種苗の安定供給に関する条例を制定しています。

市には、市独自の保存対象となる固有の種子はありませんが、県や関係団体と連携を図り、優良な種子の確保に努めたいと考えています。

その2、現状について回答します。県では、条例に基づいて、県に適した品種の選定と優良種子の確保を行っており、現在でもヒノヒカリ、あきほなみ、コシヒカリなどの品種に

については、指定種苗生産圃場を指定し、安定供給を目指しているところです。

質問事項5番目、吹上浜沖洋上風力発電計画についてのその1、今後の市としての関わりにつき回答します。

鹿児島県においては、報道にもありましたとおり、今年度も候補区域としての国への情報提供については見送ったところですが、今後も洋上風力発電に関する研究会は開催することとしています。

本市としましては、本研究会に参加し、情報の収集を行いながら、併せて、漁協関係者や市民の皆様様の意見なども考慮した上で、慎重に対応してまいりたいと考えています。

その2、県から今後の進め方などについて示されているかのご質問につき、回答します。

今後の進め方について、県からは、引き続き、研究会において、関係者の意見を丁寧に聞きながら、議論していきたいということで伺っており、詳細につきましては、現在検討中とのことでございます。

以上です。

〔教育長奥 善一君登壇〕

○教育長（奥 善一君）

それでは、お尋ねの1問目、児童生徒の健康診断についてお答えをいたします。

その1は、健康診断の時期と受診できなかった児童生徒の数でございます。

日置市内の全小・中・義務教育学校では、年度当初から6月末までに各学校で、学校医などによる内科・歯科・眼科・耳鼻咽喉科健診を行っています。

令和5年度、各学校で行われた健康診断を1科目以上受診できなかった児童生徒は122人です。

続きまして2問目、健康診断を受診できなかった児童生徒の健康診断を受ける仕組みについてでございますけれども、学校での健康

診断を受診できなかった児童生徒の保護者へ、学校医の属する医療機関で受診するよう、文書で依頼をしております。

なお、この際の費用は、学校医報酬の中に含まれており、保護者の負担はありません。

以上でございます。

○16番（山口初美さん）

お答えいただきましたので、また1問ずつ伺いますが、健診の受けられていない子どもたちが市内全体で122名ということで、今伺いましたけれども、この児童生徒の時期というのは、心や体が発達して成長して、この健診というのを受ける、受けないというのは、本当に大きな意味があるわけでございます。

これが今、全国でも受けられなかった子どもたちの、そのまま受けられていない状況が多々あって、問題視されているところでございますが、後で健診を受診されたのかどうかという、そこら辺のことは、どのようにつかむような、その後の指導とか、親御さんとも協議をしたり、そういうことが必要なのかなと思うんですが、その後の状況について、説明できる範囲内で結構ですので、伺いたいと思います。

○学校教育課長（中鉢吉彦君）

学校における健康診断を受けられなかったお子様方には、直ちに学校のほうから、健康診断をこちらのほうで、学校医のほうで受けられますよという案内をして、ぜひ健康診断を受けてくださいという依頼を出しているところでございます。

その後の状況においても、健康診断を受けた保護者のほうから、受診結果等を学校のほうに、またお知らせいただくようお願いをしているところでございます。

夏休み等、受診結果等がまだ来ないときには、さらに引き続き健康診断を、またぜひ受けてくださいという依頼を、継続してお願いをしているところでございます。

以上です。

○16番（山口初美さん）

私のほうでも、学校のほうでも大変苦勞されて、いろいろ努力をされているということは伺っておりますが、健診日の前にも、かねてから不登校になっているような子どもたちのところには、健診だけでも受けに来てくださいなというような声かけもしていただいている、そういう状況もあるというふうに伺っておりますが、健診が受けられていない子どもたちが、夏休みが過ぎても学校医のところにも、健診に行っていないというような状況があったときの、そのやはり対応も大切なのかなと思うところでございます。

この時期に健診を受けて、いろんな異常が見つかったりしたときには、いち早く適切な治療を行ったりということが大切で、一生を左右するようなことも起きているということで、本当に大事な問題なので、教育委員会としても、学校の現場との協力とか、そこら辺はどのようにされているのか、その点をちょっと伺いたいところなんです。養護教諭とか、また担任の先生方だとか、そういうところとの意見交換とか、実際にその家庭へ訪問したりする計画を立てたりとか、いろんなことがあるんじゃないかと思うんですが、その辺はいかがでしょうか。

○学校教育課長（中鉢吉彦君）

お答えいたします。

市の管理職研修会や、それから養護教諭の研修会等においても、引き続きどうしても健診が受けられないお子さん方、ぜひとも受けさせていただきますように、啓発といいますか、指導させていただいているところではございます。

今のところ、そのように連携をしてとっているという状況で、具体的に、直接的に訪問をとるところは、なかなか行われていないのが現状ではございますが、引き続き学校と

連携しまして、少しでも健康診断が受けられるような環境づくりを、工夫していきたいと考えております。

○16番（山口初美さん）

たとえ不登校であっても、その子にはやはり学ぶ権利もありますし、健康な、そういう健診を受けて、正常な発達というか、成長とか、そういうことが保証されないといけないということでございます。

本当に学校の現場の方も苦勞されている点だと思いますが、保護者や本人となかなか会うのも難しい方もいらっしゃるかもしれませんが、そういうことを丁寧にやってくれるような、教育委員会も余裕がなかなかないかもしれませんが、そこら辺への気配りなど、相手によっては、相談員の方とも協力をしたりとか、そういうことも大事だと思いますので、ぜひ今後もそういう努力を積み重ねていただきたいと思います。

それでは、2問目のほうに移らせていただきたいと思っております。

共同親権、これがもう国会で通ってしまったんですね。離婚をするときに、円満な離婚ですか、そういう離婚ならいいと思うんですけど、そういう円満離婚なら親権とか、そういうことは問題にならないと思っておりますが、しかし、逃げるように離婚している人も多いのではないのでしょうか。

私も、周りの離婚をされた方たちのことを考えますと、やはりもう二度と会いたくないとか、とても話合いもできないというような、そういう状況もあって、子どもたちも、もう会うことさえ拒否しているような場合も多いようです。

共同親権が導入されますと、いろいろな問題が出てくると思われますが、日置市では、離婚の届出というようなのは年間大体どのぐらいあるものなのでしょうか。そこら辺の離婚の状況をちょっと伺いたいんですが。

○市民福祉部長兼市民生活課長（瀬戸口亮君）

お答え申し上げます。

本市の窓口での離婚届を受理した件数は、令和元年度55件、令和2年度54件、令和3年度66件、令和4年度54件、令和5年度53件であります。

以上です。

○16番（山口初美さん）

分かりました。結構あるんだなと思いましたが、この離婚後の共同親権というのが施行されたときに、これまでと、どこがどう変わるのか、具体的にどういう点が変わるのか、そこら辺を分かるようにご説明していただけないでしょうか。

○市民福祉部長兼市民生活課長（瀬戸口亮君）

お答えいたします。

婚姻の有無にかかわらず、父母が子に対して負う責務及び親権が子の利益に行使されなければならないものであるということの明確化が、今回の法改正でなされます。

具体的には、離婚の際に父母が協議し、共同親権か単独親権かを選べるようになります。父母が折り合えなければ、裁判所が子の利益を考慮して判断することになります。共同親権制度が開始されると、離婚後も両方の親に子どもの養育責任があることが明確になり、別居親も子の養育に関わることができるため、円滑な親子交流や養育費の支払いの確保ができるようになります。

一方で、共同親権下では、進学や引っ越し、手術など子どもに関する重要な決定をする際、父母双方の同意が必要となるため、時間を要したり意見が食い違うことで、様々な影響が出ることも予測されると考えております。

以上です。

○16番（山口初美さん）

この離婚後の共同親権、これはたくさんの方も関心を持って、国会前に駆けつけて、これはちょっと待ってくれというような集会が、

何度も開かれたりしているわけなんです。

離婚後の共同親権を推進された方たちというのは、この法律を導入する理由として、単独親権では、親権のない親が子育てに関われない、父母が、つまり両親が子の養育に関わることで、子どもの健全な成長を実現できるなどと、繰り返し発言しておられます。

こういう推進される方たちというのは、やっぱりDVだとか、虐待被害などの当事者の現実を見ていないのではないかと、私は考えるわけです。

ちょっと待って共同親権プロジェクトというところが、この調査で調べたそうなんですけど、別居または離婚した夫婦の58%が、配偶者や元配偶者からDVや虐待や嫌がらせを受けています。彼らは対等な関係ではなく、話合いができない状態がほとんどでという、そういうことなんですけど、日置市内の方々で離婚届を出されたりする場合も、この調査と同じような例があるのか、ないのか、その点はいかが分析をされているのか、その点を伺ってよろしいでしょうか。答えられる範囲で結構です。

○市民福祉部長兼市民生活課長（瀬戸口亮君）

お答えいたします。

具体的に案件は把握しておりませんが、そういう事案がありそうだとするような場合には、関係各課と連携しながら課題解決に向けて支援を行われていくものというふうに認識しております。

以上です。

○16番（山口初美さん）

そういった場合の相談体制はどうなんでしょうか。今現在はどのようにされているのか、またこの法律の施行後の相談体制などについては、体制を強化するようなことを何か考えておられるのかどうか、その点を伺いたいと思います。いかがでしょうか。

○市民福祉部長兼市民生活課長（瀬戸口亮君）

お答えいたします。

現在も行っている離婚届の受領、審査という過程の中で、当人の話をお伺いしまして、DVや虐待が疑われる場合には、関係各課へつなぎ、支援措置を含めた安全確保に努めているところでございます。

今後も、これまでの対応を継続するとともに、今回の法改正について、分かりやすい情報提供に努めてまいりたいというふうに考えております。

以上です。

○16番（山口初美さん）

相談を受けておられる、今の市の相談委員の方の問題ですが、雇用は正職員なのか、会計年度任用職員なのか、その点伺ってよろしいでしょうか。

○市民福祉部長兼市民生活課長（瀬戸口亮君）

相談に当たっては、職員及び会計年度任用職員で当たっております。

以上です。

○16番（山口初美さん）

協力してできるような、そういう体制になっているということで伺いましたけれども、やはりこの相談を受ける専門員というのは、経験や専門的な知識も必要ですし、そういう人材を育てる観点からも、本当に安心して働いていただけるように待遇改善というか、そういうことも必要ではないかということ、付け加えて申し上げておきたいと思っております。

市としても、弱い立場の人が守られるように、今現在も頑張らせていただいているということは、理解をいたしました。これからも、今後も行政としてできるだけ、市民の皆さんのそういう弱い立場の人たちをしっかりと守って、頑張らせていただきたいと思います。

それでは、次の質問に移らせていただきます。

3問目は、脱原発についてです。

脱原発で、ゼロカーボンシティのことも取り上げさせていただきましたが、この質問を準備しているときに、政府が脱炭素の切り札として、今これから進めようとしているのが、発電所や石油精製所などから排出される二酸化炭素、CO₂を回収し、輸送して地下に貯留する技術、CCSというのを、今国会で、自公立民、維新、国民などの賛成多数でCCSの事業化を促進する新法が成立してしまっているんです。

私、びっくりしたんですけども、これは脱炭素に取り組むかのように装って、大手の電力会社などが2050年に向けて、化石燃料を使い続ける仕組みをつくるものと言わなければならないと思います。

私たちが求める脱炭素とは、ちょっと違う気がいたしますが、このことは、市長はご存じでしたか。どうでしょうか。

○市長（永山由高君）

こういった議論がなされているということについては、把握をいたしております。

○16番（山口初美さん）

技術もまだきちんと確立されていないCCSというのが、そういうふうに、私は、これはちょっと問題ではないかなと、危険で不確実で、脱炭素には逆行するもの、そういうふうに私は理解したんですが、こういうのが漏れ出しますと、中毒の事故も起こると思います。

それから、これには、CCS事業は今後10年間に官民で4兆円の投資を見込んでいます。巨額の国費を投入する。一方リスクも非常に高いというようなことで、海外では資金が集まらずに中止や延期になった事業が多いというふうに聞いております。

国連の気候変動に関する政府官パネル（IPCC）第6次評価報告書、統合報告書も、CCSはCO₂削減策としては非常に高コストで、可能性が低いというふうにされており

ます。

こういうことを国が進めたりしようとしているということも、私たちも、きちんと注視していかなければならないのかなというふうに思います。

高リスクで経済性がない事業に巨額の国費を投入して、民間投資を促し、そのツケを電気代や税金として国民に転嫁するようなことはあってはならないし、到底認めることはできません。

石炭火力発電の廃止期限をきちんと定めて、徹底した省エネと再エネに予算と施策を集中して、将来世代に対して責任が持てるエネルギー政策への転換が、今求められているというふうに考えます。

次に、これからも原発に依存してエネルギー政策をするというような国の方針でございまして、これだけ全国に今動いている原発が12基ございます。次々毎日のように、いろんなところで地震がっておりますが、そのたびに私は、本当に原発は大丈夫かなと心配をするわけですが、今回の質問に対しましても、市長は明確に福島原子力発電所の事故の経験を重く受け止めて、脱原発という国民的な世論をしっかり踏まえた姿勢を示し続ける必要があると考えると、いつもと変わらず、こういうふうに答えていただいたことを高く評価しております。

日置市は川内原発から30km圏内に約2万7,000人が暮らしているんです。この前の志賀原発、能登半島地震のときには、地面が隆起したり、液状化したり、そういうことで避難しようと思っても、なかなか避難もできない、そういうような状況が浮き彫りになりました。志賀原発がもし過酷事故を起こしていれば、避難などとてもできないということが示されたわけです。

私たちの日置市を本当に安心して住めるまちづくりを進めるためにも、今頑張っていた

いているゼロカーボンシティに、真剣にまた引き続き取り組んでいただいて、市としても、引き続き頑張りたいということをお願いして、次の質問に移りたいと思います。

4問目は、種子法廃止後の現状について伺いました。

さて、種子法が2018年3月末に廃止されて5年目の昨年の春のことですが、当時、国が推奨していた三井化学のクロップ&ライフソリューションの多収米品種みつひかり2003の種子が、計画どおりに生産をできずに、ほかの品種を混ぜて販売するという事件が起きました。

そのときは、生産と流通が大変混乱をしたわけです。だから1企業に任せていてはこんなことがまた起こるかもしれませんし、かといって個々の農家任せにしていはいはざもございません。

農業は本市の基幹産業でございます。豊かな自然を生かして、若い人たちが夢を持って農業に取り組んでいけるようにするためにも、優れた種子を私たちの土地、地域に合った米とか、麦とか、大豆などの種子の中から、どの品種を選定して奨励するか、そういうことを行政はしっかりと取り組んでいていただきたいと思うんですが、こういうことは、県と協力をして今現在もやっておられるというふうに理解してよろしいのでしょうか。

○農林水産課長・農業委員会事務局長（成田郷君）

お答えいたします。

先ほどの質問のありました件につきまして、今も県と関係機関も含めて連携を取りながら、種子の安定については努めているところでございます。

以上です。

○16番（山口初美さん）

種子は私たちの命をつなぐ地域の共有財産です。地域の優れた種子を守り安定的に供給

できるようにするための運動というか、そういう取組、行政が中心になって県や農協、農家とも一緒になって、今後も進めていけたらと考えます。そういうことが、今求められていると考えますが、市長のこの点についての見解を伺って、次の質問に移りたいと思います。

○市長（永山由高君）

議員ご指摘のとおり、これは非常に大切な財産であるという認識を持ってございます。県や関係団体としっかり連携を図って、守ってまいりたいというふうに考えております。

以上です。

○16番（山口初美さん）

最後の吹上浜沖洋上風力発電計画について最後の質問です。

今後も、県は引き続き研究会を行うということで、またそういうことが行われて協議されたことは、やはり市民にも情報をきちんと共有していただきながら、慎重に今後も対応していただきたいと思います。

今、この吹上浜沖の水平線を眺めると、この豊かな自然をこのまま次の世代に引き継いでいきたいと、心の底から思います。この海からの恵みの月日貝が、日置市の新たな特産品として注目をされております。

昨日の南日本新聞をご覧になった方も多いかと思いますが、日置支局長が記者の目のコーナーに、海とともにと題して、月日貝のことを書いておられました。

7月上旬をめどに、江口浜に面するテラス席で、この月日貝を味わえるようになるということが書かれておりましたが、私も本当に楽しみにしております。

そのために、私は吹上浜沖の洋上風力発電計画は白紙撤回を求めたいと思います。いつまでも変わらぬ、自然のありのままのかけがえのない海とともに、これから先もこの景観、この海を守っていきたくて思っております。

洋上風力発電は市民の中にも、やはり健康被害のことや景観が損なわれること、また海へのいろいろな影響、魚がいなくなるんじゃないとか、そういうことも言われる方もいます。低周波音による健康被害なども、また、絶対にそういうことはないというような結論は出ていないわけで、本当にこの洋上風力発電ができないことを私は願っているわけなんです。日置市の吹上浜の景観を守るために、洋上風力発電計画、今後、市長としては、漁業者とも協議をしたりということも、県と研究会に市の関係者も参加しての協議などには、参加しながらやっていかれるということなんです。ぜひ日置市の海からの恵み、そういうものがきちんと守られるように、そしてまたこの景観も守られるように取り組んでいただきたいと思います。そのことについて、市長の見解を最後伺って、私の質問は終わらせていただきたいと思います。お願いします。

○市長（永山由高君）

本日の議員からのご質問の中にゼロカーボンという考え方を、ご提示をいただいております。この地球温暖化対策の観点からは、二酸化炭素排出量が少ない再生可能エネルギーへの転換を進めることは、これは必要なことであると認識をしております。

一方で、洋上風力発電事業のような大型の事業については、環境や景観などへの配慮も、これは必要であるというふうに考えております。

候補区域として国に情報提供する主体は、鹿児島県となっておりますけれども、鹿児島県としても、再生可能エネルギーの推進には、地域との共生が大切であるというふうにお聞きをいたしております。

市としても、漁協関係者や市民の皆様の意見をしっかりと考慮した上で、慎重に対応してまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（並松安文君）

次に、4番、長倉浩二議員の質問を許可します。

〔4番長倉浩二君登壇〕

○4番（長倉浩二君）

先日、九州南部も梅雨に入りました。雨、梅雨をしのぎ休息の時間を与え、プライバシーを守ってくれている、あるいは守ってくれた家について、今回、通告に基づき質問いたします。

居住その他の目的による建物と、土地の所有と、利用の状況に関する我が国の基幹統計の一つであります、令和5年度住宅・土地統計調査が5年ぶりに実施され、先日4月30日、その速報値が公表されました。

それによると、全国の住宅戸数は6,502万戸と一貫して増加し、増加率も5調査ぶりに増加に転じております。本県を見ても、住宅数は90万戸で前回より2.3%増加しております。人口が減少傾向にある中で、住宅戸数は増加するといった現象が続いています。

そのような現象のおかげでもう一つ増えているのが空き家であります。全国では住宅総数に占める空き家の割合は13.8%と、過去最高になっています。その中で賃貸、売却及び二次的住宅を除く空き家、いわゆる社会的な問題となる空き家は住宅総数の5.9%と、これも過去最高となっています。

鹿児島県では、この社会的な問題となる空き家率は13.6%と、全国で最も高くなっています。かつて家族団らんの場、子育ての場として、夢のマイホームを手に入れました。しかし、そこで育った子どもたちは就職、進学で家を離れ、多くは都会に生活を移し、高度経済成長期やバブル経済の勢いもあり、都会に家を建てるということが起こりました。

田舎の家は老夫婦世帯から独居世帯へと移

り、そして入院や施設入所により、家主を失う家が生まれたわけです。一方、都会に建てた家も時間差こそあれ、同じ現象が起きてきています。

こうして生まれる問題空き家は全国で発生し、その管理の不十分さから老朽化による倒壊の危険、ごみやシロアリなどの発生や動物の住みかなど衛生的な問題、放火や不審者の出入りなど、治安の悪化などなど、近隣住民に深刻な影響を及ぼす事態となっています。

このような事態に鑑み、国は平成27年5月空家等対策の推進に関する特別措置法を施行し、本格的な対策に乗り出し、市もその措置法に基づき、令和2年3月安心安全な生活環境の確保と空き家等の利活用を目指し、日置市空家等対策計画を策定されています。

ここで1問目の質問です。空き家等に関する対策を総合的かつ計画的に実施するため、日置市空家等対策計画に基づき取り組んでいますが、その成果目標の達成状況はどうですか。また新たな課題は何ですか。

問題となる空き家は先ほども触れたように、周辺の環境をはじめ、地域の景観にも悪影響を及ぼすこととなります。また、通学路上に面していれば、子どもたちに影響を及ぼすこともあり得ます。

一方、空き家の所有者からすると、相続と所有権の問題、改修、解体の問題などの問題を抱え、手をつけられず、放置するしか方法がないといった事情もあるかもしれません。

そこで2問目の質問です。住民からの相談は多岐にわたるものと考えますが、どのようなものがあるでしょうか。お答えください。

平成27年5月に施行された空家等対策の推進に関する特別措置法は、所有者調査の容易化、行政代執行が実質的に可能になるなど、一定の成果はあったものの、人口減少等による空き家の増加を食い止めることには至らず、さらなる空き家対策の強化が必要となりました。

た。

そこで、国では改正空家等対策の推進に関する特別措置法を昨年12月施行し、新たな対策に乗り出しました。新たに規定されたことは、例えば、改正前は危険な状態にある特定空き家に認定されるまでは、空き家の持ち主にペナルティはありませんでしたが、改正後はその特定空き家の予備軍といえる管理不全空き家の規定を設け、それに認定されると、この段階で固定資産税の特例が外されることなど、一段と厳しくなっています。

そこで3問目の質問です。空家等対策の推進に関する特別措置法の一部を改正する法律が昨年12月施行されました。市としてどのように受け止め、今後の空き家対策に生かしていく考えですか。

続いて、大きな2問目、住宅等耐震化対策について質問します。

1995年（平成7年）阪神淡路大震災、2011年（平成23年）東日本大震災、2016年（平成28年）熊本地震、2018年（平成30年）北海道胆振東部地震、そして本年1月1日の能登半島地震、ここ30年だけでも、私たちは震度7の地震による悲惨な状況を、6回も目の当たりにしています。そして、何より悲しいことは、地震により多くの尊い命が奪われたことです。

昔は、災害は忘れた頃にやってくると言われていたものですが、今では、災害は忘れんうちに必ずやってくるようになったようでございます。

地球の活動による様々な恩恵には感謝しつつも、地震列島に住んでいるという覚悟も持たなければならないと、改めて考えさせられています。

今年正月に発生した能登半島地震による死亡原因を見てみますと、圧死92人、窒息・呼吸不全49人と、倒壊した建物を下敷きによる死因が全体の63.5%に及んでいます。

これまでも数々の地震による住宅被害を教訓に、建築物の耐震改修の促進に関する法律の施行、その後の改正を重ね、既存耐震不適格建築物、いわゆる旧耐震基準で建てられた建物の所有者に対して、耐震診断、改修の努力義務が課せられるようになりました。

市においても、同法の規定及び鹿児島県建築物耐震改修計画に基づき、令和3年3月日置市耐震改修促進計画を改定しました。

そこで1問目の質問です。市民の生命、身体及び財産を地震から守るため、日置市耐震改修促進計画に基づき取り組んできていますが、住宅の耐震改修目標の達成状況はどのようになっていますか。

現在本市では、住宅耐震化促進のため2本の補助金を用意して、促進に努めています。

1本は住宅の耐震診断の実施に対する補助金。補助率は対象経費の3分の2で限度額6万円です。あと一本は、耐震改修工事の実施に対する補助金で、その補助率は対象経費の100分の23で、限度額は30万円です。県下の市では、工事費の補助金が24万円から最大100万円の範囲であるようです。

国土交通省が令和元年に行った耐震化に関するアンケートでは、耐震化をしない理由として、1番、費用負担が大きいため、2番、古い家にお金をかけたくないから、3番、耐震化しても地震による被害は避けられないからなどが上位を占めています。大半の理由はやはりお金ですが、耐震化への認識不足もあるようです。

ここで2問目の質問です。現行補助制度、木造住宅耐震診断事業費補助金、木造住宅耐震改修工事費事業補助金を見直す考えはありますか。

さて、住宅を離れて市有建築物についてあります。市庁舎をはじめ、学校、地区公民館、体育・文化施設、福祉施設等多くの対象物があります。市有物は災害時の避難場所に

もなるようなものです。

そこで最後の質問になります。市有建築物の耐震化状況はどうなっていますか。お答えください。

○議長（並松安文君）

ここでしばらく休憩します。次の会議を11時10分とします。

午前10時57分休憩

午前11時10分開議

○議長（並松安文君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

〔市長永山由高君登壇〕

○市長（永山由高君）

お答えしてまいります。

質問事項の1つ目、空き家対策についてのその1、日置市空き家等対策計画の成果目標の達成状況と新たな課題について。

日置市空き家等対策計画における、令和2年度から令和6年度までの成果目標に対する令和5年度までの達成状況については、空き家バンク新規登録者数は、成果目標200件に対し373件、空き家新規成約件数は、成果目標100件に対し222件、空き家改修事業活用件数は、成果目標100件に対し125件、助言・指導等による空き家等除却は、成果目標5件に対し4件となっています。

なお、危険空き家等解体補助金を今年度3件予定しており、成果目標を達成見込みとなっています。

課題としては、管理がなされていない空き家等が年々増加傾向にあることが上げられます。

その2、住民からの相談について回答します。

令和5年度に、市へ寄せられた空き家に関する相談件数は160件で、118件が危険空き家の解体補助事業に関することとなり、このほか草木の繁茂や瓦の落下の危険

性があるなど、適正管理に関する相談などが42件となっております。

その3、空き家等対策の推進に関する特別措置法の一部改正についての受け止めと、今後の空き家対策について回答します。

空き家を放置すれば倒壊する危険があるなど、放置することが不適切であると認められる空き家等、いわゆる特定空き家等に対して行うことが可能であった指導・勧告措置などが、そこに至る前の管理不全の空き家まで範囲が広がったことにより、これまでお願いという位置づけであった適正管理について指導等が可能となり、より空き家発生の抑止や適正管理に資すると考えております。

また、本市の空き家等対策計画は今年度末までの計画となっておりますので、次期計画を策定する際に、今回の法改正について盛り込むなど、今後の空き家対策につなげてまいります。

質問事項2つ目、住宅等耐震化対策についてのその1、住宅の耐震改修目標の達成状況につき回答します。

令和2年度に改定した耐震改修促進計画では、令和7年度末までに、耐震性が不十分な住宅をおおむね解消することを目標としています。改修目標の達成状況は、計画終了時期である令和7年度末に向けて調査する予定です。

その2、補助制度の見直しについての考えを回答します。

地震による住宅被害を軽減するためには、住宅の耐震化の推進が極めて重要です。住宅の耐震改修を一層促進するため、引き続き補助制度の周知に努めるとともに、他市の状況を踏まえながら、補助制度の見直しを検討してまいります。

その3、市有建築物の耐震化状況につき回答します。

市有建築物の中には、避難場所など重要な

建築物があります。耐震計画上、耐震化することが重要な市有建築物の耐震化率は、令和6年5月31日時点で92%です。

以上です。

○4番（長倉浩二君）

まず、1問目ですけれども、計画期間を1年残して、空き家バンク登録件数、成約件数、空き家改修事業、いずれも目標値を大きく上回っており、また危険空き家解体の方も今年度で目標達成と、非常に職員の方々の頑張りを高く評価したいと思います。

さて、空き家問題を解決する選択肢は、売るか、貸すか、自分で使うか、壊すか、そして社会的活用があると考えます。

あとの質問にも関係してきますけれども、昭和56年6月以前に建てられた家で、耐震診断を受けていない空き家、耐震工事をされていない空き家は売れない可能性、あるいは通常より安い値でしか売れないと聞きます。

空き家バンクに登録されている売買、賃貸の対象になっている空き家の耐震診断、耐震工事の状況はどのようでしょうか。何%進んでいますでしょうか。

○地域づくり課長（濱崎慎一郎君）

空き家バンクにつきましては、所有者の意向によりまして、空き家の売却、賃貸の情報発信を行う制度ということになります。古民家など新耐震基準に適合していない物件も対象としていることから、耐震診断及び工事の有無については確認をしていないところがございます。

市では不動産の売買ができませんので、市内の不動産業者にご協力をいただきまして、内覧や詳細説明を行っていただいているというところがございます。

希望利用者に対しましては、不動産業者のほうから、新耐震基準を満たしているかなどの情報については、しっかりと説明していただいているというふうに認識しております。

以上です。

○4番（長倉浩二君）

この耐震の問題は重要事項にも該当しますので、しっかりと説明はしたほうがいいかなというふうに思っております。

空き家の所有者、管理者からの相談窓口も市役所内、7部署で対応されて、非常に充実しているようです。

空き家問題を解決する選択肢として、厳密に言えば、売買・賃貸の選択肢の中に入らなくてもいいかもしれませんが、私は勝手に社会的活用と名づけました。要するに居住、店舗等以外の活用法として、例えば、筋ちゃん広場などの介護施設や子ども食堂などコミュニティ施設として活用する方法があります。関係課と協力してこの活用方法をより一層推進していく考えはございませんでしょうか。

○地域づくり課長（濱崎慎一郎君）

空き家バンクは利活用を目的としておりますので、その施策を所管する課等から相談がありましたら、積極的に情報共有をして進めていきたいというふうに考えております。

○4番（長倉浩二君）

また空き家問題を引き起こす一因として、相続登記の問題もあることから、今年4月からは不動産の相続登記が義務化されました。市には法務局から登記済み通知があります。今年の固定資産税の納税通知書の封筒の中にも入っていましたが、この相続登記義務化制度の内容と相続登記の現在の状況はどうなっていますでしょうか、お知らせください。

○税務課長（有島春己君）

お答えします。

これまで相続登記は任意でございました。その任意であった相続登記が、今回、相続時の登記を義務化する不動産登記法が改正されて、議員おっしゃられたとおり令和6年4月1日から始まった制度でございます。

内容としましては、相続人が不動産（土

地・建物)を相続し取得したことを知った日から、3年以内に相続登記をすることが法律上の義務となったところです。正当な理由なく相続登記をしない場合は、10万円以下の過料の適用対象となる制度でございます。

あと、本市における相続登記の状況でございますが、本市の相続登記の状況は、議員おっしゃられたとおり法務局から登記済み通知書というのがまいります。法務局で土地、建物の登記が完了したものについては、登記済み通知書が市町村に提供されるんですが、現在4月途中までしか来ておりませんので、4月途中までの提供件数となりますが、相続登記の件数家屋が4棟、土地が101筆となっております。

以上です。

○4番(長倉浩二君)

今後この相続登記の広報というのは非常に重要になってくるかと思えます。引き続き広報をするべきだと考えます。

またこの空き家や宅地を売りに出しても売れない、借り手もつかない。そういった空き家や宅地もたくさんあります。

何とか手放したい所有者もおられると思います。そういったとき、市にもらってもらえないか。いわゆる寄附採納の相談はどうなっていますでしょうか。また、その際、寄附を受ける要件はどのようになっていますか。

○財政管財課長(小園秀作君)

寄附を受ける要件についてお答えいたします。

空き家や宅地についての寄附採納の相談は、毎年数件あることを確認しております。寄附を受け入れる際の明確な要件はありませんが、行政財産として利活用が見込まれるもので、維持管理費を要するおそれがないものなどというもので、判断しております。利活用が見込まれないものについては、寄附を受け入れることは難しいと考えております。

また、公共施設等総合管理計画の基本方針の一つに、将来負担の軽減を図るため、市が所有する資産を増やさないことを掲げております。

以上です。

○4番(長倉浩二君)

寄附採納のハードルは高いのかなというふうに考えました。

この相続した空き家や土地を持ち続けることは、相続人として固定資産税の負担や周りに迷惑をかけられないと思いきから、草刈りや樹木の伐採など、相当の負担を強いられていますのが現状でございます。しかし、だんだん管理がおろそかになって荒れていってしまいます。

そのようなことを避けるため、国がそのような相続した土地に限るんですが、土地を引き取る制度があるようですが、どのような内容になってますでしょうか。またこれの市民への広報はどうなってますか。

○税務課長(有島春己君)

お答えします。

昨年4月から、国、法務省なんですが、始めました、相続土地国庫帰属制度というのになります。相続土地国庫帰属制度は、相続人または遺贈、遺言等によって財産を特定の誰かに引き継がしたり、送ったりするものです。

相続または遺贈によって土地の所有権を取得した人が、一定の要件を満たした場合に、その土地を手放して国に引き渡す、国庫に帰属させますが、ことができる制度となっております。

対象者は、相続や遺贈で土地を取得した相続人の方のみで、審査手数料のほか、審査の結果、国が引き取ることができる判断した場合、土地の性質に応じた標準的な管理費用10年分の負担金となりますが、一筆当たり20万円を基準としております、を納付することになっている制度でございます。

また市民への広報なんですけど、市民への広報については、積極的な広報は行っておりませんが、国から配布のあった啓発チラシを窓口を設置して、配布したところがございます。

以上です。

○4番（長倉浩二君）

分かりました。この空き家問題、最後の質問になります。市長、今回の改正空家対策特別措置法は、国の空き家対策への本気度の表れだと思います。先ほども触れましたが、この空家特措法だけでなく、今説明がありました不動産登記法をはじめ、民法など総動員で空き家・空き地問題を解決する手段として取り組んで、法改正が行われているところがあります。

先ほども触れましたが、空家対策特別措置法の改正では、特定空き家の予備軍として管理不全空き家を規定しています。この管理不全空き家に認定された段階で、固定資産税の住宅用特例が外されます。この特例が外されると、もちろん固定資産税が上がるんですが、私も管理する住宅で試算をしてみました。

そうするとその土地に対する固定資産税は3.3倍に上がっています。もちろん家がなくなるわけですので、全体的な固定資産税の額は3.3倍にはならないわけですが、土地に関しては3.3倍というふうになっています。

また、管理不全空き家の認定基準も今後必要になります。しかしながら、現在の日置市空家等対策計画には、管理不全空き家をはじめ、特別緊急代執行の規定が反映されていません。

法改正から半年が過ぎました。国の本気度に応えるためにも、計画期間が本年度までとはなっていますが、早急に反映させるべきだと考えます。いかがお考えでしょうか。

○総括監兼選挙管理委員会事務局長（東 純一君）

お答えいたします。

市長の答弁にもございましたように、日置市空家等対策計画が今年度までと計画となっております。今年度、次期計画を策定することとしており、土地家屋調査士や行政書士の方々を委員とする日置市空家等対策協議会で協議を行いまして、今回の法改正について盛り込み、今後の空き家対策につなげていきたいというふうに考えております。

以上です。

○4番（長倉浩二君）

次に、耐震化の問題に移ります。

改めて伺います。日置市耐震改修促進計画の策定目的は何ですか。

○産業建設部長兼建設課長（田口悦次君）

策定目的につきましてお答えいたします。

大地震はいつ、どこで起こっても不思議ではない状況にあることから、市民の生命、身体及び財産を地震から守るため、住宅・建築物の耐震化を促進することを目的としております。

○4番（長倉浩二君）

はい、よく分かりました。この1問目、私の聞き方が悪かったのでしょうか。聞き方を変えます。

策定後の年度ごとの耐震診断件数、耐震工事件数はどうなっていますか。

○産業建設部長兼建設課長（田口悦次君）

これまでの耐震診断と耐震改修工事の件数ということでよろしいでしょうか。

令和5年度までの実績は、耐震診断は3件、平成28年に3件です。耐震改修工事が2件、平成28年に1件、平成29年に1件となっております。

以上です。

○4番（長倉浩二君）

ほとんど改修が進んでいないということがよく分かりました。

計画によると、木造住宅は2万1,689棟

あり、そのうち耐震性のない住宅が9,021棟あります。調査年は少しずれますが、先ほどの空き家対策計画の空き家率から推計いたしますと、人が住んでいる耐震性のない住宅が8,892棟あることとなります。

したがって、先ほど説明がありました耐震工事が終わった2棟を引いても、8,890棟が耐震性のない住宅となります。

実際には自力で解体されたということもあるでしょうけれども、それが7年度の計画ののってくると思いますけれども、今でも多くの世帯で、耐震のない住宅の下で暮らしが営まれているわけです。

能登半島地震では、先ほども触れましたが、亡くなられた63.5%の方が住宅の倒壊下敷きによります。

ほかの市の状況を踏まえ、補助制度の見直しを検討されるということですので、しっかりと今後取り組んで、市民の生命、身体、財産を守っていただきたいと思います。

そういう意味で、私も何点か提案したいと思います。対策を考える上で、県内の市の耐震改修工事費補助事業を見ますと、補助率は違いますけれども、先ほども言いましたが24万円から100万円。そのような中で、本市もですが、補助率が100分の23となっています。あまり見ない数字なんですけれども、この100分の23の根拠は何ですか。

○産業建設部長兼建設課長（田口悦次君）

お答えします。

補助率につきましては、国の交付金を受けて実施している事業であり、社会資本整備総合交付金交付要綱に基づいて実施しております。

耐震改修工事に係る一般的な費用が100万円から150万円で、平均130万円としますと、補助率100分の23を乗じますと、29.9万円、限度額の約30万円になりま

す。

また、この補助率につきましては、先ほど1回目の市長の答弁にもありましたが、耐震改修工事の補助率について、他市の状況を踏まえながら、より補助率の高い総合支援メニューへの移行を検討してまいります。

○4番（長倉浩二君）

一方、県外に目を向けますと、高知県黒潮町という人口1万人余りの土佐湾に面した町があります。要するに南海トラフ地震の危険性がある地域の町です。そのような規模の町で取り組まれているのが、耐震診断は無料、耐震設計は最大30万円の補助金、そして耐震工事費補助金は最大で自己負担なしの125万円です。

その効果もあつてか、平成27年から30年の4年間で456件の改修工事が進みました。

家全体を工事するのは、本来の目的に合致するのは承知してはいますが、経済的理由で工事をためらうのであれば、家の中でふだんいる時間が長いと思われる居間や寝室だけを工事することは考えられないでしょうか。伺います。

○産業建設部長兼建設課長（田口悦次君）

お答えします。

耐震診断は居間や寝室だけではなく、1棟全体の上部構造や地盤、基礎で評価されます。

耐震診断の結果、上部構造評点が1.0以上で、地盤及び基礎が構造耐力上安全になるように補強する工事であって、耐震診断技術者の設計及び監理に係るものを耐震改修工事の補助対象としております。

まずは、昭和56年5月31日以前に建築、着工された住宅について、耐震診断を行っていくことが重要だと考えております。

○4番（長倉浩二君）

工事費用の問題、将来の住まい方の問題が、改修工事の進まない理由だと思いますけれど

も、地震後の経済的損失や工費、解体を考えると、住宅耐震改修工事費補助金を市がかける保険として捉えられませんか。

耐震化工事をするので、そのコスト、いわゆる補助金額を大幅に上回る被害額の軽減の効果が出るという試算もあります。また合併浄化槽工事に倣って、市内業者や市内の大工さんと契約すれば、補助金を上乘せするといったような見直しはできないでしょうか。伺います。

○産業建設部長兼建設課長（田口悦次君）

耐震改修工事の補助につきましては、他市の状況を踏まえながら、補助率の高い総合支援メニューへの移行を検討してまいります。

また、耐震改修工事の市内業者への発注を支援する観点からは、耐震診断の時点で市外の設計者、耐震診断技術者に相談されてしまうと、工事も市外業者に流れてしまうおそれがあるため、まずは耐震診断の市内業者利用に対する上乘せについて検討します。

○4番（長倉浩二君）

市内の業者育成という面からも、そのように取り組んでいただければと思いますが、さらに、例えば昭和56年5月、いわゆる現在の耐震基準以前に35歳で夢のマイホームを建てたとします。それから歳月が流れ、現在、その家主は78歳、後期高齢者になります。それなりの体のメンテナンスも必要になってきましょう。加えて家にバリアフリー工事も必要なところも出てくるかもしれません。

確かにこの年になって、自己負担が100万円を起こすような工事は、ちょっとちゅうちよするかもしれません。

しかし、バリアフリー工事が必要となると、話はちょっと違うのかもしれませんが、そこで、この耐震工事とバリアフリー工事を抱き合わせた補助金制度、仕組みづくりは考えられないでしょうか。伺います。

○産業建設部長兼建設課長（田口悦次君）

お答えします。

どちらも住宅の改修ではありますが、耐震工事は構造部分に係る工事が主であり、工事着工までの過程や工事期間等も異なるため、それぞれの目的を考慮すると、個別の事業として実施したほうが効果的だと考えております。

○4番（長倉浩二君）

とにかく、この耐震化工事は、まだ莫大な量が残っているのは事実ですので、何らかの手当てをしなければ、安心安全な家屋では住めないというような状況ですので、今後の検討に期待いたします。

最後に市有建築物の耐震化率は、市の施設の民間への売却などもあって進んでいるようですが、残りが8%というふうになっていますが、どこが残っていますでしょうか。その8%の施設と今後の改修計画はどうなっていますか。

それを伺って、私の一般質問を終わります。

○産業建設部長兼建設課長（田口悦次君）

お答えします。

鶴丸地区公民館や日吉地域の地区公民館の調理室——旧給食室——などがあります。今後につきましては、施設の利用状況や今後の活用計画などを踏まえながら、協議を行ってまいります。

以上です。

○議長（並松安文君）

次に、18番、漆島政人議員の質問を許可します。

〔18番漆島政人君登壇〕

○18番（漆島政人君）

さきに通告していました、旧吹上キャンプ村跡地の活用策及び森林環境譲与税の活用の在り方についてお尋ねいたします。

旧吹上キャンプ村跡地活用については、2月の全協において、民間事業者から提案があったアドベンチャー施設の誘致に向けた説

明がなされました。

また、その全協が開催された直後、直前に3名の地元議員を対象に、同じ内容の説明がありました。そのとき、私自身納得いかない点が幾つかありましたので、指摘をさせていただきました。

1つは、全協で説明する前に、なぜ結論ありきで地元議員だけに説明をするのか。2つ目は、民間提案に関する実施要領は、提案者に寄り添った内容が多く、誘致ありきになっているのではないか。3つ目は、地元住民は公募の全容や市が施設整備に7,000万円もの負担をすることは知らない。その中で、一方的に事を進めることは理解できない。

そのことを指摘したところ、後日、改めて、参加意思表明の期間を1か月間設けるので、地元の方にも相談をしていただきたい、そうした連絡がありました。

私も、応募していただける可能性のある事業所に相談をいたしました。その事業所が企画された事業内容は、住民の方々が語る中で、健康づくりに取り組むパークゴルフ場の整備と、残された施設を再活用したキャンプ場の復活でした。

また、海岸線一帯も含めたウォーキングコースを整備することで、スポーツ合宿の拡大や観光振興にもつなげていく計画もありました。そのほか、自然環境の保護を目的にアダプト・プログラム制度の導入も検討されていました。

しかし、最終的に公共敷地の借用や公的資金が入るとなると、1法人だけでは責任が重すぎる。また、将来的には、キャンプ村跡地活用だけではなく、周辺一帯の開発も必要になってくると、そうなると、地域全体に説明をして協力を得る必要がある。企画書の作成には、とても時間が足りない。そういった理由で、地元からの応募は断念された経緯があります。

そして、今回改めて5月の全協において、旧吹上キャンプ村跡地に、事前に説明があったアドベンチャー施設を誘致し、その施設整備に、市が森林環境譲与税を活用して7,000万円を負担することが説明をされました。

そこで、その森林環境譲与税について、私が認識しているレベルで申し上げますと、2015年に開催されたCOP21において、パリ協定が採択されました。その中で、世界の平均気温の上昇を抑えるために、締結国に2020年度以降の温室効果ガス削減に向けた目標の策定と提出が義務化されました。

これを受け、我が国においても、2019年度から地方自治体に森林環境譲与税を交付し、森林保護等に関する事業推進がなされてきたと認識しています。しかし近年財源不足等の課題もあり、今年度から国内に居住する成人者1人に対して年間1,000円の森林環境税の納付が義務化されました。

国は国民から回収した税金を、人工林の面積や人口、林業就業者数の割合にて按分し、その全額を、今度は森林環境譲与税として県市町村に交付する仕組みになっています。

交付された譲与税の用途は、間伐による森林保全や林業の担い手の確保、木材利用の促進、森林整備に関する普及啓発の費用に充てるものとされています。

令和5年度末現在で、本市が保有している森林環境譲与税基金は5,228万円です。また、今年度日置市に交付される譲与税の見込額は4,392万円です。そのほか日置市における森林環境税の納付対象者は、昨日現在で2万2,076人となっています。

そこでお尋ねします。提案者が市に納める固定資産税は幾らになるのか。市に納付される土地賃借料、土地賃借料は収支計画に示されている額が確保できる見込みであるのか。地元雇用15名から20名についてもお尋ね

します。

また、施設誘致によって、地域活性化と周辺エリアの資産向上につながるとありますけど、具体的に見込める効果について伺います。

そのほか、キャンプ村跡地活用については、地域住民と一緒に新たな活用策を見出していくことが、地域づくりのあるべき姿であると認識いたしますが、見解をお尋ねいたします。

また、施設整備に市が負担する7,000万円の積算根拠と、今回補正予算に計上されている関連予算の財源内訳及び負担金として支出する根拠についてお尋ねして、1回目の質問といたします。

〔市長永山由高君登壇〕

○市長（永山由高君）

お答えしてまいります。

質問事項の1つ目、旧吹上キャンプ村跡地の活用策及び森林環境譲与税の活用の在り方についてのその1、提案に対する市の考えについてのア、固定資産税の見込額につき回答します。

固定資産税については、民間事業者から提案のあった旧吹上浜キャンプ村利活用案を基に試算すると、事業者が設置する償却資産となる器具・備品など、10年間で900万円ほどを見込んでいます。

続いて、イ、土地賃借料の納付見通しにつき回答します。

提案者の計画では、来場者数が初年度7,000人、最終年度には1万2,000人余りを見込んでおり、10年間で10万8,000人余りを見込んでいます。

土地賃借料については、施設利用料の5%の提案を受けたところであり、10年間で2,000万円弱の見込みとなっています。

本計画より規模の小さい曾於市の同種施設は、年間6,000人から8,000人の実績があり、来場者数見込みについては、妥当で

あると判断しています。

なお、提案者の財務状況は良好であり、これまで全国展開している42施設において撤退事例はありません。

続いて、ウ、地元雇用15から20名の信憑性につき回答します。

提案者から15名から20名の地元雇用をしたいとの意向が示されています。また、提案者が運営している他県施設を調査したところ、同規模の施設では15名から20名が地元雇用されていることを確認しています。

続いて、エ、具体的に見込める効果について回答します。

今回の提案は、日本三大砂丘・吹上浜を望む自然環境に恵まれた旧キャンプ村の市木クロマツの松林を活用したものであり、森林環境譲与税の目的である森林学習の場の提供につながるものと考えます。

経済効果としては、利用者が近隣の飲食店や温泉などを利用することや、修学旅行や職員研修、消費型から体験型へシフトしているインバウンド需要にも対応できるなど、多方面にわたるものと考えています。

観光消費額は、入場者の見込数を基に、令和4年度鹿児島県観光統計による日帰り観光消費額単価を乗ずると、約4億円と試算されます。

また、集客力のある同施設ができることで、吹上エリアに新たな民間投資を誘発することも期待しています。

その2、活用策について回答します。

平成25年度に吹上地域の各団体代表などで構成する、日置市吹上浜キャンプ村在り方検討委員会から、利活用に関する提言書を頂きました。

提案として、外部から人が来てお金を使っていたら環境整備や自然環境を生かした話題性のある施設、アスレチック村構想、パークゴルフと展望タワーの整備、自衛隊の誘致、

再エネを活用した拠点整備などの意見をいただいています。

また、提言のまとめとして利活用について、交流人口拡大及び雇用促進をはじめ、地域商工業へのさらなる経済効果を高めることを期待するとされています。

その後、吹上人工芝サッカー場の建設もありましたが、吹上浜金峰山自然公園内に位置することから、松林を伐採することにも制限もあり、これまで利活用が進まずに来たところ です。

令和5年8月に吹上エリアの公民連携サウンディング型市場調査を実施し、個別対話の中で活用のアイデアはあったものの具体的な提案はなかったところ です。

このような状況の中、令和6年3月森林環境譲与税を活用した旧キャンプ村跡地の民間提案の公募を行い、1事業者から提案があったところ であります。

今回の活用策は、提言に沿い、期待する経済効果等も見込まれ、地域の発展に貢献できるものと考えています。

その3、7,000万円の積算根拠及び財源内訳の詳細について回答します。

7,000万円については、公募の際に示した金額であり、令和元年から4年度の森林環境譲与税基金積立額5,100万円及び令和5年から6年度の同基金積立見込額1,900万円を合算した金額となります。

今回の補正予算では、7,000万円のうち、当初予算で計上した設計費用の500万円を除いた、森林環境譲与税の用途に合致するコース設置などに係る交付金6,500万円を計上しています。工事請負費173万6,000円については、テント用台座の撤去費用として計上したもので、財源は一般財源です。

その4、市が負担金として支出する根拠について回答します。

今回の事業は、市木クロマツを活用した事業により、森林の有する公益的機能に関する普及啓発、市民が森林に触れ合う機会の創出、吹上エリアの魅力向上及び関係人口創出につなげるためのアイデア等を募集したものです。提案された事業は、地域活性化や周辺エリアの資産価値向上につながることを期待されます。

森林環境譲与税の用途の範囲内で費用の一部を交付することとし、日置市旧吹上浜キャンプ村有効活用事業費交付金交付要綱に基づき、設計・施工に係る費用を交付することとしています。

以上です。

○18番（漆島政人君）

キャンプ村跡地の活用から再質問させていただきます。不明な点が多くございますので、順番が入れ違ったり、疑問を感じる部分だけ、ポイントだけ質問いたします。

まず、初めに、キャンプ村跡地の活用策を募集するために、応募に必要な条件等を定めた実施要領が整備されています。その中には施設整備に市が上限額7,000万円を負担することのほかに、2月の全協時点ではワイヤーを張って滑車で滑り降りるジップラインを整備することも記載されていました。

そのジップラインについては、私が指摘した後、削除されましたが、整備された要領は提案の受入れを意図とした印象を強く感じました。実施要領は提案を受け付ける前に、多分作成されたんだと思いますけど、このことについてお尋ねいたします。

○農林水産課長・農業委員会事務局長（成田郷君）

お答えいたします。

こちらにつきましては、私どもが、吹上浜のキャンプ村跡地を利用する方法として一番何が必要かというところを議論しまして、実施要領をつくったところ です。もちろん当然、

提案者のご意見等もあろうかと思いますが、こちらのほうは、私どものほうで案をつくったところでございます。

以上です。

○18番（漆島政人君）

提案を受け付ける前に作成されたのかと、そのことをお尋ねしているわけです。

○農林水産課長・農業委員会事務局長（成田郷君）

お答えいたします。

提案を受け付ける前に要領というところは、作成してございません。

以上です。

○18番（漆島政人君）

課長、もう一回ゆっくり言ってください。

○農林水産課長・農業委員会事務局長（成田郷君）

要領につきましては、企業からの提案を基にということではなくて、こちらのほうで要領をつくっていったところです。

以上です。

○18番（漆島政人君）

当然、受け付ける前に作成するのが基本的なことだと思います。

そこで、提案を受け付ける前に作成したのであれば、やはり様々な提案を幅広く受け付ける実施要領になると思います。

しかし、なぜ特定の業種しか応募できないような、活用策を絞り込んだ実施要領を作成されたのか、そのことについてお尋ねいたします。

○市長（永山由高君）

今回の要領の作成に当たっては、策定前の段階から森林環境譲与税の有効活用について、庁舎内で検討を重ねてきたという経緯がございます。

その検討の中で、全国での森林環境譲与税の活用の在り方、そして森林環境譲与税を活用して、市内外多くの方々に喜んでいただ

る施設についての可能性を十分に検討した中で、議員ご指摘のような具体的な提案、これは有効性が高いのではないかとということで、当初、文言の中に織り込んだという経緯がございます。

一方で、地域内でも、今回のこの森林環境譲与税を活用した企画について、前向きに検討をしたいというお声がある可能性が出てきたぞということですので、それはではその条項を消して、より幅広く様々な提案を受け付けたいということで、修正をさせていただいたという経緯でございます。

○議長（並松安文君）

ここでしばらく休憩します。次の会議を午後1時からとします。

午前11時58分休憩

午後1時00分開議

○議長（並松安文君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

○18番（漆島政人君）

先ほど市長のほうから答弁をいただきましたけど、今回1事業者からの提案しかなかったのにもかかわらず、最優秀提案者として扱っておられます。

そのことを考えただけでも、ほかに目を向ける必要はなかったのではないかなど、そういう気もしますが、しかし譲与税を活用した提言は、提案は、様々な形でほかにもあったはずです。

したがって、応募者を制限することで、ほかの施設との比較検討もできないです。また、公平公正な要領にならないと思いますが、このことについてはどうお考えかお尋ねいたします。

○市長（永山由高君）

事前に議員の皆様にお示しをした公募要領から修正をして、幅広く多くの様々な活用の在り方を視野に入れた要綱で、募集を実際に

は行っておりますので、様々なご提案をいただきたいという思いはございましたが、結果的には1社からのご提案をいただいたということでございます。

○18番（漆島政人君）

なぜ、こういうことを申し上げますかというと、2月の全協ではもう既に結論ありきで説明をされたわけです。その時点では、実施要領の中にはジップラインの整備というのも入っていたわけです。この人たちは、もうこの提案ありきで進められているのかなと、そういうことを感じたもんですから、それから状況は全然変わってないもんですから、そのことを申し上げているところです。

そこで次の質問です。

どういった提案が提出されるか分からない状態で、最初から施設整備に市が上限額7,000万円を負担することを明記することは、これ私、理解もちょっとできませんけど、またそれを当てにした提案が出される可能性もあるわけです。

そこでどういった理由で、その7,000万円を負担することを決定されたのか、また大隅の施設については、整備された時期も違いますけど、大隅のほうでも、曾於市のほうも負担金を支出されているのか、お尋ねいたします。

○農林水産課長・農業委員会事務局長（成田郷君）

お答えいたします。

先ほどの7,000万円につきましては、今回の募集提案時において、クロマツの活用した事業ということにありまして、森林環境譲与税の使途に該当するものとして、市としまして負担可能な上限額としまして7,000万円を提示したものでございます。

申し訳ございません、曾於市のほうにつきまして、事業のほうに、曾於市のほうから負担が出ているというのは、確認してござい

せん。

以上です。

○18番（漆島政人君）

私も、すぐ、議員の方ともいろいろ話をさせていただきました。そのクロマツを活用したというのは分りますけど、クロマツを活用した形で、私が質問しているのは、ほかにもいろんな活用案があるのではないかと、なぜこれに特定するのかと、またほかにもどういった提案があるかも分らんのに、なぜ最初から7,000万円の負担をすることを決めたのかと、そこなんです。

○市長（永山由高君）

本件につきましては、まずはこの森林環境譲与税をどのように適切に活用するかという議論がございました。

これは、九州市長会において、実は3年連続で森林環境譲与税の活用が一向に進まないということについての問題意識が共有されたということが、まず背景にあります。

多くの市において、活用することなく基金に積み残されている。この状況については、早期に改善をいただきたいという要求を受けておるところが、まずございます。

その中で、ではこの森林環境譲与税を、これは当然目的が限定された基金でございますので、どのような形で活用することが望ましいかということについて、検討を重ねてきたという背景がございました。

このプロセスの中には、伊集院と吹上地域における公共施設の利活用について、これはキャンプ村跡地についても、対象の中に組み込む形で広くご提案やアイデアを募るといって、サウンディング調査も実施をさせていただいておりました。

この森林環境譲与税の活用の中で、まず選択肢の一つとして議論を始めたのは、実は伊集院森林公園でございました。伊集院森林公園の活用の中で、いかに今、日置市が進めて

いる観光に関する5本柱というのがございまして、その中で、自然資源を活用したアウトドア需要に対して、どのように対応するかという観点で、当初は伊集院森林公園における、森林環境譲与税を活用したアドベンチャー施設というのは、これはいかなものだろうかということの議論から始まったというのが、経緯のきっかけでございます。

そういった中で、全国の様々な事例を検証し、また関係者の話をいろいろとお聞きする中で、伊集院森林公園における、こういった施設の整備が非常に困難であるという事情も見えてまいりました。

同時に、市内の各森林施設やこのクロマツの活用も含めて可能性のあるところを再度検討してきた中に、改めて吹上浜における旧キャンプ村跡地が、実はこういったアドベンチャー施設を整備するに当たっては、非常に条件としては、よいというようなご提案をいただいたという経緯もございます。

この森林環境譲与税をいかに活用するかという議論が出発点であったということから、まずは1つの目線として7,000万円という金額が出てきているというところは、ご理解いただければと思うところです。

以上です。

○18番（漆島政人君）

森林環境譲与税の活用の在り方については、後ほどまたいろいろ詳しく議論させていただきたいと思います。

いずれにしても、7,000万円もの巨額な公費を負担するとなると、市民の理解が得られる負担理由というのが求められます。

そこで、その負担根拠について、先ほど答弁の中で、地域の活性化や資産価値の向上につながることを期待されるという回答でありました。

しかし、現状は、運動公園等を利用される人は、用事が済んだらすぐ帰宅される日帰り

の方がほとんどですので、地域活性化につながる要素はないです。これはもう今までの実績でも分かるように、また市外業者の方がほとんどですので、住民福祉につながる要素もないです。

したがって、7,000万円もの負担をするとなると、期待されるという答弁ではなく、やはりその期待が実効性に結びつく具体的な裏づけが必要だと思えますけど、そのことについてどうお考えか、お尋ねします。

○市長（永山由高君）

現状、運動公園を利用される方々が、なかなか地域の中で回遊していただけていないという問題意識は、私も持っているところでございます。その状況に対して、今、地域の方々が、例えばイベントの際に、キッチンカーを出していただくであったり、地域の事業者の方々が、この運動公園使われる方々向けに、新しい事業を始めていただくといったような事例も、少しずつですが、生まれてきているように感じています。

今後、今、既に運動公園使っていただいている方々に、いかに吹上地域での滞在時間を長くするかという観点で、これはしっかりと今回の投資も含めて、吹上地域に滞在いただける時間を長くしていくための努力を、行政も続けていくべきだろうというふうに考えているところです。その1つの施策であるご理解いただければ幸いです。

○18番（漆島政人君）

今、市長がお話しされたことに対して、7,000万円を負担する。その効果が見込めるかと、そこが一番の焦点なんです。

そこで、今回提案された施設を受け入れることで、固定資産税と土地賃借料の収入による財政効果も見込めると、これが公益性の一つであるという趣旨のことが、説明資料の中にも記載されています。

しかし、2つ合わせて10年間で得られる

収入見込みは2,900万円です。でも固定資産の場合、償却ですから、償却資産ですから、それが続くわけにもないです。

となると、投資した7,000万円がペイするまでは、約30年近くかかるわけです。このことについてどう考えなのか、また、今課題となっている1か所に人が集中することによって、迷子の問題、ごみの散乱、また交通渋滞がさらに拡大することも懸念されますが、このことも含めてどう認識されているのかお尋ねいたします。

○市長（永山由高君）

まず7,000万円という投資が回収しきめるのかという点についてですけれども、本件は、森林環境譲与税という森林環境に関する保全やその利活用、普及啓発に関する投資的経費の支出を、もともと織り込まれた金額であるというところが、一つ大切な論点であろうというふうに考えております。

必ずしも、全額をしっかりと回収できる性質の事業を求めている基金ではないということは、ご理解を賜ればと思うところであります。

これは多くの市内外の方々に、ぜひこの新しい展開について使っていただきたいと思うと同時に、議員のおっしゃったような、例えば迷子の問題であったり、ごみの問題であったり、そういった問題が発生しないように、事業者にはしっかりと地域との連携をとっていただくべく、引き続きお願いしてまいるとともに、市としてもそこはしっかりと、毎年の確認というところがございますので、その中で指摘し、サポートをしてまいりたいと考えております。

以上です。

○18番（漆島政人君）

7,000万円を回収できるかじゃなくて、回収できなくても、それなりに見合う公益性があれば、それはもう問題ないわけです。そ

こが見込めないから、そういう例えを言っているわけです。

また、先ほどの迷子とか交通渋滞、ごみの散乱、これについては、業者のほうとやり取りをやっていくというわけですが、それは事業者が、そういうことに改善することに、改善策を打てるあれじゃなくて、自然の中でそれはもう発生する問題です。だから業者にどうこうちゅうことじゃないと思います。

次に、私も先日、このアドベンチャー施設が整備されている曾於市と南九州市を調査してみました。あいにく大隅のほうは予約がなかったのか、しまっていましたけど、その中で聞き取りもしてみました。

その中では、料金が高いので気軽に行ける施設ではないと、まして家族ではなお行けないと、若い人でも好みがありますからねという話でした。また、平日は少ないけど盆、正月、5月の連休はかなり多いですよという話もありました。

地元の議員さんのお話では、私たちの周りには山ばかりですので、子どもたちも山と触れ合う機会は多いですから、高いお金を出して遊びに行く人は少ないですよと、でも利用される方は、ほとんど都城や始良、鹿児島市のまち部の方じゃないですかねというお話もされました。

また、南九州市では、係の方が、雨が降れば連休であっても、お客さんは来られないですよというお話もされました。そのほか、南九州市の施設は、提案施設と比較して利用料金で約1,100円安く、さらに安く利用できる年会費制度もありました。

私自身も、いろいろ見て感じたことは、料金が高いことが一番気になりました。若い人でも、1回行っても、2回、3回目がいつになるんだろうかと、そういう思いがしました。

私は、本当に今回の提案は、思うとおりに行くのかと、そこすごく危惧しているわけで

すけど、市長のお考えをお尋ねいたします。

○農林水産課長・農業委員会事務局長（成田郷君）

お答えいたします。

確かに、議員が今おっしゃいましたとおり、平日と休日の差というのは、確かにこういう施設のほうはあるかと思えます。特に、先ほどもありましたとおり、ゴールデンウィーク、ましてや夏休みというところで、非常に来客者が集中するというところで、平日にいかにも人を集めるかというところは、企業側の話から見えてきておりますので、そのあたりの仕組み、平日に研修だったり、子どもたちが行けるような流れを、研修、修学旅行等も含めた形で、取り巻く環境をつくっていくのも、市の考え方の一つかと思っております。

あと、どうしても外の施設でございますので、天候に左右される部分はあるかと思えますが、そのあたりも見越しての提案というのは、当然、企業も42施設をやっておりますので、運営しているところの経験値というのはあるかと思っておりますので、その分につきまして、施設の金額等についても、今までの経験値の下に算出しているかと思っております。

以上です。

○18番（漆島政人君）

夏休みの利用も多いと思えますけど、また夏休みも、やはり夏は上のほうはすごく暑いですと、だからやっぱり涼しい時間帯がおすすめですということもお話しされました。

そこで、キャンプ村跡地活用の中でやはり大事なことは、少ない投資で、住民福祉や地域活性化にどうつなげていくか、このことだと認識しています。これは誰もがそう考えておられると思えますけど、その効果を客観的に見極めるためには、やはり他の施設との比較検討は不可欠だと思います。

例えば、キャンプ村跡地には、現在クロス

カントリーコースの2キロ延長コースが整備されています。今でもそこを、指導者と一緒に子どもたちが練習している姿を目にします。

また、キャンプ場時代使用されていた施設も、再利用できる状態で一部残っています。そのほか周辺一帯は、白砂青松の豊かな自然環境でいっぱいです。海岸線も含め一体的に整備し、住民の健康福祉や観光振興につなげていく、そういった活用策も選択肢の一つだと思います。

また、吹上の法人が提案されてされようとしていたパークゴルフ場についても、料金は昼食つきの1,500円とされておりました。近隣地のどの施設も土日を問わず利用者は多いです。リピート率も高く、市民利用が主です。健康福祉や地域活性化につながる要素も高いです。

また、どちらの選択肢も事業費も安く、自然環境保護への意識も高まると考えます。この選択肢も含めて、いろんな選択肢の中で、いろいろ比較検討された経緯があるのか、このことについてお尋ねいたします。

○市長（永山由高君）

本件は、これは先ほど来申し上げておりますとおり、森林環境譲与税の活用方策として議論を始めたというところを、まずはお伝えをしておきたいと思えます。この森林環境譲与税の活用という観点においては、これはもう本件に限らず、毎年どのような活用策があるかということを検討しているというところでございます。

そのような中において、多くの市内外の方々に森林環境を楽しんでいただける環境を整えるということが、有効であろうという方向性を見た中での、今回の取組というところでございます。

一方で、ほかの選択肢はどうかというところで申し上げますと、これは先ほど来これもお伝えをしておりますけれども、昨年、吹上

エリアの、エリアの価値を向上するためのサウンディング調査の際に、このキャンプ村跡地についても、提案を受ける対象施設として組み込み、広くご意見を募ってきたという経緯がございます。

どうしても、行政が直接自らで投資を行い、自ら直営で様々な開発を行うということが難しい状況でございますので、どのようなご提案をいただけるかということ、念頭に置いて検討するということが、必要ではなかろうかと考えているところです。

以上です。

○18番（漆島政人君）

民間に公募するやり方は、やはり民間は投資効果があれば当然のってきます。しかし投資効果がなければ、全くそういった応募も提案もないと思います。それが市場原理だと思います。

ここで、私も昨日ちょっと気になったものですから、いちき串木野市のパークゴルフ場を見学に行ってみました。行ってびっくりしたのは、ものすごい人の多さでした。昨日はたまたま地域内の大会もあったちゅうことでもあったかもしれませんが、係の人がおっしゃるには、ふだんもかなり多いですよ、520円と弁当持ってくれば一日中遊べるわけですから、これはストレス解消にもなるし、健康づくりにもとてもいいですよ、そういうお話をされました。

そこで、次の質問です。

今回の件は森林環境譲与税を活用したということで、先ほど来、農林水産課のほうを担当されています。

しかし、事業内容は商工観光や地域づくり、また子どもたちの教育に関することなど多岐にわたって関連しています。

したがって、この案件は全課で共有されて今回の提案に至ったのか、お尋ねいたします。

○農林水産課長・農業委員会事務局長（成田

郷君）

お答えいたします。

この提案を受けまして、私どものほうで提案を受けた審査を開いております。こちらにつきましても、農林水産課のほうで委員と、委員だけではなく広く関係する部署に各委員のほうになっていただきまして、この提案が適正かどうかというのを判断していただく中で、委員の中で決定したというところがございます。

以上です。

○18番（漆島政人君）

結構、職員の方でも、えっ、そんな話があったのという方も多かったです。それが現実です。

そこで、今回のキャンプ村跡地活用は、市有財産利活用基本方針に基づいて提案されています。

基本方針の中身は、市有財産の適正な管理と公平公正で透明性の高い有効活用への取組を推進する、このことになっています。しかし、実施要領についても、かなり一部に偏った要領になっているのかなと、そういう気もします。

また、議会や地域に対しても、説明されるときは、もう既に結論を持って説明されるわけです。こういうのが果たして公平公正、透明性があるのかと、したがって、活用策を提案するまでの過程は、基本方針に沿っていたと認識されているのか、お尋ねいたします。

○市長（永山由高君）

今回は、森林環境譲与税の活用の一つの方向性として、今回のようなアドベンチャー施設というものを念頭と視野には入れておりましたけれども、公募の段階においては用途を限定するものではなく、森林環境譲与税の活用が可能なものであり、かつ地域資源がしっかりと活用いただけるものについて、幅広く意見を求めたという経緯がございますので、

その公平性について、公明性については、担保された手続を踏んでいると考えております。

○18番（漆島政人君）

そういった経緯があるにもかかわらず、なぜいきなり議会には、結論ありきでそういうこと、事前にそういう、あるいは提案がありますよということは、ちょっとお話ありましたが、どういった内容か全く分らないわけです。

そこで、今までご答弁を頂きましたけど、このキャンプ村活用の在り方については、ほかの施設との比較検討も含めて十分に実行された、そういった様子もなく、提案ありきで拙速に決定された印象がすごく強いです。

また、施設設備に7,000万円も負担することについても、それに見合う公益性が確保できる見通しについても、極めて低い感じを受けます。

この件については、吹上だけではなく、全地域住民の理解が必要です。この件について、市民の方から、私にいろいろ問われたときに、私はこれを是として説明することは、とても難しい気がしました。

市長は、このことについて、改めて住民の理解が得られるとお考えになっているのか、このことをお尋ねいたします。

○市長（永山由高君）

まずは、この投資についての公益性という観点で申し上げますと、一つはこれも何度も申し上げているところですが、森林環境譲与税の用途として、森林の保全や活用、普及啓発という、そもそもの公益性が求められた基金であるというところを、まずはしっかりお伝えをしておきたいと思うところです。

その中で、その公益性に合致するというふうな判断の中で、本件事業に当たっているというところを、ご理解いただければなというふうに思うところです。

併せて、市民の皆様に対しては、こういった意図で、こういった事業を、実施をしたいんだということを、しっかりとご説明をするということになろうかと思います。

以上です。

○18番（漆島政人君）

森林環境譲与税の使い方に問題がある事業とは思いません。

しかし、その優先順位の問題なんです。私が言いたいのは。

そこで、産業建設委員会でも、昨年11月に、この森林環境譲与税の効果的な活用策、また林業の担い手の確保、それとあと適正な森林環境保全、これについて、いろいろ行政視察をしました。このことは当局のほうにも、結果が提出されていると思いますけど、これについては把握されているのかお尋ねしたいと思います。

○農林水産課長・農業委員会事務局長（成田郷君）

お答えいたします。

ただいまの提言につきまして、大変申し訳ございません。私のほうの勉強不足で、まだ全部を把握しておりません。

○18番（漆島政人君）

大体今までの流れでも、議会から提出された調査結果は、ほとんど参考にされていないです。

そこで、日置市は森林面積を多く保有しており、やはり譲与税を活用して解決すべき課題は、多くあると認識しています。その一つが、今、私たちの地域では、県外事業者が、林道が整備されている沿線を中心に人工林の買い付けを行っています。その買い付け価格は二束三文ですけど、資産価値もないので、この際売りたいとする所有者も結構いらっしゃいます。

その売却された面積も広範囲で、小さな立ち木まで全て伐採される関係で、山肌が露出

し、少しの雨でも山地災害に発展する可能性は非常に高くなっています。

その中でも心配される箇所は、伐採現場の下流域に規模の大きい用水ため池があり、崖崩れ等によって、たまった水が一気に流れ出すことで堤体が決壊するのではと、このことを心配されている地区もあります。

森林面積を多く抱えている曾於市も同じような課題があり、伐採後の植林、また管理これに対して、多額の譲与税を投入されているようです。この件は、やはり私は早急に対応すべき課題だと認識しますが、このことについて、市長はどう認識されるかお尋ねいたします。

○市長（永山由高君）

まず、先ほど担当課長が目を通せていないという答弁を申し上げた点について、おわびを申し上げたいと思います。しっかり確認をするように伝えます。私は目を通させていただいたということは、お伝えをさせていただきます。

その上で、森林環境譲与税の活用について話でございますけれども、現状日置市においても、森林経営管理制度を活用して、適切な森林保全に対する予算は、毎年度これは森林環境譲与税を活用して使っているという状況であります。これは本年度もそうでございます。

一方で、この森林経営管理制度をさらに進めていく中で、やはりこれは市単独でできるものではございませんで、森林組合をはじめとする各森林関係事業者の皆様のご協力と、森林関係事業者の皆様の現在の組織体制に鑑みたペースと、量での事業というふうにならざるを得ないというのが、現状であります。その結果として、ここまで基金が積み上がってきたという背景があります。

今後の森林環境譲与税の活用については、また改めて毎年度、議会でお諮りをするとい

うこととなりますけれども、ここまで積み上がってきた基金と、そして今年度積み立て予定の部分については、こういった活用をさせていただきたいというのが、今回の取組でございます。

森林経営管理制度を含めて適切な森林保全については、今後もしっかりと取り組んでまいりたいと考えております。

以上です。

○18番（漆島政人君）

今申し上げた課題は、吹上地域だけではなく、市内全域で発生していると認識しています。

その背景には、やはり木材市場のグローバル化による、利益優先の薄利多売の今の経営スタイルが関係しているのではないかと考えます。この問題を解決していく策として、市長のほうからもお話があったとおり、周りとの連携いろいろありますけど、現段階では、具体的な法規制等もないわけですので、やはり市独自で改善策を講じていく必要があると思います。

そこで、三、四十年前までは、日置市内でも地場産木材を扱う製材所も複数あり、樹齢の多いものから順に切り出して、その後の再植林まで適正な森林保全がなされていたと、私は記憶しています。

また、切り出した木材は製品化され、地元の大工さん等の活用で、需要と供給のバランスも取れていたと認識しています。

したがって、やはり以前のように、人工林の買い付けから加工、販売、再植林に至るまで、日置市内で木材が流通、循環するそういった日置市独自の経営モデルを開発していくことが、一つの改善策につながると思われます。

当然、採算が取れない部分はかなり出てくると思いますけど、その辺は環境譲与税でカバーしていく考え方も必要だと思います。ま

た、この件についてはマンパワーも必要ですので、森林経営に関心の高い地域おこし隊の活用も、検討範囲ではないかと思えます。

また、そのほかに、ご承知のとおり、来年度からは、かごしま林業大学校も開校します。またそれに伴って、いろんな支援制度も出てきています。あらゆる制度を活用して取り組むいい機会ではないかと思えますが、このことをお尋ねいたします。

○市長（永山由高君）

木材を取り巻く市況が本当に大きく変動しているという状況は認識をいたしております。併せて、今非常に危機感を持っているのは、やっぱり林業従事者の担い手不足でございませぬ。ここが前に進まないことには、これも先ほどご紹介を申し上げました、森林経営管理制度も含めて、林業に関する、もしくは木材流通に関する大きな一つの課題が、林業で将来仕事をしたいと思う方々が、十分に数が確保できないというところが課題であるというふうに認識をしております。

そのためには、できるだけ、例えば小学生の頃から、もしくは中学生の頃から、早い段階で森林や木を活用した環境との接点をつくることは、これは重要なことであろうというふうに考えておまして、そういった意図からも、今回森林と親しむことのできる環境を、吹上地域に整備をしたいというところがございます。

これを、これまでの基金を活用して展開したいというのが、今回の事業の趣旨でございます。

○18番（漆島政人君）

どこの市町村も、このことについては苦勞されていますけど、検証させていただいた阿蘇市のほうでも、やはり呼び込むためにいろんな施策を打ち出しておられました。

私も、先ほど私が提案させていただいた、こういう日置市独自の経営モデルが開発でき

れば、やはり今、1次産業に憧れている都会の方が多いわけですから、一つの担い手解消にもつながると思えます。

そこで、森林環境譲与税を活用して解決すべき2つ目の課題は、松くい虫による松枯れ対策です。

この問題は、議員と語る会でも厳しいご意見を多く頂いています。吹上地域だけ見ても、松枯れ被害によって、四、五年前とは比較にならないぐらい松が少なくなっています。

市長は、これをどう把握されているか分かりませんが、国有林であっても、貴重な地域資源です。昨年ぐらいからは、たばこ農家もいなくなられましたので、防除効果の高い空中散布の面積を増やしていくことも必要だろうと思えます。

また、現在90本単位で実施している樹幹注入についても、まだ増やしていく必要性もあると思えますけど、このことについてはどうお考えかお尋ねいたします。

○農林水産課長・農業委員会事務局長（成田郷君）

お答えいたします。

松くい虫の防除につきましては、1回して終わるということではないかと思っておりますので、継続することが重要かと思えます。

今ありましたとおり、どこにどういう形でやっていくか、もちろん空中散布、あと樹幹注入も含めまして、適正なタイミングを図りながら、関係する部署と協力して、県も含めて協議をしながら、松くい虫の防除についてはやっていきたいと思えます。

以上です。

○18番（漆島政人君）

本当に日頃から努力されていることは十分承知して、本当、敬意も表したいと思えます。

でも、最近の松は、秋になったら紅葉するのとか、そういう意見もありますので、ぜひ

ここは大事な地域資源ですので、あと譲与税を活用して解決すべき3つ目の課題は、日置市内では環境保全を必要とする景勝地や史跡等も数多くあります。これらの保全活動は、現在、地域ボランティアに依存しているケースが多いです。

先日も、東市来の遠見番山を、住民有志の方々が、危険な作業環境下の中で、管理されている様子が新聞に掲載されていました。

また、県の指定文化財になっている吹上の千本楠につきましても、地元の方々が管理されていますが、樹木医さんから指導があった根の周りの保護や枝の補強、これはいまだ講じられていません。

そのほか観光客が多い吹上浜漁協周辺の松林も、行政はきれいにすれば観光看板はすぐ設置します。しかし、それを管理しているのは地元自治会です。ボランティア活動についても、人材、経費、両面で限界に来ている団体が多いです。ほかの施設管理も含めて、森林環境譲与税の効果的な活用が必要と思いますが、ここを市長にお尋ねいたします。

○市長（永山由高君）

議員ご指摘のとおり、景勝地の管理、それから松くい虫の対応等々、この森林環境譲与税を活用して取り組む事業があるということについては、しっかりと認識をしておりますし、今後も、これは毎年度森林環境譲与税を活用して、しっかり取り組んでまいりたいと考えております。

以上です。

○18番（漆島政人君）

最後の質問ですけど、日置市では現在未利用になっている公共施設や公有地の売却、民間貸出等について公募をかけ、その中で提案があったものを審査し、方向性を決定している例が多いです。この手法がなじむ例もいっぱいあると思います。

しかし、何でもかんでも民間事業者提案に

依存するようなやり方は、まず職員の自覚や知恵を出そうとする気概も失われ、それと同時に、行政と住民意識が乖離していくことも懸念されます。

したがって、今回のキャンプ村跡地活用も含め、地域との関わりの大きい課題については、やはり地域と一緒に協力をし、知恵を出し合って今後の方向性を見出していくことが、持続可能な施設経営につながるのではないかと認識します。

また、現在日置市では、多額の投資を行い、脱炭素事業に取り組んでおられます。この事業は、ご承知のとおり誰もが分かるようにCO₂の排出削減が目的です。

一方、先ほどから申し上げている、森林環境保全事業はCO₂の吸収力を高めていく狙いがあります。したがって、両立した事業推進が求められます。

そのほか、日置市の森林や海岸線の松林、景勝地、史跡等は、貴重な地域資源ですので、こういったものが一部でも消滅していくようなことがあれば、計り知れない損害になっていきます。

したがって、森林環境譲与税の活用、また優先順位の在り方、この辺については、慎重に検討して今後活用していただきたいと思っております。

このことを最後にお尋ねして、私の一般質問を終わります。

○市長（永山由高君）

現在、日置市は様々なテーマで公民連携を進めております。公共施設の利活用についても同様です。

その中で、職員は本当に頑張ってくださいと感じております。これはもう提案を広く募るだけでは、なかなか個別具体的、かつ日置市の現状に応じた提案が、何もしないところから急に出てくるということは、ほとんどございませんので、これは全国の様々な

事例をしっかりと分析をし、可能性があるところについては、しっかりと学ばせていただき、その中で一定の方向性、もしくは複数の方向性を見ながら、手続をしっかりと組み立てていくというプロセスを踏んでいるところでもあります。

その取組について、公民連携の取組については、今後も非常に重要なものであるというふうに認識をしております。

一方で、市民の皆様に対するご説明については、これも併せて言葉を尽くし、経緯についてしっかりとご説明をしていく必要があるというふうに考えているところです。

議員ご指摘のように、ゼロカーボンシティの推進と自然環境の保全というのは、両輪で取り組んでいくテーマでございますので、引き続き森林環境譲与税の活用も含めて、しっかりと取り組んでまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（並松安文君）

次に、6番、佐多申至議員の質問を許可します。

〔6番佐多申至君登壇〕

○6番（佐多申至君）

本日、4番目の登壇となります。毎朝の交通安全立哨で子どもたちを相手に鍛えた声を生かして、眠気に負けないよう声を出して質問してまいります。答弁も市民に分りやすく、一緒に声を出して答弁していただけるとありがたいです。

1. 本市の障がい者計画、障がい福祉計画、障がい児福祉計画について。

1項目、第4期を経て第5期（令和6年度から令和11年度の6年間）の計画を策定するに当たって、第4期でどのような課題が主に上げられ協議されたのか。また、今回第5期計画にどのような新たな政策が反映されたのか伺う。

2項目め、第3期障がい児福祉計画（令和

6年度から令和8年度の3年間）における障がい児支援の提供体制の整備等について、その中で医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の設置及びコーディネーターの配置はどう取り組まれていくのか伺う。

3項目め、障がい児相談支援について、今回は主にその障がい児の支援について、サービスの実績値及び見込み量の増加傾向をどう捉え、その方策として、支援体制の充実にどのように取り組んでいくのか伺う。

以上、1問目の質問とさせていただきます。

〔市長永山由高君登壇〕

○市長（永山由高君）

お答えしてまいります。

質問事項の1つ目、障がい者計画、障がい福祉計画、障がい児計画についてのその1、第4期での課題、そして新たな政策について回答します。

第5期計画の策定委員会では、障がい児の相談支援体制や医療的ケア児の環境整備、長期入院患者の地域移行支援、就労支援、親亡き後の障がい者支援の環境整備などの課題について協議されました。

第5期計画では、医療的ケア児支援体制の構築や、障がい児支援体制の一環として、ペアレントトレーニングの実施、地域生活支援拠点の整備、就労支援に係る助成制度などを新たに盛り込み、推進していくこととしています。

その2、関係機関の協議の場の設置及びコーディネーターの配置について回答します。

医療的ケア児支援を実施する関係機関の協議の場として、障がい児福祉サービス事業者や医療機関、鹿児島県医療的ケア児等支援センターを中心としたメンバーで構成される医療的ケア児支援連絡協議会を開催し、支援方策について協議を行う予定です。

また、コーディネーターの配置については、基幹相談支援センターに2名配置しています

が、今後は、民間の相談支援事業所のコーディネーター数を増やすよう、事業所等へ呼びかけを行ってまいります。

その3、実績値及び見込み量の増加傾向と支援体制の充実について回答します。

サービス支給量増加の要因として、発達障がい等の地域理解が進み、利用しやすくなったことや、サービス提供事業所が増えたことなどによる利用人数の増加が考えられ、計画期間の3年間で福祉サービスの充実につながったと考えます。

一方で、給付費は年々急増しており、支給量の適正化や、サービス提供事業所のサービスの向上が課題となっています。

今後については、サービスの質の向上や支給量の適正化を図るための基準整備などに取り組んでまいります。

以上です。

○6番（佐多申至君）

まずは、1項目めの答弁のほうから話を進めていきたいと思えます。

基本施策の社会参加の促進において、情報のバリアフリー化の促進について質問いたします。

まず、障がい者の市民生活を充実する施策として現在の取組を伺います。

○福祉課長（宮前美紀さん）

お答えいたします。

障がい者の日常生活の充実や社会参加の促進を図るための施策として、手話通訳者の派遣や手話奉仕員、音声訳奉仕員の養成、市役所窓口到手話通訳者の設置、点字・声の広報紙等の提供などを実施しているところでございます。

以上です。

○6番（佐多申至君）

ただいま、奉仕員養成研修事業ありましたが、その状況は今どんな状況でしょうか、お尋ねします。

○福祉課長（宮前美紀さん）

現在、手話奉仕員養成研修状況としまして、週に1回、年41回実施しております。令和4年度は22名、令和5年は19名の方が受講されました。

また、音声訳奉仕員養成研修状況としては、研修会を年に5回実施し、令和4年度は6名、令和5年度は7名の方が受講されていらっしゃいます。

以上です。

○6番（佐多申至君）

市役所において、障がい者の意思の疎通に対応するための奉仕員は、現在何名いらっしゃるのででしょうか。また、本庁以外の各支所等ではどのような対応をしているのか伺います。

○福祉課長（宮前美紀さん）

市役所には、手話奉仕員として、手話通訳者を1名配置しております。また、各支所においては、障害福祉担当職員が筆談等にて対応しております。

また、事前に依頼がございましたら、支所へ手話通訳者を派遣することも可能となっている状況でございます。

○6番（佐多申至君）

基本施策の安全で安心して暮らすことができる環境の整備において、障がい児支援について質問していきたいと思えます。

まず、障がい児通所支援において、利用者負担に対する助成による無料化について、その内容を伺います。

○福祉課長（宮前美紀さん）

お答えいたします。

現在、保育園、幼稚園の無償化対象となっております3歳以上の幼児については、利用者負担はございません。ゼロから2歳児まで、また、及び放課後デイサービスの利用者の課税世帯については、市の独自政策として、利用者負担分を無料にしているところでござい

ます。

以上です。

○6番（佐多申至君）

現在のサービスの利用者状況はどうでしょうか。お伺いします。

○福祉課長（宮前美紀さん）

お答えいたします。

児童発達支援というものについては横ばいですが、放課後等デイサービスの利用者は年々増加しております。自治体独自助成も併せて無償化することで、利用者の増加につながっていると考えております。

以上です。

○6番（佐多申至君）

今回の計画にもあるように、より早期に障がいを見出し、より早期の療育につなげていく早期支援が目的であることは、計画内容で理解しております。

また、利用者の相互理解及び関係各課、そして関係機関が連携した今後の相談支援体制の構築も重要と考えております。

質問に入ります。自立支援協議会子ども支援部会においては、福祉から教育まで幅広い支援の役割があると思いますが、関係機関の連携や相談体制の状況はどうでしょうか。また、必要な社会資源の開発のための協議、検討、計画の中では必要としておりますが、どのようなことかお尋ねします。

○福祉課長（宮前美紀さん）

お答えいたします。

子ども支援部会を年3回、また事業所連絡会を年5回ほど行い、処遇困難ケースの検討や勉強会のほうを実施しております。そういった中で、関係機関の連携が図られるよう、顔の見える関係性の構築を行っているところでございます。

また、その部会の中において、障がい児の課題の共有を行い、その対策として、それぞれの居場所の必要性ということについての協

議、検討のほうも行っているところでございます。

以上です。

○6番（佐多申至君）

福祉においては、福祉においてといたしますか、子どもたちにおいて、大人もそうですが、居場所は大事だと思います。どうか今後もその方針に従って、オール日置で頑張りたいと思います。

また、次の障がい支援における防犯について質問をいたします。

まず、防災・防犯体制の充実項目の中で、障がい者の避難行動要支援者の把握と、その個別避難計画の状況を、福祉の視点、そして及び総務の視点でお尋ねします。

○総括監兼選挙管理委員会事務局長（東 純一君）

お答えいたします。

避難行動要支援者につきましては、地域防災計画に心臓、腎臓機能障害のみで該当する方を除く、身体障害者手帳第1種の1級、2級を所持する身体障がい者など、その範囲が定められております。対象者につきましては、市で保有している情報に加えまして、関係機関の協力を得て把握を行っているところでございます。

個別避難計画につきましては、全体としまして、30人分の個別避難計画を作成しております。今後におきましても、関係各課と連携を図り、個別避難計画の作成に取り組んでまいります。

以上です。

○福祉課長（宮前美紀さん）

お答えいたします。

福祉課の取組としまして、民間の相談支援事業所等も含めた事業所のほうで構成されております。自立支援協議会の相談支援部会というのを開催してございますが、令和6年5月、つい先日なんですけれども、災害時の

避難行動要支援者名簿についてや、個別避難計画の作成の必要について、まずは勉強会という形で研修を行いまして、また、個別避難計画作成への協力という形で、先日お話をさせていただいたところでございます。進捗としましては、以上でございます。

○6番（佐多申至君）

3月議会で同僚議員の一般質問の答弁でもありましたが、避難行動要支援者は1,444人とありました。さきの答弁でもありましたが、個別避難計画ができている方が30人という答弁でした。

避難行動要支援者のほうについて、その1,444人のうち、障がい者の方は何人いらっしゃるんでしょうか。お尋ねします。

○総括監兼選挙管理委員会事務局長（東 純一君）

お答えいたします。

避難行動要支援者1,444人のうち、身体障害者手帳第1種1級、2級を所持している方は534人となっております。

以上です。

○6番（佐多申至君）

534人ですね。先ほど30人の避難行動計画ができていたということでしたが、とても数字が想定外でしたが、障がい者の要支援者534人のうち、個別避難計画ができていた方は何人いらっしゃるんでしょうか。お尋ねします。

○総括監兼選挙管理委員会事務局長（東 純一君）

お答えします。

本人の同意を得まして、今現在、お一人分の個別避難計画を作成済みとなっております。

以上です。

○6番（佐多申至君）

1人、534人の1人ですね。1人でも計画ができていたということは、1人の方には貴重な計画であります、まだあと残り

533人いらっしゃるということですね。その方は要望があればということですので、あえてこちらのほうから、どうですかということではないでしょうけども、今後も障がい者の個別避難計画においては、引き続き連携して啓発活動及び個別避難計画を着々と1人でも2人でも進めていただきたいと思います。

質問に入ります。避難行動要支援者は避難したい場合に、誰に連絡をして、誰が現場対応するんでしょうか。伺います。

○総括監兼選挙管理委員会事務局長（東 純一君）

お答えいたします。

避難行動要支援者の避難支援につきましては、自助といたしましてご家族やご親戚、共助としまして自治会長や自主防災組織、民生委員、児童委員などの地域の方々を想定しているところでございます。

以上です。

○議長（並松安文君）

ここでしばらく休憩します。次の会議を2時10分とします。

午後1時58分休憩

午後2時10分開議

○議長（並松安文君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

○6番（佐多申至君）

先ほどの答弁におきましては、早期な連携の構築が必要と考えられます。障がい者も、なかなか家庭の事情とかいろんなものを含めると、個別避難計画というのは、厳しいところがありますが、その辺は先ほど534人でしたかね、そういった方々と個々にいろんな対話を通じながら、徐々に進めていただければと思うところでございます。

2番目の第3期障がい児福祉計画において、2項目目の質問に移りたいと思います。

令和3年9月に医療的ケア児及びその家族

に対する支援に関する法律が定められました。国や地方公共団体に対して、医療的ケア児の支援が義務化されたわけでございます。

質問に入ります。先ほど説明にございましたコーディネーターとは、どのような人材をいうのか、またその仕事内容は何か、またその人材は基幹相談支援センター2名を含めて、現在、本市に何人いらっしゃるのか、お尋ねします。

○福祉課長（宮前美紀さん）

お答えいたします。

コーディネーターの役割は、医療的ケア児のニーズを把握して、関係機関との連絡調整を行うための体制を整備し、適切な支援につなぐため、それらをコーディネートする者と定義されています。

日置市内には、事業所及び基幹相談支援センターで合計7名の医療的ケア児コーディネーターがおります。

以上です。

○6番（佐多申至君）

先ほど基幹支援相談センターに2名ということは、残りの5名が民間ということになりますが、その民間の事業所は現在幾つあるのでしょうか、伺います。

○福祉課長（宮前美紀さん）

お答えいたします。

4事業所に今それぞれいらっしゃいますが、1事業所については複数名の2人おりますが、あと残りについては1名ずつの配置となっております。

以上です。

○6番（佐多申至君）

最初の答弁でコーディネーターの配置を事業所に呼びかけていくということです。今現在、日置市の医療的ケア児は2名か、3名ほどいらっしゃると聞いておりますので、その辺の体制をしっかりと、学校いろんな含めて、体制を整備していただければと思うところで

ございます。

医療的ケア児支援においては、実際に、家庭からはどのような困り事相談があるのか伺います。

○福祉課長（宮前美紀さん）

お答えいたします。

実際にお声が上がってきているものとして、保育園の入所やお母様の就労、あと外出時の支援がどうにかできないかということ、あと将来への不安などの相談を伺っております。

以上です。

○6番（佐多申至君）

身近な方のお話を聞くと、学校に行っても給食時間、いろんな時間には、保護者が呼ばれて、吸引をしたりとか、食事をさせたりとかいうことがあるようです。その保護者のことを考えると、自分の子どものことですから、一生懸命されるのは分りますけども、その保護者の就労ということを見ると、支援が当然必要になってくるかなと考えるところでございます。

ぜひともコーディネーター、いろんなそういう方々の体制を整備して、家庭支援のほうに進めていただきたいと思います。

そういった実際から、家庭からの困り事相談の対応は、実際誰がするのでしょうか。市の担当課の方でしょうか、直接そのコーディネーターの方でしょうか、伺います。

○福祉課長（宮前美紀さん）

お答えいたします。

相談事につきましては、多種多様なため、最初の対応としましては、相談内容に応じて、市の相談窓口担当職員がお伺いすることになりますけれども、それを聞きながら、つなぎながらなんです、関係機関との調整など、コーディネートが必要な場合については、基幹相談支援センターや各相談支援事業所の医療的ケア児コーディネーターにつなぎまして、

支援のほうを行っているような状況でございます。

以上です。

○6番（佐多申至君）

つまり家庭の困り事相談は、まずは市の担当課で、現場担当はコーディネーターであると理解すればよろしいのでしょうか。

○福祉課長（宮前美紀さん）

今、議員のおっしゃっていただきましたけれども、最初の相談としては市の担当課で受けて、必要に応じてコーディネーターにつき、現場のことにつきましては、直接支援者であるサービス支援事業所が対応することになるかと思えます。

以上です。

○6番（佐多申至君）

理解いたしました。

3項目めのほうに入りたいと思いますが、障がい児相談支援の中でも、特に障がい児サービスについてということで、先ほど申し上げましたので、進めたいと思います。

近年、障がい児福祉サービスが増加しています。先ほど、市長のほうで答弁をいただきました。その内訳と特に増えているものは、何なんでしょうか。その要因はまた何と捉えているのか、お尋ねします。

○福祉課長（宮前美紀さん）

内訳としましては、児童発達支援サービス、通常療育と言われるものですが、令和3年は257人、令和5年は252人とほぼ横ばいでありまして、放課後等デイサービスについては、令和3年が314人、令和5年が417人と、放課後デイサービスが3年で1.3倍ほど増加をしているというような状況でございます。

要因としましては、放課後デイに対する障がい児サービスということに対しての敷居が低くなったということもありますけれども、あと受皿が、実際事業所数のほうが、令和元

年度は7か所であったものが、令和5年が19か所ということで、5年間に2.7倍に増えていると、約3倍という形で増加しております。受皿が増えたことによって、利用者が増えたということも、1つの大きな要因であるかなというふうに考えております。

以上です。

○6番（佐多申至君）

受皿が増えたということは、利用者にとっては、暮らしやすい行政サービスだと考えております。

その分、先ほど市長が言いましたが、やはり扶助費が上がっていくのではないかという懸念もありますが、これは市民のサービスから幸福度を上げるためには、必要な費用ではないかなと思うところでございます。

令和5年3月、国は障害者基本計画において障がいの有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個人個性を尊重しながら、共生する社会を実現するために、障がい者の自立及び社会参加の支援等の施策を推進することを目的としています。

ですので、これまでの今、施策をお話しいただきましたが、障がい支援においては、それに見合ったというか、それに沿って取り組んでいらっしゃるといことが理解しました。

質問に入ります。障がい児の個性や成長は多様化し様々です。実際の現場では、その情報は、先ほどから話す事業者間では、共有できているんでしょうかお尋ねします。

○福祉課長（宮前美紀さん）

お答えいたします。

障がい児に対応する事業所間の共有の場としては、ケース会議や担当相談専門員が主となって関係機関との担当者会議というのを実施しております。そこで関係性が構築されているかなというふうに思うんですが、また、事業所同士の連絡会というのを開催しておりますけれども、その中で事例検討や児の多様

性への対応についての研修等、学習等を行っているところでございます。

また、障がいの有無にかかわらず、発達課題のある子どもさんの対応については、保育園等を巡回して、定期的に心理士や保育士が直接子どもさんの対応策について、園のほうと情報交換をしたり、時には保護者の方へ助言等を実施しているような、そういった形での支援をさせていただいております。

そういったことを含めて、共有のほうはできているかなというふうに考えております。

以上です。

○6番（佐多申至君）

なぜそういった質問をしたかという、私もいろんなところにパトロールとか、いろいろやっているわけですけど、夕方になると、子どもが、いろんなところの事業者のところにいると手を振ってくれて、今日はここにいるんだよ、今日はここにいるんだよということで、いろいろ話をしてくれるんですけど、その子一人を見ていると、この子がいろんな事業所を回って、いろんなそういった成長を遂げてくれればいいんでしょうけども、その事業者間でいろいろ考え方とかいろいろ違えば、ちょっとかわいそうだなと思ったので、そういった質問をしたところでございます。

障がい児を持つ保護者から相談事があるのか伺います。また、それに対する対策はどうされているんでしょうか。伺います。

○福祉課長（宮前美紀さん）

お答えいたします。

障がい児を持つ保護者からのご相談の具体的なものということをお伝えしますが、発達特性についてのご相談や事業所の利用に関する相談、あと保育園、学校に対する支援のニーズや、また同じ境遇の保護者で集まれる場がないかなという、そういうような設置についてのご相談等も受けているところでございます。

そういったご相談事から、私どもも検討しまして、今年の3月になりますけれども、そのような声を基に、まんまるカフェということでさせていただいて、ちょっとそうした集まりを開催させていただきましたが、障がいをお持ちの方で、子育てに不安を抱える保護者などの集まる場というものを、開催をしたところでございます。

以上です。

○6番（佐多申至君）

そのまんまるカフェの反響はどうでしょうか。

○福祉課長（宮前美紀さん）

今回、まんまるカフェについては、試行的な実施でございましたので、参加者はちょっとお声を直接かけさせていただいて、3組と非常に少ない人数でございました。

ただ実施の中で、講師を招いてリラックス効果を高めるストレッチの実施や、お茶を飲みながらふだん困っていることとか、こんなふうにしたらいよということ、ざっくばらんに語り合う時間を設けて、参加された3組の方につきましては、大変好評でございました。

以上です。

○6番（佐多申至君）

障がい児におきましては、本人は一生懸命、子どもたちは一生懸命無邪気にいろいろ事業所を駆け回っているわけですけど、保護者にとっては、自分の子どもの発達状況が不安で不安で、認めたり認められなかったりしながら、いろんな見聞しながら、保護者も学ばれるのではないかと思うところがございます。

障がい児を持つ保護者の声として、子どもの将来について不安の声が届いています。親亡き後の支援体制として、今期、地域生活支援拠点を1か所設置したと、議会にも説明がありました。その役割は何かお尋ねします。

○福祉課長（宮前美紀さん）

お答えいたします。

地域生活支援拠点というのを、今年度開始してございますけれども、緊急時の相談、また緊急時の受入れ・対応、体験の機会・場づくり、専門の人材確保・養成など、地域の障がい者支援体制づくりを担うことを役割としておりますけれども、令和6年2月に1か所設置をさせていただいております。

今後は、この地域生活支援拠点と行政、地域の各事業所が密に連携をしまして、新たな社会資源の構築など協議、検討してまいりたいと考えております。

以上です。

○6番（佐多申至君）

私の今回の障がい者についての質問は終わりますが、これまでの第4期障がい者計画、第2期障がい児計画の実績を踏まえて、今回新たな社会資源の構築が提案されています。

今後、障がい児が安心して暮らせるための地域共生社会の実現に向けて、施策の推進に取り組んでいただきたいと思います。

私の一般質問は、以上です。

○議長（並松安文君）

次に、1番、中村清栄議員の質問を許可します。

〔1番中村清栄君登壇〕

○1番（中村清栄君）

一般質問1日目、最年少議員が本日最後の質問者として努めさせていただきます。

最近第2子が生まれ、子育て世代の考えと私の基本理念であります、若い力を日置市へを基に、先輩議員とともに、若い世代の声を市政に届けられるよう、聞き疲れしている時間帯だと思いますが、元気よく一般質問をしたいと思います。

それでは、通告に従い一般質問いたします。

日置市の子育てしやすい環境整備について、5点質問いたします。

まず1点目、令和2年度から令和6年度、

日置市子ども・子育て支援事業計画の確保方策のうち、保育所等への入所の課題は改善されたか伺います。

2点目に、同計画の確保方策のうち、小学生の児童クラブの受入れの改善状況を伺います。

3点目に、日置市が魅力ある子育て支援に向けて力を入れれば、日置市に移住して家を建てたい、住みたいというニーズはあると考えるが、本市の考えを伺います。

4点目に、令和5年度の地域子育て支援センターの利用状況と利用者、事業者からどのような意見・要望が寄せられているのか伺います。

最後に、妊産婦や子ども連れが、天候や熱中症に関係なく遊べる子育ての屋内複合施設の設置の計画を、令和7年度からの次期子育て支援計画に盛り込まれないか伺います。

以上を質問し、誠意ある答弁を期待いたします。

〔市長永山由高君登壇〕

○市長（永山由高君）

お答えしてまいります。

質問事項の1つ目、子育てしやすい環境整備についてのその1、保育所等への入所の課題について回答します。

教育・保育の量の見込みに対する確保方策として、令和6年4月から小規模保育事業所と保育所を設置し、59人分の利用定員を確保しました。

また令和7年度にも2か所の保育所を設置し、70人分の利用定員が確保される見込みであることから、着実に改善されていると考えています。

その2、児童クラブの改善状況、児童クラブの受入れの改善状況につき回答します。

こども未来課設置以降、既存事業所との情報連携の中で、今後不足が生じるおそれがあると判断し、定員枠の拡充のための移転支援

や支援単位を増やすなどの取組を行ってきました。

この結果、放課後児童クラブについては、現在、国の定義上の待機児童はおらず、市に対して利用相談があった方も全て利用につながっています。

その一方で、希望の放課後児童クラブに入所できていない現状はあるものと認識しています。

今後も定員枠の拡充や支援単位増加の必要性について、既存事業所と十分に協議してまいります。

その3、子育て支援について回答します。

就任以来、子育て世帯を呼び込むため、待機児童対策等の子育て支援策を着実に進めており、社会増減は転入超過になりました。今後も保護者ニーズに応える子育て支援を行っていきたくと考えています。

その4、地域子育て支援センターの利用状況とご意見・要望につき回答します。

4か所の地域子育て支援センターの利用実績は、令和5年度で延べ4,911組の親子となっています。

利用者や事業所からの意見・要望については、小さな子どもが遊べる遊具がある場所が少ない、平日の15時以降や休日に遊べる場所が欲しい、イベントの情報を知りたいなどのお声をいただいております。

その5、妊産婦や子ども連れが、天候や熱中症に関係なく遊べる子育ての屋内複合施設の設置の計画について回答します。

議員ご提案の施設については、保護者からのニーズは一定程度あるものと考えていますが、次期子育て支援事業計画では、待機児童の受皿確保、保育人材確保、放課後児童クラブの拡充など、市の現状から緊急性が高いと認識している子育て支援事業に取り組んでいきたいと考えています。

以上です。

○1番（中村清栄君）

本市の子育てしやすい環境整備について、市長から答弁頂きました。

1つ目の子ども・子育て支援事業計画の確保方策について、再度質問いたします。

この6年度と、そして7年度に新たに保育所を設置することで、利用定員が確保され改善されるということで、保育所等への入所に関しては、少し安心しましたが、そんな中、少子化が止まらないこの現状について、どのような認識を持たれているのか、市長の認識、見解を伺います。

○市長（永山由高君）

少子化の進行は、極めて危機的な状況であると考えています。

○1番（中村清栄君）

同じく私も、危機的な状況だと考えています。少子化が進むことにより、人口減少はもちろん、若年労働者の減少により、地域経済の活気が衰退し、その若年労働者の減少が新たな労働力の不足という問題にもつながります。

最初の質問の保育園の受入れについては、新設、定員増します。また、本市では昨年9月に日置市保育のおしごと支援センターが開設されましたが、受入れ改善にこのセンターの開設により、保育士等の人材確保の効果が、保育所の入所の改善につながったと考えてよいか、市長の考えを伺います。

○こども未来課長（馬場口美宗香さん）

お答えいたします。

令和5年9月から令和6年5月末日までの間に、日置市保育のおしごと支援センターを通じて、18人の保育人材が日置市内の事業所で就労いたしました。

本市における待機児童問題は、利用定員不足が生じていることが主な要因であることから、保育士等の人材確保は受入れ人員の維持、保育士の負担軽減に効果があったものと

考えております。

以上です。

○1番（中村清栄君）

利用定員の不足に関しては、まだ引き続き課題解決に向けて、精査等をしていかなければならないと考えますが、18人の保育士人材が就労しているとのことで、このおしごと支援センターについても、今後も期待しております。

次の子ども・子育て事業計画の児童クラブの受入れ状況、改善状況についてですが、再度質問いたします。

先ほど定員枠の拡充のための移転支援などの取組を実施し、国の定義上の待機児童はないと、市長から答弁がありました。

また、その一方で、希望の放課後児童クラブに入所できていない現状もあるとのことで、私も市民の方からそういった声を聞いております。

同計画の調査の中で、新・放課後子ども総合プランの取組の中で、小1の壁を打破すべく、小学校の余裕教室等の放課後児童クラブ及び放課後子ども教室への活用についても、強く求められていると思います。

今後、利用計画は立てられるのか、また、現在、既に具体的な計画があるのか、あればどういった計画かお伺いいたします。

○こども未来課長（馬場口美宗香さん）

お答えいたします。

今現在、市といたしまして、今年度中にまずは、令和7年度から5か年分の放課後児童クラブの必要量を推計いたしまして、必要な利用定員を確保したいと考えているところでございます。

以上です。

○1番（中村清栄君）

今後、放課後児童クラブについては、様々な課題が新たに出てくると思います。児童クラブのそれぞれの事業所でも、一生懸命頑張

っていらっしゃるというの伺っていますが、また入っていないという声も実際伺っていません。

保育園の整備もまだ終わらないと思いますが、次は、放課後児童クラブだと思います。今後、またそこの整備に力を入れてもらい、拡充していただければいいと思います。

次の質問に移ります。魅力ある子育て支援に向けての本市の考えで、保護者ニーズに応える子育て支援を行っていききたいとの答弁でした。

市長にお尋ねいたします。

先週メディアでもありましたが、2023年厚生労働省の人口動態統計の概数で、特殊出生率が1.2で、鹿児島県が1.48ですが、2022年より下回っています。

この状況と、現在の、先ほど少子化の話をしました。少子化は黄色信号でしょうか、赤信号でしょうか。

○市長（永山由高君）

少子化の進行は、極めて危機的な状況であると考えています。

○1番（中村清栄君）

ある学術会議で、少子化が子育てに与える影響として、子ども同士の切磋琢磨の機会が減少し、地域への一定規模の集団活動の成立がしにくく、よい意味での競争心が育ちにくいと言われております。

そんな中、子育て世帯はどういった施設整備を望んでいるのか伺います。

○こども未来課長（馬場口美宗香さん）

お答えいたします。

市内の事業所との情報連携や市に届く保護者の声から、喫緊の課題は未就学時の待機児童対策、そして放課後児童クラブの拡充と考えておりますので、保育所整備、放課後児童クラブの整備が必要であると考えております。

以上です。

○1番（中村清栄君）

確保方策等を定める上で、子ども・子育て支援事業計画策定に向けたニーズ調査で、市内の子育て家庭の現状の把握とサービス希望等の把握を、平成31年4月に、日置市に居住しているゼロ歳児から5歳児までの子どものいる世帯を対象に調査をしております。

その中で、32項目めの、地域にあれば利用したい活動やサービスのアンケートで、子育て世代が集う場という回答が68.5%と、一番高い回答でありました。

市として、この回答に関して、どのような方策を考えているのか、現段階での考えをお聞きいたします。

○こども未来課長（馬場口美宗香さん）

お答えいたします。

子育て世代が集う場といたしまして、現在、各地域に地域子育て支援センターを設置してございます。昨年度からこの地域子育て支援センターとの連携を強化いたしまして、センター間でのイベントの重複を避けるなど、利用しやすい環境づくりに努めているところでございます。

また、各地域子育て支援センターは、独自のSNS、そして市のほうでは、SNSに加えてホームページや子育てアプリ、チャイまるなどで情報発信をするなど、認知度向上に努めているところでございます。

以上です。

○1番（中村清栄君）

地域子育て支援センターですが、私も何度か伺わせてもらって、足を運ばせてもらっているんですけど、気軽に相談もでき、先生たちもとても優しく、親切丁寧な対応をしてもらいました。また、利用者の方からの声として、好評だと聞いております。

その地域子育て支援センターの件で、先ほど質問しましたが、利用状況等、答弁を頂きました。

利用者、事業者からの意見・要望で平日の15時以降や休日に遊べる場所が欲しいとのことでしたが、ここで一つご紹介いたします。

香川県宇多津町にある南部スクスクスクエアという多世代交流施設は、子育ての拠点として、世代間の交流の場として、平日は午前9時から午後9時まで、休日土日は午後5時まで開館しております。平日の日中、いつでも気軽に未就学児など、子どもを連れて遊べる施設になっております。また、カフェや学習室も併設しており、中学生が勉強するスペースも取れています。利用者の数も開設してから毎月人数が増えている状況であります。

本市の地域子育て支援センターの利用者も令和5年度、先ほどの答弁で4,911組とのことが多いです。子育て世代が集う場として、この日置市に魅力のある施設の設置、もしくは増設の検討はできないか、お伺いします。

○こども未来課長（馬場口美宗香さん）

お答えいたします。

議員ご提案の多世代交流施設は、非常に魅力的なものと考えますが、今現在、市といたしましては、喫緊の課題である待機児童対策としての受皿確保、保育人材確保、放課後児童クラブの拡充などに取り組むべきと考えているところでございます。

このことから、現状では多世代交流施設の設置、増設等の検討をできる状況にないと考えている状況でございます。

以上です。

○1番（中村清栄君）

喫緊の課題解決、もちろん行わなければならないと考えます。ですが、子育て支援、さらに豊かな子育て支援という観点から、ぜひ検討していただければと思います。

最後の質問に移ります。今申しましたが、緊急性の高い事業から取り組むことは最優先だと、私も思います。

ですが、先ほどの子ども・子育て支援事業計画策定に向けたニーズ調査の中の35項目めで、充実を図ってほしい子育て支援のアンケートでは、子連れでも出かけやすく、楽しめる場所を増やしてほしいという回答が75.6%と、2番目の回答と比べると1.5倍ほど差がある回答が出ております。

このアンケート結果を市としてどう分析するか、またどんな楽しめる場所を求めていると考えているか、伺います。

○こども未来課長（馬場口美宗香さん）

お答えいたします。

小さな子どもが遊べる遊具がある場所、また平日の15時以降、そして休日に遊べる場所を求めていると考えております。

以上です。

○1番（中村清栄君）

先ほど、ご紹介させてもらいました、香川県宇多津町の南部スクスクスクエアや鹿児島市の東西南北にある親子つどいの広場、始良市の子ども館など、ほかにもありますが、とても人気があります。

本市では、地域子育て支援センターなどが、4地域にありますが、それだけ求めている声が多いということですが、この件について、市長はどのような認識をしているか伺います。

○こども未来課長（馬場口美宗香さん）

お答えいたします。

3歳児の多くは、既に保育所、認定こども園、幼稚園などのいずれかを利用されていることから、ゼロ歳児から2歳児までの子どもを持つ保護者の方が、地域子育て支援センターの利用を求められているものと考えております。

以上です。

○1番（中村清栄君）

室内で気軽に遊びに行ける場所を望んでいる声が多くあり、もうひと仕掛けしたら、もっと日置市に移住者が増え、また関係人口も

増えると思います。さらに豊かな子育て支援というところで、思い切った計画を期待したいと思います。

市長の考えをお聞きして、私の一般質問を終わります。

○市長（永山由高君）

室内で気軽に遊べる場所が欲しいというお声は、私の元にもたくさん届いております。

一方で、希望する保育園や子ども園に、親御さんが子どもさんを預けることができない。もちろん結果的には入れてはいたとしても、そこに苦しい思いをされていらっしゃる親御さんの声も、また同時に多く頂いている状況であります。

先ほど申し上げましたとおり、子ども・子育て政策は非常に優先度高いものとして取り組んでおりまして、結果として、日置市は転出者よりも多くの転入者を受け入れる状況になっております。その中でも、特に増えているのが、実はゼロ歳児から4歳児、それと35歳以上から45歳ぐらいまでの子育て中のお父さんやお母さん、または、まさに子育て対象であるゼロ歳児から4歳児の転入が、今増えているという状況があります。

これは、保育園、子ども園の定員を適正化する上で、実は需要予測が非常に難しいという状況でもあるということは、ご理解をいただければなというふうに思うところです。

日置市のもちろん出生の状況、少子化の状況には危機感を持って対応を急いでおりますけれども、これだけ転入が安定して増えてくる状況においては、やはり基盤となる保育園、子ども園及び放課後児童クラブの定員を、どのように適正化するか、そこに、まずは優先度としては高く設定をして取り組んでまいりたいというのが、今、私が考えているところでございます。

以上です。

△散 会

○議長（並松安文君）

以上で、本日の日程は終了しました。

14日は、午前10時から本会議を開きます。

本日は、これで散会します。

午後2時50分散会

第 3 号 (6 月 1 4 日)

本会議（6月14日）（金曜）

出席議員 18名

1番	中村清栄君	2番	欠員
3番	福田晋拓君	4番	長倉浩二君
5番	下園和己君	6番	佐多申至君
7番	是枝みゆきさん	8番	富迫克彦君
9番	重留健朗君	10番	福元悟君
11番	山口政夫君	12番	中村尉司君
13番	留盛浩一郎君	14番	黒田澄子さん
16番	山口初美さん	17番	坂口洋之君
18番	漆島政人君	19番	池満渉君
20番	並松安文君		

欠席議員 1名

15番 下御領昭博君

事務局職員出席者

事務局長	山下和彦君	次長兼議事調査係長	諸正一久君
議事調査係	上田橋裕生君		

地方自治法第121条による出席者

市長	永山由高君	副市長	井多原章一君
教育長	奥善一君	総務企画部長兼総務課長	上秀人君
市民福祉部長兼市民生活課長	瀬戸口亮君	産業建設部長兼建設課長	田口悦次君
教育委員会事務局長兼教育総務課長	東正和君	消防本部消防長	福田幸記君
東市来支所長	横枕広幸君	日吉支所長	坂上誠君
吹上支所長	内山良弘君	総括兼選挙管理委員会事務局長	東純一君
財政管財課長	小園秀作君	企画課長	園田賢一君
地域づくり課長	濱崎慎一郎君	税務課長	有島春己君
商工観光課長	上村裕文君	福祉課長	宮前美紀さん
健康保険課長	宇都敏君	こども未来課長	馬場口美宗香さん
介護保険課長	入佐好彦君	農林水産課長・農業委員会事務局長	成田郷君
農地整備課長	上勇人君	上下水道課長	神余徹君

学校教育課長 中 鉢 吉 彦 君
会計管理者兼会計課長 奥 田 美 穂さん
総括監 (観光施設担当) 松 岡 政 仁 君

社会教育課長 田 代 誠 治 君
監査委員事務局長 山 下 和 彦 君

午前10時00分開議

△開 議

○議長（並松安文君）

ただいまから本日の会議を開きます。

△日程第1 一般質問

○議長（並松安文君）

日程第1、一般質問を行います。

まず、17番、坂口洋之議員の質問を許可します。

〔17番坂口洋之君登壇〕

○17番（坂口洋之君）

皆様、おはようございます。社民党の自治体議員として、市民の命と暮らし、平和と雇用を守る立場で、75回目となります一般質問をいたします。

初めに、自治会運営の現状と課題、解決策について質問いたします。

1つ目です。自治会加入率の4地域の状況と、自治会加入者の脱退者の状況はどうか。また、300戸数を超える大きな自治会の加入率の状況はどうか伺います。

2つ目です。隣接自治体の鹿児島市、南さつま市、いちき串木野市の自治会加入率の状況を伺います。

3つ目です。市営住宅・賃貸住宅・貸家等の自治会加入の状況と、不動産会社と連携した自治会加入の取組状況について伺います。

4つ目です。自治会加入率の低下、行事の参加者の減少、役員の成り手不足等、自治会運営の現状と課題は何か伺います。

5つ目です。日置市職員の自治会担当職員制度の基本的な考え方、役割、活動状況について伺います。

2つ目です。本市の外国人との共生・協働について質問いたします。

1つ目です。現在、本市の住民登録されている外国人の国別の状況を伺います。

2つ目です。外国人との共生・協働の本市

の基本的な考え、外国人とのイベント、行事、日本語支援等の取組状況を伺います。

3つ目です。本市内の民間企業・医療・福祉部門では、労働力の人手不足が指摘され、外国人就労のニーズは高い。外国人就労について市として、どの程度把握されているのか伺います。

4つ目です。外国人が増加する中で、日置市内の受入れ企業から市への意見、要望はないのか伺います。

5つ目です。就労外国人が多いいちき串木野市では、多文化共生推進プランを作成し、外国人が住みやすい環境づくりに向け、神村学園・受入れ企業と連携し取り組んでいます。外国人が住みよい日置市に向けての、日置市としての考えと、今後の支援策を伺います。

3つ目の質問をいたします。東市来の美山観光の現状と、訪ねてみたいと思えるまちづくりについて質問いたします。

1つ目です。本市の観光の拠点である美山観光の入込み客、観光消費額、観光客の満足度等、現状と受入れにおいての課題は何か伺います。

2つ目です。県道・JRの駅からの美山地域への案内看板、バス停の表示、また、美山地域内の観光看板、全体地図の看板等、老朽化、設置不足と感じています。観光地として一刻も早く整備すべきではないか、本市の考えを伺います。

3つ目です。クラフトマンヴィレッジ美山ツーリズム戦略推進プロジェクトの考えと、具体的な取組を伺います。

4つ目です。JR伊集院駅に隣接します、日置市観光案内所を県外・県内観光客の訪問が多いです。美山地域または日置市内の物産館等に移転すれば、より日置市全体の周辺観光に効果があると考えますが、本市の移転への考えと、移転した場合の建設時への県への補助金等の返還等への考えを伺います。

以上、1回目の質問といたします。

〔市長永山由高君登壇〕

○市長（永山由高君）

おはようございます。それでは、お答えしてまいります。

質問事項1つ目、自治会運営の現状と課題、解決策についてのその1、加入率の4地域の状況と脱退者の状況、300戸数を超える大きな自治会加入率の状況につき回答します。

自治会加入率については、令和5年7月時点で、日置市全体で89.5%となっており、地域別では東市来が92.8%、伊集院が87.0%、日吉が86.9%、吹上が93.9%となっております。

自治会加入者の脱退については、正確な数字は把握しておりませんが、自治会活動研修会等において、活動における負担や高齢を理由に脱退される方の事例は伺っております。

また、300戸数以上を超える自治会は16あり、その加入率平均は87.3%となっております。

その2、隣接自治体の状況につき回答します。

令和5年時点での隣接自治体の自治会加入率については、鹿児島市が52.0%、いちき串木野市が86.2%となっております。南さつま市は近年調査していないとのことですが、令和元年度時点で94.7%であったとのことです。

その3、市営住宅・賃貸住宅・貸家等の自治会加入の状況と、不動産会社と連携した加入の取組状況について回答します。

集合住宅の個別の加入率については、把握しておりません。市営住宅への入居に際しては、自治会加入の案内をしております。集合住宅への入居者に対しましては、鹿児島県宅地建物取引業協会へ自治会加入促進リーフレットを配布し、入居者へお渡しいただくようお願いしております。県営住宅の入居希望者へ

の自治会加入案内については、現在のところ行っておりませんが、今後対応したいと考えております。

その4、自治会運営の現状と課題について回答します。

近隣市と比較して、日置市の自治会加入率は高い水準にあり、これは自治会長をはじめとする地域の皆様のご尽力の賜物です。

一方で、加入率は令和元年度の93.1%から令和5年度の89.5%へ低下しており、特に世帯数の少ない地域では人口減少と合わせて地域コミュニティの基盤としての役割を果たすことが難しくなりつつあると認識しています。自治会長連絡協議会での調査によると、現在、自治会が課題と感じている事柄としては、優先度が高い順に役員の成り手がいない、会員の高齢化、特定の会員しか関わらないなどとなっております。

その5、自治会担当職員制度につき回答します。

本市では、日置市協働サポーターとして地区公民館や自治会に職員を配置しています。自治会担当職員は、自治会長の相談役として、課題に対応する各課との取次ぎや情報提供など地域づくり推進のための支援を行っております。

質問事項2つ目、外国人との共生・協働についてのその1、住民登録されている外国人の国別の状況について回答します。

令和6年5月末現在、住民登録されている外国人は373人で、国別では多い順にベトナム119人、インドネシア93人、フィリピン32人、中国とミャンマーがそれぞれ21人となっており、この5か国で約77%となっております。

その2、基本的な考えと取組状況につき回答します。

国籍や民族などの異なる人々が互いの文化的違いを認め合い、対等な関係を築こうとし

ながら、地域社会の構成員として生きていくこととする多文化共生の推進は大変重要なことと認識しています。

第3次日置市男女共同参画基本計画においても、施策の方向の一つに外国人が安心して暮らせる環境づくりを掲げているところです。

現在の状況は、市広報紙や市ホームページにおける多言語対応のほか、絵で分かるごみ出しチラシの作成・配布、おしゃべりカフェ、外国人を対象としたセミナーの開催などに取り組んでいます。

また、今年度は外国人が地域や社会において、よりよい生活が送れることを目的とし、全7回の日本語教室も開催することとしています。

その3、外国人就労について回答します。

令和5年10月末時点の伊集院公共職業安定所管内の外国人労働者数は、多い順に製造業253人、建設業85人、医療福祉36人などとなっており、いずれも令和4年度から増加しています。

その4、市内の受入れ企業からの意見・要望について回答します。

本市では昨年度、市内の外国人を雇用する企業向けに、外国人従業員雇用に関する調査を行いました。その調査において、雇用している外国人従業員に関して必要だと思う行政の取組についてお聞きしたところ、外国人を対象とした防災に関する講座や日本の文化・習慣・生活を学ぶ講座の開催、日本語学習の取組支援などのご意見を頂いたところです。

その5、日置市としての考えと今後の支援策について回答します。

本市に在住する外国人の皆様が安心して暮らせる環境づくりは、大変重要なことであるものと認識しておりますので、今年度実施する日本語教室など、引き続き企業の皆様のご意見等も伺いながら支援策を講じてまいりたいと考えています。

質問事項3番目、東市来の美山観光の現状と、訪ねてみたいと思えるまちづくりについてのその1、美山観光の入込み客、観光消費額、観光客の満足度等について回答します。

美山地区の令和5年観光入込み客数は約3万2,000人で、観光消費額は令和4年鹿児島県観光統計による日帰り観光消費額単価を乗ずると約1億1,800万円と試算されます。

観光客の満足度については調査していませんが、令和5年度に実施した、美山クラフトウィーク開催時に実施したアンケート調査では、「美山地区を訪れることを楽しみにしている」、「大変満足している」等の回答がありました。

課題については、職人の高齢化や後継者不足が深刻化しており、それに伴っての販路開拓や拡大方法のノウハウ不足、情報発信力の不足などが挙げられます。

その2、案内看板、観光看板等の整備について回答します。

現在設置している看板や案内表示などの現状を確認し、地域の方々や関係者と協議の上、市として設置が必要な箇所を見極めていきたいと思えます。

その3、クラフトマンヴィレッジ美山ツーリズム戦略推進プロジェクトについて回答します。

まち・ひと・しごと創生総合戦略で掲げる基本目標の「訪ねてよしひおき」の実現に向け、観光戦略5本の柱の一つである伝統工芸とアート観光の具体的な取組として、美山地区をモデルに実施するものです。

美山を訪れた方々の行動動態のデータ分析や商品販売力の強化支援、受入れ環境整備、韓国南原市との作家交流促進などに取り組み、地域主体の観光振興を図ることを目的としています。

その4、日置市観光案内所の移転について

回答します。

日置市観光案内所については、日置市観光協会から観光拠点施設の整備に関する要望が出され、平成27年10月にJR伊住院駅南口に整備しました。

なお、現在は観光協会が指定管理者として施設を運営しています。

案内所の移転に際しては、これまでの経緯や日置市全体の周遊観光の効果も踏まえ、総合的に判断する必要がありますが、現段階では移転は考えておりません。

移転の場合には、補助金返還の可否について県と協議することになります。

以上です。

○17番（坂口洋之君）

まず、市長にお聞きいたします。

市長のブログにも、自治会の在り方、加入率の低下、地域コミュニティをつくる上で重要性を指摘されております。今、全国的に自治会加入率が、令和2年度で全国で71%、現在では加入率が70%を割り込んでいると考えます。特に若い世代の加入が少ない、引っ越された方の未加入、加入者の脱退、役員の担い手不足、未加入者のごみ出しの問題、自治会を取り巻く現状と課題について、市長はどのような思い、お考えを持たれているのか伺います。

○市長（永山由高君）

先ほどの答弁でも申し上げましたけれども、日置市はまだ現時点で89%という自治会加入率を持っております。これは全国の状況に鑑みましても、また、隣接する鹿児島市の状況に鑑みましても、大変に高い水準を維持できているというふうに捉える部分がございます。

これは、今、自治会長の皆様方は本当にご尽力いただいておりますので、そういった地道な活動の積み重ねが、この水準を維持できているのではないかとこのように捉えており

ます。

一方で、全国の傾向、そして鹿児島市の傾向にも鑑みますと、特に若い世代の方々、そして高齢化の先になかなか日常活動に支障が出てくる世代の方々にとっては、自治会脱退のお声も頂いておりますので、今後、問題としては向き合っていかなばならぬ問題であろうというふうに捉えているところです。

○17番（坂口洋之君）

自治会への加入につきましては、決して強制するものではありませんけれども、やはり全国的な傾向といたしましても、調べてみても自治会への加入率の低下というのがやっぱり全国の自治体でも悩ましい問題になっている状況になっております。

そういった中で日置市の平均が現時点で89.5%、約9割です。全国に比べても高い。自治会の加入率につきましては、平成22年度が94%、令和3年度が91%、令和5年度が89.5%の状況で、少しずつではありますが、加入率が低下しております。本市は全国平均に比べて高い加入率であります。今後、本市においては、自治会の加入率の推移について、どのような見通しを持たれているのか、伺います。

○地域づくり課長（濱崎慎一郎君）

加入率につきましては、今後もある程度の減少傾向が進むというふうに認識をしております。

○17番（坂口洋之君）

先ほども見たんですけれども、今、全国の自治会で加入率低下が問題であり、加入率向上に向けて取り組む自治体も多いです。自治会加入は任意であり、一つ一つの自治会の特徴があつてよいと私も考えております。自治会への住民への理解、協力、市長として、日置市として、どんな支援ができるのか、どんな支援が必要なのか、本市の考えを伺います。

○地域づくり課長（濱崎慎一郎君）

自治会ごとに特徴ある活動があつてよいとは考えますけれども、基本は、地域に暮らす住民が安心して暮らすためにはどういったことが必要かという視点に立って検討すべきというふうに考えております。

市といたしましては、各自治会がどういった工夫をしながら運営していくのかなどの情報を自治会活動研修会において定期的に把握する機会をつくっております。

また、減少傾向にある自治会加入について、自治会加入促進マニュアルを市のほうで作成をしまして、加入促進の進め方など、助言をしているところでございます。

こういった取組につきましては、引き続き継続していく必要があるというふうに考えております。

以上です。

○17番（坂口洋之君）

行政だけではなくて、やはり自治会との連携協力が大事かなと思っております。

最近でも自治会の方とお話をしても、最近では自治会でも脱退される方が少なからず増えてきているという傾向をお聞きしたところで

す。そういった中で、未加入者対策の取組について、再度伺います。未加入者の要因として、まずは自治会の仕組みと役割が分からない、煩わしい、班長が回ってくる、ごみ当番をしないといけない、働いていたり、単身で旅行や出張で回覧板が回せない、親の家族の介護で忙しい、経済的な負担、メリットを感じない等でございます。少しでも解決の糸口をつくることが大事であると考えます。

市長はブログの中で、自治会加入の重要性和活動の魅力の情報発信を続けていきたいとの考えを述べられております。

自治会加入の解決策の一つとして、自治会の情報発信のデジタル化を進め、加入率の低下につながったケースもあります。

さきの12月議会で同僚議員の質問で、自治会の情報発信のデジタル化について質問がありました。市の答弁では、「電子回覧版の導入について協議をし、先進自治体の情報発信アプリ、国の補助制度等、情報収集に努める」とのことでした。

その後の市としての検討状況はどうか伺います。

○総務企画部長兼総務課長（上 秀人君）

電子回覧版につきましては、県内外の先進自治体の情報収集を行い、市のDX推進会議のほうで情報共有を図っているところでございます。

先進自治体の事例では、スマートフォンやタブレット等を活用いたしまして試験的な運用をされているところもございます。

今後、導入のメリット、課題を整理するということと、あとニーズ調査、そして先進自治体の運用等の調査検討をしていきたいと考えております。

以上です。

○17番（坂口洋之君）

自治会活動のデジタル化につきましては、当然、地域性があると思います。私のように、朝日ヶ丘団地という鹿児島市辺りから割と引っ越された方とか若い方が多い、そういった地域もありますし、山村部は回覧版を持っていきながら会話が弾むというのがありますので、一概にデジタル化がいいとは思いませんけれども、少なくとも今後、自治会の加入率の低下を少しでも改善する一つの解決策として、この問題について取り組んでいただきたいと思っております。

そういった中で、自治会の加入率について再度伺いたいと思います。

本市の加入率は、先ほどのご答弁で89.5%であります。

では、加入率が70%を下回る自治会は何か所なのか、また、50%を下回る自治会が

あるのか伺います。

○地域づくり課長（濱崎慎一郎君）

70%を下回る自治会につきましては、176自治体のうち6自治会でございます。そのうち1自治会が50%を下回っている状況でございます。

○17番（坂口洋之君）

50%を下回る1自治会ということは、恐らく集合住宅とか大きなマンション等があるところが背景かなと思っております。

そういった中で、最近自治会の脱退も増えているとお聞きしております。役員、班長が回ってくる、回覧番が煩わしい、その要因は様々であると考えますが、市の自治会長連絡会では、毎年1回、自治会長に対しアンケート調査がされているとのことでございます。未加入者が多い地域、最近少しずつであるが、自治会から脱退されたい方が増えている。

市としてどのように把握をされているのか、脱退された方の主な要因は何か伺います。

○地域づくり課長（濱崎慎一郎君）

脱退者の数値等については、把握はしておりません。けれども、自治会研修会等におきまして、自治会加入のメリットが感じられない。それから、高齢になり、会合等への参加が難しくなった等の理由によりまして、脱退する方がいるということは確認をしているところでございます。

○17番（坂口洋之君）

数字的に必ずしも多い傾向ではないかなと本市は思っておりますけれども、やはり脱退された方々の今後の動向について、やはり市としても把握すべきではないかと思っておりますけれども、その点について再度伺いたいと思います。

○地域づくり課長（濱崎慎一郎君）

年1回、自治会長に対してアンケートを取っております。そういったアンケートも通し

て、そのことについても集約をしていきたいというふうに考えております。

○17番（坂口洋之君）

自治会の現状と課題について再度質問いたします。

市長も日置市内の全ての自治会で草の根ミーティングがされたと考えます。規模の大きな自治会からの自治会運営についての意見、人口減少と高齢化が進む小規模な自治会からの自治会運営について、どのような意見、要望があったのか伺います。

○地域づくり課長（濱崎慎一郎君）

おおむね都市部にあります大規模自治会につきましては、自治会活動への関心の薄さ、それからごみ出しのマナー、コミュニケーションの取りにくさなどが多く意見が出ているところでございます。

それから、一方で、郊外地にある小規模な自治会につきましては、少子高齢化による会員の減少に伴う活動を維持することの困難さの意見が多く出されているというところでございます。

○17番（坂口洋之君）

また、自治会の課題の中で、役員、班長の担い手不足がやっぱりそういった声が多数寄せられてきておりますけれども、市長は、昨年8月16日の伊集院地域の自治会長連絡協議会の市長ブログの感想で、自治会関連業務の負担の軽減の後押しをしていきたいと述べられております。自治会長関連業務負担軽減について、何が必要と感じたのか、また、具体的な関連業務の負担軽減への今後の取組への進捗状況を伺いたいと思います。

○地域づくり課長（濱崎慎一郎君）

まずは、自治会長だけではなくて、自治会の役員など住民の皆さんの間での役割分担が必要だというふうに考えております。

負担軽減につきましては、自治会長連絡協議会等において協議がなされております。ま

ず、市が主催する各種会議の委員につきまして、会長に代わり副会長等を充てるなど役割分担をしております。それから、地域によっては、自連協の理事会、こういった理事会等の回数を減らしたり、会議の時間の短縮等を図ると、こういったことも具体的な取組が協議をされているところでございます。

○17番（坂口洋之君）

自治会の負担軽減の背景には、やはり年金受給が65歳ということで、昔と違って70歳まで働かないと生活ができないという社会的な背景が私は一つは一因かなと思っております。

そういった中で、再度伺います。現在、日置市では東市来で43自治会、伊集院で61自治会、日吉で18自治会、吹上で54の自治会がございまして。

日置市として、自治会に対して基本額が1自治会、年額18万円、世帯数に応じて補助金が100世帯以下が1世帯3,360円、400世帯を超える自治会で1世帯当たり1,800円の自治会活動を支援する交付金が支給されております。

そこで、再度質問いたします。176自治会、全て年1回の総会、会計報告、監査等、自治会としての民主主義にのった適正な運営がなされていると考えているのか、伺います。

○地域づくり課長（瀨崎慎一郎君）

市からの交付金、これにつきましては、自治会育成交付金という名称になりますけれども、この申請につきましては自治会の事業計画、それから予算、こういった資料を添付する必要があります。よって、適正な運営がなされているというふうに認識をしております。

以上です。

○17番（坂口洋之君）

先ほどの市の答弁で、特に小規模自治会の運営が非常に厳しくなったというご指摘がございました。そういった中で、平成23年度

から実施されております、自治会育成交付金の見直しの必要性を私は感じております。自治会戸数の急激な減少や、財政上厳しい運営がなされている自治会もあるかもしれません。近年の物価高騰で市民生活に大きな影響がある中で、特に小規模な自治会の財政的な支援が必要ではないかと感じております。

自治会育成交付金も人口が増え続ける自治会もある、一方で、山間部の小規模な自治会は、河川、道路維持作業も多く、自治会運営も厳しいという声がございまして。地区公民館制度の予算の見直しも今年度から実施され、今後、職員の見直しも予想される中、現行の自治会育成交付金の算定基準は、平成23年度から施行後、金額については一度も見直されておられません。制度補助金の算定基準の見直しは、今後、必要ではないかと思っておりますけれども、市長のお考えを伺います。

○地域づくり課長（瀨崎慎一郎君）

議員ご指摘のとおり、令和5年度末をもって地域づくり推進事業交付金、いわゆるソフト事業の交付金を廃止をさせていただきました。

それに伴いまして、やはり地区公民館との関連というところも念頭に置いて検討していかないといけないというふうに考えております。

補助金算定基準の見直しの必要性については、しっかりと自治会活動連絡協議会、それから地区公民館も絡めて協議をしていく必要があるというふうに認識をしております。

○17番（坂口洋之君）

自治会の加入費につきましては、私の朝日ヶ丘団地は月500円ですけれども、自治会の月当たりの加入費というのがかなり自治会単位で違いますので、特にやはり山間部の自治会ほど負担が多い傾向になっておりますので、そういうのを含めた形でしっかりとした検証をしていただきたいと思いますけれども、

その点について、市長に再度伺いたいと思います。

○市長（永山由高君）

各自治会の立地状況や構成数によって、やはり状況はかなり違うなというふうに認識をしておりますので、先ほど担当課長、答弁申し上げましたとおり、自治会長連絡協議会とも協議をしてみたいと思っております。

○17番（坂口洋之君）

どうしても人口が、今後まだ減り続けます。そういった中で、自治会再編を望む自治会への後押しの必要性を私は感じております。自治会再編をしないと運営が難しい自治会があるかもしれません。再編はあくまでも自治会の判断でございますけれども、平成31年から平成33年度まで、吹上の平鹿倉地区の3自治会が申請され、1自治会となりました。自治会統合運営交付金の制度を再度復活させ、今後統合を希望したい自治会への財政的な支援を考える時期であると思っておりますけれども、その点についての考えを伺います。

○地域づくり課長（濱崎慎一郎君）

自治会統合の関連する補助金です。こういった補助金につきましては、いわゆる時限立法で、現在、廃止をしているというところがございます。

一方で、このままでいいのかというところもございます。市が、自治会再編を主導的に促すための補助金制度というものは、現在のところ考えておりませんが、地域での再編の機運等も見極めながら、交付金や補助金の支援制度を検討する必要があるというふうに考えております。

以上です。

○17番（坂口洋之君）

行政がこの再編を主導するわけではありませんけれども、やっぱりそういうのを考えている自治会もあると思っておりますので、今後そういった状況もしっかり把握しながら、検討し

ていただきたいと思います。

次の、日置市職員の自治会職員制度について再度伺います。

日置市の自治会担当職員制度、実は1期目、2期目の議員の方に話をしました。この制度を知りませんでした。この制度について、どの範囲まで周知されているのか伺います。

○地域づくり課長（濱崎慎一郎君）

全ての地区公民館、そして全ての自治会長に対して周知を行っております。

以上です。

○17番（坂口洋之君）

この制度は平成27年にできた制度です。目的は自治会長との相談、災害時の確認等をされる自治会と役割と考えますが、担当職員制度ができて、もう8年程度経過しますが、南九州市では本市と同様の制度があり、各自治会に2名の職員を配置しています。

自治会サポーター制度があり、制度の運営に関し、市長が会長を務め、各地区の代表、課長等が制度内の課題や協議会があり、課題を協議されております。

本市の自治会担当職員制度について、これまで市と自治会長との協議、検証の場があったのか伺います。

○地域づくり課長（濱崎慎一郎君）

協働サポーター制度に特化した協議の場というものは設定しておりませんが、地区公民館や自治会長による各種会議において、協議することは可能というふうに考えております。

○17番（坂口洋之君）

私は議長の許可を得まして、南九州自治会サポーター制度ガイドラインというのを、皆さん方にちょっとお配りするんですけども、これホームページでプリントアウトできました。ですので、内容につきましては、ほぼ日置市と同様な傾向であります。南九州市は各自治会に2名ずつ配置をしております。そし

て、一番やっぱり気になるのは、どこまで支援していくのが大きな課題なんですけれども、自治会においては、行政に関わるのを嫌うような自治会長さんもいらっしゃいます。

南九州市は、自治会サポーター制度につきましては、もう年間で計画を立てております。おおむね2か月に1回面会を希望するとか、おおむね3か月に1回面会を希望するとか、おおむね半年に1回面会等を希望するというところで、本年度の面会等は必要ありませんということで、具体的な形で計画を進めております。

職員も日置市の場合は、原則ボランティアです。ボランティアですから、具体的にはどんな活動をしているのかということについても、市もほとんど把握されていないと思いますので、土日については、南九州市は具体的な形で申請書を出してもらおうということで、公務で関わるという、そういった内容になっております。

市としてもこれを今後とも続けていくのか、それとも続ける以上は具体的な形でやっぱり制度面のことについてもしっかり南九州市みたいに、制度面についても誰も見れるような形ですとかということで、仕組みづくりを考えていく必要があるんじゃないかということをお聞きいたしまして、次の質問いたします。

○市長（永山由高君）

職員は、普段はそれぞれの担当部署、担当課、担当係において仕事をしていますけれども、自治会担当職員としては、全ての部署や課にまたがった様々な市民の皆様からのご相談事を伴走しながら寄り添って考えるという観点で、非常に意味のある、意義のある取組だというふうに感じております。

南九州市のガイドラインをしっかりと研究をさせていただいて、参考にできるところは本市でも取り入れるべく、まずはしっかり研究

したいと考えます。

以上です。

○17番（坂口洋之君）

南九州市のこの自治会サポーター制度を、まずしっかり見て、今後検討していただきます。

次に、外国人との共生・協働について、再度質問いたします。

本市におきましては、現時点で373人の外国人の方が生活をされております。いちき串木野市と併せた伊集院公共職業安定所管内の建設業で85人、製造業で253人、医療・福祉分野に36人の外国人の方が働いております。

外国人の就労に頼らないといけない現状、また、外国人の方が日置市で働き続けたい、生活したいと思えるには、何が必要であると考えてのか、市長の思い、考えを伺いたいと思います。

○市長（永山由高君）

言語や生活習慣など様々な違いがあると思いますけれども、重要なのは多様性を認め合い、生かし合うという共生社会の構築、これが必要であろうというふうに考えております。

○17番（坂口洋之君）

外国人が増えることに不安を感じている市民の方もいるのも事実です。しかし、外国人の方が、特に職種によっては深刻な人手不足によって、日本人を募集してもなかなか来ないという現状になっております。

私の妻もいちき串木野市で食品関係で働いておりますけれども、日本人を雇用してもなかなか集まりません。来てもなかなか仕事が続かないという、そういった中で、職種によっては深刻な人手不足になっております。

まず、外国人が増加する中で、日置市で生活する上で地域の方々との共生・協働の意識とコミュニケーションが必要であると感じております。

ごみ出し、自転車等の交通マナー等、生活する上での課題、自治会長等からの苦情、相談の状況はどうか伺います。

○地域づくり課長（濱崎慎一郎君）

特にごみ出しの問題等について、相談を受けることはございます。

自治会によっては、勤務先や技能実習生の管理組合に相談をしているという報告は受けているところでございます。

○17番（坂口洋之君）

一方で、増え続ける外国人に自治会加入や地域行事への関わりをどう対応してよいのか、そんな声も自治会長や住民の方からも寄せられております。

受け入れる企業の理解と協力が原則かもしれませんが、現状への認識と、いちき串木野市では受け入れる企業、地域を含めた外国人の方とどう接してよいのか、対応にどうしてよいのか、やさしい日本語教室が年間を通して実施されております。

外国人を雇用する企業、また、地域との共生・協働について、理解、協力の必要性をどのように考えているのか伺います。

○企画課長（園田賢一君）

お答えいたします。

地域に在住している外国人のお一人お一人が、地域社会の構成員として共に生活していくことは大変重要なことであるものと認識をしております。

その中で、昨年度は地域づくりをテーマに、日置市在住の外国人や雇用事業者、自治会の方々等を対象とし、対話型のおしゃべりカフェも実施をしたところでございます。

また、議員から今ございました、やさしい日本語教室について、今年度、市民の皆様を対象に開催も検討をしているところでございまして、今後とも相互理解に向けた取組については推進してまいりたいと考えているところでございます。

以上でございます。

○17番（坂口洋之君）

私は前回、外国人との共生・協働については、令和4年3月議会で質問しまして3回目です。かなり、その後から日置市としてもいろんな形で取り組まれることについて評価したいと思います。

そういった中で、やっぱり外国人の就労が増える背景につきましては、労働力不足です。いろんな地域に行きましても人が足りない、なかなか募集しても集まらないという、そういった声を多分皆さんお聞きしていると思います。

そういった中で日置市におきましての今後の労働力人口について、再度伺いたいと思います。15歳から64歳までの労働力人口を5年前と比較して推移の状況と、将来的な見通しの状況を伺います。

○企画課長（園田賢一君）

お答えいたします。

令和2年に実施されました国勢調査の結果で申し上げますと、15歳から65歳未満の労働力人口は、1万8,671人となってございまして、5年前の平成27年の同年代と比較した場合1,302人の減少となっているところでございます。

少子化の進行を考慮しますと、今後とも、この年代については減少が見込まれるというところでございます。

以上です。

○17番（坂口洋之君）

5年前と比較したら15歳から64歳まで1,302人も減少しているという、そういった状況を報告していただきました。

先ほどご答弁あったんですけれども、日置市では企業アンケートをされております。外国人従業員雇用に関する調査を実施されておりますけれども、その内容と目的を伺いたいと思います。

○企画課長（園田賢一君）

お答えいたします。

近年、本市に在住する外国人が増加傾向になる中、多文化共生の推進に当たりまして現状を把握するため、外国人を雇用しております事業者の皆様向けに調査を行ったところでございます。

その調査におきましては、雇用している外国人の人数や雇用に当たっての課題、必要だと思う行政の取組などについて調査を実施したところでございます。

以上です。

○17番（坂口洋之君）

では、アンケートの中で、現在、本市において何社程度の企業が外国人就労に取り組まれているのか。また、今後、人手不足が懸念される中、今後の企業側の外国人就労のニーズはどうであったのか伺います。

○企画課長（園田賢一君）

お答えいたします。

今回の調査結果にはなるところでございますが、24の事業者に調査をお願いしましたところ、15の事業者から回答がございまして、うち13の事業者が、現在、外国人を雇用している状況でございました。

その中で、雇用している外国人従業員に関して必要だと思う行政の取組についてお聞きしましたところ、1問目とちょっと回答が重複いたしますが、外国人を対象とした防災に関する講座や日本の文化・習慣・生活を学ぶ講座の開催、日本語学習の取組支援などのご意見を頂いたところでございます。

○17番（坂口洋之君）

私も実は、今回の質問に当たりまして、いちき串木野市にちょっと調べてきました。いちき串木野市はもう市としていちき串木野市多文化共生推進プランということで具体的な計画を作成されております。協議会を設置し、市役所職員、外国人を雇用する業所、外国人

住民、一般市民を対象にアンケートを実施し、どんな支援が必要か、受け入れる企業が自治体に対してどんな支援が必要か、具体的な支援に向けて取り組んでおります。

いちき串木野市でも、やはり受け入れる企業はあらゆる分野で外国人の方に長く働いてほしい、求人を出しても日本人が見つからない、辞めてしまう、建設・医療・福祉の分野では単純労働ではなく高い技術を身につけてほしい、地元に住み続けてほしいニーズが高く、家族も帯同でき、無期限で働ける特定技能2号をいかに増やすかが大きな課題になっております。

また、受け入れる企業も仕事だけでは就労外国人の方がストレスがあり、日本人との交流や伝統文化に親しみたい声も多く、地域活動との交流をどうすればよいか、また、職場で外国人とどう接してよいか模索をしております。

そういった中で、いちき串木野市は具体的な取組をしているところでございます。

日置市におきましては、今後、外国人との共生・協働につきましては、第3次日置市共同参画基本計画の中で、外国人が安心して暮らせる環境づくりを掲げて新たな形の具体的な取組をされていくと考えますが、計画作成に向けた基本的な考えと外国人が住みよい、また、日本人の方も理解と協力ができるニーズの把握に向けた具体的な取組について、市の考えを伺いたいと思います。

○企画課長（園田賢一君）

お答えいたします。

第3次男女共同参画基本計画につきましては、今年度、実施計画を作成することとしておりますが、施策の内容としましては、外国人が地域の一員として積極的に参加できるよう相互理解と交流を促進することなどを掲げているところでございます。

昨年度、行いました調査結果の内容に加え、

それぞれが抱える課題解決等を目的に設置されております市異業種交流懇話会などのご意見もお聞きしながら、ニーズ把握に努めてまいりたいと考えているところでございます。

以上です。

○17番（坂口洋之君）

この質問、市長に外国人との共生・協働に向けた考えと、受入れ企業との連携と協力の必要性についてお聞きいたしまして、次の質問に移ります。

○市長（永山由高君）

本市におきましても、在留外国人は増加傾向にあるということは、先ほど来申し上げておるところでございます。地域との共生という点においては、これは、私、今年のせつとべ、日吉地域で参加したときに、外国籍の方が楽しんで参加しておられるのを拝見をいたしましたし、昨年は、東市来地域の棒踊りに踊り手として参加されているといったようなことも拝見をいたしました。地域の中で少しずつ、外国籍の方も居場所と役割を持って楽しんでいただける環境を引き続き応援をしたいと考えております。

また、企業も含めて地域で多文化共生に関わる様々な方と連携をする必要は、大変重要なことでありますので、引き続き取り組んでまいりたいと考えております。

○17番（坂口洋之君）

次に、最後の質問でございます。

美山観光について、再度伺いたいと思っております。

今、国内各地の観光地は、インバウンドと円安の恩恵で世界各地から外国人の方が大勢来られております。

本市の昔ながらの景色、陶芸アート等、日本体験ができる美山地域は日置市観光を売り込む伸び代が多いと私は考えております。

また、周辺部にはいろんな観光スポットがあるので、少しでも周遊していただき、観光

消費額を増やしていただき、地域活性化につなげていただきたいと思います、今回、質問いたしました。

市長はこれまで地域のまちづくり活性化に取り組む経験があります。近年、本市においては、古民家風の飲食店も増えて、地元の方が知らない観光スポットも増えています。本市の観光の現状と課題、もっと市外、県外の方に訪ねていただくためには何が必要であると考えなのか、市長の考えを伺いたしたいと思います。

○商工観光課長（上村裕文君）

お答えします。

令和5年の本市の観光入込み客数は、約240万人でございました。コロナ禍前の令和元年度が約250万人でしたので、回復傾向にあり、明るい兆しも見えつつありますが、観光業界では人手不足や物価高の影響で厳しい状況が続いています。

観光は、地域産業を活性化させる大きな役割を担っていることから、地域の特色を生かした新しい人の流れをつくる取組が求められていると考えます。

以上です。

○17番（坂口洋之君）

今回、私は美山観光の活性化につきまして、質問に当たりまして、美山で事業を行っている方と一緒に美山を散策をしながら確認してきました。

まず、案内看板が分かりやすいのか、どこにどんな施設お店があるのか、バイパスが完成しまして県道から市道になりました。道路は安全なのか、美山全体の案内看板はあるのか、地図なしで案内表示だけで散策しながら分かるのか、そんなことを確認しながら調べてまいりました。

また、今回、日置市の案内看板を質問します同僚議員と観光の玄関口であるJR伊集院駅に行ってきました。美山をはじめ、市内の

路線バスの交通アクセスのバス停は始めてくる方、また、インバウンドの方で外国人の方もJRとバスを利用してきた場合、美山訪問ができるのかということで調べてきました。

そこで、再度質問いたします。JR伊集院駅を降りて、改札口の出口から美山方面へのバス乗り場、右に行けばよいのか、左に行けばよいのか、表示がなく分かりづらい。美山に行くバスは、駅のどこから乗ればよいのか分からない。観光協会に行けば解決するかもしれませんが、多くの観光地ではスムーズに観光地にバス停までたどりつけます。そういった中で、バスも駅構内のコンコースに入らず、駅前にあるJR伊集院駅前からの乗車になります。

まず、伊集院駅から降りた場合バス停が分かる外国語案内も含めた案内看板が必要ではないかと思っておりますけれども、その点について伺います。

○商工観光課長（上村裕文君）

お答えします。

観光地への経路などの案内表示は必要であります。看板については、設置後の表示内容の更新や老朽化など維持管理に関する問題もありますので、最新の内容が掲載され、外国語対応も備えている市ホームページへの案内なども方法の一つと考えます。

市内のJR各駅を利用する観光客向けの案内表示につきましては、自由通路等に公共交通マップやポスター等を掲示するなど、今後、さらに強化してまいりたいと考えています。

以上です。

○17番（坂口洋之君）

日置市も美山観光に力を入れるというご答弁であったんですけれども、例えば、多くの方が車で行かれるんですけれども、県道から美山の中心地までの案内看板が極端に少なかったりとか小さかったりするんです。美山の中に入っても公共施設の美山陶遊館とか東郷

資料館の看板も小さくて見えづらい状況になっておりますけれども、早急にこの看板につきましては改善をする必要があるのではないかと思いますけれども、その点について、再度伺います。

○商工観光課長（上村裕文君）

お答えします。

美山地区内の案内表示等が足りていないという状況は、県道バイパス開通後の大きな課題となっているところであります。

今年度、クラフトマンヴィレッジ美山ツーリズムの戦略推進プロジェクトに取り組む中で、地域が主体となった観光振興を図ってまいります。既存看板も見直ししながら、案内表示等についても地域の意見を尊重しつつ、検討してまいります。

以上です。

○17番（坂口洋之君）

美山のクラフトウィークが昨年10月28日から11月5日まで開催されました。先ほどの答弁の中でもアンケート等を取られたということなんですけれども、具体的にアンケートを取られて売上げや訪問された方々の状況について調査されたと思っておりますけれども、日置市全体へのほかの観光地への回遊性を含め、経済効果はどうであったのか伺います。

○商工観光課長（上村裕文君）

お答えします。

令和5年度の美山クラフトウィークにおいては、来場者、参加事業者、外部からの出展者を対象にアンケート調査を行いました。

調査結果としては、4割が鹿児島市からの来訪であることや、5割が50歳代以上であることが分かり、ニーズを把握することができました。

また、参加事業者からは平常時の2倍から4倍の売上があったと聞いております。

そのほか同時期に開催されていた日吉アー

ト巡りや周辺飲食店についての問合せも多くあり、美山から市全体への回遊性についても一定の効果があったと思われます。

以上です。

○17番（坂口洋之君）

クラフトマンヴィレッジ美山プロジェクトについて再度伺います。

今年度の予算が1,346万円計上されております。今年度から3か年の事業とお聞きしております。地域の課題として、先ほどご答弁いただきましたけれども、薩摩焼の伝統工芸の後継者不足等が指摘されていますが、後継者確保策の確立による伝統工芸の継承については、この計画でどのように盛り込まれているのか。今後、市としてどのように支援していく考えなのか、本市の考えを伺います。

○商工観光課長（上村裕文君）

薩摩焼窯業の継承に向け、窯元などへのアンケートやヒアリング調査による現状把握、他産業や専門家の意見聴取によって美山地区にとり、最適な後継者確保策の確立に向けた支援を行ってまいります。

また、鹿児島県内には薩摩焼の産地が複数あることから、県を中心とした広域での施策展開の可能性を調査してまいります。

以上です。

○17番（坂口洋之君）

続きまして、美山観光の活性化におきましては、まず、外国人の方も増えてきております。県内を大手のホテル、鹿児島には年間100隻近い外国からの大型船が寄港されます。県内宿泊事業者や観光プログラムの作成している県内の旅行エージェントとの連携、協力は大事でございます。

本市の観光の核となる美山を売り込むため、関係団体との連携強化、営業活動、美山プロジェクトを進める中で今後どう取り組む考えか、市長、本市の考えを伺います。

○商工観光課長（上村裕文君）

お答えします。

本市の特産品や食材、観光など魅力を発信するためには、関係団体との連携は有効な手段であると考えております。

先日も、シェラトン鹿児島島の関係者に対して食材等のトップセールスを行ったところであります。

今後も、関係団体と連携を継続的に行い、本市の魅力を伝えていきたいと考えております。

以上です。

○17番（坂口洋之君）

次に、JR伊集院駅前にあります観光案内所について、再度伺います。

現在、観光案内所の来客数は1日当たり何名なのか、明らかに県外からここに観光情報を求める方はどの程度いるのか伺います。

○商工観光課長（上村裕文君）

来館者については、4月は376人で、1日平均約12人でした。5月は481人で、1日平均で約15人となっています。

観光協会によると、来館者のうち県外の方は3割程度と見られるとのことですので。

以上です。

○17番（坂口洋之君）

もう最後となります。私は、この場所での建物の建設、日置市観光協会の設置について賛成した立場であり、責任も感じておりますけれども、ネット社会、情報社会で訪問しなくても情報は分かりますけれども、多くの方が観光地には車や大型バスで来られます。観光協会とはいえ、適正な場所と市長を考えているのか伺います。

○市長（永山由高君）

伊集院駅前に観光案内所を設置しているという点においては、私は適切であるというふうに認識をしております。と申しますと、これはさらに伊集院駅の重要性は、今後増すであろうというふうに考えておまして、1つ

は観光地まで訪問する最後の手段でございます。議員、先ほど美山はやっぱり車でいらっしゃる方が多いというふうにおっしゃいましたけれども、今後、インバウンドも含めて公共交通機関で観光地まで行ける環境をどうつくるかという、これは非常に重要な問題であるというふうに認識をしています。その観点から、今年の12月には、日置市の乗り合いタクシーで各駅を起点として訪問できる観光地のエリアを拡大していくという方向で、今、検討を進めているところであります。そうなった場合に、鹿児島市から訪問できる一番近い駅が伊集院駅になりますので、伊集院駅を起点に、例えば南側で申し上げますと日吉地域の焼酎メーカーやウイスキーメーカー、美山地域、そして東市来、湯之元の駅からは、これもまた美山や江口蓬莱館を中心とした江口エリアと、こういった地域に乗り合いタクシーを活用して観光の方々にも使っていただく、そう考えると、これまで以上に日置市内に3か所ある駅の重要性というのは増してくるというふうに捉えますと、伊集院駅を使っていただく方を増やす、その上で、観光案内所の機能を強化するといったようなことが、今後の方向性としては認識をしているところです。

以上です。

○議長（並松安文君）

ここでしばらく休憩します。次の会議を11時15分とします。

午前11時05分休憩

午前11時15分開議

○議長（並松安文君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、14番、黒田澄子議員の質問を許可します。

〔14番黒田澄子さん登壇〕

○14番（黒田澄子さん）

皆様、こんにちは。公明党の黒田澄子でございます。6月は、環境月間です。地球レベルでの持続可能な開発目標SDGsが2015年9月25日に国連総会で採択され、もうすぐ9年目を迎えます。私は、今回、SDGsの視点でCO₂の削減、マイノリティの方々の暮らしやすいまちづくりの視点で提案をさせていただきます。

それでは、通告に従い一般質問させていただきます。

初めに、手話言語・情報コミュニケーション条例の制定について。

1点目、障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法の内容及び自治体の責務と本市の取組状況についてお尋ねします。

次に、本市も加入している全国手話言語市区長会の目的は何でしょうか。

3点目、全国の手話言語・情報コミュニケーション条例等の制定自治体の現状はどうでしょうか。

4点目、障がい者の権利をうたう各種法律に基づき日置市手話言語・情報コミュニケーション条例を制定すべきではと提案しますが、どうお考えですか。

2番目に、会話が聞き取りにくい高齢者等に窓口での軟骨伝導集音器の設置について。

1点目、窓口における職員の声を聞き取りにくい市民への対応の現状はどうですか。

2点目、軟骨伝導集音器への市の認識はどうでしょうか。

3点目、高齢者が多く訪れる窓口へ軟骨伝導集音器を設置できないか、お尋ねします。

3番目に、脱炭素社会形成に紙おむつ等リサイクルの実施をの1点目、本市は平成29年2月の第3回紙おむつの資源化を考えるシンポジウムの開催に当たり、平成28年9月議会で本市が考える紙おむつリサイクルの将来、また、収集についても明確に示され

ました。その後、この計画はどうなっていますでしょうか。

2点目、市長は2021年10月20日に、一般社団法人NIPPON紙おむつリサイクル推進協会から会員証を受け取っておられますが、これの意味するところはどのようなものでしょうか。

3点目、本年9月、ごみ処理施設の「なんさつECOの杜」が稼働しますが、紙おむつリサイクルを本格的に考えないか伺います。

4番目、不登校児童生徒及び欠席者への健康診断についての1点目、小中学校・義務教育学校における不登校児童生徒の現状はどうでしょうか。

2点目、健康診断の受診率、健康状態の把握状況及び不登校児童生徒の健康診断の受診率、健康状態の把握状況をお尋ねします。

3点目、学校保健安全法における児童生徒への健康診断の考え方はどうなっていますか。

4点目、学校以外での健康診断を受診する方法の選択肢、機会の提供、児童生徒の受診できる状況に合わせて健康診断受診無料チケットを考えないかと提案し、以上、1回目の質問といたします。

[市長永山由高君登壇]

○市長（永山由高君）

お答えしてまいります。

質問事項1つ目、手話言語・情報コミュニケーション条例の制定についてのその1、推進法の内容、自治体の責務、本市の取組について回答します。

この法律は、全ての障がい者があらゆる分野の活動に参加するためには、情報の十分な取得利用、円滑な意思疎通が重要であることに鑑み、基本理念、関係者の責務、基本的施策等を定めています。

その中で地方公共団体は、情報の取得等において手段を選択できる。障がいのある方もない方と同一の内容の情報を同一時点で取得、

情報通信技術を活用した情報取得及び意思疎通を図るなどの基本理念にのっとり、施策の策定及び実施する責務を有するとされています。

本市の取組としては、情報利用におけるバリアフリー化として、点字・声の広報紙等の提供や市役所窓口での拡声器の活用や翻訳機での言語化、手話通訳者の設置などを実施しております。

その2、全国手話言語市区長会の目的を回答します。

全国手話言語市区長会は、手話言語法、情報コミュニケーション法の制定と、手話関連条例の拡充を通じて聴覚障がい者の自立と社会参加の実現を目指すとともに、各自治体における手話等関連施策の情報交換等を行うことを目的としています。

その3、条例等の制定自治体について回答します。

令和6年時点で、手話言語条例は537自治体、情報コミュニケーション条例は119自治体が制定しています。

その4、条例を制定すべきとのご意見につき回答します。

障がいのある方がそれぞれの障がい特性に応じた手段によって情報を取得し、コミュニケーションを図りやすい環境の整備や、周囲の方々の障がい理解を深めるための方策など、法律の理念にのっとり本市の実情を踏まえた施策を推進してまいります。

質問事項の2つ目、軟骨伝導集音器についてのその1、市民への対応の現状につき回答します。

軽度難聴の方に対しては、耳元でゆっくり話すなど配慮し、中等度以上の難聴の方や聴覚障がいの方に対しては、音声集音器、翻訳機及び対話支援機器などを活用したり、筆談等で対応しています。

その2、軟骨伝導集音器設置に関する市の

認識につき回答します。

軟骨伝導集音器は、耳の穴を取りまく軟骨組織に振動を与えることにより、音を鼓膜に伝える方式の集音器で、近年、地方公共団体でも窓口に設置されてきていると認識しています。

その3、設置について回答します。

今後、既存機器の利用頻度及び対応状況、他市町の活用事例等を踏まえ、検討します。

質問事項3番目、紙おむつ等リサイクルについてのその1、計画につき回答します。

これまで紙おむつの固形燃料化に向けた検討を進めてまいりましたが、使用済み紙おむつに含まれる高分子吸水ポリマー材の塩素問題を解決できず、現時点で実施に至っていないところです。

その2、一般社団法人NIPPON紙おむつリサイクル推進協会につき回答します。

紙おむつリサイクルを軸に循環型社会形成のために継続可能な事業を目指す一般社団法人NIPPON紙おむつリサイクル推進協会の設立趣旨に賛同し、招待会員となっています。

これにより、資源化の方向性や紙おむつリサイクル技術の情報共有、相談が円滑にできていると考えています。

その3、本格的に考えないかのご意見につき回答します。

本市は、令和3年9月30日にカーボンニュートラルを目指すゼロカーボンシティを宣言しました。廃棄物の焼却などにより発生する二酸化炭素等を抑制するには、紙おむつのリサイクルも積極的に取り組む必要があります。循環型社会の構築に向け、引き続き、情報収集に努め、実現に向けて検討してまいります。

質問事項4番目につきましては、教育長より回答いたします。

以上です。

〔教育長奥 善一君登壇〕

○教育長（奥 善一君）

それでは、4問目の不登校児童生徒及び欠席者への健康診断についてのお答えをいたします。

まず、その1でございます。不登校児童生徒の現状です。

令和5年度における不登校児童生徒数は、小学校38人、中学校60人でした。

その2でございます。受診率、それから健康状況の把握についてでございます。

学校における健康診断は、内科、歯科、眼科、耳鼻咽喉科健診に分類をされており、これらの科目を全て受診した児童生徒の受診率は、令和5年度は95.9%です。

健康状況については、健康診断で把握するとともに、毎朝の健康観察により把握に努めています。

また、同様に令和5年度における不登校児童生徒の健康診断の受診率は58.2%でした。不登校児童生徒の健康状況の把握については、学校医による健康診断の受診を依頼するほか、学級担任による家庭訪問等で状況を把握に努めております。

その3、児童生徒への健康診断の考え方についてでございます。

児童生徒の健康診断については、学校保健安全法第13条で、学校においては毎学年定期に児童生徒等の健康診断を行わなければならないと定められており、健康診断が学校における健康管理の出発点であり、重要な教育活動の一つと捉えております。

また、同法第14条には、「学校においては、前条の健康診断の結果に基づき、疾病の予防処置を行い、または治療を指示し並びに運動及び作業を軽減するなど適切な措置を取らなければならない」とあり、健康診断の結果を踏まえ、児童生徒一人一人の実態に即した健康の保持、増進につながるようするこ

とが大切だと考えます。

その4でございます。方法の選択肢、機会の提供等についてでございます。

学校で行う健康診断を受けられなかった児童生徒については、保護者へ学校医が属する医療機関で受診するよう文書で保護者へ依頼しております。なお、その際の費用は学校医報酬の中に含まれており、保護者の負担はありません。

以上でございます。

○14番（黒田澄子さん）

それでは、ご答弁いただきましたので、1つずつ再質問に入らせていただきたいと思います。

まず、手話言語条例、情報コミュニケーション条例についてのご答弁も頂きました。アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法において、障がいのある方もない方と同一の内容の情報を同一時点で取得という部分では、本市の議会の録画には全く字幕は出てきませんので、こういったことも今後検討をしていかないといけないんだなというのはちょっと私も思っておりますが、今回はそのことはちょっと置いておきたいと思えます。今後、そういうふうになっていくかなと期待をしつつ、置いておきます。

昨年、私は、まず手話言語条例を北海道で1番目に制定された北斗市さんへ調査に伺いました。そこには、聾者の会の皆さんも待っていてくださって、別室で職員の方から条例制定に当たるいろんなご苦勞をお伺いし、でも、とても情熱的な職員の方、また市長さんがそもそも議会にいるときから一生懸命されていて市長になられて、市長マニフェストの1つのように下りては来ておりましたけれども、熱いものをすごく感じました。

聾者の会の皆さんがお話を伺ったときに、まず元気でした。とても元気でした。そして、学校等でいろいろなことをされるんです。そ

のときに、まず準備にああしよう、こうしようというのを毎回道具をそろえたり、私は見えてはいないですけれども、大変なんです、一生懸命やっているんですという感じで、聾者の人たちの生きがいというか、すごい元気さも子どもたちに伝わったり、聴者の私たちにも伝わるんだろうなと思いました。

耳が聞こえないということ子どもたち、また、その他の人が身近にいないと耳の聞こえない人というのは分かっても、どんなご苦勞があるのかとか、どういうときはどうやって声をかけていいのかとか、やっぱり想像ができるんじゃないかと思えます。

私は聾者じゃなかったんですけど、本当に耳の聞こえないおばあちゃんに何度言っても聞こえないのでトントンと肩を叩くとわって驚かれるんです。だから、本当に耳の聞こえていないかなと思う方には、やっぱり自分が顔を横なり前なりに向けて、こんにちとはか言わないと、突然背中を叩かれると本当にびっくりされるということも経験しましたけれども、やっぱりそういうことも実際にお会いして分かることかなと思えます。身近に様々な方が暮らしていることも理解することだと思えます。

本市では、このような取組が学校という枠ではなくても、どこかで行われているのかお尋ねをします。

○福祉課長（宮前美紀さん）

お答えいたします。

地域の中においては、いきいきサロンや自治会活動など、各地域活動において聴覚障がいの方、視覚障がいなど障がいを持つ方が地域の方々と交流されているということ把握しております。

また、学校教育においては、高齢者体験や車椅子体験などを通して障がいへの理解を深める教育を行っているとお伺っております。

以上です。

○14番（黒田澄子さん）

ここで障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法、これは聞いても何のことだろうと、全ての国民が障がいの有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に資することを目的とした推進法ということでございます。

本市の取組を今後どのように考えていかれるのか、お尋ねします。

○福祉課長（宮前美紀さん）

障がいのある方が情報の取得、利用、意思疎通に係る手段について選択でき、迅速な情報取得、ICTの利用など円滑にできるよう、意思疎通に係る施策を策定し、実践していきたいと考えております。

以上です。

○14番（黒田澄子さん）

ぜひ頑張ってつくっていただきたいなと思います。

聴覚障がい者等による電話の利用の円滑化に関する法律に定められた電話リレーサービス制度とはどのようなものでしょうか。また、本市での市民へのお知らせ及び利用状況はどうでしょうか、お尋ねします。

○福祉課長（宮前美紀さん）

電話リレーサービス制度についてですけれども、聴覚や発話に困難のある方と聴覚障がい者以外の方との会話を通訳オペレーターが手話もしくは文字と音声を通訳することにより、電話で双方向につなぐサービスでございます。

市民へのお知らせとしまして、本庁窓口でのチラシの掲載やホームページでのお知らせをしております。

市内の方の利用状況については把握してございませんが、実際にこのサービスを利用して、市の担当者が連絡を受けたことはございます。

以上です。

○14番（黒田澄子さん）

こういった便利なものもできておりますので、今後はまた使っていられるかなとも思います。

令和3年に障害者差別解消法が改正をされました。6年4月1日から事業所による障がいのある人への合理的配慮の提供が義務化されましたが、既に自治体においては、もう義務化がされていますね。合理的配慮の提供についての詳細をお尋ねします。

○福祉課長（宮前美紀さん）

お答えいたします。

合理的配慮の提供とは、障がいのある方から社会の中にある障壁を取り除くために何らかの対応が必要との意思が伝えられたときに、行政機関等や事業者が負担が重すぎない範囲で必要かつ合理的な対応を行うこととなっております。

具体的には、物理的環境への配慮、意思疎通への配慮、ルール・慣行の柔軟な変更などになります。

以上です。

○14番（黒田澄子さん）

この合理的配慮の提供が義務化されたということで、今まであまりいろんなことを言っただけでいいとか、要望しても、うちはできていませんとか言われて断られ続けた人たちはよく分からないと思います。もっともっと合理的配慮、あなたがこうしてもらいたいと思うことは声を出して言っていんです、こうやって学ぶ機会が欲しいと、こういうものがあったら便利で私はそれができると、みんなと同じようにできるとか、そういうことを言っていんですということをやほりもっと啓発してほしいなと思います。

なぜかといえば、ずっと自分たちはある意味、区別、差別をされているという自覚がある方々で、言ってもできません、そんなこと

はしていませんと断られ続けた方々ですので、市としても、ぜひそんなことは、もう今、法律でもう変わったんですとぜひ言っていただきたい。そういうふうに思います。

日置市は、全国手話言語市区長会に加入しています。この会の目的を市はどのように進めているのか、また、事例がもしあれば、お尋ねをいたします。

○福祉課長（宮前美紀さん）

お答えいたします。

全国手話言語市区長会についてですけれども、加入自治体の手話等関連施策についての情報収集をこちらから行わせていただきまして、本市の施策を検討する際の参考とさせていただいております。

具体的には、障がいの特性に応じたコミュニケーション手段の利用が図られるような機会の確保、窓口での多様な機器の選択などについていろいろと情報を得ておりまして、環境整備のほうも実際行わせていただいております。

以上です。

○14番（黒田澄子さん）

今回、私はこの条例制定を提案するに当たり、様々な、鹿児島県内にも幾つかございますけれども、県は設置がされていませんが、その中で熊本県とか熊本県内の大津町などが「合理的配慮」という部分を文言として明記がしてあるところがすばらしいと思って、ここをちょっと調査をさせていただき、町報の最新号には特集で4ページにわたって、我が町はこういう条例をつくりました、その中にも「障がいがある人に合理的配慮を行います」と明記してあります。私は行政側の意欲をととても強く感じました。大津町の条例について、市はどう思われるのかお尋ねします。

○福祉課長（宮前美紀さん）

お答えいたします。

大津町の条例について確認をさせていただ

きましたけれども、この中を拝見したところ、町の責務、町民事業者の役割、学校設置者の取組、災害時の措置などを具体的に明記されておりまして、本市の施策を検討する際、参考にさせていただき、研究してまいりたいというふうに考えております。

以上です。

○14番（黒田澄子さん）

なかなか条例って難しくて、市民が読んでもぱっと分からないというものがたくさんございます。それは法律上、仕方のない部分かもしれませんが、ぜひこういう条例は市民が分かりやすい条例にしていくべきかなとも思っております。

大津町のほうに調査をしたときに、なぜこの条例制定に至ったんですかとお尋ねしました。理由は、議会からも提案があったと、この条例制定をやらない理由がなかったのもうつくりましたという感じでありました。私が言うのもおこがましいのですが、手話の歴史を若干ひもときますと、フランスのド・レペ神父という神父さんが1760年、日本でいうと江戸時代の宝暦10年、パリの聾啞学校で手話による教育を始めたことが世界で初めて。日本では、明治11年に京都盲啞院の院長、古河太四郎氏により手話が確立しました。大正期からごく最近まで手真似、猿真似と揶揄され音声言語よりも文法的に劣ったものとみなされ、忌み嫌われ、昭和8年、当時文部大臣が「手話は国語にあらず」と聾学校において禁止をしました。厳しい歴史の中で使えない時代もあったけれども、こっそりと使うと教師は親に見つかった途端、怒鳴られ、竹の定規で手を叩かれ、私は叩かれましたという証言がありました。そういった子どもも多くいた。

長い年月を経て、平成18年に国連で障害者権利条約が採択され、手話が言語として初めて認められました。

国は、平成23年、障害者基本法を改正し、134年の年月をかけて日本の法律上、初めて手話が言語として認められました。つい最近まで認められていなかったのです。

しかし、手話言語法の制定には、まだ至っておりません。

本市、市議会でも平成26年12月議会で手話言語法制定を求める意見書を国に提出しており、全国1,741の都道府県市町村がこれを提出しました。手話を広める知事の会が平成28年7月に設立され、29年の10月13日には47都道府県全ての県知事がここに入っておられます。手話をめぐる動きは大きな広がりを見せております。手話言語条例を制定していく自治体も、現在では537自治体と書いてございますが、増加しています。これは国の手話言語法制定につなげよう、法律をつくっていこうという各自治体や議会の意思表示であるというふうに捉えます。

令和2年に電話リレーサービスの法整備、令和4年には情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法の成立、そして来年令和7年には、耳の聞こえないアスリートたちのためのオリンピック、デフリンピック東京大会が開催ということで、ここに向けて様々取組も広がっていくのではないかと考えます。

本市の条例制定も大きく聾者の皆さんと共生する社会に貢献するものと考え、今回提案をしております。

市長マニフェストにも障がいを持つ方にとっても暮らしやすい環境をつくりますとあります。

マイノリティの方々にご理解があって、とてもやさしい施策を頑張っておられる永山市長のご見解を伺いたいと思います。

○市長（永山由高君）

全ての障がいのある方が障がい特性に合わ

せたコミュニケーション手段をまずは用いることができること、そして、お互いに理解し合う機会を確保することは地域共生社会の実現に向けて非常に重要なことであるというふうに考えております。

具体的な施策として、やるべきことをしっかりと積み上げてまいりたいと考えております。

以上です。

○14番（黒田澄子さん）

ぜひ頑張っていていただきたいとだけ申し添え、次の質問に入りますが、パネルを議長の許可を頂きましたので使いたいと思います。

次の軟骨伝導集音器についてでございます。

窓口業務の職員において、声が聞き取りにくい市民は増えていると感じておられるのか伺いたいと思います。

○介護保険課長（入佐好彦君）

お答えいたします。

既存の音声集音器等の利用頻度は増加している状況ではございませんが、高齢者数の増加に伴い、聞き取りにくい市民は増加すると考えられます。

以上です。

○14番（黒田澄子さん）

現在、市もいろいろなものを使っておられるということです。それは最新のものなのかお尋ねをします。

○介護保険課長（入佐好彦君）

お答えいたします。

現在、一番新しい集音器につきましては対話支援機器がございます。地域包括支援センターに設置、利用している対話支援機となります。今年度5月から使用しております。

以上です。

○14番（黒田澄子さん）

こっち側のほうがこの仕組みになってまいりますけれども、奈良県立医科大学長の細井

裕司先生が発見した世界初の軟骨伝導という方式です。軟骨伝導は全く新しい聴覚の仕組みで、耳をふさがないので外部の音も聞こえ、イヤホンの音はほぼ漏れていかない。球状で穴がでこぼこしていないものなので、非常に音漏れせずにプライバシーも保てているということです。

これまでの骨伝導のものに比べて軟骨伝導は耳の穴に直接音が入ってくるために、非常に聞き取りやすい新製品であり、耳たぶの上のくぼみ、ここのくぼみがありますね、ここに置くのでこの軟骨で伝導するというので、これが世界初の発見だったということですが、価格も安価でメーカーさんに調査をしましたが、3万円弱で購入ができるということでございます。

既に設置されている奈良県宇陀市に調査を行うと、この機器を設置された地元金融業者からお声がかかって、先に民間が取り組んでおられたようです。研修を受け、視覚に困難をきたす人には市役所に老眼鏡が置いてあります。私も時々うっかりめがねを忘れたらお借りしますが、そういう人にはそういうサービスがあるけれども、耳の聞こえの悪い人、困難な人へのサービスはなかなかないのかなと、実際あるとは言われましたけど、窓口に行かないと使えないのかなと思ったところでございます。

これも加齢に伴い、老眼になったり聞こえにくくなるわけで、ほぼ全ての市民が年齢を重ねる結果、誰でもなるといったもので、市民が求めれば設置に至るのも合理的配慮であると考えていますとの調査の相手方の言葉でございました。

そこで現存、今、使っているものはどれくらいの金額なのかお尋ねします。

○介護保険課長（入佐好彦君）

お答えいたします。

先ほどご説明しました対話集音器につま

しては、月8,300円支払い、1台使用している状況です。

以上です。

○14番（黒田澄子さん）

ということはちょっと高価なので、リースみたいな形で使っているというふうに理解をします。3万円ぐらいで、そこそこの全ての窓口ということではなくて、高齢の方がよくお見えになるところとか、例えば先日そういう機器はあるということでしたけど、窓口で大きな声で対応されている方をちょっとお見受けしました。それと、私もちょっと相談業務と一緒に引率させていただいて、寄り添ってお話をしたことがございますけれども、やはり相談のときには個人情報がありますので、職員の方もあまり大きな声では話をささなくて、通常よく話が聞こえていると思っていただ方にはございましたけれども、ほぼ毎回こうやって、テーブルが大きいとなかなか私は通訳ではないんですけど、こうやってこうと言っていらっしゃいますみたいなことを言いながら職員の方とアイコンタクトを取って、それで間違いないですみたいな感じでちょっとやったことがあるので、意外と最近多いのかなと思っていますところでございます。

今後、今使っているものが更新されるときもあるでしょう。もう製造がやっていないという時期にも入るでしょう。そういうときに、ぜひ高齢者がよく来られる窓口で軟骨伝導集音器が設置できないのかを再度お尋ねをいたします。

○介護保険課長（入佐好彦君）

お答えいたします。

軟骨伝導集音器の設置につきましては、先ほどの市長の答弁のとおり、既存機器の利用頻度及び対応状況、他市町の活用事例等を踏まえ、検討してまいります。

以上です。

○14番（黒田澄子さん）

では、紙おむつリサイクルに入ります。

環境省が使用済み紙おむつの再利用の促進に関するプロジェクトの検討結果を取りまとめ、方針や今後の環境省の取組を発表していますが、どのような内容かお尋ねします。

○市民福祉部長兼市民生活課長（瀬戸口亮君）

お答えいたします。

内容につきましては、使用済み紙おむつの消費量が年々増加し、一般廃棄物に占める割合について、2020年約5%が2030年には約7%に上昇することが見込まれ、現在の焼却処分が排出量の増加により困難になる恐れがあること、また、紙おむつは上質のパルプ、フィルム、吸水性樹脂から構成され、再利用等によりパルプ等の有効利用が可能で、再生利用の取組は一般廃棄物の焼却処理量の減少等による廃棄物処理を合理化し、資源循環を促進するとともに、高齢化等への対応の地域課題の解決に貢献していることから重要であることが記載されており、環境省として2030年度までに取組の実施、検討を行った自治体の総数を100とする目標を掲げ、各種施策の展開をするものであると認識しております。

以上です。

○14番（黒田澄子さん）

私も一番最初の子どもを産んだ頃は、布おむつをまず縫うところから妊婦は始まりました。多分、市長のお母さんあたりもそうだったかなと、紙おむつは大変高価でなかなか日常的には使えませんでした。今は安価になっていて、布おむつを使う人のほうがほばいないのかなと思います。

おむつもいろいろあって子ども用はもともとが33gぐらい、使用済みになると1kgとかになる場合もある。それから、大人が100から200g、大人の場合は中に尿取りパッドとかいろいろ使い方を考えて併用して、使用済みで最大1.7とか2kgになると

ということもいわれています。私も介護を経験していたんですけど、高齢になるとなぜか夜、横になると心臓に全部上がってくるのか、夜の尿量は多量で、もうどうしようと結構何回も漏れてしまったんですけど、尿取りパッドを何枚か裂いてつなげて、もう本当にすごくいっぱい夜は尿が出るんだなということ、そして、おむつは大変重たくなるということを経験しています。

そこで、日置市の年間の使用済み紙おむつの排出量はどのくらいでしょうか。また、それを焼却炉で今焼いているわけですけども、焼く燃料費、焼却で排出されるCO₂、これがおおよそどのくらいなのか、お分かりであればお尋ねをします。

○市民福祉部長兼市民生活課長（瀬戸口亮君）

お答えいたします。

環境省の推定値を本市に置き換えた場合の使用済み紙おむつの排出量は、年間552tになります。これを焼却した場合、令和5年度の焼却費用から換算した焼却費用は約1,180万円、排出される二酸化炭素は104t程度であると推計されます。

以上です。

○14番（黒田澄子さん）

大変な量が廃棄されて1,000万以上のお金をかけて焼いている、1,000万円が燃えていくというのは非常に心苦しいなと思いますが、今の現状ではそうするしかないわけですが、これがリサイクルできれば、このお金が変わっていくのかなと今思ったところなんです。

本市は、環境省の先行地域で脱炭素に今取り組んでいらっしゃる、取組としては別の取組かもしれませんが、焼くことでCO₂を出すわけですので、紙おむつの問題は本当に社会問題であると考えます。

おむつが水平リサイクルでおむつに変わるというリサイクルもできますし、ただ私はリ

サイクルされた紙おむつを将来使いたいというかという、ちょっと考えるかな、あなたはどうぞ、私はちょっと考えるかな、スーパーで買ってきてほしいと思うかもしれません。市長自身、今はそういうおむつとかは全く関係ないと思っていらっしゃると思いますが、将来的にリサイクルされたものを履くということは、もう当たり前と思っていらっしゃるのか、いや、ちょっとやっぱりと思われるのか、ちょっとお尋ねをしたいと思います。

○市長（永山由高君）

ちょっと仮定のお話なので答えづらいところはありますけれども、やはりリサイクルというものは当たり前、いわゆる社会の当たり前になりつつあると思いますので、私は違和感なく履くのではないかなと思います。

○14番（黒田澄子さん）

そう言われると、私はすごくよくないものに聞こえるんですけど、どうしても何か親の介護をしてああいうふん尿がついたものがきれいになったとしても、ちょっと私はまだ違和感があると考えています。市長は、紙おむつを履くと言われたので、それはそれでいいと思いますけれども、本市が取り組むとしたら、どのようなリサイクルがいいのでしょうか。様々このリサイクルにも紙おむつあると思うんですけども、再度、もう一度、市長にお尋ねをいたします。

○市民福祉部長兼市民生活課長（瀬戸口亮君）

お答えいたします。

水平リサイクルが望ましいというふうに考えておりますが、現状では処理コストに大きな課題があるというふうに認識しております。近年、炭素化によるリサイクルの実証実験も行われておりますので、これまで検討を進めてまいりました固形燃料化にこだわらず、技術の革新やコストバランスも考慮し、リサイクル方法を決定していきたいというふうに考えております。

以上です。

○14番（黒田澄子さん）

私も環境省の役人とちょっとお話をしました。環境省は水平リサイクルがいい、水平リサイクルがいい、ペットボトルからペットボトルはよく分かります。でも、紙おむつから紙おむつは、私はちょっと、市長はいいとおっしゃったんですけど、私はちょっと考えるかなと、ましてや本当にコストはかかると思いますので、ぜひ、そこらあたりを検討されて、今後、また実現に向けて頑張っていっていただきたいと申し添えておきます。

最後、不登校の健康診断についてお尋ねをします。

まず、不登校の子どもに関わる皆様の日頃からの努力について、私は十分理解もしておりますし、また、評価もしております。民生委員さんの中には、子どもの家にお迎えに行き一緒に登校してくださるなど、本当に感謝をしています。

今回、不登校児童生徒は98人となるようでしたね。その中で受診率は58.2となると、57人ほどが受診ができているのかな、そうすると41人が健康診断を受けられていないことになります。

その中で、一番長期に受診ができていない子どもは何年間ぐらいできていないのか、お尋ねします。

○学校教育課長（中鉢吉彦君）

お答えいたします。

不登校の状況も考えますと、4年間と捉えているところです。

○14番（黒田澄子さん）

担任の先生、養護教諭ほか、学校関係者、この方がこの41人、健康受診の件でお話をされに行っているのか。また、受診勧奨以外でも週に1回とか、もしくは月に数回、まず不登校の子どもに会いに訪問ができているのか、おおよそでいいんですけども、どうい

う状況かなということをお尋ねしたいと思
います。

○学校教育課長（中鉢吉彦君）

お答えいたします。

養護教諭の先生方も担任と連携を取りま
して、そして学校で組織として、中心として
担任のほうが家庭を訪問したり、連絡をし
たりして会いに行ったり、コンタクトを取
っているところがございます。

○14番（黒田澄子さん）

ご苦労さまでございます。本当に目に見
えない努力を続けていただいていると感謝
します。

実は、NHKで「健康診断を受けられない
不登校児に健康リスク」という特集が5月
9日放映されました。7年間不登校で一
度も健康診断を受けることができなかった
当時中3の方が、既に10本以上の虫歯で
口腔崩壊、この話もちよっと口腔崩壊とい
う言葉もびっくりしたんですけど、起こし
ている。S字状に曲がった背骨が湾曲し、
側弯症、この側弯症がもうひどい側弯症
で、こう曲がっていました。これによつて
腸が圧迫されて、十二指腸の病気を併発
、手術はできるんですけども、電気が走
るような痛みをこらえつつ、今のところ
は手術をしないというふうに言っていました。

私はこのニュースを見てというか、特集
を見て、すごくショックを受けました。こ
の報道をもし見ておられたら、教育長、
市長、どういふふうに感じられたのかお
尋ねします。

○学校教育課長（中鉢吉彦君）

残念ながら、当日の生での放送は見るこ
とはできませんでしたが、インターネット
等で拝見させていただきました。

健康診断が、率直な感想を言いますと、
やはり健康管理の出発点であると教育長も
答弁しましたが、それは実感いたしました。
そして、健康診断で疾病等の状況が把握
され、

治療等につながったらよかったのにな
と感じると同時に、学校で行っている健
康診断の重要性を改めて再認識するところ
でございます。

以上です。

○14番（黒田澄子さん）

実は、最近、つい2日ほど前、真面目に
学校に行っていた子どもさんが大学に進学
されて、大学での健康診断で大変な病気
が見つかり、今、鹿児島に帰ってきて治
療をされていると聞いています。本当に
ショックです。18歳ぐらいの学生さん
ですので、命に関わるような大病が
見つかったということでございました。

ようこそ大学で健康診断があつて
いたんだということにも感謝をしつつも、
健康診断で病が見つかるということが、
どれだけいいことなのか。見つからない
というか、何も無いことが一番いいん
でしょうけど、見つけてあげると治療
ができる、でも、本当に大変な状態に
なる前に、やっぱりこの方も7年間、
本当に大変な思いをされたと思つて
います。

現在、大学院生になっておられるこの
方は、学習は取り戻せても健康は取り
戻せないと話しています。本当にそう
だと思います。

ここで吹田市の状況をご紹介します。
校医でなくてもいい、校医以外でも健
康診断を受けられる制度をつくり、医
師会の協力もあり、歯科以外はま
とめて内科受診できます。それぞれの
科目の病院を受診するのは本当に大
変だろう、何か所も行くのに、推察
いたしますのでいい取組だと思つ
ました。吹田市では、昨年度、これ
まで受診していなかった2割の157
人が健康診断を受けたようです。画
期的なことであると感じます。

本市では、学校で受診できなかった
場合、受診できる医療機関はどのよ
うになっているかお尋ねします。

○学校教育課長（中鉢吉彦君）

本市では、学校で行われる健康診断を受けられなかった場合は、学校医の属する医療機関で受診できるようになっております。

○14番（黒田澄子さん）

校医に行くようにお知らせされて、それで結果を書いてということを知っておりますけれども、子どもたちは身近なところにある校医のところにはほぼ行けない、もう怖くてそこに行くことができない。それは、ぼったり同級生に会ったりしたら、もうどうしようもないということで、それが心理的に無理というふうに聞いています。そこを考えると、市内どこでも行けて、お金がかからなければ助かるんじゃないか。

まず、本市の保護者の声を紹介したいと思っておりますけれども、ここ4年間のうち1年間は行けましたと、最初、もう3年行っていません。ぼったり会うから、子どもは絶対校医さんのところにはもう無理ですと言われました。そして、実際、ちょっと違うところの歯医者さんに行って虫歯が見つかったので、治療されたのでちょっとお金はかかったんですけども、それが多分3年前、やっとそれができたという感じ。だから、市内、校医に関わらず、行けたらいいな、そして、今の校医さんだとお金がかからない、負担はない、こんなこともしてもらったら助かるなど、病院に行くよと言っていいやと言われるわけですので、病院に行くというのはここに思っておいて、ちょっとご飯でも食べに行かないとか、ちょっとあそこに今何かあるみたいだから、今の時間なら人が来ないから行ってみたいなとか、例えば、そうやって連れ出した帰りにでも、病院があるから、あっ、よかったちょうど行こう、行こうということもできやしないか、校医でなければ、そういうことも行きやすくなる。校医以外での病院の検診は無料になるのかお尋ねします。

○学校教育課長（中鉢吉彦君）

現在のところ、健診につきましては、校医以外は有料になります。

○14番（黒田澄子さん）

先進的に取り組む吹田市は、3年前から小中学校、学校外で健康診断を受ける際、費用を補助する仕組みをつくりました。医師会の協力で、内科、耳鼻科、眼科、歯科のうち、歯科以外の健診は学校医となっている内科の医療機関でまとめて受けるそうです。しかも、含めて保護者の費用負担はありません。学校医でなくてもいいために、友達と会うことが怖い子などは、少し離れたその医療機関に行く、そして、7月から9月末、夏休みの期間までに行けば、予約をして、お金もかからない。

ここは157人先ほど受けているということでした。50万円ぐらいの予算を組んでおりますが、日置市だったら10万円ぐらいでもなんとかなるのかなと、今回、提案するわけです。

結局、2割に当たる157人が健康診断を昨年度受けていらっしゃいます。受診をした中学生の男の子が、学校だったら気まずい、怖い、この制度があったから自分も受けられるタイミングで行った。身長が13cmも伸びていて、健康診断が受けられてうれしいです、安心できますと言っているそうです。

改めて、私は社会全体で子どもの健康を支える仕組みが必要だと思います。まずは、校医さんでなくてもいいのではないかなという部分で検討できないのか。また、本市医療者の声も子どものためという部分に着目をして、特に不登校児童生徒の受診はどこでなくてはならないという考え方を外して受診できることが大事ではないでしょうか。とてもいい仕組みですねとおっしゃっていました。児童生徒さんが来ていただくわけですので、先生が行かないといけないということではありませんので、それは協力できるんじゃないでしょ

うかというお声も頂いています。

教育委員会は医師会の先生と協議の場を持たれないでしょうかとお尋ねします。

○教育長（奥 善一君）

議員ご指摘の不登校の児童生徒については、学習保障という意味では、ふれあい教室を増やすなど工夫はしているわけですが、この健康診断については、どうしてもお医者さんのご協力を頂かなければできないという状況もございます。

それぞれ不登校の児童生徒の状況、それからお気持ち等を丁寧に聞き取りながら、健康診断がより受けやすい環境については、工夫をしていきたいなというふうには思っております。

以上です。

○14番（黒田澄子さん）

いろいろ事情が皆さんあります、家庭にも。先生たちや皆さんが一生懸命ご協力いただいておりますけれども、親とか担任とか養護教諭とか、それ以外の人でも非常によく動いてくださる方もいると思いますので、ボランティアとか民生委員さん、子ども支援センターの方、また地域の方など個別ではあるかもしれませんが、何か統一的ではなくてもいいので、こういう子どもたちを受診に連れていける取組などはできないものか。例えば、ひとり親の方が今日仕事を休んで連れていく予定でも、その日、子どもがもう調子悪くてずっと寝ているとかだとお休みは次取れないんです、簡単には。だから、子どものほうに着目して、市内どこでも行ける健診体制づくり、併せてそこを支えていく仕組みなど検討できないものかお尋ねをします。

教育長、市長のご見解を伺って、私の一般質問を終わりたいと思います。

○教育長（奥 善一君）

先ほど申し上げましたけれども、このことについては個別の対応というのも多々出てま

いります。

私どもといたしましては、この不登校の児童生徒については学校のみならず、子ども支援センター、それから関係各課の方々も含めて、いろんな方々が実は関わっていただいているんです。学校や関係機関等との連携というのを考慮しながら、先ほども言いましたけれども、健康診断が受けやすい環境というのは考えていきたいなと思っております。

以上です。

○議長（並松安文君）

ここでしばらく休憩します。次の会議を午後1時10分とします。

午後0時08分休憩

午後1時10分開議

○議長（並松安文君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、8番、富迫克彦議員の質問を許可します。

〔8番富迫克彦君登壇〕

○8番（富迫克彦君）

それでは、日置市の人口減少を抑制するための対策についてお尋ねしてまいりたいと思います。

今年になって4月に民間組織人口戦略会議から消滅の可能性がある自治体として全国の自治体名が公表されました。

今月には、総務省から昨年度生まれた赤ちゃんの数が過去最低を更新したということや婚姻数が減少したことなども発表され、マスコミでも連日報道されています。

私は、これまで平成29年9月と令和元年6月議会、過去2回、この人口動態に関する質問をさせていただきました。今回は、来年合併20年の節目を迎える前に、合併した平成17年から18年経過した昨年10月までのデータを整理して、別紙の資料を作成してみたところです。議長の許可を頂きまして議

員の皆さんにもお配りしましたが、これに基づいて通告しました質問をしていきたいと思
います。

1つ目が、市のホームページに年齢別の表
として掲載されている統計情報をピラミッド
に編集し、可視化した資料が左側が平成
17年10月のピラミッド、右側が令和5年
10月の人口ピラミッドになりますが、まず、
この資料をご覧になって市長、教育長はどの
ような感想をお持ちになったのかお尋ねしま
す。

2つ目は、同じくその裏面に出生数の推移
や死亡数の推移、自然増減の推移、社会増減
の推移などを示した資料をつけておりますが、
こちらについても市長、教育長の感想をお聞
かせください。

3つ目が、今年4月、人口戦略会議が公表
した消滅の可能性のある自治体について、日
置市はその他社会減対策が必要という分類に
なりましたが、このことをどう分析されたの
か市長にお尋ねいたします。

4番目が、今年3月にある製薬会社が「妊
活白書」、みんなの妊活、今、将来、私たち
の選択肢というアンケートを行い、その結果
を公表しました。

この中で18歳から29歳の未婚の男女、
それぞれ200サンプルに対して、将来子ど
もが欲しいかどうかという問いをしたところ、
「欲しくない」と回答した方が全体で
55.2%、また、その内訳は男性で59%、
女性で51.1%という結果になっておりま
した。このことについて、市長、教育長の感
想をお尋ねします。

5つ目が、日置市の奨学金を借りておられ
る方々の人数と、現在、返済免除を受けてお
られる方々の人数についてお尋ねします。

6つ目が、それから市内にお住まいの未婚
者数の状況についてお尋ねいたします。

以上をお尋ねし、1回目の質問を終わしま

す。

〔市長永山由高君登壇〕

○市長（永山由高君）

お答えしてまいります。

質問事項1つ目、人口減少抑制対策につい
てのその1、人口ピラミッド及びその2、出
生数、死亡数の推移を示したグラフ、それぞ
れの感想という点については関連があるため、
まとめてお答えをいたします。

全体的に総人口が減少していること、また、
年齢構成の変化により70歳から74歳が一
番多い年代となり、20歳から30歳前後が
少ない年だと年代となっていることなどから、
ピラミッドの形に変化が生じていることを改
めて認識しているところです。

また、出生数や死亡数、自然増減の推移に
つきましては、少子高齢化の現状が顕著に表
れていると感じています。出生数が減少して
いる中で人口の多い段階世代が70歳を超え
始め、死亡数が増加することで自然減が大き
くなっています。医療の進歩とともに平均寿
命は伸びていますが、それ以上のペースで高
齢化が進んでいるため、当面は自然減の状況
が続くと考えています。

その3、消滅可能性自治体についての分析
につき回答します。

本市は、人口戦略会議の分析結果で消滅可
能性自治体ではないものの、その他社会減対
策が必要な自治体として分類されております。
この分析は、若年女性人口の将来動向に着目
したもので、本市は人口移動がないと仮定し
た封鎖人口では人口減少は穏やかですが、移
動動向が一定程度続くとの仮定の下での分析
では、人口が急減する地域に該当しており、社
会減対策が必要とされています。そのため、
社会減を抑制する取組は引き続き実施してい
く必要があると考えております。

その4、妊活白書についての感想につき回
答します。

このアンケート結果は、現実として受け止める必要があるものと感じています。一方で、このアンケートでは収入の安定している若年未婚女性の「子どもが欲しくない」と回答した割合は27.9%まで低下し、安定した収入のある有職女性は、むしろ若年層の中でも子どもを望んでいる傾向が伺えるとの結果もあります。若者世代の子育て等に係る経済的な不安も一つの要因ではないかと考えられます。

その5については、教育長より回答いたします。

その6、市内の未婚者数の状況につき回答します。

正確な数字について把握することは難しいところでございますが、令和2年に実施された国勢調査から、例えば25歳から39歳までにおける結果を申し上げますと、本市の未婚男性は1,223人、未婚率は43.8%、未婚女性は1,050人、未婚率は34.6%となっています。

以上です。

〔教育長奥 善一君登壇〕

○教育長（奥 善一君）

それでは、私のほうからも1、2、4につきまして感想をお尋ねですので、述べさせていただきます。

まず、その1とその2につきましては、私のほうからも併せて回答をさせていただきます。

2つの人口ピラミッドから、第2期日置市人口ビジョンの想定よりも早く少子高齢化が進んできていると感じており、第1次ベビーブームの世代の方々が高齢化率を押し上げる形となっています。

また、出生数については子どもを産み育てる世代の減少が進み、結果的に出生数の減少傾向が見られます。これらのことから将来世代の負担増とともに、地域コミュニティの維

持が懸念されます。

続きまして、その4についてでございます。

このアンケート結果は、これから子育て世代となる若い人たちの半数以上が自ら子どもを持つことに消極的になっていることが分かります。仕事と育児の両立や経済的な安定などの環境をさらに整えるとともに、家族の温かさや子どもを産み育てる喜びを学校、家庭、地域が連携して発達段階に応じて伝えることが大切であると感じています。

続きまして、その5、奨学金についてでございますけれども、現在、奨学生のうち貸与中が2人、返還中が10人です。返還の免除は令和7年度から初めて対象者が出てくる見込みとなっており、返還中の10人のうち返還免除対象者は5人となっております。

以上でございます。

○8番（富迫克彦君）

それぞれ感想や分析結果についてお聞かせいただきました。

この人口減少の問題は戦前戦中にあった富国強兵のための「産めよを増やせよ」という国策があって、その後、急激に人口が増加したことを発端にして始まったと私は考えております。ピラミッドで見ると頭でっかちのつぼ型になっていますが、第一次ベビーブームの方々が多いことが分かります。一方で、下のほうは16歳から20歳ぐらいまでのところは城西高等学校や農業大学の生徒の方々がおられることから広がっておりますが、その下は逆さまの円錐になっており、人口減少を象徴するべくいびつな形になっています。

ただ、先ほど言いました第一次ベビーブームに生まれた世代の方々のご尽力で日本の高度経済成長が実現したことも現実の結果だと思っております。

しかし、その後も変わらない人口減少の流れは高齢化の進行もありますが、増えない出生者数と地方から都市部への人材供給という

流れであります。

6月10日に開かれた政府のデジタル田園都市国家構想実現会議では、この10年間地方創生に取り組んできた成果も発表されましたが、「東京一極集中は止まらず」という見出しで新聞等で表現されています。これはほとんどの地方都市で同じような状況にあるのではないかと思います。したがって、地方都市だけで解決できる、ましてや日置市だけで解決できる課題ではないということを冒頭で申し上げておきたいと思います。

今回、お示しした資料は、国勢調査のデータとも比較しやすいように10月1日を基準に作成しておりますので、役所で通常作成される毎年4月1日から3月31日までまとめた数字とは異なると思います。

まず、人口ピラミッドは統計資料、人口戦略会議の資料等に関して質問させていただきます。

まず、裏面の出生数と死亡数、自然増減の状況を確認しておきたいと思います。グラフの2段目が出生数の推移になりますが、この18年間で合計6,287人の子どもが生まれ、平均すると336人になるようです。ただ、ここ2年間では286人、277人と300人を割り込んできています。

それから3段目のグラフが死亡者数の推移になります。18年間で1万2,548人がお亡くなりになり、平均すると665人になります。ここ2年間を見ると718人、784人と平均を大きく上回ってきています。死亡者数については、ピラミッドを見ていただければお分かりいただけるように、高齢化がこれからも進むことから、今後も増えていくものと思います。

4段目のグラフが出生数から死亡数を指した自然増減の推移になりますが、18年間で5,922人減少しました。その内訳が東市来が2,263人、伊集院が313人、日吉

が1,325人、吹上が2,021人といずれも減少しております。

このように自然増減による人口減少が大きいわけで、今後、死亡者数を抑制することはなかなか難しいですが、出生数については増やせる可能性があると考えております。

今申しましたことを踏まえて、表面のピラミッドについてお尋ねします。

まず、平成17年10月、当時小学校4年生、10歳の子どもたちです。青色のラインで比較していますが、平成17年当時男女合わせて505人いましたが、18年経過して年齢でいうと28歳になっておられますが、昨年10月のデータでは295人となっております。この18年の間に男性で97人、女性で113人の合計210人減少しているということが見てとれます。それから、同じくその上の茶色のラインで比較している平成17年に中学校3年生だった15歳の子どもたちを見てみると、18年前627人いた子どもたちが、今は33歳になっておられますが、この方々が382人となっており、男性が148人、女性が97人、合計245人が市外に出ていかれたことが推測できます。このことについてどのように分析されているのか、お尋ねいたします。

○企画課長（園田賢一君）

お答えいたします。

本市におきましては、大学等の高等教育機関等がないことなどから学生の進学や就職による影響が大きいものと考えているところでございます。

以上です。

○8番（富迫克彦君）

やはり全国の地方都市と同じように、希望する進学先や就職先が地元でないことから市外に出ていくケースが多いという分析のようです。

そこで、平成17年32歳の方々、今度は

黄色のラインで比較していますが、当時458人おられ、50歳になられた昨年には516人となっており、58人増加しています。こちらについては仕事の関係で移動されてきた方々を含め増えている。また、ここ3年ぐらい社会増減が増加に転じていますので、移住定住策の効果とも言えるかもしれませんが、年齢別の人数が分かればお聞かせください。

○企画課長（園田賢一君）

お答えいたします。

総務省が公表しております住民基本台帳人口移動報告の令和5年の5歳階級別における転入超過数で申し上げますと、ゼロ歳から4歳の転入超過が最も多く55人、次いで30歳から34歳が42人、次に35歳から39歳が37人となっている状況でございます。

反対に、転出が多い年代につきましては、20歳から24歳がマイナス114人、次いで15歳から19歳までがマイナス39人となっているところでございます。

なお、この人口移動報告につきましては、各年1月から12月までが対象となっております。

以上でございます。

○8番（富迫克彦君）

30歳から39歳の世代の転入が多いということで、その家族と思われるゼロ歳から4歳の子どもの転入が多いということでした。この方々が日置市に移住され、定住される方々だということであれば、移住定住促進施策の成果とも言えるかもしれませんが。

一方で、転出で15歳から19歳の階層については、先ほども触れましたが城西高等学校や農業大学の影響があるのではというふうに思います。

そこで、このピラミッドと日本全体の5歳

階層別の構成割合を比較してみると、国全体では20歳から35歳の階層、いずれも構成比で5%強であるのに対して、日置市では3%台ということで22歳くらいから35歳くらいまでのところが極端に少なくなっていると私は感じております。

先ほど出生数の推移について説明しました。6月5日に国が発表した2023年の人口動態統計では、出生数が72万7,277人ということで、過去最低を更新したということです。また、婚姻数も47万4,717組ということで、こちらも過去最低になったようです。

そこで、日置市の状況を見てみると、合併当初350人から400人くらい生まれていた子どもたちの数が、最近では300人を下回ってきています。

昨日の同僚議員から少子化の状況について質問がありましたが、市長は危機的状況にあるという答弁をされました。少しずつではありますが、今後も減少傾向が続くのではと思っておりますが、この要因は、今申しました年代、ここの年代の方々が少なくなっていることが大きな要因ではないかと思っておりますが、いかがですか、お尋ねいたします。

○企画課長（園田賢一君）

お答えいたします。

多くの年代で人口が減少していることも要因の一つと考えているところでございます。また、このほかにも経済的な不安や働き方の多様化、結婚や出産に対する意識の変化なども要因であるものと推察するところでございます。

以上です。

○8番（富迫克彦君）

先ほどの質問の中でも、進学や就職のために市外に出て行かれるケースが多いということで、その人数が少ないということもありますが、生まれる赤ちゃんが減少してきてい

ることについて社会情勢の変化が要因ではと
いうようなことでした。

人口戦略会議が消滅の危険性について、若
い世代の女性が減少していくことを挙げてお
りますが、日置市でもこの年代、出産適齢
期の方々が減少していくようであれば、将来
的に消滅の危険性が高まるのではと心配して
おります。

市として、この問題に対してどのような対
策を講じられるのかお尋ねいたします。

○企画課長（園田賢一君）

お答えいたします。

ご存じのとおり、本市では、昨年、日置市
こどもまんなか宣言を行ったところでござい
ます。その中で、近年、力を入れております
保育所等の整備に代表されますように、引き
続き、子育てに世代に選ばれる子育てにしや
すい環境の整備を進める必要があるものと考
えているところでございます。

以上です。

○8番（富迫克彦君）

子育てしやすい環境の整備をということで、
働く場所や住まいの確保、さらには保育所等
の整備を進めることで子育てしやすい町とし
て選ばれるよう取り組んでいきたいというこ
とですが、やはり子どもたちがそれぞれの夢
や希望を持って頑張った結果、市外に移らざ
るを得なかった現実、これを行政がどうする
ということは難しいと思います。

しかし、このように出生数が減少していく
と、これまで子育て世帯を支援するために保
育所等の整備をされ、待機児童を解消してこ
られたわけですが、将来的には市全体の保育
所等の定員割れも心配されます。このような
現実、市民の皆様方にもお知らせすることが
重要だと思いますがいかがですか、お尋ね
いたします。

○こども未来課長（馬場口美宗香さん）

お答えいたします。

出生数の減少により未就学児が減少してい
る地域では、既に既存の施設では利用定員を
充足できなくなった保育所等もございます。
そこで、地域の保育所等が維持、存続でき
るよう、今までの定員管理の在り方を見直し、
需要に見合う適正利用定員とすることができ
るようになっているところでございます。

なお、人口の推移や今後の保育の需要量の
見込み及び確保方策等については、次期子ど
も・子育て支援事業計画で公表する予定とし
ているところでございます。

以上です。

○8番（富迫克彦君）

既に定員の在り方とか、その地域の実情を
加味しながら検討が始まっているというよう
なところでございますが、次期子ども・子育て
支援事業計画にこの子育て環境の整備を充実
させていきたいというようなことも考えてお
られるようですが、現状、伊集院小の今の
1年生の数を見てみると、1年生が131人
いらっしゃいます。先ほど言いましたように
出生数は300を下回ってきていますから、
どうしても伊集院地域に人数が集中している
ということが見てとれると思います。そうい
うことを勘案すると、今後、子ども・子育て
支援事業計画を作成される中で、今の4地域
のバランスのこと、そのことも視野に入れな
がら計画の策定をされることを期待したいと
思いますが、いかがですか、お尋ねいたしま
す。

○こども未来課長（馬場口美宗香さん）

お答えいたします。

ニーズ調査や子ども・子育て会議等を通し
て、この子ども・子育て会議のほうなんです
けれども、各地域の子育て中の保護者や事業
所の方々が委員でありますので、そういった
皆様の声をお聞きし、地域ごとの現状や課題
を踏まえた支援事業計画を作成してまいりた
いと考えているところです。

以上です。

○8番（富迫克彦君）

昨日の同僚議員の質問で空き家バンクのことも答弁を頂きましたが、そこそこ当初の目標に向かって成果が出ているような答弁を頂きました。その空き家は、実際は伊集院地域だけじゃなくて4地域に分布していると思いますので、その辺の動向もやはり今はいらっしやらないかもしれないけれども、今後、ある程度4地域のバランスを考慮しながらその空き家の現状、その辺の件数等も加味しながら検討していただければと思っているところです。

5月16日の南日本新聞に鹿児島県など25道府県の知事をつくる、日本創生のための将来世代応援知事同盟の緊急アピールが掲載されていました。その中では、地方創生から10年、人口減少の危機は解決していないなどと指摘し、東京一極集中を是正するため企業や大学の地方移転、移住の促進を政府に要請すると同時に、政府に新たな司令塔となる組織の新設を求めています。このことは、全国市長会や議長会などの組織を挙げて早急に取り組んでいかなければならない喫緊の課題だというふうに思いますが、市長は市長会の有志に呼びかけてこのような取組を進めるお考えはないか、お尋ねいたします。

○企画課長（園田賢一君）

お答えいたします。

全国市長会におきましても少子化は日本の未来を左右する喫緊の課題と捉えているところでございます。その中で、少子化対策の基本は何よりも子どもや若者、子どもを持つ世代が不安なく生活を営み、将来に向けたそれぞれの人生に展望が持てる社会を築くことを考えております。その社会の構築に向けては、実効性のある展開ができるよう全国知事会等とも連携しながら対応が必要はあるものと考えているところでございます。

○8番（富迫克彦君）

ここまで移住定住の促進や子育てしやすい環境の整備に重きを置き、今後とも取り組んでいきたいというような答弁を頂きましたが、確かに国の取組が共働き世代への増加もあり、生まれたお子さんの子育てがしやすい環境の整備を優先しているということがありますので、おのずとそれらに対する交付金が多く交付されているというふうに思います。なので、それを活用しながら取り組んでいくということは重要だと思います。

次に、4番目のアンケート結果についてお尋ねをいたします。

子どもが欲しくないという考えについて、私自身は信じられない思いでいます。というのは、自分自身がこの世に生まれ、生きているのは両親や祖父母などの先祖があり、それが受け継がれてきた結果だということは多くの方々がお考えになられるというふうに思います。したがって、私はこの結果に驚いているところです。

先日、あるテレビの番組で少子化が進んでいることについてコメントを求められた場面で、高学歴の女性コメンテーターの方が、「私たちは自分のキャリア形成のために学校で学んで、学校側からもそのような方針に基づいた教育を受けてきました」というようなコメントを言われた方がいました。このことは個人の考え方でそれぞれ違っていいとは思いますが、少なくとも家族の理解があったからこそ、自分の夢に向かうことができたということを一言も触れられていない、そのことを忘れた発言に思えて仕方がありませんでした。今の子どもたちに対する家族感について、家庭教育なのか学校教育なのか分かりませんが、どのような取組がされているのかお尋ねいたします。

○社会教育課長（田代誠治君）

まず初めに、子どもに対する家族感につい

ての社会教育の取組について回答いたしたい
と思います。

家庭教育学級では、家庭への健康、安全、
自尊感情などを考える機会となっておりまし
て、子ども会では地域における活動を通じて
自治会、高齢者団体との結びつけを深めてい
ます。また、通学合宿「ふるさと学寮」を実
施しておりまして、各小中学校から50人以
上の児童生徒が参加しています。家庭を離れ、
異年齢集団による宿泊生活をしながら通学す
る体験を通して、自らの甘えや依存心を断ち
切り、自主性、それから協調性、忍耐力を培
い、家族への大切さを見直す機会となってお
ります。

なお、退寮式では、普段の生活では意識し
ていない家族の大切さや家族への感謝の気持
ち、日常生活における家族の苦労、仲間づく
りの大切さなどを考えるよい機会であったと
いったような感想が述べられ、子どもたちが
家族のことを見つめ直す貴重な体験となっ
ております。

以上です。

○学校教育課長（中鉢吉彦君）

続きまして、学校教育においては、道徳や
家庭科において家族や家庭に関する学習を発
達段階に応じて学んでいるところです。

道徳では、父母や祖父母を敬愛し、家族の
一員として家庭生活をよりよいものにしてい
くことの大切さについて学んでいます。

家庭科では、核家族化、共働きの増加によ
る家族形態の変化や家族の機能等について学
習しており、家族の一員として子どもたちが
自覚や共によりよい家庭生活を築いていこう
とする態度を育てているところでございます。

○8番（富迫克彦君）

社会教育の面から子ども会の活動について、
その重要性が答弁されましたが、今年の
12月議会でこの子ども会活動が停滞してき
ているんじゃないかというような質問もさせ

ていただきました。今後もこの子ども会の意
義なども含め啓発され、活発な子ども会活動
が行われるように期待するところであります。

また、学校教育においても、父母や祖父母、
家族のことなど発達段階に応じたカリキュラ
ムが展開されているということで、今回、紹
介したアンケート結果はあくまでも都市部、
日置市では考えられない結果であってほしい
というふうに思っているところです。

また、このアンケートの中で妊活を経て子
どもを授かった経験のある65%の女性が、
「若い頃に妊娠・出産に関する正しい知識を
得ておきたかった」という回答、また、その
67.5%の方々が「妊娠に関する知識を得
る機会が不足している」と回答しています。
現在の性教育、結婚観なども含め、小中学校
での授業内容についてお尋ねいたします。

○学校教育課長（中鉢吉彦君）

お答えいたします。

学校教育において、全教育課程で自他の命
の尊さや人権感覚の関与につながる教育を基
盤に様々な教育活動を展開しているところで
ございます。

その中の一つとして、性に関する指導があ
り、理科や保健の学習では生命誕生に係る科
学的な理解と命の尊さ、自他の心身の健康や
安全、人権の尊重についても発達段階に応じ
て学んでいるところでございます。

○8番（富迫克彦君）

次に、日置市の奨学金の免除についてであ
りますが、やはり全国でもいろんな取組があ
って、進学で離れた子どもたちを地元と呼び
戻すといいますか、そういう一つの手法とし
て全国でもいろんな取組があるようでありま
す。

そこで、日置市の免除制度は卒業後5年以
上在住し、就業された方が6年目から免除さ
れるとなっているようです、ほかの市町村は
どのような取扱いになっているのか、お尋ね

いたします。

○教育委員会事務局長兼教育総務課長（東正和君）

近隣の市町村の状況ですが、まず、いちき串木野市でございます。

日本学生支援機構等の奨学金返還につきましては、市内の企業に正規雇用され、住所を有することとなった場合に、返還の実績に応じて年額24万円を限度に補助されております。

それから、次、出水市でございます。出水市では住所を有し、市内外に就労する条件で市奨学金やその他の公的支援のない奨学金の返還金に対しては、1年目は返還額の10%、以降1年ごとに10%上乘せがされまして、10年後に100%の補助率で補助をしている、という状況でございます。

それから、霧島市でございますが、市奨学金資金の貸付けを受けた方のうち、市内の居住、市内の就労という条件を5年間継続された方は返還金の2分の1を、10年間継続された方はその全額を免除されているという状況でございます。

以上です。

○8番（富迫克彦君）

今、県内の市の状況等をお聞かせいただきました。人口戦略会議が発表したその前後に長島町のふり奨学金制度が新聞等で紹介されておりましたが、こちらは進学のために金融機関で借り入れた教育ローンの返済を補填する制度のようではありますが、実際、市の奨学金ではなくローンを組まれて進学しておられるケースもあると思います。そのようなケースの実数を把握されていれば、お聞かせください。

また、そのようなケースに対して実数を把握した上で、長島町のように返済を補填するような取組を考えておられないのかお尋ねいたします。

○教育委員会事務局長兼教育総務課長（東正和君）

奨学金制度を活用されずに、いわゆる教育ローンを組まれて進学されるケースもあると考えておりますが、実数については把握をしておりません。

学生の支援には様々な手法があると考えておりますが、まずは、本市の奨学資金のさらなる利用促進に努めてまいりたいと考えております。

以上です。

○8番（富迫克彦君）

県内をはじめ全国でも若年層の地元回帰、地元での就職を促進するためいろいろな制度が設けられているようです。少しでも地元若い世代が帰るんだというような機運を醸成するためには、この奨学金の免除の制度は一つの手法だと思いますので、先行事例も研究しながら奨学金の返済免除の制度が充実されることを期待したいと思います。

岡山県では、今年度から結婚への関心の向上や出会いの機会への創出、Uターン、定住の促進を後押しすることを目的として、同世代の若者の交流を推進するため同窓会や出会いイベントを実施、それを行う市町村に対して予算の範囲内において岡山県同窓会等開催支援事業補助金という制度を設けております。県のホームページに公表されている岡山県内の1市3町がこの制度を利用し、同窓会の開催を実施、または支援し、この補助金を活用しているようです。

また、全国で一番、合計特殊出生率が低い東京都は、今年の夏からAIを活用したマッチングアプリで婚活を支援するというような報道もありました。

どこまで行政が関わられるのか、また関わらないといけないのか分かりませんが、少しでも若い世代の結婚を支援すると同時に、生まれてくる赤ちゃんを生やすためにこのよう

な制度を設けることも重要だと思いますが、いかがですか、お尋ねします。

○企画課長（園田賢一君）

お答えをいたします。

結婚を希望する方々の出会い等を支援するため、連携中枢都市である鹿児島市においては、マリーサポートかごしまを、鹿児島県におきましてはかごしま出会いサポートセンターを運営しているところでございます。2つとも日置市民につきましては利用可能となつてございまして、市のホームページにも掲載をさせていただいておりますので、引き続き、活用できる制度については情報提供に努めてまいりたいと考えているところでございます。

また、ただいま議員がご指摘を頂きました支援事業等の取組につきましては、ほかの自治体や効果等も参考に研究してまいりたいと考えているところでございます。

○8番（富迫克彦君）

結婚という個人の思い、選択に対して、これまでも民間事業者の取組もある中で行政がどこまでやらなければならないのか、また、どこまでできるのか、私自身もその必要性も含め疑問を感じるころがあります。先行事例を調査され、その効果等も含め研究していただければと思います。

次に、未婚者数についてお尋ねしました。25歳から39歳までの未婚者の推計値ですが、男性が1,223人、女性が1,050人という結果でした。それで令和元年6月時点でお尋ねしたときの推計値よりは、大分少なくなっているように感じました。6月5日に可決、成立した少子化関連対策法ですが、識者のコメント等を見ると「非婚化に対する対策が欠けている」という指摘、ご意見もあります。いろいろな事情で出会いがないとか、結婚したいけどなかなか踏み出せないなど、それぞれお困りの方もいらっしゃるようです。

このことは、将来のことを考えると独居者、ひとり暮らしが増える可能性を秘めているというふうにも考えられます。そういうことから、このひとり暮らしを増やさないためにも何らかの取組を早い段階からするべきではないかと考えますが、いかがですか、お尋ねいたします。

○企画課長（園田賢一君）

お答えいたします。

先ほど申し上げましたマリーサポートかごしまやかごしま出会いサポートセンターにおきましては、結婚に関する相談など、お困りの方へのサポートも実施をしているところでございます。

また、連携中枢都市圏の取組として、鹿児島市が中心となりまして、今年度も婚活イベントや交流会などの出会いのためのイベントに取り組む予定としてございますので、適切な情報発信については行ってまいりたいと考えているところでございます。

以上でございます。

○8番（富迫克彦君）

今回の質問に対しましては、先ほども少し申しましたが、個人の意思に基づくそれぞれの選択である結婚や出産について質問をさせていただきましたが、先ほど紹介した出生数の推移を見ると、これからまだまだ生まれてくる子どもが減少していくというようなことが懸念されます。また、将来的に未婚者の方々が増えるとすると、最終的に独居者、ひとり暮らしになられる方が増えることも心配されます。

まち・ひと・しごと総合戦略の基本目標の2、「住んでよしひおき～若い世代の結婚・出産・子育ての希望をかなえる～」とあります。この中で、数値目標として合計特殊出生率、2024年1.68人とありますが、何とか若年層を増やし、生まれてくる赤ちゃんを増やすためには、まずは出会いの場をつく

る、支援することが重要だというふうにも思います。

今年度、見直しを進められております次期総合計画の中にもこのことを盛り込むべきではないかと思えます。

それと、これから行政だけではなくて市内の事業者、各ご家庭のこともあります。連携しながら出会いの場をつくる、そういうことも考えながら少しずつでも出生数を増やす取組を進めていかないといけないというふうには思いますが、そのことについて市長にお尋ねいたします。

○企画課長（園田賢一君）

お答えいたします。

本市の5年平均の直近の合計特殊出生率は、令和2年が1.65人、令和3年が1.67人、令和4年が1.64人と一定程度これまでの取組につきましては効果が表れているものと思っているところでございます。

そのため、第2期まち・ひと・しごと総合戦略の施策の方向性にも掲げてございまして、結婚・出産・子育ての希望をかなえるための経済的な不安の解消に向けた仕事の創出や、結婚から妊娠・出産・子育てに至るまでの支援策の強化等を図りながら、併せて子育て世代の転入促進に取り組んでまいりたいと考えているところでございます。

以上です。

○市長（永山由高君）

直近の対策という意味では、今、担当課長が申し上げたような状況でございます。

議員ご指摘の多様な主体と企業も巻き込んで連携をとすることはおっしゃるとおりだというふうに思いますと同時に、今、日置市は人口で4万7,000人弱ということでございまして、単一の、例えば日置市内で出会いを探すということが実質上、難しいという声もお聞きをいたしております。であるからこそ、連携中枢都市圏、これは鹿児島市、いち

き串木野市、そして日置市、始良市と各市で連携をして取り組んでいくこともまた重要なテーマであろうというふうに考えております。

また、これもまた議員ご指摘のように、18歳で一度この市を出るといった若い方々がたくさんいらっしゃいますので、もちろん出生数を増やす、出生率を引き上げるといったこともこれは非常に重要な点ですけれども、同じようにゼロ歳から4歳児を抱えるご家庭、そして、そのお父さん、お母さんとなる30歳から39歳の方々にいかにこの日置市を選んでいただくかという転入対策にも引き続き力を入れるべきであるというふうに認識をしています。

○8番（富迫克彦君）

今、市長が答弁されたように、市内だけのエリアじゃなかなかというような状況が見て取れると思います。そういう意味で岡山県は県外から帰ってくる同窓会、そういうのを一つのターゲットとして補助をしながらでも何とか結びつきができればという取組だというふうに思います。

今回、いろいろご答弁いただきましたが、今後も高齢化が進むことで労働力も低下していきます。それに出生数が増えない、出生率のこともあるんですが、どうしても分母が少なくなると率だけの話ではないのかなと、そういう意味でやっぱり数という部分もこだわっていきなというふうには思っておりますが、増えないということであれば、まさしく消滅の危険性が高くなるというようなことも心配されます。本当、ネガティブな話で申し訳ないところなんですけど、この人口減少を抑制するための取組、離島で子どもが増えるというのは自治会を始め、その地域で子育て支援をするということも事あるごとに紹介されておりますので、今後もやはり市、行政だけではなくて、各ご家庭も含めて、地域も含めて取り組んでいかれることを期待して、そ

のことに取り組んでいかないと、本当に日置市が維持、存続していけるのかどうか、私は心配しております。

今後もこの人口動態に注目しながら、皆さんと一緒に考えていければと思います。

以上を申し上げて、私の質問を終わります。

○議長（並松安文君）

ここでしばらく休憩します。次の会議を2時10分とします。

午後1時57分休憩

午後2時10分開議

○議長（並松安文君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、13番、留盛浩一郎議員の質問を許可します。

〔13番留盛浩一郎君登壇〕

○13番（留盛浩一郎君）

私は、さきに通告しておりました3つの項目について質問をいたします。

1項目め、消防団への優遇と装備について。

その1、5月19日に日置市消防操法大会が行われましたが、その感想を伺います。

その2、消防団車両を現在何台所有しているのか、各分団ごとにお示してください。

その3、消防団への装備等は十分と認識されているのか伺います。

その4、消防団への優遇は十分と認識されているのかを伺います。

その5、消防団車両に広告を掲載し、装備等の購入費用に充てる考えはないか、お伺いをいたします。

2項目め、救急車両運用について。

その1、ここ5年間の出動回数の動向をお示してください。

その2、現場での問題、課題等はないのか、お伺いをいたします。

その3、選定療養費を導入するお考えはないか、お伺いをいたします。

3項目め、郷土芸能保存について。

その1、市長は練習をされて、5月5日の棒踊りに参加をされましたが、その感想をお伺いをいたします。

その2、市が把握している民俗芸能活動団体の数をお示してください。

その3、今後、市として保存に向けての対応策をお伺いをいたします。

以上、1回目の質問といたします。

〔市長永山由高君登壇〕

○市長（永山由高君）

お答えしてまいります。

質問事項の1つ目、消防団への優遇と装備等についてのその1、日置市消防操法大会の感想につき回答します。

各分団とも気迫あふれる操法を披露していただき、素晴らしい大会であったと感じたところです。

その2、消防団車両の所有数につき回答します。

消防団車両につきましては、消防ポンプ車、積載車合わせて41台所有しております。分団ごとの台数は、基本的には各分団、ポンプ車と積載車の2台になりますが、東市来方面団中央分団につきましては車庫の広さの関係でポンプ車のみとなっております。分遣隊のある6分団は、分遣隊配備の積載車を加えると3台になります。

その3、装備等について回答します。

消防団の装備につきましては、通常の災害に対しては対応できる水準にあると考えます。

その4、優遇につき回答します。

消防団員への優遇措置としまして、消防団員が消防団員証を提示することで協力事業所のサービスを受けられる消防団優遇制度を構築している市町村もございます。本市においては、今年度中に消防団員証の交付を行う予定です。来年度以降は、消防団員が協力店舗等で割引などの優遇措置を受けられるような

制度を始めたいと考えています。

その5、消防団車両への広告掲載につき回答します。

既に各分団に配備された車両になりますので、消防団幹部会において広く団員の皆様のご意見を伺いたいと考えています。

質問事項2つ目、救急車両運用についてのその1、ここ5年間の出動回数の動向につき回答します。

直近5年間の出動件数は、令和元年2,311件、令和2年2,126件、令和3年2,184件、令和4年2,530件、令和5年2,693件となっております。本市に関わらず、全国的に令和2年は新型コロナウイルス感染症の影響で一旦減少しておりますが、その後は増加しております。

その2、現場での問題、課題等につき回答します。

救急現場での問題として、救急需要の増大に伴い、現場到着までにかかる時間と病院収容までにかかる時間が伸びる傾向にある点が挙げられます。課題としては、より一層の救急車適正利用の普及、啓発を推進する必要があると考えます。

その3、選定療養費について回答します。

選定療養費とは、初期の診察は地域の病院で、高度・専門医療は大きな病院で行うという医療機関の機能分担を目的に制定された制度で、病床200床以上の病院を紹介状なしで受診した場合に患者が一定額を負担する仕組みです。

したがって、救急搬送患者への選定療養費導入については、徴収が認められている病院が判断するものです。

質問事項3、郷土芸能保存についてのその1、棒踊り参加の感想につき回答します。

5月5日、居住している伊集院地域の下神殿集落の棒踊りに今年は踊り手として参加しました。練習への参加も含め、地域の皆さん

と一体感を感じられる素晴らしい体験でした。

その2、その3については教育長より回答いたします。

以上です。

〔教育長奥 善一君登壇〕

○教育長（奥 善一君）

それでは、3問目の郷土芸能保存についてお答えをいたします。

まず、その2、民俗芸能活動団体の数についてでございます。日置市民俗芸能等伝承活動支援事業費交付金の交付対象団体は55団体です。

続きまして、その3でございます。今後の対応策でございますけれども、未来を担う子どもたちが郷土に誇りを持てるような民俗芸能伝承活動は大切なものと考えています。市内に伝わる郷土芸能や伝統行事等の担い手を育成するとともに、独自の地域文化を次世代へ継承できるよう支援をしております。

以上です。

○13番（留盛浩一郎君）

ただいま市長、教育長よりそれぞれ答弁を頂きました。

まず、感想ですけれども操法大会、これは関係者の皆様のご協力があってああいう素晴らしい大会ができたのと認識をしております。言うまでもありませんけれども、この裏には、毎夜、団員の皆様が一団となって練習に励まれた成果がやはりああいう大会の引き締めと言いますか、素晴らしい大会を盛り上げたのではないかというふうに思っております。本当に夜、拝見させていただきまして一生懸命練習されて、頭の下がる思いでございました。

今回優勝されました4分団、優勝から4位まででしたか、それぞれ支部大会におきましては優勝を目指して頑張っていたかというところでございます。

また、女性消防隊の操法も行われまして大変頼もしく感動したところでした。消防団の

方々も負けてはおられないなというふうに感じたのではないかというふうに思っております。操法大会でしっかり身につけた基本動作をいざというときに、消火活動に十分発揮していただきたいというふうに思うところです。

2問目につきましては、分遣隊合わせて消防団車両41台の所有ということで答弁を頂きました。また後ほどお伺いをいたします。

問い3の消防への装備、これについても通常の災害については対応できるとの答弁でございました。これまでも数名の同僚議員が消防団への装備について質問をされております。

令和元年3月の一般質問の答弁の中で、消防団救助機材購入補助3分の1で自動体外式除細動器、油圧切断機、エンジンカッター、チェーンソー、ジャッキ、トランシーバーの6品目が選定されており、6品目の中でトランシーバー等については平成26年度103台を購入し、副分団長以上、また、車両に搭載をしている。その他の備品についても市の幹部会あるいは各方面断の部会等で意見を求めて、令和2年度、32年度の予算の要求ということで現在検討を進めているとの答弁でありましたが、これについての現状をお伺いをいたします。

○消防本部消防長（福田幸記君）

お答えいたします。

令和2年度に消防団設備整備費補助金を活用しまして、自動体外式除細動器3台、チェーンソーは既に配備されていた分団を除き13台、切創防止用保護衣18着、救命胴衣85着を整備したところでございます。また、令和5年に充電式LEDスタンドライト一式を全分団に配備いたしました。

以上です。

○13番（留盛浩一郎君）

ただいま回答いただきましたけれども、6品目の中でこのエンジンカッターあるいはチェーンソー等は本部が所有しているという

ことで、緊急のときはその消防本部が対応するというので、多分、分団にはまだ配備されていないというふうに認識をしております。できましたら、これも分団に配備できたらというふうに思っております。

続きまして、平成29年9月の一般質問のこれも答弁の中で、各方面団、合計89着の防火衣を配備している。なお、平成27年度には全団員に活動服を、28年度にははっぴを全団員に配備しているということで、これ団員にとって大変心強く、ありがたいというふうに話しておられました。

そこで、私、薄学で申し訳ないんですが、市民の皆様に分かりやすく制服とこの防火衣と活動服のこの違いをお示しいただきたいと思っております。

○消防本部消防長（福田幸記君）

お答えいたします。

制服とは、副分団長以上に貸与する消防出初式などの式典で着用するものになります。

防火衣とは、火災の現場で消防隊員や消防団員が炎や熱気から身を守るために活動服の上から装着するものになります。活動服とは、消防団の方が普段、操法などの訓練や消防団活動を行うときに着用するものになります。

以上です。

○13番（留盛浩一郎君）

よく理解をできました。

そこで、現場でのこの活動でこの防災活動服、あるいははっぴ等を着用しないとこの活動に参加できない、あるいは支障があるということがあるのでしょうか、お伺いをいたします。

○消防本部消防長（福田幸記君）

お答えいたします。

火災の現場は、どうしても危険でございますので、やはり自分の身を守るためにも防火衣があれば防火衣を着装していただく、また、活動服、はっぴについても燃えにくい素材を

使っており、安全性を確保しておりますので着用していただくことが基本になります。

ただし、仕事先から出動してどうしても活動服がない場合は、危険がないよう後方支援などの活動に当たっていただきたいと思いません。

以上です。

○13番（留盛浩一郎君）

どうしても現場は本当に危険が伴うというふうに理解をすることで。

そこで、どうしてもこの活動服あるいははっぴ、そういうのを持参できない場合、消防車両にこのヘルメットとはっぴを二、三着分用意できないのかをお伺いいたします。

○消防本部消防長（福田幸記君）

お答えいたします。

ご提案の件につきましては、消防団幹部会で説明の上、はっぴやヘルメットの在庫、車への積載スペースを確認の上、対応いたします。

以上です。

○13番（留盛浩一郎君）

ぜひ、消防車両に装備をお願いしたいというふうに申し添えておきます。

平成29年9月の一般質問のこれも答弁の中で、日置市内の1,750基の消防水利について、消防署では年2回ずつ点検を行い、消防団については春と秋の火災予防運動中に管轄する消防水利の点検を行っているようです。訓練については、消防署は毎月の訓練計画に基づき行い、消防団は水出し操法及び各方面団との中継訓練を毎年行っているとの答弁でありました。

最近の春と秋の火災予防運動中の水出し操法及び各方面団との中継訓練の現状をお伺いいたします。

○消防本部消防長（福田幸記君）

お答えいたします。

放水訓練や中継訓練につきましては、令和

4年度までは方面団ごとに実施しておりましたが、令和5年度につきましては、県消防学校や総合グラウンドの駐車場等を利用して、実際の火災現場を想定したより実践的な訓練を実施したところでございます。

以上です。

○13番（留盛浩一郎君）

ただいま答弁を頂きましたけれども、令和4年度までは各方面団ごとに実施をしていたということで、令和5年度につきましては、実践的な訓練を総合グラウンドあるいは駐車場等を利用して実施をしておりますという答弁でありましたけれども、先日、話を伺いましたところ、この道路の許可が出ないので放水訓練等ができないとの話を伺ったのですが、現状はどうなのでしょう、お伺いをいたします。

○消防本部消防長（福田幸記君）

お答えいたします。

昨年度から、日置市において道路使用許可が困難となっており、道路での中継訓練は行っておりません。昨年度は、中継訓練に変えて実際の火災現場を想定した訓練を実施したところでございます。

以上です。

○13番（留盛浩一郎君）

なぜ、昨年度からこの使用許可が難しくなったのかというのはちょっと理解に苦しむところなんですけれども、当然、緊急火災のときは道路の使用許可なんかをもらいに行くことはないと思うんです。やはり、実践訓練で先ほど答弁がありましたけれども、あらゆる仮定を想定して日頃の訓練が大事かというふうに思っております。ぜひ、各分団ごとにこれまでどおり、いろんな地域、場所、道路等を勘案して訓練できるように配慮を願いたいというふうに思いますけれども、いかがでしょうか。

そういうふうに配慮を願いたいというふう

に思っておりますけれども、これ市長会等で後押しというか、そういうお願いというか、県に働きかけはできないものかをお伺いをいたします。

○市長（永山由高君）

日置警察署とのやり取りの中では、道路交通法の運用の中で、今は難しいという判断を頂いているというふうに聞いております。

県市長会など、県内のほかの市町村の状況を情報収集した上で、これは市長会で論点として上げる可能性があるといった場合には、市長会に対してしっかり声を上げてまいりたいというふうに考えております。

一方で、これまでの中継訓練に比べて、昨年の実践的な訓練は現場からの反応はいいというふうに私は耳に入って聞いていますので、すぐにこれを、では道路での中継訓練に戻すのか、一方で当面は現場を想定した応用訓練を続けるかということについては、消防団の皆様の声も伺いながら判断するというように運用上はなるのではなかろうかというふうに考えているところです。

以上です。

○13番（留盛浩一郎君）

消防団の方も何百名ですか、500名いらっしゃると思いますので、それぞれのお考えの方がいらっしゃるかと思っておりますけれども、ぜひいろんな意見をお聞きになって、もしできるのであれば、そういうまた道路でも訓練ができたというふうに思うところがあります。

平成26年9月の一般質問で、消防団員の優遇について、私、質問をいたしました。答弁で、消防団員の特典、優遇制度について、県内で既に取り組んでいる市町村もあるようで、内容的には給油所、美容室、ゴルフ場等の値引きになっているようです。

今後、県内の状況を再調査して、本市におきましても導入していけるよう取り組んでいきたいというふうに思っておりますとの答弁

でございました。先ほどようやくと言いますか、10年かかって大変よい答弁を頂いたのかなというふうに思っております。もう少し早く対応できていればというふうにも思っているところですが、今年度中に、消防団員に団員証を交付して、来年度以降、優遇制度を開始できるようにしたいとのことで、多くの商店や事業所等に協力いただけるよう、まず働きかけていただきたいというふうに思っています。

ボランティア精神と使命感に満ちている消防団員ですが、この優遇制度が実施されることにより、より一層活力がみなぎり、また1人でも多く消防団に入団していただき、市民の安心・安全に貢献されることを期待をするところでございます。

続きまして、5問目の車両広告について伺います。

広告の掲載を購入費に充てる考えはということで、答弁の中では、広く団員の意見を伺いたいというふうな答弁でございました。

消防団車両は災害活動のほか、消防訓練、市民防火の日や年末火災特別警戒などの広報活動、夏祭りや防災訓練などの地域のイベント、消防出初式などあらゆる場面で活用されております。また、屋久島町では、毎日、夕方になると町内を広報活動をしているということでもあります。

消防車両は目立ちますし、市民に対しての広報や広告の影響も大きいかと思います。

そこで、和歌山市さんが全国で初めて昨年の10月から消防団車両に個人、企業の広告を載せておられるということで、担当の方にお話をお伺いをいたしました。

消防団は地域防災の中核であり、機材の充実で防災力が上がり、行政と消防団だけでなく、地域の災害対応力を企業や個人にも参加していただき、市全体の防災力の底上げにつながればと話しておられました。

ちなみに、和歌山市さんは1台につき1か月3,000円、年間3万6,000円の広告料の契約だそうです。

先ほどの消防団、41台ありましたので、全車両にこれがそのままいきますと100万以上の収入になるかというふうに思うところです。

そこで消防団の装備は、普通の災害では十分というような答弁でございました。消防団の方にお話をお聞きしますと、いろんな要望がございます。切りがないといえば切りがないんですけども、少しそういう企業からの献金があればどうかというふうに思います。

それで消防団の方が、今、グラスファイバー製のとびになっているそうですね。昔は木でしたけれども、このグラスファイバー製のトビ、LEDのハンディタイプのライト、先ほど申しました消防車両にヘルメット、はっぴの搭載、また、冬場でのスタッドレスタイヤの装着など要望は多々あるようです。

本市でもこの消防団車両への企業広告、ぜひ検討されて導入をされないか、いま一度市長のお考えをお伺いいたします。

○消防本部消防長（福田幸記君）

お答えいたします。

各分団において、それぞれ丁寧に整備していただいている車両、資機材は、各分団にとってシンボルともいえる大切なものです。だからこそ、広告掲載といった取組については、消防団員の皆様のご意見をしっかり伺ってまいりたいと考えます。

以上です。

○市長（永山由高君）

今、消防長が申しあげましたように、一つは消防団の皆様にとって車両というのは非常に大切な、活動のある種シンボルという表現をしましたけれども、よりどころの1つでございます。そういったものに広告を掲載することについての感情的な受け止めも含

めて、これはしっかりお聞きしたいというのが1つございます。

もう一つは、これは必要なものであるというふうな判断ができたものについては、しっかり行政が予算をつけるべきであるという考えもございますので、広告が載ったからこれを買いたしようという、その手前で必要な機材についてはしっかりと購入する必要があるというふうに考えているというのが今現時点での私の考えでございます。

以上です。

○13番（留盛浩一郎君）

消防団員の方の意見を十分にお聞きいただいて、結論を出していただきたいと思っております。

消防団装備がさらに充実して、市民の安心・安全に寄与することを期待をいたします。

それでは、2項目めの緊急車両について再度質問をいたします。

年間の出動回数は年々増加している傾向にあるようです。原因は何だと分析しておられるのでしょうか。また、全国の平均と比べて本市の出動回数は多いのでしょうか、お伺いをいたします。

○消防本部消防長（福田幸記君）

お答えいたします。

救急件数の増加の原因の一つとしましては、社会の高齢化により、救急搬送に占める高齢者の割合が増加していることが挙げられます。

日置市におきましては、統計上、高齢者として扱う65歳以上の搬送が69%を占めております。

また、出動回数につきましては、人口1万人当たり全国平均約616件、日置市におきましては約576件でありますので、全国平均と比べますと約40件少なくなっております。

以上です。

○13番（留盛浩一郎君）

ただいま答弁を頂きました。

高齢化、これは致し方ないのかなというふうに理解をするところであります。平均と比べても全国から比べると40件ぐらい少ないというふうな答弁でありましたけれども、全体的な年数から拾っていくと、令和5年度、4年度、5年度増えていく傾向にあると思います。

それで、2問目の問題、課題等は答弁いただきましたけれども、これまでに救急車両、理不尽な要求や対応、あるいは軽症であったり、タクシー代わりに使用するというケースはなかったのかお伺いいたします。

○消防本部消防長（福田幸記君）

お答えいたします。

過去には、救急隊員に対する暴言や暴行などの事案も数件発生しており、令和5年中の搬送人員2,518人中、690人、約27%が軽症となっております。

また、タクシー代わりに該当するか判断が難しいところもありますが、中には明らかに緊急度や重症度が低いケースもございます。

以上です。

○13番（留盛浩一郎君）

過去にはいろいろなケースがあったようですけれども、タクシー代わりに使用したのかなと疑うようなケースもあったという答弁でございました。

そこで、本市で救急搬送され入院に至らなかったケースが、平日昼間あるいは休日・夜間等で何%ぐらいあったのかを、もし分かっておればお伺いいたします。

○消防本部消防長（福田幸記君）

お答えいたします。

救急搬送され入院に至らなかったケースとしまして、平成5年は平日昼間1,560人搬送し、軽症336人で22%になります。休日・夜間は164人搬送し、軽症44人で27%になります。

以上です。

○13番（留盛浩一郎君）

今、パーセントをお伺いしましたけれども、これ松坂市の担当者の方にお伺いをいたしました。松坂市では、入院しなかった人の割合は、平日昼間が49.4%、休日夜間は62.9%と本市よりも非常に高いです。このままでは必要な人への早期治療に支障が出てしまい、助かるはずの命も助からないと危惧していると話されておられました。これに伴い、松坂市さんでは、6月1日から救急搬送され入院に至らなかった軽症者に救急車の適正利用を目的に、この選定療養費を運用していく方針とのお話でした。

また、医師や救急隊員を疲弊させないように守っていくことも大切であり、普段の医療を利用する場合は、まずはかかりつけ医にかかるのが基本ですというふうに話されておられました。加えますと、決して救急車の有料化を目的にしているのではありませんと、地域の救急体制をきちんと守るため選定療養費の徴収を厳格化しただけですという話をされました。

答弁でありましたけれども、導入については徴収が認められている病院が判断をいたします、この選定療養費ですね、この制度をまず調査研究されて、本市は20%台ですけれども、これから多分増えてくるというふうに予想されます。導入されるお考えはないか、いま一度、見解をお伺いいたします。

○消防本部消防長（福田幸記君）

お答えいたします。

選定療養費については、先ほどもお答えいたしましたように医療機関が判断するものと考えております。

以上でございます。

○市長（永山由高君）

これは病床200床以上の病院ということが対象になってございまして、その観点では、日置市内においては対象となる病院がないと

いうところが、まずございます。

一方で、鹿児島市や薩摩川内市など近隣の病院機関がどのような形で、今後、救急車両の受入れについての対応を行うかということについての情報は収集していく必要があるというふうに認識をしているところです。

以上です。

○13番（留盛浩一郎君）

200床以上の病院はありませんけれども、調査研究されて、備えておいても損はないのかなというふうに理解をするところです。

救急車を呼ぶとき、これ呼ぶかどうか迷ったときに「#7119」というサービスがございまして。これ本県でこういうサービスがあるのか、お伺いいたします。

○消防本部消防長（福田幸記君）

お答えいたします。

鹿児島県においては、現在、「#7119」は実施しておりません。実施に向けて、令和元年に鹿児島県消防長会から県に対して、県を主体とした救急安心センター事業「#7119」の早急な導入を要望しております。

また、令和3年に鹿児島県救急業務高度化協議会において検討を進めることが決定しており、現在、先進県への視察や消防本部市町村に対してアンケートが行われているところでございます。

以上です。

○13番（留盛浩一郎君）

令和元年度に消防長会から県に対して要望しているということで、令和3年度に検討を進めているということですので、まず早いうちに、このサービスを鹿児島県にもできることを期待をしているところでございます。

県の市長会では、これについてバックアップといいますか、後押しというか、そういうのはできないのでしょうか。

○市長（永山由高君）

話題にすることはあり得るかと思えますけ

れども、どうしても市長会というのは構成している各市の市長さん方のご意向の総体として活動していくということになりますので、各、ほかの市長さん方が今どのようにお考えかということ踏まえての対応になるかと存じます。

以上です。

○13番（留盛浩一郎君）

それでは、3項目めの郷土芸能保存についてお伺いいたします。

先ほど市長の答弁も頂きましたけれども、私も荻自治会に28年、それから田代自治会に籍を移しまして、今65ですけれども、歳を重ねているところなんです、荻自治会では小学校から27歳まで棒踊りの練習をして参加をしておりました。また、田代自治会ではこの棒踊りの練習はしませんでしたけれども、裏方と歌を覚えて、そういうふうな裏方で参加をさせていただいたところでございます。

5月3日に伊勢神社棒踊りの奉納が行われました、私の知る限り、これまで8集落がこの奉納をしていたところですが、今年も踊り手が少ないということで、1集落が踊れなくなりまして、3集落だけの棒の奉納踊りという寂しい祭りになりました。また、今年は露店といますか、お店も1軒もなく、子どもたちは寂しかったらなというふう感じたところです。やはり、子ども心にお店でいろんなものを買っていただいて、そのご褒美ということで、それも一つの楽しみでございました。

そこで、この民俗芸能活動団体数、55団体との答弁でございましたけれども、さつま町の教育委員会に活動団体等についてお伺いをいたしました。2009年の調査で活動中だった62の団体のうち、24年1月時点で活動を続けているのは14団体、約8割減少、休止している団体が37団体、解散または不

明の団体が9団体あったそうです。子どもたちの減少等で学校の統廃合や新型コロナウイルスの影響も休止や解散等に拍車をかけているとお話でありました。

本市の現状はどうか、いま一度、お伺いいたします。

○社会教育課長（田代誠治君）

それでは、回答いたします。

本市には、個性豊かな郷土芸能や伝統行事があります。新型コロナウイルス感染症の影響で多くの団体が一時活動を休止しておりましたが、昨年度から活動を再開する団体が増えつつある状況にあります。

しかしながら、少子高齢化、過疎化による担い手不足などにより、保存、継承が厳しい状況にあると認識しております。

以上です。

○13番（留盛浩一郎君）

やはり本市でも少子高齢化で厳しいというようにございまして。この民俗芸能等伝承活動支援事業費、これ何年度からされているのかをお伺いいたします。

○社会教育課長（田代誠治君）

民俗芸能等伝承活動支援事業費交付金事業、この事業につきましては平成24年度から取り組んでおります。

以上です。

○13番（留盛浩一郎君）

24年度からということは、今年で12年ぐらい経ちますかね。これについて効果があったと分析しておられるのか、お伺いをいたします。

○社会教育課長（田代誠治君）

交付金事業を活用することで、これまで休止していた団体の活動再開、活動に伴う備品購入の充実、それと担い手育成などの効果が図られております。

まだ、担い手の育成や伝承活動を様々な催事において披露することで郷土愛が生まれ、

地域の活性化につながるとともに、子どもたちもその体験を通して地域の伝統を学ぶよい機会であると捉えております。

○13番（留盛浩一郎君）

それなりの効果があったというような答弁であるかと思えます。

これ、さつま町さんでは、多くの団体の悩みが少子高齢化、踊り手がいないとお話でありました。

本市でもこの少子高齢化で踊り手が少ないのが大きな原因だとお考えなのでしょうか、いま一度、お尋ねをいたします。

○社会教育課長（田代誠治君）

本市も同様に少子高齢化で担い手不足は深刻な問題であるというふうには捉えておまして、今後の保存、伝承活動に影響を与えるものと考えております。

○13番（留盛浩一郎君）

そこで、6月2日に日吉町の「せつべとべ」がございました。大きく報道されたようでございますけれども、市長は今回2回目、教育長が初めて参加されたということでありましたけれども、それぞれ参加されてどのように感じられたかをお伺いできればと思います。

○市長（永山由高君）

地域の子どもたちが、私は今年は練習会、踊りの練習も激励のために回らせていただいたんですけども、地域のつながりを再確認できる。そして、お互いの顔と顔が再度つながり合うすばらしい機会だなと、今年度も感じたところです。

以上です。

○教育長（奥善一君）

今、市長からもございましたけれども、子どもたちがお田植え踊りを日吉地域内で8集落継続をしているんです。学校は統合いたしましたけれども、やっぱり地域の子どもたちは地域で大切に育てられているなというのは

感想として持ちました。

なお、「せっぺとべ」の私の初出場につきましては、これは感想を述べるの、言葉を選ぶのはなかなか難しいんですけども、感じられたのはエネルギーな躍動感、それから地域の方々の一体感、これは肌で感じる事ができたなと思っています。あわせて、この「せっぺとべ」に限らないんですけども、この伝統行事に学校の教職員、それから私どもの教育委員会の職員、そして外国語指導助手、ALT、この方々も参加させていただく機会が多くて、これは一時的にこの地域に、日置市に勤務される方々にとっても大変貴重な経験だし、それを見る子どもたちに与える影響というんですか、これも大きいなと思って感謝をしているところです。

以上です。

○13番（留盛浩一郎君）

足腰がまた鍛えられたんじゃないかなというふうに思っているところです。二、三日はちょっと痛かったのかなというふうに思うところでもありますけれども、先ほどの答弁で、「今後、市として保存に向けての対応策で担い手を育成し、次世代へ継承できるよう支援していきます」というふうに答弁をされております。どう支援されていくおつもりなのか、また、これ機会がありましたらお伺いしたいというふうに思います。

次、そこで、さつま町の柏原小学校の校長先生にお話をお伺いしました。ここでは約8年ぐらい前から4年生から6年生が棒踊りを地元の方から教えていただき、5月の運動会で披露していますというお話でした。

また、薩摩小学校でも今年秋の運動会で棒踊り等を披露する予定とのことでした。

本市も小学校、中学校、高校まであります。これ、踊りたいという児童、生徒、学生もいるかと思っています。保存会の方もそういう前向

きなお話がぜひ協力していきますというふうに話されておりましたので、保存会の方々と連携を取って学校に出向かれ、相談されたらというふうに思うのですが、いかがお考えでしょうか、お伺いたします。

○社会教育課長（田代誠治君）

学校行事や総合的な学習の時間で、郷土芸能の学びや伝統産業の体験活動などが行われ、学校によっては過去に民俗芸能等に取り組んだ事例もございます。こうした取組は地域と学校との結びつきを強くする上でも非常に意義のあるものと考えております。

以上です。

○13番（留盛浩一郎君）

これ地域を越えて、小さいときに体で覚えた体験は数年、数十年過ぎてても、少しの一、二回、またそういうのを見ますと、体が自然に動くものだというふうに思っております。市長も棒踊りの練習をされましたので十分理解されているかと思えます。ぜひ、この小さいときに何か体験できるように前向きに検討をしていただきたいというふうに思うところでございます。

続きまして、最後になります。

吹上町の伊作流鎗馬保存会では、クラウドファンディングを利用されて、伝統行事を継続していこうと模索しておられるようですが——これ目標額300万円です、現在14万5,000円というようなことで大変苦勞されているようです。6月末が期限のようであります。

また、東市来町の馬頭観音祭りの関係者の方にお伺いをいたしました。これまでも個人や企業の方から協賛金等、協力していただいていますけれども、大変とのことあります。クラウドファンディング等も検討中のことでしたけれども、これ、どうしても資金面で苦勞しているという団体もあるようです。

これについて、市長はどのようにお考えな

のかお伺いをいたします。

○社会教育課長（田代誠治君）

回答いたします。

今後、民俗芸能活動を継続していくには、行政からの支援だけでは限界があるというふうに考えております。

一方で、保存会の中ではクラウドファンディングによる資金調達など、新たな動きも始まっている状況でございます。このような新たな取組が、今後の民俗芸能活動の継承や担い手不足の解消につながればというふうに考えております。

以上です。

○13番（留盛浩一郎君）

今言いましたように、クラウドファンディングをしてもなかなか集まらないということで大変なんです。これをどうしていくかというのは、またいろんな方と知恵を絞っていただきたいというふうに思います。

これまでいろいろ質問させていただきましたが、練習しなくても参加できる祭り、あるいは練習しないと参加できない祭り、資金面で苦勞されている団体、人が不足して継続できない団体等、それぞれ抱えている課題の違いはありますけれども、皆さん継続していきたいという思いは一緒だと思います。

伝統芸能、祭りは心のよりどころであり、人と人とのつながり、信頼関係や一体感を感じ、地域とのつながり、絆のよりどころだとも思うところです。

そこで、さつま町のこれも教育委員会では、本年度、郷土芸能の保存、継続に向けた初めての試みとして、各団体の代表者や有識者を交えた意見交換会を年4回実施するとのお話でした。課題把握や存続に向けたアイデアを募り、補助してきた助成枠の拡大も検討したいと話しておられました。

今後、日置市においては、第3次日置市総合計画を作成するに当たり、市民アンケート

よりもさらに深く市民の皆様のお考えや危機感、期待をしっかりとくむべく、今まで以上に市民参加の枠を拡大しながら取り組みたいとお考えのようです。

いま一度、市長、教育長の決意をお伺いいたしまして、私の一般質問を終わります。

○市長（永山由高君）

現在、第3次の総合計画、それから第3期のまち・ひと・しごと創生総合戦略を策定をしているところであります。その中で、市民参画による対話を通して、この計画を描こうというふうにしておりまして、その中の一つに伝統文化をいかに継承するかということもテーマの一つに掲げております。その中でフィールドワークやワークショップを通して、民俗芸能保存会のご関係の方や市内の有識者の方々の話をお聞きし、基本構想に反映させたいというふうに考えているところです。

議員ご指摘のように、この少子化の影響というのは避けることができないものでありまして、このままの形で続けるというのは難しいというのは、これは伝統芸能に限らずあらゆる場面で出てきております。

1つは補助金、助成金以外に各団体の皆様方にどこまで、ほかの資金調達の手段も含めてご検討いただけるかということが1つありますけれども、もう一つは、本質的な価値を減らさない形で、いかに規模を縮小するか、もしくは違う方々に関わっていただくかといったことも併せて考えていただく必要があるのではないかなというふうに感じています。

例えば、先日の「せつとべ」においては、日吉地域の中でも特に人口減少の進んでいる扇尾地域、ここはほとんど地域外の方々が、例えば東京の大学に進学をしている方々が友達を誘って一緒に帰省されて、共にお祭りを盛り上げていただくといったような動きもございました。関係人口の方々に伝統芸能に参加していただくなど、既に市内でもたくさん

の新しい可能性が始まっているようにも思いますので、そういった取組を応援することも含めて、今後も伝統芸能ができるだけ続くように様々な形での支援を続けたいと考えております。

以上です。

○教育長（奥 善一君）

私ども学校教育におきましても、ひおきふるさと教育、これを中心に軸として展開をしているわけでございます。そういう意味でも、子どもたちが各地域でこういう伝統芸能に親しむ機会、あるいはその伝統芸能で育てられる機会、これを維持していくことはとても大事な問題だというふうに思っております、民俗芸能と伝承につきましても、いろいろな方々のご意見を聞きながら、ぜひ継続していきたいように努力をしたいというふうに思っております。

以上です。

○議長（並松安文君）

ここでしばらく休憩します。次の会議を3時15分とします。

午後3時06分休憩

午後3時15分開議

○議長（並松安文君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、7番、是枝みゆき議員の質問を許可します。

〔7番是枝みゆきさん登壇〕

○7番（是枝みゆきさん）

皆さん、こんにちは。大変長い間、緊張感を持って登壇を待っておりました。6月議会最後の一般質問となりました。気持ちを振り絞って質問をさせていただきます。

今回は、観光客や旅行者に視点を当てて質問をいたします。

今週、私は久しぶりに研修視察ではない自分の旅を楽しんでまいりました。知らない町

を車で走るのはカーナビが活躍しますが、最終的には示された道路標識や観光案内板に助けられ、限られた時間の中、迷うことなくスムーズに旅を続けられました。

標識や観光案内板は短い瞬間でも効果的に存在をアピールできる大切な役割を担っていることを実感いたしました。住んでいる人間にとっては当たり前の情景も、観光先で見える情景は新鮮で、風土や文化やその土地ならではの食材など、それぞれの土地の息づかいを感じることができます。

観光は、人口の増加が厳しい状況の中、地域ににぎわいと経済的恩恵をもたらす地域活性化のためにも重要なメリットを持っております。

旅から帰ってきました、さて、日置市を観光にいらした方々はどのような楽しみ方をされるのだろうと、少し心をリセットいたしまして、市や県が出す観光案内、旅行会社が出す観光案内、ホテルが提供する観光案内のパンフレットを目に通しました。城跡、陶芸、吹上浜、武将の足跡をめぐる歴史ある舍利仏閣、鉄道跡地を走るサイクリングロード、温泉、農園や海での体験型観光など、我が町は自然や悠久の歴史の魅力を十分持っていると感じさせるものでした。

そこで、今回、もし私が初めて日置市を訪れたとしたらの気持ちでおすすめ観光案内に従い、車を走らせてみました。文字や絵が消えかかった看板、めくれた看板、よくよく見ると昔のままの情報を表示した看板、汚れた看板や壊れた看板はむしろ町の景観形成を壊してしまいます。撤去や更新など丁寧な取組が必要と考えます。

また、今年初めの能登半島沖地震は記憶に新しく、帰省中や旅行中の方々もたくさん犠牲になりました。余震が収まったかのように見えた6月3日、震度5の地震がまた人々の心を震撼させました。

鹿児島県地震等災害予測調査によりますと、日置市における最大震度6以上の想定が鹿児島湾直下と市来断層帯近辺の西部直下、また甕列島東方沖が5強など、12の想定地震が本市の防災計画に掲載されています。

吹上浜を望む我が町が注目すべきは県西部直下の場合、津波到達時間が24分、高さが3.12m、甕東方沖地震では到達時間28分、高さ6.58mの予測データが掲載されていることです。災害が想定範囲内に収まる保証はありませんし、災害は起きる前提で防災対策にどう取り組むかが命を守ることに繋がります。

もしものとき、観光客など土地勘のない方々の安全をどう守るのか。南北47kmに及ぶ吹上浜の多くを占める日置市における津波や高潮に対する指定緊急避難場所や、その案内表示について質問いたします。

それでは通告書に従い、質問いたします。

大きな1番です。市の公共施設、観光地等の看板や目的地への案内看板設置の現状と課題を踏まえ、分かりやすい看板設置等の在り方について伺います。

1、市の公共施設、観光施設の案内看板は分かりやすく見やすいものか。看板の老朽化、見えにくさ、表示不足、案内不足、新規設置の要望など、市内外の方から苦情や要望は来っていないのかを伺います。

2、観光案内パンフレットに掲載されている場所や人々が行き交う交差点、交流地点の看板にメンテナンスが必要と思われるものがあるが、定期的な点検や修理はどのように行っているのかを伺います。

3、看板の建て替えや除去、新しい設置など、中長期的な計画はどのようなものか伺います。

4、市内行政の中心地エリアである本庁前広場や体育館、文化会館周辺は市内外から人々が訪れる場所です。市内の名所や

主な行政機関など、マップ付きの大型案内版を設置しないか伺います。

5、印刷されたマップや看板は更新された新しい情報を掲載できないデメリットがあります。情報を正確に示すことができるように看板に市のウェブページにつながるQRコードをつけ更新できるようにしないか伺います。

6、伊集院駅前入口のデジタルサイネージは画面が消えており、しばらく稼働していない状況であります。日置市は何台のデジタルサイネージを設置しているのか。稼働されていない現状、理由と、今後の活用の見通しを伺います。

7番、伊集院駅は日置市の玄関口であります。南北を往来する利用者の安全性や利便性を向上させるために造られた110mにわたる自由通路の活用や撮影スポットになる島津義弘公銅像周辺など、観光客等のための案内表示やサービスが不足していると感じます。現状への認識を伺います。

大きな2番です。危機・災害時の旅行者、観光客など、土地勘のない方々の安全確保のための観光危機管理について伺います。

1、観光客と本市を訪れる県内外の土地勘のない方々の地震等危機・災害時における安全確保のための危機管理の状況はどうか伺います。

2、本市には32か所の津波高潮指定緊急避難場所があります。国道270号線沿いやその周辺に津波高潮指定緊急避難所マップと方向矢印のついた避難誘導標識を設置しないか伺います。

以上で、1回目の質問を終わります。

〔市長永山由高君登壇〕

○市長（永山由高君）

お答えしてまいります。

質問事項の1つ目、案内看板設置についてその1、苦情や要望について回答します。

観光看板に関しましては、合併前に設置し

たものも多いため表示が薄れ、内容が古くなっている箇所もあり、一部では更新の要望を頂いているところもあります。

その2、点検や修理につき回答します。

観光看板につきましては、定期的な点検は行っていませんが、各地域へ赴く際に現状等を確認しています。なお、その際に破損等を発見した場合は、優先順位をつけた上で補修等の対応を行っているところです。

その3、建て替えや除去、設置など計画につき回答します。

古くなった看板の除去や内容の更新などは必要に応じて行っていますが、現在のところ、看板に関する中長期的な計画は策定しておりません。

その4、マップ付きの大型案内板につき回答します。

大型案内板については、現在、本庁舎内に設置され、観光パンフレットを活用しながら来訪者に対応している状況です。屋外への設置については、設置費、維持管理費及び撤去費まで含め、費用対効果を十分に見極める必要があると認識しています。

その5、QRコードについて回答します。

現在、日置市における観光情報は、市ホームページやウェブメディア「ひおきと」やインスタグラムなど、インターネット媒体を中心に市内外の方々に発信しているところです。設置する看板にQRコードを掲載し、最新の情報を見ていただくことは非常に効果が高いと思われるので、看板の内容を更新する際に検討してまいりたいと考えます。

その6、伊集院駅前のデジタルサイネージにつき回答します。

日置市が設置しているデジタルサイネージは、伊集院駅南口、北口、改札前の3か所であり、日置市ホームページや観光パンフレットを閲覧できるなどの機能を備えていましたが、現在はいずれも故障しており、稼働を停

止している状況です。今後の更新費用や管理コスト、故障、掲載情報が遅れるなどのデメリットを勘案しますと、現行の方式ではなく、市の観光インスタグラムなどに誘導する仕組みを構築するほうが効果的・効率的なPRにつながるものと考えます。

その7、案内表示やサービスについて回答します。

駅南口、北口、改札前のデジタルサイネージ、観光案内所のパブリックビューはどちらも故障しており、案内機能が不足していると認識しています。自由通路については、妙円寺詣りなどの各種イベントや、昨年度開催された国体のPRなど、掲示板や階段アートなど多様な活用を図っているところです。

質問事項2つ目、観光危機管理についてのその1、観光客など、土地勘のない方々の危機管理について回答します。

観光客等の集まる施設においては、年に2回の消防訓練において利用客の避難誘導など、危機管理についての対策を確認いただいています。気象情報や避難所等の情報は、防災行政無線や市ホームページ、安心メール、SNSなど、多様な方法により情報発信を行っています。避難所情報については、災害時避難施設に係る情報の提供に関する協定を締結している、株式会社バカンが提供するシステムを活用しまして、開設場所や避難所の混雑状況を地図上で確認できるように情報発信を行っています。

その2、避難誘導標識の設置につき回答します。

指定緊急避難場所については、地域の方々の一時的な緊急避難場所として、標高10m以上かつ徒歩による避難行動の時間を考慮して、1km圏内の場所を関係自治会において検討いただき、指定を行っているため、誘導案内板などは設置していないところです。

津波など緊急時においては、一刻も早く海

岸を離れ、高台への避難が必要であることから、比較的日中に人が集まる場所には高台への避難を誘導する案内板での周知が必要と考えますので、案内板の設置について検討してまいります。

以上です。

○7番（是枝みゆきさん）

それでは、2回目の質問に移らせていただきます。

市民からの要望で、伊集院インター前の看板に対する要望が出されていたと思います。現在更新されておりまして、要望した市民から、自分たちの声が届いてうれしいというお声をお聞きいたしました。今後も、ぜひ市民のお声を大切にしてもらいたいと思います。

先ほど、美山観光について同僚議員から質問がありましたが、市長、それから課長、各地に赴かれた際に、市長におかれましては各地域に住まわれた経験もお持ちでございますが、パンフレットに掲載された本市の観光名所、これ全て回ってみられましたでしょうか。その際にどのような感想をお持ちでしたでしょうか。何か気づかれた課題等がありましたら、お答えいただきたいと思います。

○市長（永山由高君）

観光パンフレットに掲載されている場所は、恐らくほぼ全て回っているのではないかなというふうに感じます。感じたこととしては、改めて日置市の観光資源の豊かさを感じたというところがございます。

以上です。

○商工観光課長（上村裕文君）

お答えします。

主要な観光名所の方は回らせていただきました。観光客の方が何を求めているのか、日置市を初めて訪れる方の目線で観光地を訪れる必要があると感じたところです。

以上です。

○7番（是枝みゆきさん）

私も国体のときに頂いたパンフレットがございましたので、それを基に改めて回ってみました。

昨日の一般質問でも同僚議員が言われましたように、住民によって管理、寄与されている場合も非常に多いです。先日も、名所である墓地周辺道路の草刈りをしていらっしゃる地域の方々、六、七人とお会いいたしました。場所によっては地域の方々が地元観光のために設置された案内板もございました。せっかくの看板ですが、中にはかなり古くなって汚れているものや、文字が消えかかっているものもありました。観光協会とか地元の方々との連携体制はどうなっているのかをお聞きいたします。

○商工観光課長（上村裕文君）

お答えします。観光看板については、設置者が自治体、地元団体に関わらず、設置後の管理が不十分で行き届いていないものもございます。古くなった看板等については、必要に応じて関係者の方々へ連絡を取っています。

以上です。

○7番（是枝みゆきさん）

合併前に建てられたものは、既に20年以上が経過していることとなります。時々、白く塗られて何も書かれていない看板を見ることもあります。また、特に写真つきの看板では剥がれているものもあり、むしろ撤去したほうがいいんじゃないかと思われるものもございました。

反対に、ここは看板を設置してほしいと思われる場所もありました。見慣れると見落とされがちですが、看板はまちづくりの要として立てっぱなしにならないように維持管理までしっかり取り組むことは大切だと考えます。

1回目の回答で、一部では更新の要望を頂いているということと、優先順位をつけた上で補修等の対応をされているということでしたが、現在、どれくらいの補修等を考えてい

るのか、担当課のこれからの取組をお伺いいたします。

○商工観光課長（上村裕文君）

お答えします。

看板の補修等については、限られた予算で対応しているような状況でございます。まずは、掲載情報が古いものや老朽化したものを確認いたしまして、また、新設については撤去までの経費も考慮して、各種補助事業も活用しながら取り組んでまいりたいと考えております。

以上です。

○7番（是枝みゆきさん）

先ほど申し上げました白塗りになっている何も書いていない看板がちらほらと見えたわけですが、これまた今後書き直しの予定があるのでしょうか。ずっと設置していないとけない理由というのは何かあるのでしょうか、お伺いいたします。

○商工観光課長（上村裕文君）

お答えします。

掲載情報が古いものについては一部、白塗りの対応しているような箇所がございます。看板自体が老朽化しているものについては、設置の必要性も判断しながら管理していきたいということで考えております。

以上です。

○7番（是枝みゆきさん）

設置されている白い看板が、必要なのでそこに置いてあるということですか。近々また何か書かれるということでそこに設置されているのでしょうか、お伺いいたします。

○総括監（観光施設担当）（松岡政仁君）

古くなった、撤去された施設における看板等については白塗りを表示してあるというふうにお答えいたしましたけれども、今後、日置市の公共施設において、例えば、ネーミングライツ事業を行っております。そういった施設名の案内とか、そういう活用、または

各地域におきまして、その地域の史跡もしくは施設等の案内はしておりますけれども、例えば日置市になりましたので、吹上地域の空いたスペースに美山のほうの案内をすとか、江口海辺公園の案内をすとか、様々な用途が考えられますので、有効活用をこれから考えていきたいと思っております。

以上です。

○市長（永山由高君）

これは日置市に限った話ではなく、一般的に屋外広告には行政が設置しているものと民間の看板事業者さんが設置しているものがございまして、民間のいわゆる商業広告看板の中には、広告掲載期間が終わったものを白塗りにしているといったようなものもございまして、よろしければ具体的にこの白塗りについてはいかがかというような形で、具体的なご指摘を担当課のほうにいただければ、その状況について把握することができるかと思っておりますので、ご協力賜れば幸いです。

以上です。

○7番（是枝みゆきさん）

一つは、江口蓬萊館にございましたので、またご覧いただければと思っております。

市外から訪ねて来られる方々は、観光だけではなくて様々なイベントにもいらっしゃいます。市役所前広場や体育館、文化会館は多くの方々が訪れる場所になります。

5月にありました歌手の公演では、午後からの公演にも関わらず午前中から駐車場整備が始まり、10時過ぎには既に数十台の車が止まっておりました。関東、関西、全国各地から早々に歌手到着を待たれる方もいらっしゃいました。その様子を見ながら、公演までの数時間を日置市で楽しんでいただく案内やサービスが欠けているのではないかというふうなことを感じました。

以前、別な公演の開始前でしたが、徳重神社に行きたいんだがどう行くのかと、ご夫婦

に道を尋ねられた経験もあります。案外、ゆとりをもっておいでになられる方も意外と多いようです。

また、体育館もスポーツ大会や、最近ではフラゴラッドの活躍でもにぎわいを見せております。

目的地さえはっきりすれば、アプリで検索する方法もちろんありますが、日置市の大型観光マップがあれば、この町にはこんな名所やこんな店があるんだと全体像も見えてきます。

また、この次、この町を訪れて、この店に行ってみようかと、この場所に行こうかなと、もう一度来てくださるかもしれません。

先ほど1回目の回答で、屋外看板の設置については費用対効果を十分見極める必要があるとのことでした。QRコードの掲載は検討してまいりたいとの回答を頂いております。

仮に、日置市観光マップを設置した場合に、QRコードを掲示すれば、日置市のウェブサイトから各所にまつわる情報、イベントや伝統行事、体育館や文化会館の催し情報などにつながりこともできます。イベントが終わりました、試合が終わりました、その後どうするのか。そんなときに役立つのもマップ付きの大型案内板であり、立ち止まって日置市全体を感じていただく。そして、QRコードで詳しい情報を得ていただく。そんな効果を想定して提案いたしております。いかがでしょうか、検討されませんか。

○商工観光課長（上村裕文君）

お答えします。

市役所や体育館、文化会館には観光パンフレットを設置し、来訪者に対応しているような状況でございます。設置する看板にQRコードを掲載し、最新の情報を見ていただくことは非常に効果が高いと思われれます。

一方で、市役所周辺の大型案内板については、設置、維持管理費、撤去費まで費用対効

果を見極め総合的に判断する必要があると考えます。

以上です。

○7番（是枝みゆきさん）

伊集院文化会館に続けてお二人の芸能人がいらっしゃいました。近年、まれに見ないほど、ほぼ満席のにぎわいを見せていました。さすがにトークがお上手で日置市の情報をふんだんに取り入れながら、笑いを誘いながらお話をされました。

日置市長が高校球児のように若いというお話とか、オリーブの話が出てきたときは、市外から来られた私の隣に座っていらっしゃった方が、へえ、そうなんだとかなり興味を持ってくださいました。

日置市の魅力アピールという点では、このようにたくさんの方々を集める力のある大型有名人をお呼びするのも、そして大型看板とともに大きな発信力になると感じましたので提案いたしましたので、付け加えさせていただきます。

続きまして、次の（5）QRコードの掲載については、非常に効果が高いと思われるので、更新する際に検討していくと回答を頂いております。

ちなみに、日置市ホームページ掲載のかめまる館、今はお肉の直売所久多島の名称に変わっております。ウェブ検索をされる方が多いです。未更新は致命的です。更新をされましたでしょうか。

○農林水産課長・農業委員会事務局長（成田郷君）

お答えいたします。

この部分につきましては、ご指摘いただき修正いたしました。

以上です。

○7番（是枝みゆきさん）

公式ホームページは、観光に関わらず信用に関わりますので、各担当課、気持ちを抜か

ずかどうか、最新情報を更新していただきたいと思います。

続けて、(6)になります。デジタルサイネージ、これは作動していた期間はどれぐらいだったのか、また、タッチパネルはどれぐらいの人が利用したのか、その効果はどうだったのかをお伺いいたします。

○商工観光課長（上村裕文君）

お答えします。

作動していた期間は5年間ございました。タッチパネルは年間で4,000人程度の利用がございました。気象情報、イベント情報、公共交通機関や市の観光案内などを提供することができ、本市を訪れる皆様への利便性の向上につながったものと思われま

以上です。

○7番（是枝みゆきさん）

利便性の向上につながったせっかくのデジタルサイネージも、管理コストなど思わぬデメリットが発生しております。

もう一つ、観光協会の壁面、ここにも大きなパブリックビューアーが設置されております。こちらもしばらく動いておりません。原因は何なのか、なぜ故障したまま放置されているのかをお伺いいたします。

○商工観光課長（上村裕文君）

お答えします。

液晶パネルの一部が故障し、設備更新に当たっては多額の費用がかかるため、現在は稼働させていない状況です。

以上です。

○7番（是枝みゆきさん）

パブリックビューアーについて、駅を利用している高校生に聞いてみました。すると、画面が高い位置にあるので見にくくてほとんど見たことはないですというお返事が返ってまいりました。駅の改札口付近から続く階段からも残念ながら見えません。さらに道路からは植栽が伸びて画面は見えなくなっているよ

うな状態です。高額な予算で購入して、効果を期待して設置されたと思うが、パブリックビューアーの今後の活用をどのように考えているのかをお伺いいたします。

○商工観光課長（上村裕文君）

お答えします。

パブリックビューアーについては、市政情報や広告主の宣伝、観光情報の発信などを行ってまいりましたが、議員ご指摘のとおり、位置的に見づらい場所でもあります。現在故障しておりまして、更新費用及び毎年の保守費用も高額になりますので、今後につきましては再稼働は予定していません。

以上です。

○7番（是枝みゆきさん）

むしろ、駅階段前前方の壁に張られた武将隊のボードがありますが、あちらのほうははるかに迫力があるなど私は感じております。

室外のパブリックビューアーやデジタルサイネージは、管理の難しさや効果を考えると、故障したままということ、むしろ撤去という選択肢があってもよいのではないかと私は考えますが、いかがでしょうか。

○商工観光課長（上村裕文君）

お答えします。

パブリックビューアーやデジタルサイネージは、更新に当たっての多額の費用がかかってくることから、今後については撤去を検討していきたいと考えます。

以上です。

○7番（是枝みゆきさん）

今回、同僚議員と一緒に駅周辺を見て回りました。自由通路には現在17枚のボードが掲示してありますが、そのほとんどが日置武将隊によるボードです。島津義弘公に始まり、そのご夫人、家臣など9枚、そのほかにも武将にまつわるもので、「戦国武将」の文字が数え切れないほど出てきます。武将隊プロジェクトで歴史の町の発信ということは従々理解

しておりますが、少々偏りすぎではないかなと思うところです。

駅周辺には徳重神社、妙円寺など、社寺仏閣、城山公園、美山の陶芸、体験型観光地など最寄りの観光地がございます。そういった写真のボードも設置してみてもはいかがでしょうか。

また、外国の方もいらっしゃいます。北口を降りると徳重神社や文化会館、体育館方面に続きます。南口を降りると城山公園や美山へと続きます。外国語つきの分かりやすい矢印看板も設置すべきではないか、伺います。

○商工観光課長（上村裕文君）

お答えします。

自由通路の看板は、戦国島津プロジェクトの始動に合わせて設置していましたが、戦国ゆかりの地をPRする一定の効果は得たものと考えております。

今後は矢印表示などを含め、掲示の内容について一部見直しを図ってまいります。

以上です。

○7番（是枝みゆきさん）

通路のボードにQRコードをつけた看板が2枚あります。どちらもよしとし軍議場にアクセスされます。その中で、ユーチューブに飛んで、「武士になる場所がここにある」と、わくわくさせる動画が配信されているために、6月になってからですが、同僚議員と尋ねてみました。草が生い茂っておりました。とてもわくわくする気持ちにはなれませんでした。動画のイメージが崩れ去る状況となっております。

市長、課長、最近、よしとし軍議場に行かれましたか。この現状をどう把握されているかをお尋ねいたします。

○市長（永山由高君）

よしとし軍議場の中には入っておりませんが、吉利地区公民館をはじめとする吉利地区については、この5月もお伺いをいた

しております。

軍技場のエリアは、草を管理するというのが非常に手間のかかる地域でもございますので、今後どのような形で適正な管理が行えるものかということについては、やはり検討が必要だろうと考えております。

以上です。

○商工観光課長（上村裕文君）

お答えします。

4月によしとし軍議場内部及び外周りの確認を行いました。5月の中旬には、地元の方々により草刈りを実施していただいたとの報告を受けました。5月15日に現地を確認したところですが、そこから6月までの期間が空きましたので、草が伸びた状態であったと考えます。

動画のイメージを壊さないように維持管理に努めてまいりたいと考えます。

以上です。

○7番（是枝みゆきさん）

学校跡地ということもありまして、大変広い敷地でございます。管理大変だと思えますけれども、ユーチューブで配信しているならば、そのイメージを壊さない努力というのは、やはりきちんと行わなければならないのかなというふうに感じました。

さて、駅前の義弘公騎馬像です。これはシンボルとして親しまれておりまして、日置市にとってゆかり深いものでもございます。撮影スポットともなり、立ち止まる観光客や若者も大変多いです。「戦国島津ゆかりの地」と銘打っておりますが、なぜ日置市伊住院駅前に義弘公の騎馬像銅像があるのか。銅像近くに歴史をひも解く説明を、子どもたちが学習して理解できるような看板の設置をするなどの心遣いがあってもいいのではないのでしょうか。駅周辺はもっと専門家からアドバイスを受けて、魅力ある駅前通りになるように研究してほしいと思えます。市長どうでしょう

か、お伺いします。

○商工観光課長（上村裕文君）

お答えします。

義弘公騎馬像を含めた周辺の史跡の案内、説明文については、近隣には観光案内所もあることから、ご利用いただければと思います。

なお、魅力ある駅周辺の整備については、引き続き研究してまいります。

以上です。

○7番（是枝みゆきさん）

続いて、大きな2番に移らせていただきます。

観光客等の地震等危機・災害時における安全確保について、日置市防災計画にどのように示されているのかをお伺いいたします。

○総括監兼選挙管理委員会事務局長（東 純一君）

お答えいたします。

日置市地域防災計画におきましては、観光客などは要配慮者として定義されておりまして、関係各課と連携を図り、安全対策を推進することとしております。

以上です。

○7番（是枝みゆきさん）

私は防災計画書の観光客等への対策、これなかなか見つけられずに、お聞きしてやっとこれ要配慮者として明記されていることを知りました。外国人観光客及び通学者などの市外者を対象とした対策として、避難所や災害危険地区等の表示板等の多言語化を推進することや、パニック防止に努めることなどが明記されております。

それでは、（2）について2回目の質問をいたします。

1回目の回答で、「比較的、日中に人が集まる場所には高台への避難を誘導する案内板と周知が必要と考えます」と答えられましたが、比較的、日中に人が集まる場所とは、具体的にどこを考えていらっしゃるでしょうか、伺

います。

○総括監兼選挙管理委員会事務局長（東 純一君）

お答えいたします。

具体的な場所といたしましては、江口蓬莱館やサーフィンをされる方が多く集まる海岸線、あと吹上浜公園等を想定しているところでございます。

以上です。

○7番（是枝みゆきさん）

もう一つ、お伺いします。高台への避難を誘導する案内板と周知が必要と言われました。これはどこの高台を指しているのか、場所を具体的にどこを考えているのか、お尋ねいたします。

○総括監兼選挙管理委員会事務局長（東 純一君）

お答えいたします。

例えば、江口蓬莱館でございますと、今現在、指定緊急避難場所として指定されております伊作田地区公民館、そちらのほうへの誘導等になろうかと想定しております。

以上です。

○7番（是枝みゆきさん）

江口海岸一帯は、買物客やサーフィンを楽しむ方々、吹上運動公園はスポーツを楽しむ方々など、確かに多くの方が訪れている場所になります。そして、ほとんどが車で来られるところでもあります。能登半島沖地震では避難場所が分からずに、その場にとどまったり、高台に向けて車で避難しようとして渋滞が起きたりしました。

土地勘のない観光客や旅行中の方々をどのように避難させるのかは大きな課題となりました。

日置市の防災ハザードマップによりますと、津波、高波に対する指定緊急避難所は、東市来10か所、日吉11か所、吹上も同じく11か所あります。ただいま、地域の方々の

一時的な緊急避難場所として位置づけられているとの回答でございました、1回目の回答で。

現在指定されている指定緊急避難場所、これは観光客や旅行者など、通行されている方々を対象にはされていないのか、伺います。

○総括監兼選挙管理委員会事務局長（東 純一君）

お答えいたします。

地震、津波等の避難につきましては、原則、徒歩での避難となります。観光客の方々も指定緊急避難場所へ避難されることは、想定はいたしているところでございます。

○7番（是枝みゆきさん）

想定はしているというお返事を頂いたところでした。

観光客や旅行者の場合は、車を利用している場合が多くて、津波の場合、徒歩による避難とされていますが、やはり車を乗り捨てられないとか、また、一刻も早く高台に行きたいとの心理が働くのも致し方ないことだと想像いたします。

住民は、当然、避難場所もあります。出かけている人たち、この方々のことも自治体は守っていかなければなりません。

それでは、一体どこに避難すれば安全なのかということになります。多くの方々が押し寄せたときにどこが安全なのかということにもなります。

今回、防災マップとGoogleマップを頼りに、現在示されている指定緊急避難所32か所を訪ねてみました。避難場所には統一された高潮・津波災害の一般図記号、標高、小さくですが英語でも示されていました。しかしながら、海岸沿いから小高く上った場所ということから畑の真ん中であったり、中には民間の玄関先の、そう広くはない電柱付近というところもありました。建物のない広場や畑はナビでも出てこずに、とんでもない道

に誘導されたりいたしました。特に、日吉とか吹上方面は、なかなか入り口が分からない。なるほど、土地勘のない方々が、この場所にスムーズに到着できるとは、到底思えませんでした。多くは通行中の多くの車を受け入れられる場所ではありませんでした。中には、広い場所というところもスペースをとってある場所もありました。

防災計画には、平素より、要配慮者の安全を確保するための対策を推進するとあります。南北47kmに及ぶ吹上浜の多くを占める日置市における津波や高潮に対する観光客等の緊急避難場所は、比較的、日中に人が集まる場所だけではなく、270号線を走行中の旅行者、通行者も十分配慮しなければなりません。

本市では、270号線通行中の旅行者に対する防災対策はどのようなものをお考えか伺います。

○総括監兼選挙管理委員会事務局長（東 純一君）

お答えいたします。

津波・高潮の場合は海岸から早急に離れ、高台への迅速な避難が基本となりますので、今、自分がどの標高の場所にいるのか、また、避難が必要なのか、そこに留まっても大丈夫なのか、そういった判断をするということが必要であるかと考えます。通行中の方もございますけれども、まずは比較的、日中に人が集まる場所から避難誘導案内版の設置等の検討を行っていきたいというふうに考えております。

以上です。

○7番（是枝みゆきさん）

市長に伺います。高台に向けて車で避難しようとして渋滞した能登半島沖地震の課題がありますように、新たな分かりやすい指定緊急避難場所を考えなければなりませんし、道路が寸断されることを考えると複数の経路も必要だと思います。実際、災害は想像を超え

ることが起こるかもしれませんが、当初、一般質問するに当たり現在の示されている津波・高潮指定緊急避難所への誘導の周知などを考えておりましたが、やはり場所を考えると、今後分かりやすい、ある程度の敷地のあるというようなそういった場所を考えていかなければならないことが非常に多いことに気がつきました。

災害は起きる前提でどう防災対策に取り組むかが1人でも多くの命を守ることに繋がります。新たな指定緊急避難場所の設置、高台への避難を誘導する案内板と周知など多くの課題はありますが、まず、今、取り掛かなければならないことは何だとお考えでしょうか、市長のお考えをお聞きしたいと思いません。

○総括監兼選挙管理委員会事務局長（東 純一君）

お答えいたします。

先ほどもご答弁いたしましたけれども、まずは、日中に人が集まる場所、そちらへの避難誘導案内板の設置の検討、また、その上で新たな指定緊急避難場所の指定について必要があるというような検討も考えていきたいというふうに考えております。

以上です。

○市長（永山由高君）

先ほど来、担当の総括監が何度も日中に人が集まる場所というお話を申し上げておりますが、私もこれは優先度の高い話だというふうに認識をしております。現状、この指定緊急避難場所については、関係自治会の方々に検討いただいて指定をしているというところがございます。その意味においては、既存の、今、お住まいの地域の自治会の方々単位での緊急の避難先として、しっかりこれは自治会の中でご議論いただくことが非常にプロセスとして重要なことであるというふうに認識をしています。あわせて、例えば観光であった

り、一時的に日置市に訪ねてこられている方々に対して適時、適切な情報が届くための努力は必要である。その優先度の高いところは、まずは、先ほど来、総括監申し上げておりますけれども、比較的、日中に人が集まる場所、ここが最初の対応すべきところではないかと考えているところです。

△散 会

○議長（並松安文君）

以上で、本日の日程は終了しました。

なお、7月1日は、午前10時から本会議を開きます。

本日は、これで散会します。

午後4時04分散会

第 4 号 (7 月 1 日)

議事日程（第4号）

日 程	事 件 名
日程第 1	議案第46号 令和6年度日置市一般会計補正予算（第1号）
日程第 2	議案第47号 令和6年度日置市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）
日程第 3	議案第48号 令和6年度日置市国民宿舎事業特別会計補正予算（第1号）
日程第 4	議案第49号 令和6年度日置市健康交流館事業特別会計補正予算（第1号）
日程第 5	議案第50号 令和6年度日置市介護保険特別会計補正予算（第1号）
日程第 6	陳情第 3号 川内原発20年延長に関する陳情書
日程第 7	陳情第 6号 政党機関紙の庁舎内勧誘行為の実態調査を求める陳情
日程第 8	陳情第 7号 現行の健康保険証の存続に関する陳情書
日程第 9	議案第51号 令和6年度日置市一般会計補正予算（第2号）
日程第10	請願第 2号 中等度難聴高齢者の補聴器購入費助成制度の創設を求める請願書
日程第11	陳情第 8号 健康保険証の存続を求める陳情について
追加日程第1	閉会中の継続審査の申し出について
日程第12	閉会中の継続調査の申し出について
日程第13	所管事務調査結果報告について
日程第14	議員派遣の件について

本会議（7月1日）（月曜）

出席議員 19名

1番	中村清栄君	2番	欠員
3番	福田晋拓君	4番	長倉浩二君
5番	下園和己君	6番	佐多申至君
7番	是枝みゆきさん	8番	富迫克彦君
9番	重留健朗君	10番	福元悟君
11番	山口政夫君	12番	中村尉司君
13番	留盛浩一郎君	14番	黒田澄子さん
15番	下御領昭博君	16番	山口初美さん
17番	坂口洋之君	18番	漆島政人君
19番	池満涉君	20番	並松安文君

欠席議員 0名

事務局職員出席者

事務局長	山下和彦君	次長兼議事調査係長	諸正一久君
議事調査係	上田橋裕生君		

地方自治法第121条による出席者

市長	永山由高君	副市長	井多原章一君
教育長	奥善一君	総務企画部長兼総務課長	上秀人君
市民福祉部長兼市民生活課長	瀬戸口亮君	産業建設部長兼建設課長	田口悦次君
教育委員会事務局長兼教育総務課長	東正和君	消防本部消防長	福田幸記君
東市来支所長	横枕広幸君	日吉支所長	坂上誠君
吹上支所長	内山良弘君	総括監兼選挙管理委員会事務局長	東純一君
財政管財課長	小園秀作君	企画課長	園田賢一君
地域づくり課長	濱崎慎一郎君	税務課長	有島春己君
商工観光課長	上村裕文君	福祉課長	宮前美紀さん
健康保険課長	宇都敏君	こども未来課長	馬場口美宗香さん
介護保険課長	入佐好彦君	農林水産課長・農業委員会事務局長	成田郷君
農地整備課長	上勇人君	上下水道課長	神余徹君
学校教育課長	中鉢吉彦君	社会教育課長	田代誠治君

会計管理者兼会計課長
総括監（観光施設担当）

奥 田 美 穂さん
松 岡 政 仁 君

監査委員事務局長 山 下 和 彦 君

午前10時00分開議

△開 議

○議長（並松安文君）

ただいまから本日の会議を開きます。

△日程第1 議案第46号令和6年度日置市一般会計補正予算（第1号）

△日程第2 議案第47号令和6年度日置市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）

△日程第3 議案第48号令和6年度日置市国民宿舎事業特別会計補正予算（第1号）

△日程第4 議案第49号令和6年度日置市健康交流館事業特別会計補正予算（第1号）

△日程第5 議案第50号令和6年度日置市介護保険特別会計補正予算（第1号）

○議長（並松安文君）

日程第1、議案第46号令和6年度日置市一般会計補正予算（第1号）から日程第5、議案第50号令和6年度日置市介護保険特別会計補正予算（第1号）までの5件を一括議題とします。

5件について、予算審査特別委員長の報告を求めます。

〔予算審査特別委員長中村尉司君登壇〕

○予算審査特別委員長（中村尉司君）

皆様、おはようございます。ただいま議題となっております議案第46号令和6年度日置市一般会計補正予算（第1号）から議案第50号令和6年度日置市介護保険特別会計補正予算（第1号）について、予算審査特別委員会における審査の経過と結果をご報告いたします。

本案は、去る6月6日の本会議にて、予算審査特別委員会に付託され、6月18日、

19日にそれぞれ分科会を開催し、当局の説明を求め、慎重に審査が行われました。

また、吹上人工芝サッカー場トイレ建設及び旧吹上浜キャンプ村に係る部分については、文教厚生分科会と産業建設分科会で連合審査を行いました。

その結果を受けて、6月21日の予算審査特別委員会の中で分科会の報告を行い、審議いたしました。

初めに、議案第46号令和6年度日置市一般会計補正予算（第1号）についてご報告いたします。

今回の補正予算は、歳入歳出予算の総額にそれぞれ11億305万6,000円を追加し、総額を319億2,305万6,000円とするものであります。人事異動等に伴う人件費の補正、物価高騰の影響を受ける低所得者世帯や定額減税しきれないと見込まれる方を支援する事業、脱炭素の取組を先進的に実施する脱炭素先行地域づくり事業費、市道などの社会基盤整備に係る投資的経費の予算措置など、所要の予算を編成しております。

歳入についての主なものは、国庫支出金では、総務費国庫補助金における物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金及び地域脱炭素移行・再エネ推進交付金などの増額。

県支出金では、活動火山周辺地域防災営農対策事業費県補助金や、かごしまの農業未来創造支援事業費県補助金などの増額。

繰入金では、歳入歳出予算額の調整による財政調整基金繰入金や森林環境譲与税基金繰入金の増額。

諸収入では、新型コロナワクチン接種助成金やコミュニティ助成事業助成金の増額。

市債では、合併特例債の減額などになります。

歳出についての主なものは、総務費では、脱炭素先行地域づくり事業費や、ひおきとプロジェクト事業費などの増額。

民生費では、住民税均等割のみ課税世帯臨時支援給付金事業費、住民税非課税世帯臨時支援給付金事業費、調整給付事業費などの増額。

衛生費では、感染症予防接種事務費や子ども医療費助成事業費などの増額。

農林水産業費では、森林環境譲与税活用事業費や、水産物供給基盤機能保全事業費などの増額。

商工費では、森林体験交流センター管理費の増額。

土木費では、過疎対策事業の増額や土地区画整理事業などの減額。

消防費では、人事異動に伴う人件費の減額。

教育費では、吹上人工芝サッカー場トイレ建設工事に伴う体育施設管理運営費などの増額であります。

3分科会における質疑の主なものをご報告いたします。

総務課所管分では、選挙管理委員会費の共通投票所光回線通信料であるが、内訳はどの問いに、湯田地区、伊集院地区、伊集院北地区、妙円寺地区の4地区公民館分で、月額3万3,550円の9か月分であるとの答弁。

財政管財課所管分では、財産管理費の電気自動車充放電設備導入改修設計業務だが、3支所分なのか。また、電気自動車の購入計画はどの問いに、3支所分である。電気自動車は今年度も5台購入しており、今後も引き続き購入の計画であるとの答弁。

企画課所管分では、神之川大田地区の小水力発電の規模はどの問いに、発電容量は126kWを予定しており、現在稼働中の永吉地区の小水力発電が44.5kWで大体70世帯分の発電量なので、3倍くらいを供給できると考えるとの答弁。

地域づくり課所管分では、まちのコインの運用はいつからかとの問いに、スケジュールとしては、来月には商工会の理事会でも説明

をし、10月の妙円寺詣りまでには稼働をさせたいとの答弁。

商工観光課所管分では、美山陶遊館電気窯の耐用年数はどの問いに、耐用年数は一般的に25年だが、体験が非常に多く使用頻度が高いことから、故障や深夜の手作業による対応などが必要になっており、今回10年での買換えとなるとの答弁。

会計課所管分では、振込手数料の単価はどの問いに、50円から400円の間で、振込方法によって単価が変わるとの答弁。

市民生活課所管分では、マイナンバーカード申請交付事務に伴う会計年度任用職員報酬の計上となっているが、本市のマイナンバーカードの普及率はどのくらいかとの問いに、令和6年6月9日現在の交付枚数率は85.86%であり、人口に対する保有枚数率は80.9%であるとの答弁。

福祉課所管分では、新たな事業である定額減税、調整給付金支給事業について、行政機関や民間企業において多くの苦勞を強いられると思うが、税務課との調整、すり合わせなど、うまくいっているのかとの問いに、この事業は、課税情報を基に算定するため、税務課との連携を図っている。また、コールセンターを利用した市民からの問合せなどにも対応できるよう、打合せも行っているとの答弁。

子ども未来課所管分では、児童手当制度改正準備に伴う会計年度任用職員報酬の計上となっているが、制度改正の概要を伺うとの問いに、所得制限の撤廃、対象範囲が中学3年生までから高校3年生までに変更、また、第3子以降分が3万円になるとの答弁。

健康保険課所管分では、がん患者アピアランスケア支援事業の乳房補整具購入助成について、今年度から県の補助事業で、4月1日以降に新規で購入した補整具に対する助成事業であるとの説明であったが、既に購入し領収書がない方はどうなるのか。また、新規

事業となるので周知はどのように行うのかとの問いに、購入金額を確認するために、支払いの確認できる書類の提出をお願いすることになる。また、周知については、病院から情報提供をしていただいたり、県内でこの事業を実施している市町村と周知を図っていききたいとの答弁。

教育総務課・学校教育課所管分では、東市来中学校スクールバス運行委託料の変更理由は何かとの問いに、当初27人乗りの小型バスで計上していたが、転入により利用者が28人に増えたことにより、中型バスに変更する必要が生じたためであるとの答弁。

農林水産課所管分では、水産業施設管理費の工事請負費について、海上工事から陸上工事への変更に伴う補正とあるが、この詳細と財源はとの問いに、入来浜の突堤の中の一部が空洞になっているため、その空洞を直すための工事である。工事の方法としては、当初、海上に大きな船を持ってきて工事をする予定であったが、台風などの影響により、海底に土砂が堆積し、船で近づくには水深が足りなくなったため、陸上から資材を運ぶことになったための増額計上である。補正額の財源については一般財源であるとの答弁。

農地整備課所管分では、農地費のかごしまの農業未来創造支援事業とは、どのような事業であるのかとの問い、この事業は、主に国庫補助の採択に満たないような比較的小規模な農業農村整備対策について、県が事業費全体の40%を負担する事業であるとの答弁。

建設課所管分では、社会資本整備交付金の内示率が低い一方で、通学路の交通安全対策については高い内示率となる傾向が国の施策としてあるが、今後の事業運営についてどのように考えているのかとの問いに、例えば猪鹿倉線など、これまで社会資本整備交付金で整備を進めていた路線であっても、周辺に住宅ができたことで通学路としての計画に変更

するなど、交付金のメニューを変える工夫をし、対応しているとの答弁。

次に、連合審査における質疑の主なものをご報告いたします。

社会教育課所管分では、トイレ建設について、県の自然保護課との協議はどうなっているのかとの問いに、昨年1度協議を行っている。ここは運動場エリアとなっているため、具体的な図面ができ次第、再度協議を行う予定であるとの答弁。

また、キャンプ村跡に整備が計画されているパーク利用者もこのトイレを使用することになることについて、指定管理者と協議しているのかとの問いに、経費負担のこともあるので、設計ができあがった段階で詳細な協議を行う予定である。浄化槽の維持管理、光熱水費など、年間で70万円程度を想定している。浄化槽の維持管理に関する経費負担については、サッカー場の利用者が年間5万人、森林体験施設では7,000人から1万2,000人を年間見込んでいる。これをベースに考えると、施設の管理者の負担割合的には5対1程度になるが、あくまでも本市側の想定であるので、今後、両運営管理事業者と協議が必要になるとの答弁。

農林水産課所管分では、キャンプ村跡地活用について、今回の契約は10年となっているが、10年後についてはどのように見据えているのかとの問いに、今回は10年で契約するように進めているが、10年で終わりとは考えていない。10年後、新たにどのような契約の結び方ができるかについては、今後も継続して検討していきたいとの答弁。

また、駐車場については、施設の敷地内に駐車場を造るのかとの問いに、施設のところにアスファルトを敷いてまで駐車場を整備するのは、保安林という制限があるため、今の形状の中で使えるスペースを有効に使い、駐車スペースを確保することになるかと思われる

る。そのあたりも設計を含め、企業の方と話をしていければと思っているとの答弁。

関連して、これから設計するのであれば、設計の条件の中に、駐車場の整備について明確に入れて計画を進めたらどうかとの問いに、相手方の設計について、今の意見も踏まえて協議していきたい。また、大型バスで来られた際の駐車スペースについても、周辺の駐車場などの利活用を含め、早急に検討するとの答弁。

なお、駐車スペースについては、後日、担当課から、設計条件の中に駐車スペースを確保することを相手方とも確認できた旨の報告がありました。

分科会の報告が終了し、特別委員会にて質疑を行ったところ、委員より、湯之元駅バリアフリー化の設計はいつ頃できて、工事の完了はいつになるのかとの質疑はなかったかとの問いに、令和6年度中にJR九州が現地に来て現場を確認して、その上で設計をし、令和7年度に工事を着工するとの説明があったとの答弁。

ほかにも質疑がありましたが、分科会長の報告で了承し、質疑を終了。

その後、委員より、議案第46号令和6年度日置市一般会計補正予算（第1号）に対して、修正動議が提出されました。

6款2項2目林業振興費の18節負担金補助及び交付金で、旧吹上浜キャンプ村に民間事業者から提案があったアドベンチャー施設整備に対するもので、市が森林環境譲与税を活用して6,500万円を負担する予算と、施設整備に伴う旧吹上浜キャンプ村のテント台座の撤去費用である1目林業総務費の14節工事請負費で173万6,000円を減額するものです。

提案理由について説明を求めたところ、1つ、市木であるクロマツにワイヤーを張り巡らせる行為について、松林保護への問題意

識を感じる市民も多い。

2つ、整備予定のアドベンチャー施設は、利用料金がとても高く、市民が気軽に利用できる施設ではない。

3つ、利用者の多くが日帰りの市外利用者と思われ、市が想定している地域活性化や、周辺エリアの資産価値の向上もほとんど見込めない。

また、土日に人が集中することで、迷子やごみの散乱、交通渋滞など、今でも抱えている課題は拡大することが予想される。

その施設整備に、当初予算分も合わせ、市が7,000万円を負担することはとても理解できない。森林環境譲与税で負担するといっても、その原資は住民が納めた血税であり、住民から預かった税金なので、住民の理解も得られない。

4つ、キャンプ村跡地周辺は、豊かな自然環境に恵まれており、海岸線も含め散策道を整備すれば、平日でも人が触れ合い行き交うことで、拉致事件の負のイメージも払拭され、活気も出てくると思われる。

また、キャンプを楽しむ個人や家族が増えてきている。お金を出して撤去するのではなく、一部区間を利用した再活用の余地もあったと考えるが、ほかの活用策との比較検討も含め十分に熟考された様子もなく、提案ありきで拙速に決定された印象が強い。

5つ、本市の貴重な地域資源でもある吹上浜海岸線に樹勢する松林の森林環境保全など、森林環境譲与税を活用して解決すべき課題も多く、今回アドベンチャー施設整備に負担することより、はるかに優先度が高いとの説明がありました。

説明が終了し、修正案に対する質疑を行ったところ、委員より、キャンプ場を再開せず、なぜ今回の施設なのかとのことだが、そもそも、なぜキャンプ村が閉鎖に至ったと考えるかとの問いに、キャンプ村の利用者が少なく、

財政運営上そのまま維持していくことが困難であったためだと認識している。全てを再開するのではなく、一部を活用して再開する余地があったのではとの考えからであるとの答弁。

また、クロマツにワイヤーを張り巡らせることで、松林保護への問題意識を感じるとのことだが、樹木に直接ワイヤーを巻くという認識かとの問いに、南九州市や曾於市にある同施設で現場を確認してきたが、保護帯をつけてワイヤーを巻いてあった。しかし、地元の人間としては、キャンプ村跡地周辺の松を、何世代にもわたって地域の方々が保護してきた経緯を見ているので、保護の観点から問題意識を感じるとの答弁。

ほかにも質疑がありましたが、提案者の説明で了承し、質疑を終了。

自由討議終了後、討論に付したところ、初めに、修正案については理解できる部分もあるが、サウンディング調査をかけてもうまういかなかったという経緯もあり、今回、このアドベンチャー施設がスタートすることで、松林をそのまま生かした吹上浜公園内の整備より、関係人口の創出や日置市一帯の観光への相乗効果も十分期待できると考える。また、若い方々がここに来られるまでのアクセスなど、様々な整備が今後進んでいくことに期待するとの理由による賛成討論がありました。

次に、マイナンバーカード更新手続に伴う会計年度任用職員の増額について、国が進める政策ではあるが、システム障害や情報漏れなどトラブルがあり、制度そのものに反対する。また、森林環境譲与税を活用しての森林体験施設は、高い利用料金で、市民が気軽に何回も利用できる施設ではないと考える。森林環境譲与税の活用として、鳥獣被害や森林保全のため、林道などの維持管理を優先すべきであるとの理由による原案及び修正案に反対の討論がありました。

また、まず、キャンプ村跡地の施設については、吹上地域は日置市の中で人口減少率が一番高いが、このような施設ができることで交流人口が増え、市内の飲食店なども潤うのではないかと考える。また、松林についても、現在閉鎖されている九州自然歩道などが、人が増えて活用される可能性もあると考える。マイナンバーカードについては、日置市で80%以上の普及率で、今後、マイナ保険証の導入など利便性が高まっていくと考えると賛成討論がありました。

採択に入り、初めに修正案の採択を行った結果、賛成少数で否決すべきものと決定しました。

その原案について採決を行った結果、議案第46号令和6年度日置市一般会計補正予算（第1号）につきましては、賛成多数で原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議案第47号令和6年度日置市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）についてご報告いたします。

歳入歳出予算の総額にそれぞれ5万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ59億4,592万9,000円とするものであります。

歳入歳出それぞれ、会計年度任用職員人件費に伴う増額になります。

質疑の主なものをご報告いたします。

国保ヘルスアップ事業費の会計年度任用職員の雇用日数を変更した理由は何かとの問いに、会計年度任用職員を募集するが、なかなか応募がないため、任用中の会計年度任用職員の日数を増やしたことによるものであるとの答弁。

ほかにも質疑はなく、当局の説明で了承し、質疑を終了。

特別委員会にて報告を行った後、討論に付しましたが討論はなく、採決の結果、議案第47号令和6年度日置市国民健康保険特別会

計補正予算（第1号）については、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議案第48号令和6年度日置市国民宿舎事業特別会計補正予算（第1号）について、ご報告いたします。

歳入歳出予算の総額にそれぞれ284万円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ1億9,492万1,000円とするものであります。

歳入の主なものは、雇用保険料や一般会計繰入金の減額補正になります。

歳出の主なものは、人材派遣に係る業務委託料の増額と会計年度任用職員人件費の減額になります。

質疑の主なものをご報告いたします。

運営においては、人材派遣会社に頼らないといけないのかとの問いに、予約を受けていた同窓会や大きな宴会などの人材を補うためには、人材派遣会社に頼らざるを得ないとの答弁。

ほかにも質疑がありましたが、当局の説明で了承し、質疑を終了。

特別委員会にて報告を行った後、討論に付しましたが討論はなく、採決の結果、議案第48号令和6年度日置市国民宿舎事業特別会計補正予算（第1号）については、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議案第49号令和6年度日置市健康交流館事業特別会計補正予算（第1号）について、ご報告いたします。

歳入歳出予算からそれぞれ32万2,000円を増額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ9,570万2,000円とするものであります。

歳入の主なものは、一般会計繰入金の増額になります。

歳出の主なものは、会計年度任用職員人件

費の増額になります。

当局の説明の後、質疑を行いました但質疑はなく、当局の説明で了承し、質疑を終了。

特別委員会にて報告を行った後、討論に付しましたが討論はなく、採決の結果、議案第49号令和6年度日置市健康交流館事業特別会計補正予算（第1号）については、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定しました。

最後に、議案第50号令和6年度日置市介護保険特別会計補正予算（第1号）について、ご報告いたします。

歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ3,984万8,000円を増額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ57億6,302万1,000円とするものであります。

歳入の主なものは、繰入金で、その他繰入金として、事業費の変更に伴う増額補正。繰越金では、前年度繰越金見込みに伴う増額補正であります。

歳出の主なものは、介護認定審査会及び訪問調査のペーパーレス化に伴うタブレット導入費用。支払基金交付金の前年度精算に伴う償還金の増額補正であります。

質疑の主なものをご報告いたします。

デジタル田園都市国家構想交付金を活用した、介護認定審査会及び訪問調査時に使用するタブレット購入について、ペーパーレス化、審査会の遠隔開催、調査時間の短縮など、効率的な業務を行うことができるとの説明であったが、具体的にどのような内容になるのかとの問いに、現在8合議体で認定審査会を行っており、うち1合議体で遠隔開催を行っている。審査会場までの移動時間がかからないことや、審査会が30分前倒して始められること。また、費用弁償も発生しないことから、費用対効果も期待できるとの答弁。

ほかにも質疑がありましたが、当局の説明

で了承し、質疑を終了。

特別委員会にて報告を行った後、討論に付しましたが討論はなく、採決の結果、議案第50号令和6年度日置市介護保険特別会計補正予算（第1号）については、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定しました。

以上で、予算審査特別委員会の報告を終わります。

○議長（並松安文君）

これから、5件の委員長報告に対する質疑を一括して行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（並松安文君）

質疑なしと認めます。

これから、議案第46号から議案第50号までの5件について、一括して討論を行います。

発言通告がありますので、まず議案第46号に対する山口初美議員の反対討論の発言を許可します。

○16番（山口初美さん）

私は、議案第46号令和6年度日置市一般会計補正予算（第1号）に対する反対討論を行います。

この予算の中の2点について申し上げます。

1点目は、市民生活課所管のマイナンバーカード申請交付事務に関して、会計年度任用職員報酬が計上されております。この点、私は認めることができません。私は、マイナンバーカード制度そのものに問題があると申し上げ、これまでも反対討論させていただいております。

国が進める政策ではありますが、システム障害や情報漏れなどの度重なるトラブルがあり、国民の信用はがた落ちです。マイナンバーカードの取得は任意なので、カードを作らない、持たないと決めている人もいます。本市でもマイナンバーカード取得率は80%を超えております。もちろん、マイナンバー

カードは本人確認書類として有効ですが、しかしこのままでは、マイナンバーカードがないと、あなたは誰と疑われたり、自分を自分で証明できない、そんな社会になってしまいます。そんな薄ら寒い社会でいいのでしょうか。マイナンバーカードによる国の狙いは、徴税の強化と国民統制です。一つの番号であらゆる情報がつながり、利便性が高まる一方で、情報漏れのリスクは高まるばかりです。

もう1点は、森林環境譲与税を活用した森林体験施設、旧吹上浜キャンプ村有効活用民間提案制度に係る施設整備の7,000万円が予算が計上されておりますが、今後、施設整備約5年ほどで総額1億8,000万円との説明がありました。

私も吹上浜の旧キャンプ村跡地が活用されることには期待もしますし、大変うれしくも受け止めておりますが、今市民が困っていることの中に、イノシシや鹿をはじめ、タヌキ、アナグマ、イタチ、キツネ、テンなど、本来山にいるはず、山にいるべき獣たち、野生の動物たちが畑や田んぼを荒らすということがあります。食べ物を探して里に出てくる、せっかく植えた農作物が荒らされて、農業を続ける意欲を失ってしまいかねない、こんなことがあるわけです。

山の整備、森の保全に、また、林道の維持管理などに取り組むことが急がれると私は感じています。困っている人たちを早く安心して農業ができるようにしなくてははいけません。森林環境を守ることが優先した予算の使い方が求められているのではないのでしょうか。森林環境譲与税の活用は、やはり困っている市民を助ける、そういうことに使うべきだと考えます。市民が苦勞をして納めた税金の使い道です。本当に困っていることを優先して使うべきだというふうに私は考えております。

そして、また、この予算は民設民営と言われておりますが、実際は市がお金を出します。

設計料をはじめ、施設整備などには、みんなが苦勞して新たに今年から納めているこの森林環境譲与税が充てられます。

また、入場料の売上げの中から、5%が賃貸料として市に入るといような説明がございましたが、5%は安すぎるのではないかとの意見もありました。この会社はまた、この施設内での事故など一切責任を負わないと明言されております。これを認めて契約をすることには、やはり疑問を感じるというような声もあります。広い松林の自然をそのまま残すということで、フェンスなどで囲うようなことはしないということでありましたが、安全面でも不安が残るところでございます。

また、入場料が庶民の暮らしにしてはやはり高すぎるような、そういうご意見もありました。

以上を申し上げまして、なかなか市民の理解を得るといのは難しいと考えまして、以上、反対討論とさせていただきます。

○議長（並松安文君）

次に、議案第46号に対する福田晋拓議員の賛成討論の発言を許可します。

○3番（福田晋拓君）

私は、議案第46号令和6年度日置市一般会計補正予算（第1号）について、賛成の立場で討論いたします。

マイナンバーカードは、日置市では人口の8割以上に普及をしているわけですが、このマイナンバーカードを保険証として利用すると、就職、転職、引越し時などにも作り替えることなく使えたり、確定申告の医療費控除が簡単にできたり、高額費医療の限度額を超える支払いが免除されるなど、様々なメリットがあります。

また、マイナンバーカードには、プライバシー性の高い個人情報記録されないほか、偽造防止にも対応したセキュリティー対策など、安全な制度運営に向けて、国もいろいろ

取り組んでいるところであります。

私たち、マイナンバーカードを使う際には、有効期限前の更新や紛失等に注意する必要はあるものの、それ以外にも、マイナ保険証以外にも、本人確認証として使用したり、コンビニ等でいつでも住民票や印鑑証明などの公的な証明書を取得できるなど、利便性は住民サービスの向上につながっていると考えます。

また、日置市の主木であるクロマツを生かした吹上のキャンプ村跡地のアドベンチャー施設への活用については、経験豊かな民間に経営を委ねて地元雇用を増やす。これは吹上地域の、ひいては日置市全体の活性化にもつながる可能性を秘めていると考えます。

特に、この人口減少が著しい吹上地域については、交流人口や関係人口の増加というのは商売につながり、地域の本当に希望でございます。この日本一の吹上砂丘に、日本を代表するようなアドベンチャー施設にもなり得る施設だと思えますし、今後インバウンド等を見越しても、このような自然を生かした施設というのは非常に魅力的であると考えます。

このように、適正かつ効率的で評価できるものであり、議案第46号令和6年度日置市一般会計補正予算（第1号）について、可決すべきものと申し上げ、賛成討論といたします。

○議長（並松安文君）

次に、議案第46号に対する漆島政人議員の反対討論の発言を許可します。

○18番（漆島政人君）

議案第46号令和6年度日置市一般会計補正予算（第1号）について、反対の立場で討論いたします。

補正予算の中には、住民生活に必要な予算も多く含まれていますので、安易に反対できないことは重々承知しています。そのため、さきに開催されました予算審査特別委員会において、問題を感じる部分を減額した修正案

を提出させていただきましたが、否決されましたので、反対討論をさせていただくことになりました。このことについてはご理解を頂きたいと思います。

それでは、反対理由について申し上げたいと思います。

6款2項2目林業振興費の中の18節負担金補助交付金の中に、吹上キャンプ村跡地に、民間事業者から提案があったアドベンチャー施設を整備するのに、市が森林環境譲与税を活用して6,500万円を負担する予算が計上されています。

また、その施設整備に伴って、吹上キャンプ村時代使用されたテント台座の撤去費用として、173万6,000円も計上されています。この2点が納得できない部分です。

その理由として、1点目は、アドベンチャー施設は森林学習の提供の場でもあると説明をされましたが、それ以前に、クロマツは市木でもあり、長年地域とともに大事に保護されてきた経緯があります。その大事なクロマツにワイヤーを巻き、張り巡らす行為は、松林保護の観点から問題を感じます。

2点目は、整備予定のアドベンチャー施設は利用料金がとても高く、市民が気軽に利用できる施設ではないことから、住民福祉につながる可能性も極めて低いと思われます。

3点目は、利用者の多くは日帰りの市外利用者だと思われます。したがって、市が想定している地域活性化や、周辺エリアの資産価値の向上につながる可能性につきましても、今までの実績で分かるように、ほとんど見込めないと考えられます。

それより、土日にも人が集中することで、迷子やごみの散乱、交通渋滞など、今抱えている課題はさらに拡大することが予想されます。その施設整備に、当初予算分も合わせ、市が7,000万円を負担することはとても理解できません。

4点目は、キャンプ村跡地周辺は豊かな自然環境に恵まれています。海岸線も含め、その中を家族連れやグループでウォーキングできる散策道でも整備すれば、平日でも人が触れ合い行き交うことで、拉致事件等の負のイメージも払拭され、活気も出てきます。

また、今キャンプを楽しむ個人や家族も増えています。場所的にも最適です。お金を出して撤去ではなく、一部区間を活用した再利用の余地もあったと考えます。これらの整備は、投資額も少なく、住民の健康福祉や観光振興につながる可能性も高いです。それと同時に、自然環境保護への意識も高まると思われます。

したがって、キャンプ村跡地の活用策については、市民にとって効果的な活用策はほかにないか、様々な選択肢の中で、再度十分に検討する必要があると考えます。

そのほか、日置市内には人工林の面積も多く、森林環境譲与税を活用して、解決、改善すべき課題は多くあると認識しています。

その一つが、現在、その人工林を県外事業者が購入し、伐採している箇所が日置市内でも多く見られ、伐採後は山肌が露出し、少しの雨でも山地災害に発展する可能性が非常に高くなっています。

したがって、伐採後の再植林から、災害抑制効果が得られるまでの管理体制への対応など、これが喫緊の課題となっています。

また、人工林を適正に管理していくためには、地場産木材の育成から消費・再植林に至るまで、日置市内で木材が流通・循環する経営モデルの開発も必要だと認識しています。

そのほか、本市の貴重な地域資源でもあります吹上浜海岸線に自生する松林の松くい虫被害拡大防止及び日置市内の景勝地や史跡等の森林環境保全も森林環境譲与税を活用して解決すべき課題であり、この活用に関する優先順位は、今回のアドベンチャー施設整備に

負担することより、はるかに優先順位が高いと認識しています。

したがって、森林環境譲与税の活用の在り方及び優先順位につきましても、再度十分に検討する必要があると考えます。

以上の理由により、令和6年度日置市一般会計補正予算（第1号）に対する反対討論いたします。

以上で、反対討論を終わります。

○議長（並松安文君）

次に、議案第46号に対する是枝みゆき議員の賛成討論の発言を許可します。

○7番（是枝みゆきさん）

ただいま議題となっております議案第46号令和6年度日置市一般会計補正予算（第1号）について、賛成の立場で討論いたします。

森林環境税は、令和6年度から個人住民税均等割の枠組みを用いて、国税として1人年額1,000円を市町村が賦課徴収するものです。森林整備のために必要な費用を、国民一人一人が広く等しく負担を分担して、森林を支える仕組みとなっております。

今回、旧吹上浜キャンプ村に、自然共生型のアウトドアアクティビティを全国展開する有限会社パシフィックネットワークが名乗りを挙げ、森林環境譲与税を活用した補正予算6,500万円が計上されました。

フォレストアドベンチャーの特徴は、森林を森林のまま最大限に生かし、支障木等については適正に間伐を行い、森林本来が持っている環境をよみがえらせるところにあります。

平成26年閉鎖以降、活用されていなかった旧吹上浜キャンプ村の地形と群生するクロマツを生かし、自然と調和した施設設計をすることで、人々が木々と触れ合いながら、動物や鳥と同じ目線で森に親しみ、日常では味わうことのできない冒険体験を満喫できる自然共生型が魅力となっております。既存のジ

ョギングコースやサイクリングロードのさらなる価値を見出せる可能性も見えてまいります。吹上浜を臨む広い面積を備えていることから、県内外の既存施設とは一味違う強みもございます。

利用者層は家族連れや若い方々、そして一定の人数の利用が可能なことから、小中学校の校外学習や団体貸切り、企業研修の受入れもでき、関係人口創出につながるものと考えます。

本市では、「心も体も健康に。ウェルネスのまち吹上」のコンセプトを掲げ、現在、吹上エリアの活用策として、サウンディング型市場調査を進めております。国民宿舎事業の廃止に当たっては、観光日置市のともしびを消さないでほしいとの住民の方々の陳情が提出された経緯もあり、観光・スポーツ活性化に伴う地域振興は、本市にとって必要であると考えます。

今回、私は曾於市にある類似施設を見学し、調査をしてまいりました。そこでは多くの団体利用の実績がありました。学校単位など一度に入場できない場合は、同時間に他市の観光行程を組み、時間をずらしながら体験をされるということでした。

日置市の場合は、同時間に日置市内名所の周遊や陶芸、武将体験など、学習体験の場は数多くあります。また、アドベンチャー利用後には周辺に温泉施設もあり、日置市一帯の観光への相乗効果も十分期待できると考えます。

整備された森林に人が集まり、ビジネスとして雇用が生まれ、人が訪れるための公共交通の整備や野外キャンプ等も含めた宿泊施設建設等へ可能性を広げ、吹上エリア、そして日置市の魅力向上の呼び水になり得ると期待いたしまして、議案第46号令和6年度日置市一般会計補正予算（第1号）の賛成討論いたします。

○議長（並松安文君）

ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（並松安文君）

討論なしと認めます。

これから、議案第46号から議案第50号までの5件を採決します。この採決は、議案等採決区分表の採決順位により行います。

それでは、まず、採決順位第1の議案第47号から議案第50号までの4件を採決します。

お諮りします。4件に対する委員長の報告は可決です。委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（並松安文君）

異議なしと認めます。したがって、採決順位第1の議案第47号から議案第50号までの4件の議案は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、採決順位第2の議案第46号を採決します。この採決は、起立判決に代わり電子表決により行います。

本案について、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は賛成のボタンを、反対の方は反対のボタンを押してください。

〔電子表決〕

○議長（並松安文君）

ボタンの押し忘れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（並松安文君）

採決を確定します。賛成多数です。したがって、議案第46号令和6年度日置市一般会計補正予算（第1号）については、委員長の報告のとおり可決されました。

△日程第6 陳情第3号川内原発20年延長に関する陳情書

△日程第7 陳情第6号政党機関紙の庁

舎内勧誘行為の実態調査を求める陳情

○議長（並松安文君）

日程第6、陳情第3号川内原発20年延長に関する陳情書及び日程第7、陳情第6号政党機関紙の庁舎内勧誘行為の実態調査を求める陳情の2件について一括議題とします。

2件について、総務企画常任委員長の報告を求めます。

〔総務企画常任委員長重留健朗君登壇〕

○総務企画常任委員長（重留健朗君）

ただいま議題となっております陳情第3号川内原発20年延長に関する陳情書について、総務企画常任委員会における審査の経過と結果についてご報告します。

本陳情は、日置市日吉町日置、黒岩廣樹氏より提出され、令和6年3月議会の2月21日の本会議において本委員会に付託され、2月26日に委員全員出席の下、委員会を開催いたしました。

陳情項目の内容としまして、原発事故の脅威が改めて能登半島地震で明らかになりました。川内原発の基準地震動687Galを超える震度6弱以上の地震が起きないという完全な保証がない限り、川内原発の20年延長に反対する決議と鹿児島県・薩摩川内市・九州電力・原子力規制委員会へ、20年延長に関する各種決定の白紙撤回を求める内容であります。

理由としまして、能登半島地震が発生し、マグニチュード7.6、震度7に活断層がおよそ150km以上にわたって連動したとされます。能登半島には北陸電力・志賀原発がありますが、北陸電力はそのような活断層の存在を把握していなかったとし、原発の耐震設計にも反映していなかった。

今回の大地震では、60か所の崖崩れや無数の倒壊家屋によって道路は寸断され、多くの集落が孤立しました。川内原発の避難計画

が絵に描いた餅に過ぎないことを白日の下にさらしました。

川内原発付近には、甕断層、甕海峡中央断層の存在が明らかです。地震調査委員会は、この断層が川内原発直近に伸びる可能性も指摘しております。熊本大学名誉教授は、川内原発付近に中央構造線活断層帯の存在も証明しております。

川内原発は、2号機があと2年余り、1号機が7年余りで、使用済燃料プールの管理容量を超えます。1・2号機のプールの共用で当座をしのごますが、それでも約6年で使用できなくなります。

多くの問題を抱えた川内原発を、震度6以上の地震が襲わないという確証がないままの20年延長に対して反対してくださいといった内容であります。

今回、陳情者が傍聴にお見えでしたので、休憩中にご意見をお聞きした後、自由討議を行いました。

自由討議では、各委員より、川内原発設計士の方が施設の耐震性に疑問を呈しているという記事を見た。これは慎重に審議すべきではないか。また、性急に結論を出すのではなく、慎重に資料も参考にしながらの審議をしたほうがいい。原発問題は、立地市の薩摩川内市の意向が一番大事である。そこを差し置いて、日置市が判断するのは抵抗がある。ほかの自治体の動向を見ていくべきであるなどと意見が出ました。

自由討議後、採決の結果、陳情第3号川内原発20年延長に関する陳情書については、令和6年3月議会において、継続審査とすべきものと決定いたしました。

その後、去る5月9日に委員全員出席の下、委員会を開催しました。

自由討議では、各委員より、鹿児島市も審議未了で廃案である。近隣の市町村も不採択であった。不採択理由として、原発を廃止し

た残りの電力を何で供給するのか、何の対案もない。私たちが何を提案できるかと言えば、確かに手放しでは賛成できない。安全対策は万全にしないといけない。言われるように、活断層のことも調査して、それに対する強度補強をしていかなければならないなど意見がありました。

自由討議後、討論に付したところ、川内原発の20年延長に不安の声がある。特に老朽化した40年を超える原発施設については、一刻も早く停止すべきであるとの賛成討論があり、採決の結果、陳情第3号川内原発20年延長に関する陳情書については、賛成少数で不採択すべきものと決定いたしました。

以上で、総務企画常任委員会での審査の経過と結果の報告を終わります。

続きまして、ただいま議題となっております陳情第6号政党機関紙の庁舎内勧誘行為の実態調査を求める陳情について、総務企画常任委員会における審査と経過と結果を報告します。

本陳情は、日置市伊集院町郡、西川裕子氏より提出され、6月6日の本会議において本委員会に付託され、6月18日に委員全員出席の下、委員会を開催し、所管課である財政管財課に出席と説明を求め、その後、質疑、討論、採決を行いました。

陳情項目の内容としましては、全国市区町村の庁舎内で、政党機関紙の勧誘・配達・集金が無許可で行われていることが問題となっており、鹿児島県では、霧島市で、庁舎内における勧誘・配達・集金の自粛を求める陳情書が採択されています。

鹿児島県霧島市の調査結果は、管理職の9割もが勤務時間中に勧誘され、購読を断れず、庁舎内で集金や配達に応じている実態が浮き彫りになっております。

日置市役所においても、職員が庁舎内で政党機関紙を勧誘されたり、その際に心理的な

圧力を感じたという実態が本当でないかどうかを、職員に寄り添って調査・確認をするよう行政に求めてください。仮に心理的圧力を受けた職員がおられた場合には、適切に対応してくださいといった内容等であります。

次に、所管課の財政管財課から、本市の現状等について説明を求め、その内容について質疑を行いましたので、主なものをご報告いたします。

委員より、庁舎内での物品の販売等はどうなっているのかとの問いに、物品の販売等については、あらかじめ、庁舎管理者の許可を受けなければならない。本庁舎では、財政管財課長がその管理者、支所にあつては地域振興課長となっており、申請を出していただいて、就業時間外や休憩の時間に許可を出すことになっているとの答弁。

また、本庁支所で、政党機関紙を何名購入しているか把握しているかとの問いに、今回は、政党機関紙ということで、新聞と雑誌があると確認している。本庁が17名、東市来支所が2名、日吉支所が1名、吹上支所が2名、合計で22名が新聞を購読していることを把握している。このことについては、陳情書が届いた後、各担当課長に確認を取ったところである。しかしながら、陳情書にある心理的な部分については確認はしていないとの答弁。

陳情書の趣旨として、圧力を感じているという部分が一番大切である。霧島市のアンケートでは、9割の管理職の方が勤務時間中に勧誘され、圧力を感じている具体的な数字も出ているが、本市の状況はとの問いに、仮に圧力がかかっている行為があると、職員の相談窓口には何かしらの相談があると思うが、現在のところ、そのような相談は受けていない状況であるとの答弁。

また、集金の業務について制限がかけられるのかとの問いに、執務中は基本的にお断り

するのが原則である。どのような場合でも、申請を頂くのが庁舎管理上は基本であるので、集金についても、休憩時間中や執務終了後であれば問題ないとの答弁。

そのほかにも質疑はありましたが、当局の説明で了承し、質疑を終了。

自由討議後、討論に付したところ、担当課の説明で、既に調査を実施し、購読者が22名と示された。また、許可を得れば集金や配達もできるということから、これ以上の調査は必要ないとの反対討論がありました。

採決の結果、陳情第6号政党機関紙の庁舎内勧誘行為の実態調査を求める陳情については、賛成多数で採択すべきものと決定いたしました。

以上で、総務企画常任委員会の経過と結果の報告を終わります。

○議長（並松安文君）

ここでしばらく休憩します。次の会議を11時20分とします。

午前11時07分休憩

午前11時20分開議

○議長（並松安文君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

これから、2件の委員長報告に対する質疑を一括して行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（並松安文君）

質疑なしと認めます。

これから、陳情第3号について討論を行います。

発言通告がありますので、山口初美議員の賛成討論の発言を許可します。

○16番（山口初美さん）

私は、陳情第3号川内原発の20年運転延長に関する陳情の趣旨に賛成の立場で討論を行います。

川内原発をあと20年延長して運転するこ

とを、私はこのまま許すわけにはいきません。川内原発から30km圏内に日置市民の約2万7,000人が暮らしています。もし川内原発で事故が起これば、被害を受けるのは私たちです。福島原発事故で、原発は人の手には負えないということが示されました。運転開始から40年の老朽化した川内原発は、早く止めて廃炉にするべきです。日置市民の安心安全の暮らしの願いは脱原発です。原発ゼロです。地震大国日本において、安全な原発などありません。

今年1月1日に発生した能登半島地震でも、家屋の倒壊や断水、停電などで、自宅待機などとてもできないことが明らかになりました。

また、道路は寸断され、液状化や陥没、樹木が倒れたり、崖崩れなどで道がふさがれたり、避難もできないことが証明されました。危険な原発をあと20年も延長して動かすなど、認めることはできません。

また、核燃料の廃棄物処理水のプールは、あと数年で満杯です。延長すればこれも増え続けます。どうするつもりでしょう。

そして、この受入先もどこにもありません。このままでは、薩摩川内市が最終処分場になってしまいます。未来の子どもたちに、本当に安心して暮らせるふるさとを手渡すために、川内原発の20年運転延長など、私は認めることはできません。この陳情は採択すべきと考えます。

以上、賛成討論といたします。

○議長（並松安文君）

次に、福元悟議員の反対討論の発言を許可します。

○10番（福元 悟君）

陳情第3号川内原発20年延長に関する陳情についてを、私は不採択の立場で討論いたします。

さきの総務常任委員会で、再稼働20年延長は認めないでほしいと陳情者は直接訴えら

れたところでありましたが、原発立地自治体である薩摩川内市議会と鹿児島県議会は、さきの12月定例議会でこの陳情を不採択としております。

薩摩川内市は、原発稼働における地域経済の振興や、関連する企業などの雇用に影響していくことも大きな判断によるものと思われませんが、鹿児島県議会におきましては、国の原子力規制委員会が期間延長を許可していることを踏まえて、さらに原子力規制庁や九電からの参考人を招致し、審議を重ね決定されたと認識をいたしております。

一方で、先日から、本日も今日も南日本新聞により、川内原発を考える記事が掲載されておりますが、原子力規制委員会は20年延長について、昨年11月に既に許可していることでもあります。福島の原発事故を踏まえて定めた新規制基準の下で、原子炉格納容器や構造物等の劣化状況を審査し、決定されたことが伺えます。

周辺自治体の日置市といたしましては、安全性の不安や地震等による偶発的な災害を憂慮することまで解消できたものとは、市民の誰も考えてはおりませんが、しかしながら、近年、地球温暖化に伴う自然環境の変化が大きくなっていくように感じている中、ゼロカーボン社会の実現が世界に求められていること。

また、化石燃料などを輸入に依存している我が国の現状を考えると、国策としてもあり、容認せざるを得ないものと考えます。

九州電力には、この機会に、引き続き、市民への正確な情報提供や、自治体との連携、徹底した安全管理を求めて、この陳情には反対とするものであります。

○議長（並松安文君）

次に、坂口洋之議員の賛成討論の発言を許可します。

○17番（坂口洋之君）

陳情第3号川内原発20年延長について、賛成の立場で討論いたします。

川内原発1号機が7月3日に40年延長の期限を迎え、7月4日から20年延長が実施されます。

今年1月1日の能登半島地震においても、活断層が当初予測と異なり、志賀原発の近くで大きな地震が発生しました。石川県輪島市や珠洲市では、地震により道路が寸断され、避難できない状況が発生しました。南海トラフ首都直下型の地震は、いつ発生するか分かりません。川内原発の周辺部の活断層も危険なリスクがあります。老朽化原発は危険であり、20年延長は認めるわけにはなりません。

よって、この陳情書の趣旨に賛同し、陳情に賛成といたします。

○議長（並松安文君）

ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（並松安文君）

討論なしと認めます。

これから陳情第3号を採決します。この採決は電子表決により行います。

本件に対する委員長の報告は不採択です。したがって、原案について採決いたします。

陳情第3号を採択することに賛成の方は賛成のボタンを、反対の方は反対のボタンを押してください。

〔電子表決〕

○議長（並松安文君）

ボタンの押し忘れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（並松安文君）

採決を確定します。賛成少数です。したがって、陳情第3号川内原発20年延長に関する陳情書は、不採択することに決定しました。

次に、陳情第6号について討論を行います。発言通告がありますので、坂口洋之議員の反

対討論の発言を許可します。

○17番（坂口洋之君）

陳情第6号政党機関紙の庁舎内勧誘行為の実態調査を求める陳情書について、反対の立場で討論いたします。

まず、この陳情書についての趣旨は、政党機関紙を勧誘されたり、その際に心理的な圧力を感じたか、その実態調査を実施してほしいとの趣旨であります。

本市においても、政党機関紙の勧誘がなされている実態については、さきの総務常任委員会の中で総務部長から報告があり、許可を得れば法的には問題がないが、許可が必要である。特に、職員からの苦情がない。現在22名の職員が購読されているとの報告がありました。

鹿児島県内の状況を見ますと、霧島市議会では、2名の議員が年度初めに管理職を中心に勧誘がなされ、管理職の9割以上が購読し、7割以上の56人が議員から圧力を感じるという実態があり、その点については問題視すべきではあります。

この陳情書の趣旨である、市役所内の政党機関紙の勧誘による購読については、ほかの議員からも指摘があり、また、政治的中立性を問題視されている事実もあります。購読意思があり購読される事例については、許可を得て、勤務時間外については認めるべきではありますが、政党機関紙の市役所内での職員の勧誘での購読については、市役所内の政治的な中立が指摘された以上、今後自粛すべきであると私は考えます。

しかし、今回の陳情の趣旨を本市が調べた中では、政党機関紙の購読者が22名であり、購読者数については調査済みである。管理職の多くが購読され、強いお願いで購読されている状況ではない。よって、個々の調査は必要ではないと考えております。

今後、市として、市役所内の政党機関紙の

勧誘について、政治的中立に問題点があれば、市としての判断はすべきであると考えております。

しかし、今回の陳情について、私は反対といたします。

○議長（並松安文君）

ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（並松安文君）

討論なしと認めます。

これから、陳情第6号を採決します。この採決は電子表決により行います。

本件に対する委員長報告は採択です。

本件について、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は賛成のボタンを、反対の方は反対のボタンを押してください。

〔電子表決〕

○議長（並松安文君）

ボタンの押し忘れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（並松安文君）

押し忘れなしと認めます。

採決を確定します。賛成多数です。したがって、陳情第6号政党機関紙の庁舎内勧誘行為の実態調査を求める陳情は、採択することに決定しました。

△日程第8 陳情第7号現行の健康保険証の存続に関する陳情書

○議長（並松安文君）

日程第8、陳情第7号現行の健康保険証の存続に関する陳情書を議題とします。

本件について、文教厚生常任委員長の報告を求めます。

〔文教厚生常任委員長富迫克彦君登壇〕

○文教厚生常任委員長（富迫克彦君）

ただいま議題となっております陳情第7号現行の健康保険証の存続に関する陳情書につきまして、文教厚生常任委員会における審査

の経過と結果についてご報告申し上げます。

本陳情は、日置市東市来町長里在住の尾立隆男氏より提出されたものであります。

6月6日の本会議において本委員会に付託され、6月19日に委員全員出席の下、委員会を開催し、所管課である健康保険課に出席と説明を求め、その後、質疑、討論、採決を行いました。

陳情の趣旨といたしましては、マイナンバーカードの取得は任意としながら、令和6年12月2日以降はマイナンバーカードと健康保険証を一本化し、従来の健康保険証が廃止されます。

廃止された後は、新規の保険証の発行が終了することに伴い、保険診療を受けられない人が続出するなど、重大な問題に発展しかねない。

また、マイナンバーカードの取扱いにおいて、名前や住所の間違い、資格情報の間違い、また、負担割合のそごなど、約6割の医療機関でトラブルが発生しており、マイナ保険証の利用率も5%以下の状況にあることから、国民の不安は払拭されていない。

そのようにシステムが安定していないことを受けて、これまで国民が信頼を寄せ、安定的に運用されてきた健康保険証を存続させる必要があることから、国会及び関係行政庁に対し意見書の提出を求めるものであり、陳情事項としては、現行の健康保険証を廃止せず存続するとの内容であります。

次に、所管課の健康保険課から、制度の概要や本市の現状等について説明を求め、その内容について質疑を行いましたので、主なものをご報告いたします。

委員より、陳情の趣旨にもあるように、制度改正により医療行為が受けられない状態があってはならない。しっかりとしたフォロー体制が必要ではないかとの問いに、国が示す従前の案では、マイナ保険証を保有していな

い方は、本人の申請により資格確認書の交付を受けるとの方針でありましたが、現在では、マイナ保険証を保有していない方全てに、申請によらず交付する方針に変更されていることから、医療機関を受診できない状態にはならないとの答弁。

また、資格確認書とはどういうものかとの問いに、加入する健康保険の資格情報が記載されたものであり、従来のカード型を想定しているとの答弁。

マイナ保険証と資格確認書の有効期限はどうなっているのかとの問いに、マイナ保険証には有効期限はない。本市は、保険証の切替えを毎年8月に行っていることから、資格確認書についてもこれまでと同様に更新することになる。今年については、従来のとおり更新し、来年7月までの期間はマイナ保険証との併用となる。資格確認書の有効期限については、最大5年までで、その期間は保険者が決めることになっており、今後、県内の状況等を見ながら決めることになるとの答弁。

また、当分の間は、本人の意思により、マイナ保険証と従来の健康保険証、どちらを使うか選択できるが、医療機関ではマイナ保険証が優先されるのかとの問いに、法施行後は医療機関の受付でマイナ保険証の提示を推進されるものと思われるとの答弁。

そのほかにも質疑はありましたが、当局の説明で了承し、質疑を終了。

その後、討論に付したところ、マイナ保険証の暗証番号を忘れていたり、顔認証がうまく認識できず、医療機関の窓口で混乱を来すことが見受けられる。

また、資格確認書の発行により、医療を受けられない方はいないとの説明であったが、それなら現行の健康保険証を存続させたほうがよいと考えることから、この陳情の趣旨に賛成するとの賛成討論がありました。

また、これまでの健康保険証が廃止され、

マイナ保険証に一本化されることは、最初は戸惑うことがあるかもしれないが、システムトラブルなども徐々に減少し、安定した医療機関での窓口対応が進んでいくと考えている。また、マイナ保険証を保有していない方も、資格確認書で十分対応できるよう柔軟な制度設計になっていることから、この陳情の趣旨には賛同できないとの反対討論がありました。

その後、採決を行いまして、採決の結果、陳情第7号現行の健康保険証の存続に関する陳情書については、賛成少数で不採択すべきものと決定いたしました。

以上で、文教厚生常任委員会の報告を終わります。

○議長（並松安文君）

これから、委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（並松安文君）

質疑なしと認めます。

これから、陳情第7号について討論を行います。

発言通告がありますので、山口初美議員の賛成討論の発言を許可します。

○16番（山口初美さん）

陳情第7号現行の健康保険証の存続に関する陳情に賛成の立場で討論を行います。

現行の健康保険証の存続を求める決議の採択と意見書の提出については、私もそうすべきと考えます。取得を任意とするマイナ保険証への移行に伴う健康保険証の廃止であり、マイナンバーカードの強制にほかならないと考えます。

マイナ保険証の利用率はいまだに7%そこそこです。病院受付窓口では顔認証ができなかったり、暗証番号を忘れて手続が進まなかったり、保険料率が誤って表示されるなどのトラブルが後を絶ちません。

マイナ保険証がなくても医療を受けられる

ようにするために、資格確認書を発行すると説明がありましたが、それならわざわざそんなことを手間暇かけて、お金をかけて発行しなくても、今までどおり紙の保険証を残せばいいことです。

健康保険証の存続を求めるこの陳情に、私は賛成です。

以上、賛成討論といたします。

○議長（並松安文君）

次に、黒田澄子議員の反対討論の発言を許可します。

○14番（黒田澄子さん）

私は、陳情第7号現行の健康保険証の存続に関する陳情書に対して、反対の立場で討論させていただきます。

令和5年6月9日付で交付されましたマイナンバー法等の一部改正法により、健康保険証はマイナンバーカードと一体化された、いわゆるマイナ保険証に切り替わり、現行の健康保険証については、令和6年12月に廃止されることになりました。

これまで様々なヒューマンエラーが報道されましたが、国は信頼回復に向け、個別データの総点検や再発防止の徹底、デジタル化への理解促進及びマイナ保険証への不安を払拭することの方針を掲げており、健康保険証の廃止は、これらの措置を完了することが大前提であるとしていますが、日置市ではこのようなエラーはまず起きていません。

また、オンラインによる資格確認を行えない方に対する対応策として、マイナ保険証を保有していない方全てに、資格確認書を個人個人の申請によらず交付するとの方針を示して、医療機関の利用はこれまでどおりであります。

本市でも、マイナンバーカードへのひもづけをしていない市民や、そもそもカードを作っていない市民に、申請しなくても市が資格確認書を送付するとの、当局より答弁が委員

会審査の中でありましたので、委員会で不安は全くないことを確認しました。

マイナ保険証のメリットとして、限度額認定証などの書類の窓口申請や病院での提示が不要になることや、保険証での期限切れや紛失による再交付がなくなります。また、マイナポータルで、健診や医療機関の受診情報なども確認もできます。

陳情趣旨の、保険証を残さなければ市民は困るんだといったことは何らないことを確認し、よって現在の紙の健康保険証が廃止されても問題はありません。また、資格確認書は保険証と同じサイズにしていくことも確認できましたので、使い勝手もこれまでと変わりません。

よって、この陳情は採択に当たる要素がなく、陳情第7号は不採択すべきと考え、反対討論といたします。

○議長（並松安文君）

ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（並松安文君）

討論なしと認めます。

これから、陳情第7号を採決します。この採決は電子表決により行います。

本件に対する委員長の報告は不採択です。したがって、原案について採決いたします。

陳情第7号を採択することに賛成の方は賛成のボタンを、反対の方は反対のボタンを押してください。

〔電子表決〕

○議長（並松安文君）

ボタンの押し忘れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（並松安文君）

押し忘れなしと認めます。

採決を確定します。賛成少数です。したがって、陳情第7号現行の健康保険証の存続に関する陳情書は、不採択することに決定しま

した。

△日程第9 議案第51号令和6年度日置市一般会計補正予算（第2号）

○議長（並松安文君）

日程第9、議案第51号令和6年度日置市一般会計補正予算（第2号）についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

〔市長永山由高君登壇〕

○市長（永山由高君）

議案第51号は、令和6年度日置市一般会計補正予算（第2号）についてであります。

歳入歳出予算の総額にそれぞれ2,394万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ319億4,700万円とするものであります。

今回の補正予算は、5月末の大雨による災害復旧費について、所要の予算を編成いたしました。

まず、歳入では、繰入金につきまして、歳入歳出予算の調整に伴う財政調整基金繰入金の増額により、2,394万4,000円を増額計上いたしました。

次に、歳出では、災害復旧費につきまして、農林水産施設災害復旧費で、農道、水路、集落道の施設維持修繕料並びに使用料及び賃借料の増額、公共土木施設災害復旧費で、道路、河川、公園の施設維持修繕料の増額により、2,394万4,000円を増額計上いたしました。

以上、ご審議をよろしくお願いいたします。

○議長（並松安文君）

これから、本案について質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（並松安文君）

質疑なしと認めます。

お諮りします。議案第51号は、会議規則第37条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（並松安文君）

異議なしと認めます。したがって、議案第51号は委員会付託を省略することに決定しました。

これから、議案第51号について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（並松安文君）

討論なしと認めます。

これから、議案第51号を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（並松安文君）

異議なしと認めます。したがって、議案第51号令和6年度日置市一般会計補正予算（第2号）については、原案のとおり可決しました。

△日程第10 請願第2号中等度難聴高齢者の補聴器購入費助成制度の創設を求める請願書

△日程第11 陳情第8号健康保険証の存続を求める陳情について

○議長（並松安文君）

日程第10、請願第2号中等度難聴高齢者の補聴器購入費助成制度の創設を求める請願書及び日程第11、陳情第8号健康保険証の存続を求める陳情についての2件を一括議題とします。

ただいま議題となっています請願第2号及び陳情第8号の2件は、文教厚生常任会に付託します。

ここでしばらく休憩します。次の会議を午後1時10分とします。

午前11時50分休憩

午後1時10分開議

○議長（並松安文君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

文教厚生常任委員長から、先ほど当委員会に付託されました請願第2号及び陳情第8号について、閉会中の継続審査申出書を提出されました。したがって、閉会中の継続審査の申し出についてを日程に追加し、追加日程第1として議題にしたいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（並松安文君）

異議なしと認めます。

閉会中の継続審査の申し出についてを日程に追加し、追加日程第1として議題とすることに決定しました。

△追加日程第1 閉会中の継続審査の申し出について

○議長（並松安文君）

追加日程第1、閉会中の継続審査の申し出についてを議題とします。

文教厚生常任委員長から、会議規則第111条の規定により、お手元に配付しましたとおり、閉会中の継続審査にしたいとの申出がありました。

お諮りします。委員長からの申出のとおり、閉会中の継続審査とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（並松安文君）

異議なしと認めます。したがって、委員長からの申出のとおり、閉会中の継続審査とすることに決定しました。

△日程第12 閉会中の継続調査の申し出について

○議長（並松安文君）

日程第12、閉会中の継続調査の申し出についてを議題とします。

総務企画常任委員長、文教厚生常任委員長、産業建設常任委員長及び議会運営委員長から、会議規則第111条の規定により、お手元に配付しましたとおり、閉会中の継続調査にしたいとの申出がありました。

お諮りします。各委員長からの申出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（並松安文君）

異議なしと認めます。したがって、各委員長からの申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

△日程第13 所管事務調査結果報告について

○議長（並松安文君）

日程第13、所管事務調査結果報告についてを議題とします。

文教厚生常任委員長から、議長へ所管事務調査結果報告がありました。配付しました報告書は、市長へ送付します。

△日程第14 議員派遣の件について

○議長（並松安文君）

日程第14、議員派遣の件についてを議題とします。

お諮りします。お手元に配付しましたとおり、会議規則第167条の規定により、議員を派遣することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（並松安文君）

異議なしと認めます。したがって、お手元に配付しましたとおり、議員を派遣すること

に決定しました。

△閉 会

○議長（並松安文君）

以上で、本日の日程は全部終了しました。

ここで、市長から発言を求められておりますので、これを許可します。

〔市長永山由高君登壇〕

○市長（永山由高君）

定例市議会の閉会に当たり、ご挨拶を申し上げます。

さて、今期定例会は、6月6日の招集から本日の最終本会議まで、26日間にわたり、令和6年度一般会計補正予算をはじめ、教育委員、公平委員の同意、補正予算や日置市税条例の一部改正などの専決処分の承認、財産の取得、南薩地区衛生管理組合規約の変更、日置市過疎地域産業開発促進条例の一部改正、日置市税条例等の一部改正など、各種重要案件につきまして、大変熱心なご審議を賜り、いずれも原案どおり可決していただきましたことに対しまして、心から厚くお礼申し上げます。

市政は、執行部と議会が車の両輪として、十分な情報開示の下に、対話を重ねて進められるべきものと認識しております。

また、日置市を思う気持ちは、議員各位、執行部ともに相通ずるものと考えております。

今後とも引き続き、丁寧で分かりやすい説明に努めてまいりますとともに、会期中、議員各位からご指摘のありました点につきましては、真摯に受け止め、円滑な市政の運営に努めてまいります。

議員各位におかれましては、十分健康に留意され、今後の市政運営に一層のご協力を賜りますようお願いいたしまして、閉会に当たりましてのご挨拶とさせていただきます。誠にありがとうございました。

○議長（並松安文君）

これで、令和6年第2回日置市議会定例会を閉会します。皆さん、大変ご苦労さまでした。

午後1時15分閉会

地方自治法第123条第2項の規定によってここに署名する。

日置市議会議長 並松安文

日置市議会議員 重留健朗

日置市議会議員 福元 悟